全國都市問題會議會報特別號

第五回總會文献 6

# 第五回總會要錄

全國都市問題會議

全國都市問題會議會報特別號

第五回總會文獻6

# 第五回總會要錄


| | | |
|---|---|---|
| 業企益公の市都 | 告報究研 | 1 |
| 上 設施健保の市都 | 告報究研 | 2 |
| 下 設施健保の市都 | 告報究研 | 3 |
| 篇 補 追 | 告報究研 | 4 |
| 例事千若營經業企益公 | 料資考參 | 5 |
| 錄要會總回五第 | | 6 |


全國都市問題會議

総会の状況（右上博田戸ますなを母堂主右）

020435

總會場（京都帝國大學）

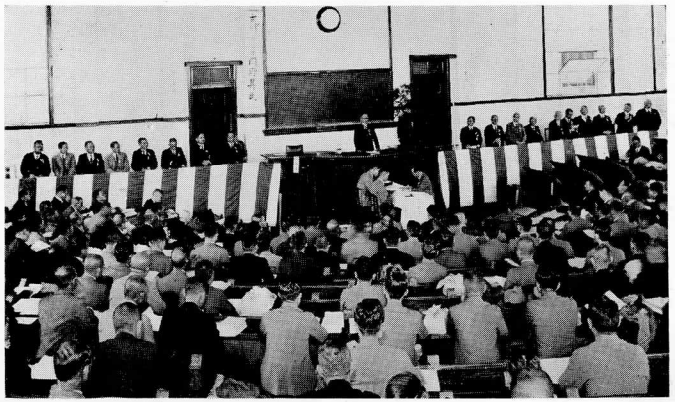

開會式・岡野理事式辭

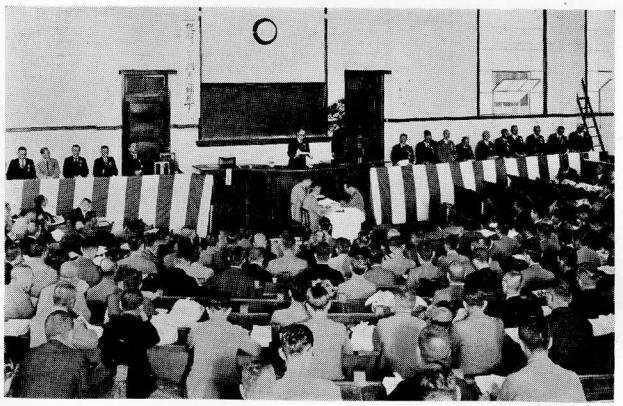

開會式・內務大臣祝辭
（挾間內務省衛生局長代讀）

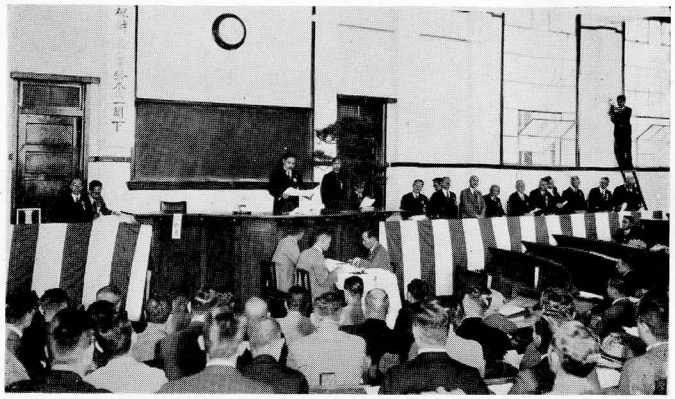

開會式・鈴木京都府知事祝辭

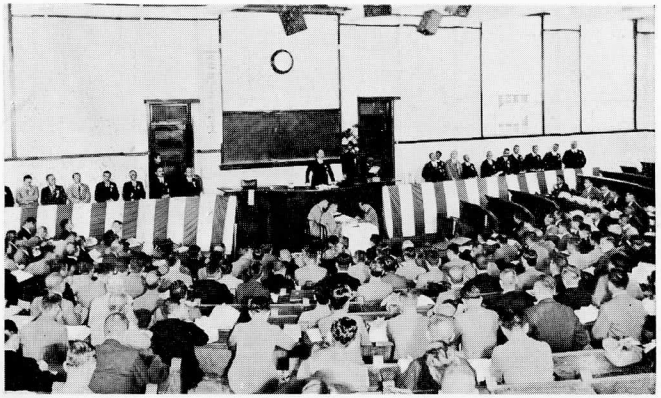

開會式・市村京都市長歡迎の辭

總會・主報告者研究報告

第一部會・研究報告及び討議

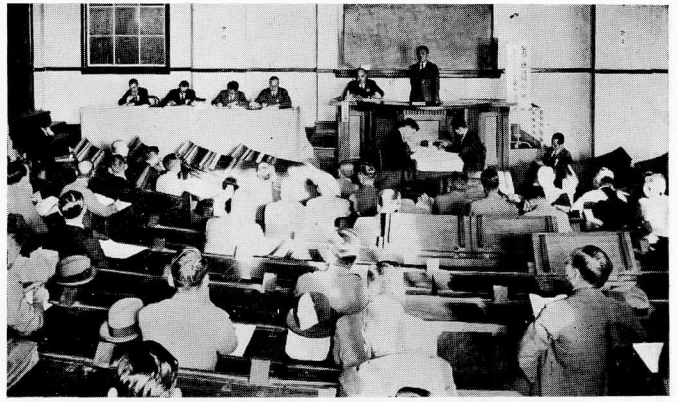

第二部會・研究報告及び討議

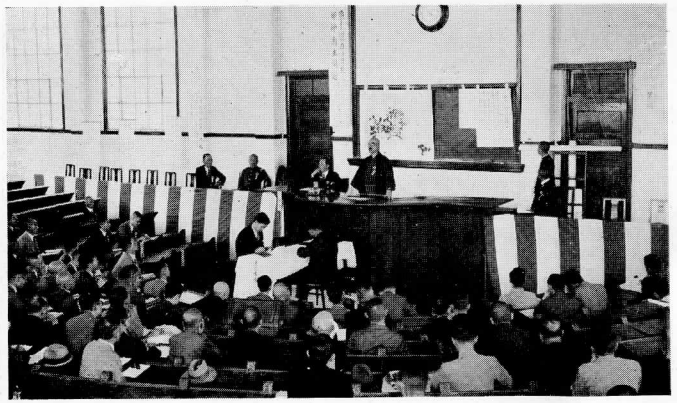

總會・特別報告

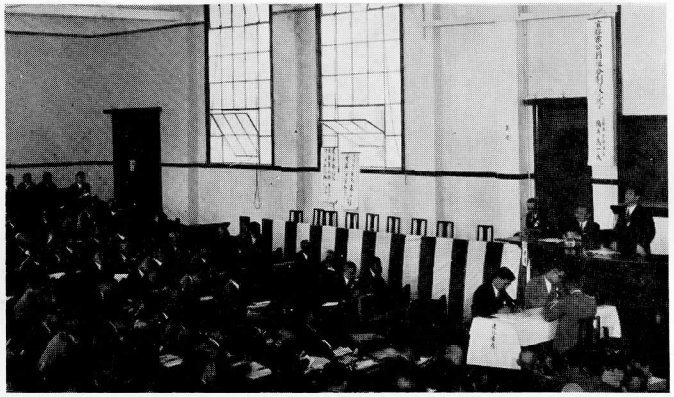

總會・開催市特殊事項に關する報告

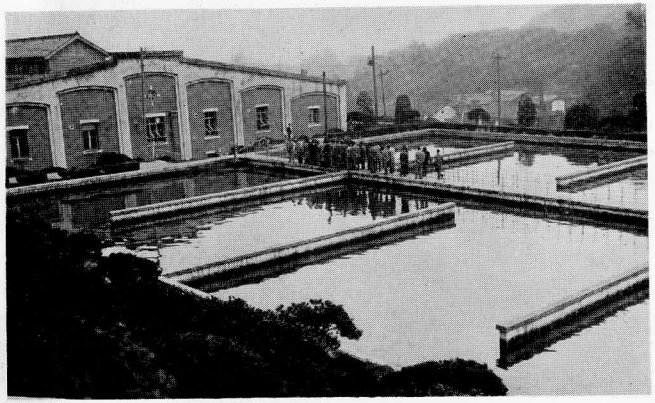

實地視察・第一班（蹴上淨水場）

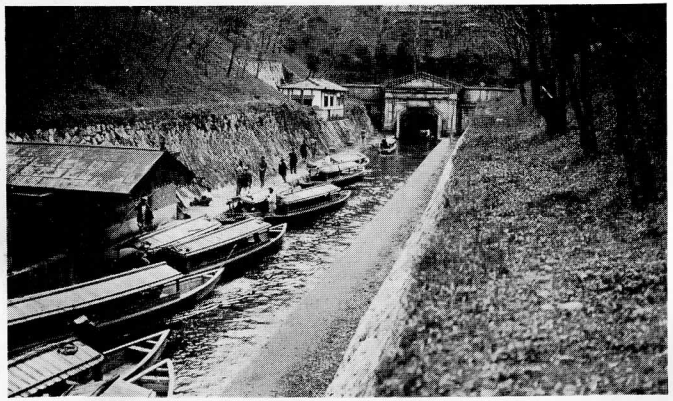

實地視察・第四班（疏水取入口）

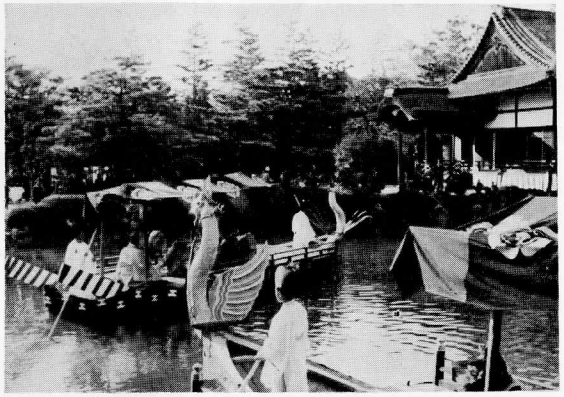

京都市長招待園遊會（平安神宮神苑）

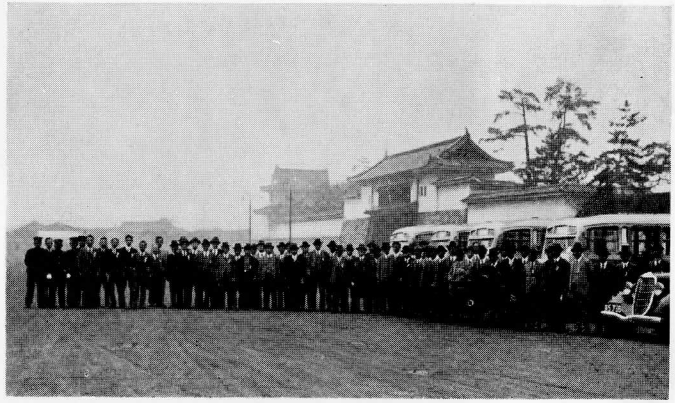

拜觀（二條離宮）

都市問題公開講演會

# 凡例

一　本書は第五回全國都市問題會議總會に關する一切の記錄なり。

二　本書は別冊「研究報告都市の公益企業」、「同都市の保健施設(上)」、「同都市の保健施設(下)」及び「同都市の公益企業、都市の保健施設(追補篇)」竝に「參考資料」と併せて總會關係文書の全部を組成するものなり。

三　本書の分類篇別は、便宜上(一)總會の準備行爲に屬する事項、(二)總會經過の叙述、(三)總會に現はれたる報告討議會の內容の三篇に大別したる上、各篇を更に小分類し、別に參考事項を附錄せしめたり。

尙第二篇中に收むべき總會參加者氏名は、參照の便宜上特に卷末に揭出せり。

三　本書所載事項中、速記に依りたるものは大體速記の儘に收錄するを旨としたるも、會議の寫實に影響なしと認めたる事項に就ては、多少速記を收縮したる個所あり、是れ唯編纂上の都合に依ることゝ御諒承を請ふ。

四　本書は前揭の如く、總會關係文書として總會參加者に配付するを主旨としたるが獨立の

文獻として取扱ふも亦斯問題研究上好箇の參考資料たるべきを信ず。

五　本書の刊行は即ち第五回全國都市問題會議總會事務の終結なり。この機會に總會參加者各位に敬意を表し、又總會の爲め直接間接に寄與せられたる官公私各方面、殊に終始格別の盡力を煩はしたる京都市及び京都帝國大學、京都府、京都商工會議所、京都市に於ける言論機關竝に學界、拜觀、視察見學先等の關係當局に厚き感謝を捧ぐ。

昭和十二年二月

全國都市問題會議

# 第五回全國都市問題會議總會6

# 第五回總會要錄　目次


**第一篇　總會準備**……一

**第一**　第五回總會開催計畫に關する事項……三

一　總會準備經過……三

二　開催地當局の援助……七

**第二**　總會參加者に對する處遇……八

一　參加者に對する文書等の配布……八

**第二篇　會議總說**……一二

**第一**　總會第一日……一三

一　序說……一三

二　開會式……一三

會議理事東京市政調査會事務理事岡野昇氏式辭(一三)……內務大臣潮惠之輔氏祝辭(一七)……京都府知事鈴木敬一氏祝辭(一七)……京都帝國大學總長松井元興氏祝辭(一八)……京都商工會議所會頭田中博氏祝辭(一九)……京都市長市村慶三氏歡迎の辭(二〇)

三　議事……二一

四　主報告者研究報告（報告内容は總て第三篇に蒐輯す）……三三
五　部會（同　前）……三四
第二　總會第二日……三四
一　序說……三四
二　部會（報告内容は總て第三篇に蒐輯す）……三五
三　特別報告（同　前）……三五
四　開催市特殊事項に關する報告（同　前）……三五
五　部會の報告討議經過報告（同　前）……三六
六　理事互選……三六
七　閉會式……三七
會議理事東京市政調査會專務理事岡野昇氏挨拶（三八）……京都市長市村慶三氏挨拶（三九）……參會者代表福島市長佐藤澤氏挨拶（三〇）
第三　總會第三日……三〇
一　序說……三〇
二　實地視察……三一
三　京都市長招待園遊會……三三
第四　京都御所竝に二條離宮拜觀……三三
第五、總會參加者及び準參加者（各氏名は卷末に掲出す）……三四
第六　都市問題公開講演會……三四
第七　京都市公同組合記念展覽會……三五
第三篇　報告及び討議内容……三七
第一　主報告者及び特別報告者の研究報告……三七
一　序說……三七
二　主報告内容……三七
(イ)　一般的公經濟化傾向と公益企業……大阪商科大學長　河田嗣郎君……三七
(ロ)　公益企業と都市財政……京都帝國大學教授　汐見三郎君……三九
(ハ)　大都市交通機關の運賃……鐵道省監督局長　前田穰君……七〇
(ニ)　都市保健問題の特質と其の對策……内務省衛生局長　挾間茂君……七二
(ホ)　本邦都市下水及汚物處分と魚介衞生私見……京都帝國大學教授　戸田正三君……一〇五
(ヘ)　本邦都市の塵芥處理に就て……京都市保健部長　飯野斐君……一一三
三　特別報告内容……一一七
壯丁の體力より觀たる都鄙衞生問題……小泉親彦君……一一七
四　開催市特殊事項に關する報告内容……一二五
(イ)　京都市の風水害と其の復興……京都市土木局都市計畫課長　岩井芳通君……一二五
(ロ)　京都市公同組合制度に就て……京都市廳務課長　國島高一君……一二七
第二　第一部會報告討議……一八四
一　序說……一八四
二　報告討議内容……一八四

(イ) 公企業の運營に於ける官僚主義、商業主義、公共主義…大阪商科大學助教授 竹中龍雄君…一八四
(ロ) 外國大都市に於ける交通統制に就て…鐵道省監督局 菱谷惣太郎君…一九〇
(ハ) 交通に關する希望…大阪府交通營業部嘱託 柴谷善次郎君…一九三
(ニ) 新動機に基く公益企業工業港計畫の一例…都市計畫大阪地方委員會技師 鳥井信君…二〇三
(ホ) 都市交通事業統制の範圍…東京市電氣局庶務課調査掛長 山口喜一君…二〇九
(ヘ) 東京市に於ける公益企業の動向…東京市監督局都市計畫課技師 小田川利喜君…二一七
(ト) 公企業の統制に就て…東京市主事 橋中一郎君…二二八
(チ) 都市に於ける公益企業としての住宅經營…大阪府營繕部建築課 村井進君…二三七
(リ) 經營者の立場より見たる市内交通機關の經營問題の一考察…大阪市電氣局運輸部長 岩本熊太郎君…二四三
(ヌ) 公益事業の公營に關する若干問題…和歌山高等商業學校教授 大畑文七君…二四九
(ル) 市營バスとガソリン問題について…京都市電氣局技師 西田徳次郎君…二五四
(ヲ) 交通に關する希望(補完)…大阪府交通營業部嘱託 柴谷善次郎君…二六一

**第三** 第二部會報告討議…二六四

一 序說…二六四
二 報告討議內容…二六四
(イ) 都市塵芥處理及び結核問題に就て…神戸市衞生課長 岩田穣君…二六四
(ロ) 公園の照明に就て…東京市保健局公園課長 井下清君…二六九
(ハ) 兒童遊園の位置に就て…慶應義塾大學教授 奥井復太郎君…二七四
(ニ) 戸田博士主報告「本邦都市下水及汚物處分と魚介衞生私見」に就て…名古屋市保健部長 金原庄治郎君…二七九
(ホ) 都市生活と保健問題…京都市立衞生試驗所長 吉田房雄君…二八二
(ヘ) 都市保健と精神衞生との關係に就て…濱松市參事會員 園田繁草君…二八九
(ト) 保健問題と社會階級…東京市監査局統計課 豊浦淺吉君…二九四
(チ) 都市保健問題に關し都市計畫の反省及び此の結果としての地方行政の更改に就て…都市計畫東京地方委員會技師 石川榮耀君…二九八
(リ) 照明を中心とする都市保健問題…照明學會都市照明委員會委員 石川榮耀君…三〇三
(ヌ) 國土計畫と農村工業聚落…都市計畫東京地方委員會技師 吉村辰夫君…三〇九
(ル) 上水道施設の安全…東京市水道局給水課長 岩崎富久君…三一〇
(ヲ) 朝鮮家屋の衞生的考察…京城府會議員 菅總治君…三一四
(ワ) 工場廢水放流と其の弊害及對策…社團法人水道協會 三川秀夫君…三一七
(カ) 多量なる工場廢水を混有する下水處理に就て…京都市水道局下水課長 中條都一郎君…三二一
(ヨ) 戸田博士主報告「本邦都市下水及汚物處分と魚介衞生私見」に對する討議…三二四
(タ) 神戸市に於ける外人墓地に就て…神戸市土木部都市計畫課長 奥中喜代一君…三三二
(レ) 日本赤十字社施設の保健衞生事業…日本赤十字社京都支部主事 西原光太郎君…三三八

**第四** 兩部會に於ける報告討議の經過報告…三三八

一 序說…三三八

二　第一部會の報告討議經過報告…… 京都市助役　加賀谷朝藏君…三三八
三　第二部會の報告討議經過報告…… 京都市助役　石川芳太郎君…三四一
附記　第五回全國都市問題會議總會に關する文獻類……三四四
第五回總會係員事務分擔表……二四七―八
第五回全國都市問題會議總會參加者名簿……三四八

# 第一篇　總會準備

# 第一　第五回總會開催計畫に關する事項

## 一　總會準備經過

本會議の總會は、會議規約第七條に依り隔年一回開會の定めなるを以て、第五回總會は昭和十一年中開催のことゝなり居れり。依つてこれが要綱を議定せんが爲め昭和十年三月三十日及び同年十一月十六日の兩回、會議事務局に理事會を開きて第五回總會開催に關する諸般の事項を決定したり。即ち開催期は昭和十一年十月、開催地は京都市、議題は第一議題「都市の公益企業」第二議題「都市の保健施設」とし、その他の關係事項は從來の慣行に依るべきことに決定を見たり。仍て事務局は之を正會員に告知すると共に、汎く關係各方面へ發表するところあり。昭和十一年に入りては會報第六、第七及び第八號を以て議題の解說、議題關係文獻目錄等を發表し、研究報告執筆者の便に資すると共に、終始各方面の參加を勸奬し、主報告者の選定も同年六月末を以て之を了したり。尙本件準備に關しては前揭理事會以外に、官公各方面の關係者を煩はして、隨時必要の研究又は打合の會合を催したること六回に及べり。

右の如き經過に於て、各關係當局の熱心なる共力を得つゝ、十月十四、十五日京都帝國大學講堂に報告討議、同十六日を實地視察、十七日御所竝に離宮拜觀に充つるの準備を整へ、各方面よりの參加申込の受付亦逐日多きを加へ來れり。（以上の經過に關しては、會報第六、第七、第八及び第九號參照）

## 第五回總會日程

**第一日　會　議**（十月十四日・水）

會　場　京都帝國大學法經大講堂

開會の式　午前九時

（一）式　辭　會議理事　東京市政調査會代表　岡野昇氏

（二）祝　辭　內務大臣　潮惠之輔閣下

（三）同　京都府知事　鈴木敬一閣下

（四）同　京都帝國大學總長　松井元興閣下

（五）同　京都商工會議所會頭　田中博氏

（六）歡迎の辭　京都市長　市村慶三氏

總　會

事務報告及び議事方法に就ての報告　會議理事　東京市政調査會代表　岡野昇氏

第一議題主報告者研究報告

（一）一般的公經濟化傾向と公益企業　大阪商科大學長　法學博士　河田嗣郎氏

（二）公益企業と都市財政　京都帝國大學教授　經濟學博士　汐見三郎氏

（三）大都市交通機關の運賃　鐵道省監督局長　前田穰氏

第二議題主報告者研究報告　午後一時

（一）都市保健問題の特質と其の對策　內務省衛生局長　挾間茂氏

（二）本邦都市下水及汚物處分と魚介衛生私見　京都帝國大學教授　醫學博士　戶田正三氏

（三）本邦都市の塵芥處理に就て　京都市保健部長　醫學博士　飯野斐氏

部　會　午後三時二十分

（一）第一部會（第一議題關係）に於て會員の報告討議

（二）第二部會（第二議題關係）に於て會員の報告討議

**第二日　會　議**（十月十五日・木）

部　會　午前九時各其の會場に於て開會

（一）第一部會（第一議題關係）に於て前日に引續き會員の報告討議

（二）第二部會（第二議題關係）に於て前日に引續き會員の報告討議

總　會　午後一時　兩部會を合し大講堂に於て開會

（一）特別報告　陸軍省醫務局長　陸軍軍醫總監　醫學博士　小泉親彥氏

壯丁の體力より觀たる都鄙衛生問題

（二）開催市特殊事項に關する報告

（イ）京都市の風水害と其の復興　京都市土木局長　高田景氏

（ロ）京都市公同組合制度に就て　京都市庶務課長　國島高一氏
（三）第一部會の報告討議經過報告　第一部會議長
（四）第二部會の報告討議經過報告　第二部會議長
（五）會議理事互選
閉會の式
（一）挨拶　會議理事　東京市政調査會代表　岡野昇氏
（二）同　京都市長　市村慶三氏
（三）同　參會者代表

**第三日　實地視察**（十月十六日・金）

第一班　午前八時蹴上發電所前集合
蹴上發電所、蹴上淨水場、松竹下鴨撮影所、天龍寺、嵐山
第二班　午前八時二條離宮前集合
兒童院、日活太秦撮影所、宇多野療養所、栂尾高山寺、高雄神護寺
第三班　午前八時東本願寺前集合
枳殼邸、吉祥院下水處理場、横大路塵芥燒却場、宇治平等院
第四班　午前八時出町柳叡山電鐵停留場集合
叡山根本中堂、坂本日吉神社、三井寺下疏水取入口、疏水下り
京都市長御招待園遊會　各視察班歸着集合の上平安神宮の苑内に於て午後三時より催さるゝ京都市長御招待園遊會に臨み、同所にて解散

**京都御所竝に二條離宮拜觀**（十月十七日・土・祭日）

午前九時京都御所前竝に二條離宮前に拜觀希望者を二分して集合、御所及び離宮を拜觀

## 二　開催地當局の援助

開催地たる京都市は曩に第四回總會開催に際し、其の開催地に豫定せられ、市當局が絶大の厚意を以て諸般の準備を取進められたるは勿論、京都帝國大學當局は同講堂を會場として使用方に付、又宮内省に於かれては京都御所、三離宮の拜觀方に付、夫々配慮せられる等、勘からざる盡力に浴しつゝありしところ、其の開催期直前に至り、不幸風水害の厄難に際會、遂に同市にての開催を斷念するの止むなきに至りたるものなり。

然るに今回再び第五回總會開催地に決定を見るや、京都市當局は多大の犧牲を拂はれ、周到綿密なる用意の下に、萬般の斡旋を採られ、會議をして非常なる盛會裡に終始せしめられたるのみならず、特に園遊の催しを以て一同を厚く犒はれたるは、參加者の齊しく感謝措く能はざりしところ、特に記して、銘謝を永久に傳へんとす。殊に實地視察、會場設備竝に御所離宮拜觀の手配、參會者の優遇等に關しては殆ど擧げて同市當局の配意に俟ちし所にして、又總會開催中は勿論その前後共日夜多數吏員を動員して會議事務を援助せられたる等、至らざるなき厚意を寄せられたることは、眞に感佩に堪へざるところなり。京都帝國大學亦同講堂を總會會場として供用す

るを快諾せられしのみならず、係員を以て諸般の援助を行はれ、又宮内省に於かれては京都御所竝に二條離宮の拜觀を差許され、その他官民諸方面より鮮からざる厚意に浴したるは、參會者一同の感謝を禁じ得ざりしところなり。

## 第二　總會參加者に對する處遇

### 一　參會者に對する文書等の配布

總會へ參加の會員に對し配布したる文書、印刷物、徽章等左の如し。

（イ）第五回總會文獻　1　研究報告『都市の公益企業』
2　研究報告『都市の保健施設』（上）
3　研究報告『都市の保健施設』（下）
4　研究報告『都市の公益企業　都市の保健施設』（追補篇）
5　參考資料『公益企業經營に關する若干事例』

（ロ）東京市政調査會提出「公益企業法案」

（ハ）京都總會彙報　第一　日程及參加者注意要項
第二　日程細目及關聯諸事項
第三　參加者名簿
第四　參加者追補及改訂
第五ノ一　拜觀竝視察個所說明概要

（ニ）參會者徽章

（ホ）第五回總會記念「財團法人　東京市政調査會繪葉書」其の他外に京都市より寄贈の

（ヘ）園遊會京都市長招待狀

（ト）京都市頒布『市政概要』『京都市財政概要』『京都市保健施設概要』『京都市三事業概要』『京都名勝』其他繪葉書

（チ）市內電車優待乘車券　東、西本願寺、知恩院、金閣寺、銀閣寺拜觀券　記念動物園、恩賜博物館觀覽券

右の外第二部會に於ける照明學會の報告の資料として同部會場にて都市照明委員會「照明を中心とする都市保健問題」を配布す。

又以上の諸交付物包裝用として、京都市「大丸」「高島屋」竝に「丸物」の三百貨店より風呂敷の寄贈を受く。

尙參會者に對しては鐵道二、三等旅客運賃二割引證を交付したり。

# 第二篇　會議總說

# 第一總會第一日

## 一　序　說

昭和十一年十月十四日（水曜、晴天）京都市京都帝國大學法經大講堂に於て全國都市問題會議第五回總會開始さる。

## 二　開　會　式

午前八時五十分、振鈴と共に參會者一同、竝に來賓として內務大臣代理衞生局長挾間茂、京都府知事鈴木敬一京都帝國大學總長松井元興、京都商工會議所會頭田中博、京都市長市村慶三の諸氏、主報告者、會議理事及び一般參會者五百餘名總會場たる法經第一教室に入場、着席を畢るや、定刻九時、會議理事東京市政調査會專務理事岡野昇氏司會の下に開會式を擧行、岡野理事の式辭、潮內務大臣（挾間衞生局長代讀）、鈴木京都府知事、松井京都帝國大學總長、田中京都商工會議所會頭の祝辭竝に市村京都市長の歡迎の辭あり。

### ○會議理事東京市政調査會專務理事岡野昇氏式辭

閣下竝に諸君、

玆に第五回全國都市問題會議總會を開會致しまするに當りまして、會議理事たる私より一言御挨拶を申上げま

することは洵に光榮に存ずる次第であります。

本日は内務大臣代理、京都府知事、京都帝國大學總長、京都商工會議所會頭、京都市長を初めまして、諸閣下各位の御來臨を忝ふ致しまして、本會の上に一段の光彩を添へ得ましたることは滿場の會員と共に深く御禮を申上ぐる所であります。

さて本會議は昭和二年に第一回を大阪に、同五年に第二回を東京に、同七年第三回を名古屋に、同九年に第四回を東京に開きまして、今回は其の第五回に當るのでございます。而して第二回東京總會に於きまして、斯の如き有益なる會合は、一時的のものと致すに忍びないから之を恒久的の機關としたいと云ふ議が起りまして、各方面の御贊同を得て左樣決定されたのであります。爾來、東京市政調査會が其の事務局の御世話を申上ぐることに相成つたのでございます。

總會を開きます毎に常に其の開催地の市當局を始め皆樣の勘からざる御盡力を戴いて居ることでありまするが、誠に此點恐縮に存じて居るのであります。殊に御當地の京都市は、前回一度び開催地と決定致したのであります。之に對して萬端其の準備を完了致しました途端に偶〻未曾有の風害に襲はれまして、急に之を東京に開くことに變更致したのでございます。丁度今回は更に又諸事京都市の御厄介に相成ることになりました。此點再度のことであるに拘らず、市當局には心からの御盡力を下さいましたことは、特に此機會に御禮を申上げなければならぬことゝ存ずるのであります。

尚ほ會場のことに就きまして、京都帝國大學に於ては非常なる御同情を下さいまして、萬端御世話を願ひましたことは是又厚く御禮を申上げなければならぬ所であります。

本會議に於きましては先づ議題が定まりまするると、事務局に於きましては、其の議題の内容を分析致しまして之に一々解說を加へまして、論點の範圍を示しまして豫め會員諸君に頒布致して居ります。而して是が爲めに總會に於ては論議の多岐に亘るを避けまして、努めて短時日に極めて深き〳〵知識の交換をなすことが出來るやうに努めて居る次第であります。尚ほ會員諸君には會議に發表せらるゝ報告其の他の文獻を印刷に附してお配り致しまして、此會議が終了致しました後に於ても、平素此の問題に付ての御研究の資料として戴きたいと云ふことを考へて居ります。

第一回より以來毎回其の時機に於ける研究上適當なる實際問題を捉へまして議題となし、而も可なり廣汎なる問題なるに拘らず會議に於て發表せらるゝ意見は、何れも皆樣の御研究のエッセンスでありますので、議場は極めて靜肅に、極めて眞劍に檢討されることが從來の例になつて居ります。而かも其の論議が問題の要を衝く貴重なる御意見は何れも夫々の問題に對しまして、據るべき文獻として重要なる指導的役割を演じて居ることは從來の例に依つても明かである、即ち斯樣な光輝ある沿革を有して居りますのであります。回を重ぬる毎に會議の効果は追々增大して參りまして、各方面から賞贊を得るに至りましたことは偏へに會員諸君の熱心なる御研究の賜であると存ずるのであります。

今回總會の第一議題として取上げましたのは、都市の公益企業と云ふ題であります。都市に於ける公益事業は市民日常の生活に極めて深き關係を有して居ることは申す迄もない次第であります。去る昭和六年十二月東京市

政調査會が、六大市長の依囑に依りまして調査致しましたる公益企業法案を發表したのであります。尚ほ之に加へまして、翌七年の一月には其の案に對しまする各方面の權威者の御意見を伺ひまして、之を收錄して特輯號を發行致して居るのであります。其の時から大分時を經過致して居りまするが、最近に急激なる膨脹發展を示して居る公益企業に對して、此の際適當なる對策を講ずることが必要であると云ふ考へから致しまして、之を第一議題に選んだ次第であります。

又第二議題として取上げましたのは、都市の保健施設と云ふのであります。都市に於ける人口集中、產業の發展と云ふものは、市民殊に勞働者階級を戰慄すべき不衞生狀態に陷らしめんと致して居るのであります。今日我が國都市に於ける保健衞生は、稍〻見るべきものがあるとせられて居りますが、農村に至つては未だ全く手が伸びて居らぬと云うても宜しからうと存ずる狀態であるのであります。又都市と雖も勤勞無產市民の保健に至つては未だ將來の遠い狀態に置かれて居るやうに考へるのであります。近時漸く公衆衞生に對する認識が高まりまして衞生行政は地方行政上に重要なる地步を占めんとして世人注視の焦點となりつゝあるのであります。此際之を捉へて第二議題と致したる次第であります。

幸ひに主報告者初め一般報告者には、何れも斯界の權威者のみでありまして、其の方々の御承諾を得るに至りましたことは、誠に本會議の光榮と致す所であります。此の會議に於きましては、各位は眞劍なる御意見の交換が起らうと存じます。是は必ずや會議の目的を十分に達成することを得る事と信じて疑ひませぬ。何卒會員諸君、一層の御努力に依りまして會議の効果を全うせしめられんことを切望して已まぬ次第であります。之を以て式辭と致します。

### ○內務大臣潮惠之輔氏祝辭

都市人口ノ集中較近殊ニ著シク諸般ノ施設之ニ伴フテ整備擴充ヲ圖ルヘキモノ益〻滋カラントス時局極メテ重大ニシテ國ヲ擧ケテ今方ニ更始一新ノ實ヲ擧クルニ一段ノ精進ヲ要スヘキノ秋茲ニ第五回全國都市問題會議總會ノ開催セラレテ當面重要ノ問題タル都市ノ公益企業竝保健施設等ニ關シ研鑽討議ヲ悉クサルルハ其ノ效果ノ及フ所寔ニ尠少ナラサルヲ信ス冀クハ其ノ蘊蓄ヲ盡シ經驗ヲ傾ケ都市ノ完成ヲ期シ住民ノ福祉ヲ進ムルニ於テ大ニ寄與スル所アランコトヲ一言所懷ヲ述ヘテ祝辭トス

### ○京都府知事鈴木敬一氏祝辭

惟フニ都市ハ政治經濟社會上文化ノ淵叢ニシテ國家活力ノ源泉ナリ故ニ都市ノ興廢ハ國家ノ運命ヲ規定シ民族ノ盛衰ヲトスト謂フモ敢テ過言ニ非サルヘシ、然ルニ較近急激ナル產業ノ興隆ハ人口ノ急速ナル都市集中ト無制限ナル都市ノ膨脹ヲ招來シ都市行政ニ市民生活ニ幾多ノ弊害ヲ釀成シツヽアルハ眞ニ遺憾ニ堪ヘサル所ニシテ之カ禍根ヲ除キ都市ノ發展ニ統制ト規矩ヲ與ヘ以テ都市環境ノ改善ト行政財政ノ刷新ヲ期スルハ刻下ノ急務ナリト〃信ス

此ノ秋ニ當リ第五回全國都市問題會議總會ヲ開催シ公益企業保健施設等ノ都市政策上ノ重要問題ニ付研鑽討議セラレムトスルハ洵ニ時宜ヲ得タルノ好擧ト謂フヘク我國都市經營ノ進展ニ資スル所蓋シ甚大ナルモノアリト信ス

冀クハ各位ニハ協心戮力蘊蓄ヲ傾ケ經驗ヲ披瀝シ以テ所期ノ成果ヲ收メラレンコトヲ

一言蕪辭ヲ呈シテ祝辭トス

### ○京都帝國大學總長松井元興氏祝辭

閣下竝諸君、

本日第五回全國都市問題會議の御開會に當りまして私もお招きに預りまして、席末を汚しまして玆に一言祝辭を申述べる機會を得ましたることを光榮とするものであります。

本會議も回をお重ねになるに從ひまして、幾多の重要なる都市問題の解決と云ふことが、順々に出來上りまして、いろ〳〵の施設其の他が改良せられると云ふことは、是は都市の問題としてのみならず、實に國家全體として非常に慶賀すべきことゝ存ずるのであります。先程からも申されましたるやうに、近時人口の都市集中と云ふことが、比年著しくなりまして、恐らくは將來に於きましても益〻其傾向が大となる事と思ふのであります。隨つて此一つ所に集中する人々に對して、其の福祉なり、其の便益なり、其の健康なりを保持するさう云ふ施設を行ふと云ふことは、是は當面の急務と思ふのであります。之無くしては一國の國運の進展と云ふことは、恐らくは期することは出來ないのでありませう。唯問題は頗る困難な問題でありまして、到底尋常一樣の手段を以て其の方策全部を盡すと云ふことは出來ないと思ふのであります。

幸ひに本會議に於きましては各方面の權威者、學者、有力者が網羅されて居るのでありますから、御研究の結果に依りまして必ず適切なる方法が考案せられることを疑はないのであります。私は斯の如き確信を以て本會議の前途に期待を致しまして、此の御開會に對して私の祝辭と致したいと思ふのであります。

### ○京都商工會議所會頭田中博氏祝辭

本日玆ニ全國都市問題會議第五回總會ヲ本市ニ開催セラレ全國都市ノ當路者並ニ學界ノ諸賢カ一堂ニ會セラレ都市ノ改善發展ヲ企圖センカ爲メ幾多重要問題ヲ審議討究セラレントスルハ本邦市政界ノタメ慶祝ニ堪ヘス

惟フニ都市ハ社會文化ノ中心ニシテ又國家活動ノ中樞トモ稱スヘク從ツテ都市ノ盛衰ハ乃チ國家ノ存亡ニ關ストイフモ過言ニ非ス而モ近來我國都市ノ膨脹發達ハ極メテ急激ニシテ我國ノ將來カ工業國トシテノ發展ヲ約束セラルル以上都市人口ハ更ニ飛躍的ニ增加ノ一路ヲ辿リ都市ハ愈〻其ノ活動ノ分野ヲ擴張シテ一段トソノ重要ノ度ヲ增加スル必然性ヲ藏セルコトハ洵ニ御同慶ノ至ナリ然レトモ之ニ伴ヒ都市ノ施設經營ハ益〻複雜多岐ヲ極ムルト同時ニ財政方面ニ於テ幾多至難ノ問題ニ逢着スルコトモ亦避ケ難キコトト言フヘシ殊ニ最近ニ於ケル我國社會情勢ノ推移並ニ經濟機構ノ變革ニ順應シテ都市ニ關スル法制並ニ機構ノ整備ハ固ヨリ各般ノ施設ニ對シテ更ニ新ナル轉機ヲ要請セラレツツアリ今後ノ市政關係者ノ責務タルヤ寔ニ重且ツ大ナリト謂フヘシ

今回ノ會議ニ於テ審議セラルル「都市ノ公益企業」及「都市ノ保健施設」ハ何レモ現下市政上ノ緊要問題トシテ眞ニ一日モ研究ヲ忽ニスヘカラサルモノ今此等ノ問題ニ付斯界ノ權威者、專門家諸賢ニ依リ刮目スヘキ論議ヲ重ネテ從來ニモ優ル成果ヲ收メラレ以テ我國都市ノ進展ト市民大衆ノ福利增進ニ寄與スル所大ナランコトヲ冀望シテ遏マス。

式ニ臨ミ聊カ所感ヲ陳ヘテ祝辭トス

## ○京都市長市村慶三氏歡迎の辭

第五回全國都市問題會議總會が、今回本市に於て開催せられることゝ相成り、各方面より多數の御參加を得て本日茲に盛大なる開會を見るに至りましたことは、開催地として、本市の最も欣幸とする所であります。

申上ぐるまでもなく、都市は國家構成の中樞であり、產業文化の重心でありまして、之が施設經營如何は、國運の消長に至大の關係を有するのであり、又輓近簇生しつゝある諸問題の解決は、眞に急を要するものがあると存じます。此の秋に當り中央官廳を始め、各地方の官公署、大學、學會、協會其の他の諸團體の權威者、竝に有力なる篤志家各位が、茲に一堂に會合されまして、都市の發達と市民の生活に不可缺の關係を有する「都市の公益企業」及び「都市の保健施設」を主なる議題として、日頃の蘊蓄と經驗を傾倒されましたる研究の發表、報告竝に討議を遂げられまして、各種の問題を解決し、以て都市の進展と公共の福利增進を圖り、自治行政の眞諦を發揮せしめ、國家の隆昌に寄與せられんとすることは、極めて適切緊要なる事柄でありまして、邦家の爲洵に慶賀に耐へざる所であります。

今回の總會は出席者全國各地に及び、その數實に六百名の多きに上るといふ盛況を呈しましたことは、多數會員各位の御熱心の然らしむる所なるは勿論、常に都市問題の研究と解決に寄與貢獻せられてゐる東京市政調査會の方々の熱誠なる御盡力の賜でありまして、私は會員各位と共に、衷心より感謝の意を表する次第であります。

前回の會議は、一昨年當地に於て開催せらるゝことに定められ、本市は既に之が萬般の準備を進めて居りましたが、不幸にして當地方未曾有の大風害に遭遇し、遂に本市に於て開催を許さゞるの事情に立至つたのであります。之が爲め事務局を始め各方面の方々に多大の御迷惑を相懸け、且深厚なる御同情を戴きましたのでありますが、此の點は茲に深く御詫びを申上ぐると共に、厚く御禮申上げます。又此の風害の爲めに、此の度びの總會會場を失ひました本市に對し、京都帝國大學が其の會場を御提供下さいましたのみならず、何彼れと御援助下さいましたことに對し、深甚なる謝意を表するものであります。

本市は各位に格別御視察願ひます様な施設もございませんが、平安京以來、千載の古都として洛中洛外名所舊蹟勘からず、殊に今や秋漸く酣ならんとする好季節でもありますから、各位に於かれましては隨時御觀賞下さいまして御旅情を御慰め下さいます様切望致す次第であります。

但し折角御出で下さいましたにも拘はらず、彼の風水害に因り蒙りました損壞の復舊未だ充分ならざる爲め、到る處不備のことが多く、加ふるに係員は一同不慣れでありまして、萬端不行屆で、誠に恐縮の至りに存じますが、此の點何卒寛大なる御宥恕を御願ひ致したいのであります。終に臨み本會の成功と會員各位が御滯在中愉快に御過し下さることを御祈り申上げて歡迎の御挨拶と致します。

## 三　議　事

以上を以て開會式を了り、引續き總會に入り、岡野理事起つて議長として市村京都市長を煩はし度き旨を提言し、滿場の贊成ありて、市村市長議長席に着き、議長としての挨拶の後、會議事務報告及び議事方法に就きての報告あるべき旨を宣す。乃ち會議事務局東京市政調査會岡野專務理事左の通り諸般の報告を行ふ。

限られた時間でありますし、後に有益なる御報告が多數ありますから、成べく其の方に時間を利用して頂いた方が有效かと存じますので、極めて簡單に御報告を申上げたいと存じます。

先づ事務報告からでありまするが、是は正會員の方々に對しましては豫て會報を以て、其の都度御報告を申上げて置きました通りであります。今日は臨時會員が多數御出席になつて居られますので、一言致しますが、昨年の三月理事會に於きまして、今回の開催地を京都市に御願致すことに決定を見まして、爾來事務局側は、京都市の非常なる御世話の下に、準備萬端取り進めて參りました。議題に關しましては理事の間に熟議を重ねました結果、御覽の通りのものに決定致したのであります。議題が決定致しましたに付きましては、數回會報を發刊致しまして、議題の解說、資料の提供に充てますと共に諸般の點に付きまして、會議が最善の效果を收める樣出來るだけ努力を拂つて參つたのであります。

其の他に付きましては純然たる事務上の報告になりまするので、是は總て印刷物に讓りたいと存じます。

次ぎに議事方法に付てゞありまするが、此會議は元來學術會議の性質を有つて居りますので、議題に關して決議、採決等は致しませぬから、自然議事の方法に付きましても窮屈な規則等もございませぬ。是等は總て理事會の決定に一任されて居りますが、理事會に於きましては大體前例に依るやうにと云ふことになりました。

會議は御承知の通り極めて短時間でありまするが故に、成べく有效に使ふことに努めまして、御手許に差上げました印刷物にもありまする通り、主報告は總會に於て致しますが、其後は第一部會及び第二部會を開きまして、各部會に於て議題の研究報告及び討議を致すことになつて居ります。報告及び討議は總て通告に依つて致すことになつて居りまして、時間其の他總て議長の指圖に從ふことに御願致したいのであります。

部會は本日の午後と明日の午前を以て當てゝあります。明日の午後には再び總會を開きまして、特別報告の終りました後に、部會の經過報告を致します。

終りに部會の議長は先例に依りまして、第一部會の方を加賀谷京都市助役、第二部會の方を石川京都市助役の第二方に御願致したいと存じます。何卒滿場の御贊成を得て左樣致したいと存じます。

## 四　主報告者研究報告

以上を以て議事を了り、午前九時五十分より主報告者の研究報告に入る。乃ち先づ第一議題都市の公益企業に關し、「一般的公經濟化傾向と公益企業」と題して大阪商科大學長法學博士河田嗣郎氏、「公益企業と都市財政」と題して京都帝國大學教授經濟學博士汐見三郎氏竝に「大都市交通機關の運賃」と題して鐵道省監督局長前田穰氏の順を以て夫々報告あり、午後零時三十分議長休憩を宣し、別室に於て午餐。

午後一時三十分再び總會を開き、引續き第二議題に關し「都市保健問題の特質と其の對策」と題して內務省衞生局長挾間茂氏、「本邦都市下水及汚物處分と魚介衞生私見」と題して京都帝國大學教授醫學博士戶田正三氏、「本邦都市の塵芥處理に就て」と題して京都市保健部長醫學博士飯野斐氏の順を以て夫々報告あり、了りて議長之より部會に移る旨を宣し、午後三時三十分一旦總會を閉づ。

以上主報告者の報告内容は便宜上別項として第三篇中に收む。

### 五　部　會

午後三時四十分より豫告日程に從ひ議題毎に部會の形式を採ることゝし、會員はその任意の選擇により何れかの部會に出席す。尙兩部會議長は先刻總會に於て決定せる所に從ひ、第一部會は京都市助役加賀谷朝藏氏、第二部會は同石川芳太郎氏夫々その任に就きたり。

第一部會に於ては參集會員約二〇〇名、豫め通告ありたる順序に從ひ、一名宛十五分程度を以て、會員の報告討議を行ひ、大阪商科大學助教授竹中龍雄氏外三氏の報告討議あり、午後五時二十分一先づ同部會を閉づ。

第二部會に於ては參集會員約一八〇名、第一部會に於けると同樣の順序、時間を以て、神戸市衞生課長岩田穰氏外二名の報告討議あり、更に名古屋市保健部長金原庄治郎氏より總會に於ける戸田正三博士の主報告に對する贊成意見あり、午後四時四十分一先づ同部會を閉づ。

以上を以て總會第一日を終了せり。尙兩部會の報告討議内容は便宜上別項として第三篇中に收む。

## 第二　總會第二日

### 一　序　說

十月十五日（木曜、晴天）午前九時を以て、前日に引續き京都帝國大學法經大講堂に總會第二日を開會す。

### 二　部　會

直ちに前日に引續き第一部會、第二部會を夫々の會場に開會す。部會の構成、報告討議の形式、議長其の他總て前日の部會に同じ。

第一部會に於ては參集會員一八〇名、第二部會に於て二〇〇名、何れも通告順に從ひ、報告討議ありて、第一部會は午後零時三十分、第二部會は午後零時二十五分終了し、休憩に入り別室にて午餐。

以上兩部會の報告討議内容は便宜上別項として第三篇中に收む。

### 三　特　別　報　告

午後一時三十分、前日の總會場に總會を再會し、直に特別報告として「壯丁の體力より觀たる都鄙衞生問題」と題する陸軍省醫務局長陸軍軍醫總監醫學博士小泉親彦氏の報告に入る。其の報告内容は便宜上別項として第三篇に收む。

### 四　開催市特殊事項に關する報告

特別報告に亞ぎ、開催市特殊事項に關する報告に入り、「京都市の風水害と其の復興」と題して京都市土木局長

高田景氏病氣の爲、代りて同局都市計畫課長岩井芳通氏、次で「京都市公同組合制度に就て」と題して京都市庶務課長國島高一氏夫々報告あり。其の報告内容は、便宜上別項として第三篇中に收む。

## 五　部會の報告討議經過報告

開催市特殊事項に關する報告を了り、引續き議長は前日午後及び當日午前中に行はれたる部會經過報告あるべき旨を宣し、第一部會に關し加賀谷第一部會議長より、次で第二部會に關し石川第二部會議長より、夫々の部會に於ける報告討議狀況を報告ありたるが、其の報告内容は便宜上別項として第三篇中に收む。

## 六　理事互選

部會經過報告を了り、議長は議事に入るべき旨を宣し、會議規約第四章に定むるところに依り、前回總會に於て選任せられたる理事は本總會終了と共に任期滿了となるを以て、新に理事二十名以内の互選を行ふことゝす。時に松山市長井上久吉氏より理事の員數及び其の選定は議長に一任すべき旨動議し、滿場の贊成ありて、議長は左の通り二十理事を指名報告し、滿場之を容れたり。

内務大臣官房都市計畫課　三重縣地方委員會　都市計畫福岡地方委員會
内務省地方局長　東京市長　大阪市長　京都市長　名古屋市長
財團法人照明學會　財團法人東京市政調査會
神奈川縣鎌倉町長　神田區　神戸市長　横濱市長　吳市　小樽市
青森市長　長野市長　福井市長　京城府

東京市神田區　神奈川縣鎌倉町長　財團法人照明學會　財團法人東京市政調査會

尙この時次回總會開催地決定に關し京城府會議員杉市郎平氏より動議あり、次回開催地は理事會に於て決定せらるべき筈なるも、希望意見の開陳は差支なしと議長之を容れ、同氏は左の通り希望意見を陳述せり。

極めて簡單に申上げます。朝鮮に開催をして頂きたいと云ふことは、豫て文書を以て事務局に申出て居ります。又一昨年東京で開催された時も親しく其希望を申上げて置きましたのでありますが、朝鮮は近時産業に文化に目覺ましい發展を遂げつゝあるのでありまして、聞く所に依りますれば、數年前迄はほんの數戸漁業民が居つた位な所が、一躍して市にならうと云つたやうな所も段々ある。さう致しまして永年の懸案である都市計畫令も發布されまして、本年から各方面共都市の經營を着手して居るやうな次第であります。隨つて朝鮮の御理解を皆さんにして頂きたいと云ふことを、私共は切に希望して居ります。此意味に於きまして次回の開催地を朝鮮に御決定なさることは、本會の使命上極めて有意義なことであらうと思ふのであります。隨つて本案を提出致しました次第で、玆に御參列の方々の御諒承を得まして御共鳴を願つて置きたいと存じます。

以上を以て全部の議事を了り、議長その旨を宣し、一場の挨拶をなし、其の席を退く。

## 七　閉會式

議事終了と共に、岡野理事登壇、會議事務局當事者として、左の通り挨拶あり。

私は會議事務局の當事者と致しまして、今回の第五回全國都市問題會議總會を閉ぢまする時に當りまして、一言御挨拶を申述べたいと存じます。今回も皆樣のお蔭に依りまして、目出度立派な成績を殘しまして、玆に終了致したのであります。參加者は總計五百六十名でございました。

さて本會議は開會の式辭に於きまして申述べました通り、開會準備の爲めに可なり多大の時日と多大の努力を要しましたのであります。其の間各官廳、公共團體等からいろ〳〵と貴重なる資料を御提供下さいまして此總會をして、意義あらしむることを得ましたことは、此機會に厚く各方面に向つて御禮を申上ぐる所であります。又報告者各位は何れも斯界の大權威者でありまして、常に非常に御多忙の御體であるに拘はらず、能く本會議の使命に共鳴せられまして、平素御研究の結晶を玆に御發表下さいましたことは、獨り本會議の光榮と致す所のみならず、國家社會を稗益すること甚大なるものがあつたことは、玆に無限の謝意と敬意を表する次第であります。

又京都帝國大學に於きましては、會場其の他諸般の點に付きまして、本會議の爲めに殆ど先例を見ざる所の御便宜をお與へ下さいまして、お蔭を以て玆に滯りなく會議を進め得ましたことは、是又深く御禮を申上げます。又新聞各社に於かれましては、連日特に玆に御出張を頂きまして、本會議の爲めに廣く諸方面に御報道下さいましたことは是又深く御禮を申上ぐる所であります。

其の他玆に御參會下さいました會員諸君は極めて熱心に論議を重ねられまして、今回の會議も幸ひにして前數回の會議に優るとも劣らざる成績を擧げ得まして、洵に御同慶に堪へない所であります。其の間お世話を申上げた吾々東京市政調査會の者は、洵に不行屆勝ちでありまして、何とも恐縮に存じて居る次第でございますが、此總會に先だちまして殆ど職員は夜を日に次いで奮闘致したのであります。此點に御同情を賜はりまして、行屆きませぬ點は何卒御容赦を願つて置きたいのであります。

會期が短くありました爲めに、十分に會員諸君が御意見の御發表も出來なかつたと云ふ御不滿はございませうと存じます。併し何卒盡さゞる所は會報を御利用下さいまして、是は一時的でなく、會期は終りました後も、引續き御研究の資に供せられんことを、事務局側と致しまして御依賴致して置く次第であります。

尚ほ本會議としまして彌が上にも理想に近からしめんことを努めて居る次第でございまするから、今回の總會で皆さんがお感じになりました斯うもしたい、あゝもしたいと云ふお氣附の點がございましたら何卒併せて御指圖を願ひたいと存じます。

尚ほ今回の總會の狀況は、總て議事要錄に收めまして成べく早く諸君の御手許に届くやうに致しますから左樣御承知を願つて置きます。玆に連日に亘る諸君の熱心なる御討議に對しまして厚き〳〵敬意を表し、京都市竝に京都帝國大學當局に深甚の謝意を表し、且つ豫期に近き成功を祝しながら諸君とお別れを致します。皆樣の御健康を祈ります。

次いで市村京都市長登壇、開催地の市長として左の通り挨拶あり。

開催地の市長と致しまして一言御挨拶を申上げたいと存じます。二日間に亘る總會も、各位の熱心なる御協力に依りまして、非常なる成果を收めて無事終了致しましたことは、本會の爲め洵に御同慶に堪へない次第であります。

本市と致しましても、現時の都市經營上、喫緊の重要問題に付きまして、各位の非常に貴重なる御報告、御意見を親しく拜聽し啓發さるゝ所頗る多く、誠に歡喜に堪へないのであります。私共は此尊き御意見に依り、愈〻改善進歩の實を擧げまして、市民の福祉を增進し、市政の進展を計り、以て國運隆昌の一助たらしめたいと存ずるのであります。

唯私共の至りませぬ爲めに、事務當局を始め、會員各位には種々御不自由を御感じになつたことゝ非常に心苦しく存じて居りましたのに拘はらず、只今は都市問題會議岡野理事より、頗る御鄭重なる御挨拶を賜はりまして、私共誠に恐縮して居る次第であります。不行屆の點は、平素の御交誼に甘へまして、何分の御寬恕を御願致す次第であります。

明日は本市の施設其の他に付きまして、御視察を願ふことになつて居りますが、本市は各位に格別御覽を願ひまする程のものもないので、洵に遺憾に思ひますが、好季節でもあるし、御視察下さいます方々は沿道の風光も御觀察下さいまして、連日のお疲れをお慰め下さらんことを切望致します。

尚ほ本會議に付きまして、京都帝國大學當局が、私共に寄せられました數々の御厚意に對しまして、厚く御禮を申上ぐる次第であります。玆に總會を閉ぢられまするに當りまして謹んで各位の御健康を祝し、更に各位の御盡力に依りまして本會議が今後益々隆昌に赴いて我が國都市の健全なる發達に寄與せられんことを御祈り致しまして御挨拶に代へたいと思ひます。

玆に於て松山市長井上久吉氏より、參會者代表としての謝辭を福島市長佐藤澤氏に煩はしたき旨提言し、滿場の贊成を得て佐藤市長より左の通り挨拶あり、午後四時三十分二日に亘る總會を閉づ。

甚だ僭越でございますが、御指名により不肖私皆樣を代表して御禮御挨拶を申上げます。

都市問題會議は回を重ぬるに從つて、內容形式共に進展を辿りつゝあります事は、我都市問題上眞に慶祝すべき次第でありまして、玆に第五回總會を開催するに際し、京都市當局各位の御盡力竝に會議事務の衝に膺らるゝ各位の御心勞、專門學者の報告を始め、實際家等の造詣深き研究の發表もあり會員各位の檢討熱誠を極め盛會裡に會を閉づる事に相成りましたるは洵に御同慶に堪へざる所でありまして、主催地市當局竝に會議事務局各位に衷心感謝の意を表する次第でございます。尙ほ京都帝國大學に於かれましては講堂を開放せられ、何彼と御世話下さいましたる御厚意に對して之れ亦御禮申上げる次第でございます。

扨て京都市に於かれましては、一昨年開催さるゝ事と相成り居りましたので、其當時準備萬端大體完了せられたる折柄、思ひよらざる大風水害に襲はれ、中止の已むなきに立至り、本年開催さるゝ事になりました爲めに御市に取りましては二重の御心勞、御手數を煩はした次第でありまして、會員一同何れも恐縮御氣の毒に存じて居つたのでございますが、然るにも拘らず御市に於かれましては極めて周到なる準備を整へられ、丁重なる款待を下さいましたので、一同只々感激感謝致す次第でございます。私共憧れの京都市は、王城千年、他の追從を許さぬ權威であり、尊重すべき史的都市であるのでありまして、明日は古代建設物の觀覽、殊には御所竝に二條離宮拜觀の光榮に浴させて頂き、一面貴市新文化施設見學の機會を與へられ、更に明日は平安神宮淸淨の園庭に於て庭を設けて私共を御招き下さいまする事と承知致します。重々の御厚意、全く感謝に餘りある次第難有御禮申上げる次第でございます。

先刻承りますれば御市は、一昨年の風水害に鑑みられ、治水根本の計畫を樹てられ、着々進捗されつゝある由御市都市計畫上百年の大計慶祝申上ぐる次第でございます。

叙上甚だ粗辭でございますが、謹んで感謝の意を表し、併せて御市の隆々進展を御祈りして御挨拶を致す次第でございます。

# 第三　總會第三日

## 一　序　說

十月十六日（金曜、晴天）第三日は專ら實地視察に充て、四班に分れ午前八時市のバスに乘り夫々左記所定のコースに依り進發せり。

## 二　實地視察

主として京都市當局を煩はして計畫せる四個の視察班を編成し、參會者の選擇に依りその所屬班を定めたる上、各視察個所を連絡するバスの提供竝に附添案內その他懇篤なる接伴を受けて、夫々巡視を行ひたり。幸にして絕好の秋日和に惠まれ、各班ともに充分なる效果を擧げ、左記の狀況の下に有意義なる視察をなすを得たり。

第一班　參加人員　八十三名、午前八時蹴上發電所前に集合し、數班に分れて同發電所內部を見學、更にバスに分乘して京津國道を上り、蹴上淨水池に到り、上水課長以下係員の周到なる說明を受け、終つて北側廣場に出で、インクライン、市設プール、蹴上發電所、都ホテルを俯瞰、遙に南禪寺、黑谷の名刹、京都御所、下加茂の森を望み、少憩す。次いでバスを馳せて、同九時三十分、松竹下加茂撮影所に到着、少憩の後記念撮影を行ひ、それより先づ服部企畫部長よりトーキー撮影に關する一般的說明あり、次で機械室に至り、土橋式錄音機の發明者たる土橋氏より詳細なる說明を聞き、前後約二時間に亘り所內を見學す。更に嵯峨天龍寺に到り、夢窓國師の意匠と謂はるゝ同寺林泉に面せる廣間にて晝食を喫し、寺僧の好意により本堂、林泉、經藏寺を拜觀、午後一時同寺を辭す。之より午後二時中の島に集合の豫定にて嵐山觀楓の自由行動をとり、三々五々嵐峽の大景觀を賞す。豫定の時刻全員の集合を待ち、平安神宮を指し、歸途に就く。

第二班　參加人員六十名、二條離宮東廣場に集合、午前八時三十分バスに分乘出發し、先づ京都市立兒童院に到り、院長福島滿帆氏より、同院の機能、將來への目的、一般利用者の狀態、出生兒の發育等に關し、詳細に涉る說明を聽き、印刷物の配付を受け、視察をなし、同九時四十分辭去。次いで日活太秦撮影所に到り、所內見學をなし、記念撮影を行ひ、これより京都市立宇多野療養所を訪ね、三戶所長より、開所より現在に至る入所患者の狀態竝に將來に對する希望、一般呼吸器病に就き早期治療の必要と其の結果に對する意見を聽き、同所を屋外より視察す。更に正午近く栂尾高山寺に詣で、土宣住職より同寺院の由來を聽き、國寶特別保護建造物を拜觀、同所にて晝食の後、一行徒步にて槇雄を經て午後一時三十分、高雄神護寺に到る。長谷部同寺住職より中堂に於て殿堂竝に佛體の說明を聽き、繪葉書の配付を受け、同三時辭去、一路平安神宮へ向ふ。

第三班　參加人員五十一名、午前八時東本願寺前に集合、直に出發、枳殼邸に到り、京洛名苑中にも名高き同邸の林泉を觀賞、次いで南下して下京區吉祥院所在の吉祥院下水處理場に到り、近代的樣式を誇る下水處理施設を約一時間に亘つて見學し、更に南行して伏見區橫大路所在橫大路塵芥燒却場に赴き、本年六月竣成せる最新の塵芥處理施設を視察す。之より宇治に向ひ、午前十一時平等院に參着、九百年前の建造にかゝる國寶建造物鳳凰堂內にて約半時間に亘り同院住職神居琳應氏の鳳凰堂に關する說明を聽き、同所にて晝食をとる。これにて豫定の視察を完了せしも、參加者が時間を嚴守し、熱心に團體行動をとりたる爲時間に若干の餘裕を生じ、掛員の機を得たる配意に依り、更に桃山御陵及び乃木神社に參拜をなし、この班の視察を一層意義あらしめたり。斯くして午後二時二十分平安神宮に歸着せり。

第四班　參加人員百十七名、絕好の秋日和に應はしきコースなる爲參加者最も多く、午前八時出町柳叡山電鐵驛前に集合、同電車を利し十數分にして叡山西麓八瀨遊園地に達し、二回に分ちてケーブルカーに乘車し、同九時には一同山腹四明ヶ嶽驛に打揃ひ、京洛の市街を眼下に眺め、山背を見はるかしつゝ蛇ヶ池スキー場に到り、これより健脚の一班は四明ヶ嶽頂上を極め、他の一班は山腹の捷路を經て、共に根本中堂に於て合流の豫定なりしも全員勇躍、急坂を攀ぢて同九時半山頂に到る。海拔八百二十三米、淸澄なる大氣を吸ひて將門岩の邊りに立ち、西は遙かに內裏を拜し、東は琵琶湖一圓の風景を俯瞰し、遠く伊賀、伊勢の山脈を望む。一憩して根本中堂に下り、役僧の案內にて千百餘年來不滅の燈明輝く中堂內陣を拜觀し、叡山中堂驛より坂本ケーブルカーにて東に下り坂本日吉神社に詣で、之より京阪電鐵大津線に乘車、正午三井寺下驛に到着、直ちに湖畔京都市第二疏水取入口に至り、秋陽を浴び突堤の芝生に座して晝食を喫す。こゝにて同疏水開鑿主任者であり當日一同と行動を共にせられたる田邊朔郎博士の興味ある經驗談を聽き、午後一時三十分第一疏水取入口より十五隻の和船に分乘し、疏水下りを試み、同二時三十分三條蹴上の疏水船艀に上陸、インクラインを見學し、バスに分乘し、平安神宮に歸る。

### 三　京都市長招待園遊會

午後三時前後、四個の實地視察班は何れも平安神宮に歸着し、同三時三十分より同神宮神苑內に設けられたる京都市長招待園遊會に臨み、數多の模擬店に各種の餘興に參會者一同厚き饗應を滿喫して時の移るを忘れたり。

## 第四　京都御所竝に二條離宮拜觀

十月十七日（神嘗祭、曇天）宮內省に於かれては參會者有志のため、特に京都御所竝に二條離宮の拜觀を差許さる。午前九時豫め申出ありし百十二名の諸氏二班に分れ、京都御所前及び二條離宮前に集合、當局掛員の先導にて一同列を整へて同御所及び同離宮に參入、殿舍林泉に就て說明を受けつゝ拜觀、次いで夫々京都市當局より提供せられたるバスに分乘し、兩班位置を代へて同樣案內を受け、兩班共午前十一時過ぎ拜觀を了り解散せり。

## 第五　總會參加者及び準參加者

總會參加申込者は五百八十五名なりしが、當日參會上の諸手續を了せられたる會員、竝に參會を申込まれたる會員中出席せられざりしも、總會費を納入して總會用文書等の全部を受入れ、所謂準參加者の關係を結ばれたる諸氏の氏名卷末所載の如し。即ち五百二十六名なり。

## 第六　都市問題公開講演會

新しき試として、本總會開催を機に、本會議は京都市との共同主催の下に一般市民の都市問題に對する關心を喚起するを目的とする、都市問題公開講演會を開催することゝせり。

昭和十一年十月十六日午後七時より、京都市堀川高等女學校講堂に於て開會、聽講者八百餘名、滿堂立錐の地なき盛況裡に、京都市助役加賀谷朝藏氏の「開會の辭」に始まり、「都市と防空」と題して第十六師團參謀陸軍步兵少佐木佐木久氏、「都市問題の重要性」と題して東京帝國大學教授蠟山政道氏、「地方自治の將來」と題して東京市政調査會理事前東京市助役前田多門氏の順序に夫々講演あり、最後に、全國都市問題會議事務局代表工學博士岡野昇氏の「閉會の辭」を以て、午後十時會を終る。

尙ほこの講演會に於ける蠟山教授竝に前田理事の講演內容は京都市社會教育課より「社會教育講演集」の一として近く公刊の豫定なり。

## 第七　京都市公同組合記念展覽會

京都市公同組合記念展覽會は、昭和十一年十月十四日より十八日まで五日間、每日午前九時より午後五時まで、京都市岡崎公會堂東館に於て、京都市公同組合聯合會の主催に依り開催せらる。この催は、古き歷史を有する同市の近隣自治の制度が、明治三十年十月、公同組合設置標準諭達を得、公同組合の名の下に益々強化發展を期してより四十年を迎へたるに際し、更に公同精神を昂揚せんと企圖せるものにして、出品の內容は、幕政時代の守護職、所司代、町奉行、與力、同心、名主、庄屋、町總代、年行事、年寄、五人組等に關するもの、維新後公同組合設置の時に至るまでの三藩取締所、雜色、年寄、五人組、議事者、町總代、總區長、區長、戶長、聯合戶長に關するもの、小學區設置の時より今日に至るまでの學區の設置、改廢等に關するもの、公同組合設置後に於ける組合の事蹟に關するもの、自治功勞者、孝子、節婦、忠僕に關するもの、其の他自治に關し參考となるべき各種の史料、文獻、參考品等に及び、如何にこの制度が古き歷史と傳統の强固なる基礎の上に確立せられたるものなるかを傳へ、殊に今回の會議總會に於ては開催地に關する特殊事項に關する報告として國島京都市庶務課長より「京都市公同組合制度に就て」の紹介もあり、會議參會者の如き都市自治の制度、施設に深き關心を有するものにとりては貴重なる參考となれり。

# 第三篇　報告及び討議内容

# 第一　主報告者及特別報告者の研究報告

## 一　序　說

前篇第一の四及び第二の三竝に四に記述せる如く、總會第一日に於ては主報告者六氏の研究報告、第二日午後に於ては特別報告竝に開催市特殊事項に關する報告ありたるが、其の內容要旨左の如し。

## 二　主報告內容

### (イ)　一般的公經濟化傾向と公益企業

大阪商科大學長
法學博士　河田嗣郎君

主報告者の一人として簡單なお話を申上げる機會を得ましたことは、私の光榮とするところでございます。唯併しながらお斷り申上げたいのは、私は所謂都市問題に就て平素研究してゐる者ではないのでありますから、今回の御報告も都市の側からこれを觀た公益企業に關する觀察といふのではなくして、寧ろ一般國家生活なり、社會生活の見地からこれを觀まして、特に現今の世界に於ける一般の傾向に立脚しまして其の方から顧みて、都市の公企業に就て多少の觀察をするといふやうな行き方で申上げてみたいと思ふのであります。隨つて極めてありふれた一般的のお話になる虞れがあるのでありますが、其の點御容赦を願ひたいのであります。

## 一

今日の時勢の一般の傾向としては、皆樣現に御觀察なさつて居るが如く、いろ〳〵の主義方針なり、又はいろいろの立場なりが互ひに相爭つて居るやうでありまして、我が國の現狀に於ても、只今のところその大きな根本的な立場に就て、吾々としてもしつくりと考へて、此の際十分一面に於ては國策を樹て、一面に於ては都市、農村其の他あらゆる方面に於ける施設の大方針を定めて行かなければなるまいかと思ふのであります。併し大體に於きましては、能く云はれますやうに、今日特に吾々の經濟生活に對しては、從來の自由主義的な經濟とさうして所謂統制主義的な經濟とが其の立場を爭つて居るといふ風な實情であるのでありまするが、併し其の統制的な立場と申しましても、一時流行りましたマルクス主義的な共産主義の理論や、其の實際運動の如きは、ロシアを除く以外は、どこの國に於ても今日に於ては可なり下火になつて居つて、隨つて今日問題となつて居る統制主義といふものは、後にある程度迄詳しく申上げたいと思ひますけれども、所謂統制經濟主義、社會主義ではないが、さればと云つて今日の自由主義でもない。大雜把に申せば、其の中間に立つやうな所謂統制主義、若くは統制經濟主義或は計畫經濟の立場といふ風なものと、自由主義の立場との爭ひであるやうに思ふのであります。併しなんと申しても、只今のところではまだ大體に於ては、自由主義の見地が學說に於てもしつかりした地步を以て居りまするし、又經濟の一般の實情に於きましては、まだ〳〵なんと申しても此の自由主義的な行き方が根强いのでありますけれども、其の自由主義の經濟の中にありましても、既に幾多の不自由な、若くは自由主義的ならざる現象が澤山に現はれて居ることは御承知の通りでありまして、例へばカルテルの發達とか或は又皆樣も直接御關係の公益的な企業がだん〳〵增加して行く狀態である。或は又吾々の經濟生活、殊には事業界に於けるいろいろな經濟活動に對する公權力の干涉といふ風な現象がだん〳〵に著しくなつて來て居るのであります。どうしてもこの自由主義と立場を異にする是らの現象とは、現狀を適當に調和せしめる必要が感ぜられる譯であります。此の調和に就ていろ〳〵と議論も出て來るのではないかといふのが、今日の實際の有樣であらうと思はれるのであります。

此の兩者に就て、學問的に自由主義が良いかとか、或は統制主義が良いかとか、或は自由主義が有利であるとか、統制主義が有利であるとか、さういふ風な意味の比較といふものは、これはなか〳〵むづかしいことであるのでありまして、何しろ立場が違ふのであるからして、兩者を秤にかけて其の利害得失を比較して見るといふことは、なか〳〵容易なことでない。又ある意味に於てはこれは不可能のことであるかも知れないのであります。

併し何と申しましても、所謂經濟なるものの目的とするところは、極めて端的にこれを申してみまするに需要者が生活上の必要、其の他に就て、いろ〳〵と消費上其の他の需要を有する。其の需要をば出來得る限り完全に滿してやる。所謂人生の必要を滿すといふことが、經濟の大目的であることは申す迄もないのであります。ところが此の目的に對して、所謂自由主義の立場は、其の消費者の消費なり、隨つて生ずる需要なりに關して、何らの干涉を加へない。固よりこれを制限しない。これを自由に放任するといふのが立前である。ところがこれに對して今日の統制主義とか或は計畫經濟とかといふ側のものは消費者の需要そのものに對しても、ある

程度の制限をば加へて行かうとするものであることは、御承知置きを願ひたいのであります。さうしてそれは經濟其のものの立場からして、消費者の需要を制限するといふよりか、寧ろ經濟以外に存する所の或は倫理道徳的な或は精神文化的な、さういふ經濟以外の方面の理由からしてこれを制限しようとする。さういふ風な立場にあるのであると考へられるのであります。

そこで又考へてみまするのに、一體消費者の需要を滿してやる、出來得る限りこれを完全に滿してやるといふことが、經濟の本來の目的であるのであるならば、これは理窟の上から考へてみて、自由主義といふものが若し完全無缺に行はれるのであるならば、これが最も其の目的に適ふものであるらしく思はれるのであります。それは完全無缺なものでなければなりませんからして、今申しますやうに、人々の消費も自由であり、それに對する生産も自由である、生産が供給として現はれる時も自由に現はれ、消費上の必要が需要として現はれる時も完全な自由である。そして其の完全な需要と完全な供給とが、又完全な所謂自由なるマーケットに於て交易せられて、かういふ風な極めて完全な自由狀態といふものをば假定するならば、然ればさういふ自由主義といふものが最も能く人々の必要を滿し、經濟の目的を果すに適するものであるといふことは、明かであらうと思はれます。ところが人間の致します經濟にそんな理想的な、完全な狀態を望むことは出來ないのである。現に吾々が觀るところに依りましても、所謂自由な經濟と謂はれる其の狀態の下に於ても、可なり非自由なものが澤山にそこらに存在して居るのであります。

現に吾々が問題としてゐるものに就て御考へ下さつても、例へば獨占といふやうな事實、これは元來は自由の競爭から出て來たのであるかも知れませんが、出て來た狀態としてこれを考へれば、獨占といふ狀態は自由の立場とは全く立場を異にする相矛盾した狀況である。それから又勞働等に關しましても最も自由な狀態の下に於て勞働の需要と供給が行はれ、賃銀其の他も定らなければならないのであります。これ亦甚だしく其の理想に缺けることがある。殊に失業といふ風な現實の問題には、各國共に非常に苦んで居るのであります。又賃銀問題の如きに就きましても、完全な自由な狀態が決して現はれてゐない。それから又事業をやる側に於きましても、いろいろ自由競爭が行はれる。自由競爭の行はれるのはよいが、其の自由競爭の行はれる結果、いろ〳〵の失費が生ずる。さうしてこれが經濟の立場とすべき所謂經濟主義と一致しないといふことにもなるのであります。更には又近頃の現象としては、競爭をするが爲に協力をする。或は又競爭を通じて協力に到達する。かういふ風であります。ところが此の協力して行くコォオペレーションといふものは、其の立場に於てはやはり完全な自由競爭、所謂フリー・コンペティションとは立場を異にする。かういふ風になつて來てゐるのでありますから、これらはどうしても完全な自由經濟其のものを素す現象としてこれをなんとかしなければならぬ。

然らば其の自由の建前といふものを徹底すべきか。それともこれらの新しく出て來て居るさういふ自由主義經濟とは立場を異にするものが、將來の行くべき道であつて、其の方に寧ろ時勢を整へて行くのが、これから先の必要な運命であるか。そこらを考へてみなければならないのであります。

今日の矛盾して居る狀態をば此の儘に何時迄も放任して置けば、愈々其の間の動搖、其の間の軋轢といふものは甚だしくなつて來、所謂經濟生活の不安、隨つて生ずる社會生活の不安をば愈々甚だしからしめることになる

譯であらうと思ふ。そこで玆に三つの立場が出て來ることは、直ぐ樣皆樣の頭に御映りになるところであります。詰り自由主義といふものは本來良いのだから、出來る限りこれを完全な、理想的のものにして行くべしといふ立場と、さうでなくして自由主義といふものは、既に歷史上の任務を果したのであるから、これから先は只今申したやうな自由主義と立場を異にするものの方に立脚して、これを完全につくり上げて行くべきものである。即ち從來の個人主義的な自由主義に對する團體主義的な、統制主義的な社會主義、良い意味に於ける社會主義といふ建前と、そしていま一つは、其の中間に立つ立場でありまして、これは從來の自由主義を其の根本の立場とするけれども、併し新しく出來た社會生活一般に對する統制の必要上、殊には國家生活をば健實につくり上げる必要上、これを國家權力に依つて、分り易く言ふて見れば、內部的に統制して行かうとする所の、近頃普通申す統制經濟なるものの立場と、この三つであることは明かなところであります。ところで今我が國に於ても現に現はれてゐる現象は、從來の自由主義を飽く迄守つて行かうとするよりか、寧ろ社會主義的の原理、原則を採入れて、一つの社會的に構成せられた纏つた經濟をつくり上げて行かう、さうして國家生活との歩調の合ふやうに、又國家生活の必要とするところと、經濟の行ふところとが合致するやうに、これを整へて行かうとする所謂統制經濟の立場でありますが、この統制經濟なるものの、近頃主張せられて居る其の大體の傾向に鑑みまして、此の立場をもう少し詳しく觀てみたいと思ふのであります。

此の立場は獨り我が國のみならず、廣く今日一般の建前としてだん〳〵に有力になりつゝあることは、これは否定すべからざる事實であります。殊に經濟といふものを從來はそれは個人々々や、私の會社や、私の組合の私事であるといふ風に、私經濟をば根本として考へて居たものが、近頃は經濟といへば、それは寧ろ吾々の社會生活なり、國家生活なりの其の團體生活の必要を滿すが爲に行ふものである。隨つてこれは公の任務であり、社會的公共事務であるといふやうな考が、だん〳〵強くなつて來て居りまする爲に、所謂從來の私經濟的の考がだん〳〵公經濟的の考に移つて變る。さういふ傾向がありますので、此の統制經濟的のいろいろの具體的の考の如きも、此の一般の情勢に乘つて動きつゝあるものでありますから、隨つてこれが廣く全世界に跨つての現象であるといふことが言へるのであります。ところが社會主義ではなくして、而も從來の自由主義とも違つた、これを立場とはしながらも、これに對して公權力でこれを整へて行かうとする其の考は、何時頃から旺んになつて、どこの國で先づ其の勢ひを示して來たかと申しますと、御承知でありませうが、これは戰後に於けるドイツであります。稍々正確に申せば、一九一九年から一九二〇年頃に甚だ有力に其の主張をあげて參つたのであります。さうしてこれを唱へ出した人はいろ〳〵ありませうけれども、就中日本にも知られて居りまする御承知のラテナウ、それからノイラート、それからヴィッセルといふやうな人は就中著名な人であります。かういふ人々は、大體の考としては、從來の自由主義の下に於ける自由企業といふものに長所がある。其のお蔭で以て經濟の非常な發達が遂げられて、殊に企業に於ける個人のイニシアティーヴといふものは、經濟の進步の促進力である。さういふものを捨てゝしまふといふことは、これは人類の大きな損失であるからして、社會主義の如きものが、さういふものを捨てようとすることは、甚だ以て殘念なことである。寧ろこれを維持して行くべきである。これを維持して行くが、それに對して公共的な統制を圖つて行かう。それで好いではないか。殊に又社會主義といふものは、

成る程統制を圖つて行く上から言ふたならば、勿論完全に行はれるであらうけれども、併し社會主義のやうに、從來の私有財產制度をば改めて公有制度にする。尠くとも資本の社會的公有制度を行ふ。これは一般的の意味に於て行ふので、從來の私的企業をば一般的に廢止して、其の代りに殆んどさういふやうな濟濟的の事業はすべて之を公益事業にするのであるが、併しこれを國營にするといふてみたところが、それは一朝一夕に行くべきものではない。隨分長い年月を要する。それでは迚も今日の時勢に間に合はないのであるから、さういふ風な暇の掛ることでなくして、手つ取り早く行きたい。手つ取り早く行くのには、從來の私の企業を私的企業として置いて、これを行はしめながら、國家が自己の力に依つて、或は法制を設けて、或は行政施設に依つて、これを上から統制して行けば宜いではないか。それが最も有効的であつて、而も又手つ取り早いのみならず、一體國家とか社會とかといふ風なものが事業を經營するといふと、何時でもそこに官僚式だとかいろ〳〵なものが混つて來て其の能率が擧らないし、又一般消費者に對する親切が足らない。隨つてかういふ國營事業や若くは都市の公共事業の如きに對しても、兎角一般大衆の不信任、其の意味に於ける不信用が伴ひ勝ちである。それをさういふ弊害に陷らないやうにする爲にも、寧ろ民營にして置いて、これを上から統制する方が結構である。かういふ風に考へて居るのであります。併し此の考も亦人に依つていろ〳〵違ひまして、其の中に二通りあるのであります。一方の人は、斯の如くすることに依つて徐々に進んで行けば、軈て社會主義といふものが、何時の間にか合法的に實現する。而も極めて圓滑に社會主義が實現する、だからこれが宜しい、かう考へて居る人であります。然るに他方はあべこべに、斯の如くして行けば、從來の自由主義の弊害を除いて、而も社會主義の弊害に陷らなくて濟む。何時の間にか社會主義といふやうな主張が必要がなくなつて、顧る人もなくなつて影を潜めるに違ひない。其の意味に於てこれに贊成するといふ側の人でこの二通りあるのでありますけれども、併し何れにしましても、さういふやうな考へ方で行かうとするのであります。

## 二

然らばさういふ風に國家が權力を以て民間に行はるゝ仕事に、上からこれに統制を加へて行く。或は經濟といふものが經濟生活其のものとして行はれて行くのに對して、外部からこれを統制して行くといふことは、果して論ぜらるゝが如く、簡單に又有効に行はれ得るかどうか。此の事は少し檢討してみなければならないことなのであります。時間がありませぬから、極めて大雜把なことを申して行きたいのでありますが、先づ先程申した獨占といふやうな現象を例に取つてみますと、此の獨占を如何にするか。これに對してどうしてもさういふ統制的の立場を採る見地から行けば、其の獨占といふものを取締つて行かなければならないといふことになるのでありますが、而も其の獨占を取締るといふことは、言換へれば、獨占價格の出て來ることが最も弊害であるから、さういふ獨占價格の出て來るのを防止しよう。かういふ必要を最も痛感致しまして、これを防止し、さうして經濟界に於ける價格現象は、自由主義經濟の最も大事な命脈とするところで、而も自由主義經濟の長所は、其の價格が自由な競爭の結果、フェアーに決り、公正に決るといふやうなところにある。だから其の公正な價格の出て來るやうな風に、獨占を取締るといふやうに考へなければならぬ。ところが是はなか〳〵むづかしいことであるとい

ふことは、諸國に於てもある程度經驗濟みのことでありまして、ドイツ其の他に於て食糧品等に就てこれを既にやつて居るし、我が國に於ても、幾らか其の意味が違ふかも知れませんが、米穀經濟の方に於てもさういふことを試みて居るのであります。さうしてさういふ取締をするが爲には、獨占は兎角カルテルやトラストの組織に依つて實現し易いから、此のカルテルやトラストを取締る。これを取締つて、其の力を惡用して自己の利益の爲め獨占價格をつくるやうなことのないやうにして行きたい。其の爲にこれを取締つて、而も其のカルテルやトラストが今申すやうな公正な價格をつくり出す爲の機關として働くやうに仕向けて行く。かういふ風に考へて行くのでありますけれども、これを實際にやつて見ますといふと、これ亦なか〳〵むづかしいことでありまして、カルテルを取締るが爲にはアウトサイダーを取締らなければならぬ。アウトサイダーを取締るといふと、寧ろあべこべにカルテル其のものの力を助長するやうなことになります。我が國に於ても現に重要產業の統制といふやうな考の下に、いろ〳〵と事業を合同せしめて、一種の大きなカルテルを作らしめて居るのでありますが、其の現象は既に數年來進行しつゝあるのでありますが、これが果して所期の如く公經濟的見地から見た統制の效果を擧げ得るか。それとも寧ろ却つてカルテルの私經濟的な利益を助長するやうな風になつて行くか。我が國に於てもまだ海のものとも、山のものとも分りませぬ。下手をすれば、これは愈々以てさういふ獨占力を助長し、愈々以て獨占價格の進行を助ける虞れのあることは、容易に考へ得られるであらうと思へるのであります。

尙ほ更に進んで、カルテルやトラストを取締るが爲には、其の事業に對して內部へ企業的に立入つてこれを監督し取締らなければならぬ。ところがカルテルやトラストのやつてゐる仕事に對して、これを監督するが爲には、其の仕事の經營に關しては、取締る側の所謂政府當局者は、カルテルやトラストに實際働いて居る人々よりより以上の企業上の識見を持つて居らなければ、本當の取締は出來ない。會計の監督にしても、會計のことが十分明かな人で、實際會計帳簿を握つてゐる人よりかも能く大觀的に會計の缺陷を見出し得るやうな人であつて、始めて缺陷の發見が出來て、十分立入つた監督が出來る。ところが今日のカルテル、トラストをやつて居る者より、より以上の有能な監督的の働きを十分に役人に期待することが出來るかどうか、これ等も餘程むづかしい問題ではないかといふやうに考へられるのでありまして、さういふ見地から云へば、自由企業を自由企業として行はしめて居る經濟生活をば、經濟界の獨自の仕事として行はしめて、これを國家が外部から取締つたり、監督したりすることは、なか〳〵むずかしいといふことが、結論として云へるやうであります。賃銀政策に關しても、大體同じでありまして、これに就てもう少し申上げたいと思ひましたが、時間が許しませぬから、そこは省略致します。

ところがいま一つ、例へば今日の經濟一般に對して、所謂景氣といふものに對する國家の干涉といふやうなことを御考へ下さつても、中央銀行といふものを通じて景氣を國家生活の欲するが如くに動かして行かうといふやうな考があるのであります。又これが出來なければ、所謂金融統制に依つて景氣の統制が出來なければ、統制經濟の目的は十分に果し得られないのでありますが、さういふことが又易々と出來るものであるかどうか。これも一つ御考を願はなければならぬ。金本位制度が確立して居つて、ヨーロッパの大戰以前の狀態の如くに金融界が整つて居りました時には、中央銀行が割引歩合を引上又は引下げることに依つても、ある程度迄は金融統制を

することが出來ました。これを通じて景氣の統制もある程度迄出來たのであります。併しこれが今日はもう到底十分に出來なくなつて居ることは御承知だと思ふ。のみならず從來は景氣といふことに就ても、景氣學なるものがだん〳〵と研究せられて、所謂景氣に關する法則といふことも論ぜられて居たのでありますが、併し世界戰爭以後は、所謂景氣法則なるものが信用を失つてしまつた。何年間かの間隔で周期率で以て景氣が動くといふあゝいふ説明の如きものは著しく信用を失つて居ることも、御承知の通りでありまして、今日の各國の經濟は、餘りにも世界經濟になり過ぎて、一國の經濟のみを觀ることに依つて景氣の觀測をしたところで、これは一地方に於ける山に掛る雲を觀て天氣を觀測するやうな具合で、甚だ以て心細い、幼稚なものになつてしまふのであります。さればといふて、世界全體を見渡して景氣の觀測が出來るかといふと、今日に於ては世界經濟を斯の如く共通的に支配する所の共通要素が缺けて居る。隨つてさういふ法則をまだ發見する迄に至つてゐない。さういふ風に景氣其のものの動きが分らないのに、どうしてこれを金融の働きに依つて統制して行くか。出來ない相談であります。のみならず、今度は其の金融の働き其のものに就て觀ても、金本位制度が確立して居つて、世界の貨幣制度が良かれ悪かれ整つて居た時には、それは出來たのであるが、今日は事實金本位制度は破壞して居る。フランスが孤城落日の有樣でありながら、金本位制度を守つて來たのでありますが、其のフランスですら匙を投げてしまつた。今は殘るところはドイツ其の他の少數、而もこれらのものは殆んど名義上の金本位制度に過ぎない。然らばこれを金本位制度として完全にもう一遍つくり直す見込があるか。現に今日あたりの新聞には、英米佛の金の共通的な流通協定に就ての報道が出て居りまして、又なんとなしに少しさういふ風な心持を示すやうではありますけれども、併し今後これがどれだけ有力に進行して、全世界に亘る金本位制度が實現するかどうか、今日何人と雖も確信を以てこれを云ひ得る人がないのであります。寧ろさういふ風な金本位制度をもう一遍つくり上げることは、當分見込がないと考へる方が間違ひない。そこで考へられることは、金本位制度が樹立せられないで、どうして金融統制が出來るか。今日は銘々各國で以て管理紙幣でやつて居るのだが、今後中央銀行の力が段々强くなつても若し他方に國家主義的の傾向がだん〳〵進んで行きつゝあるならば、其の中央銀行なるものも、從來の自由主義の時代のやうに、經濟界は經濟界で稍々獨立したやうな意味で以て、經濟界の中心として中央銀行なるものが、時の政府に對しても、政治上の權力、軍事上の力に對して、稍々獨立の地位を保つて行くことが出來るであらうか。さういふ自由主義の時代の過去つた今日では、動〳〵もすれば其の中央銀行なるものが、政治の力に依つて動かされやうとするのではあるまいか。而も其の政治の力に依つて動かされるといふことは、現實には國家の財政上の必要の爲に金融上の必要が犧牲にせられたり、若くは經濟界に於ける其の時々の實情よりも、より以上に財政上の必要の方が中央銀行を動かして行くのではあるまいか。今日の經濟界の實情からいふたならば、此の際紙幣が此の以上出ては困ると思つても、財政上の必要が起つて來れば、紙幣の增發に依つてある程度のインフレーションを惹起するといふことになり易いのではあるまいか。かういふことは立入つて現實の我が國の狀態に就て私は申上げたくはありませぬけれども、皆樣に於ても我が國の狀態を頭に入れながら御考へを願ひたいことは、今日經濟の實情が中央銀行に要求するところと、國家の財政上の必要が中央銀行に要求するところとは、果して完全に一致するかどうか。而も其の國家といふものは、國家はありますけれども、政治

東京市政調査會

を行ふに就ては、政治の主心勢力がどこにあるかといふことも、其の時々に於ける國々の實情としてこれを觀なければなりませぬ。

かう致しますると、茲に中央銀行が若し通貨の働きに依つて金融を統制し得るものであるとしても、これを統制して行くやうにすることが、さうしてこれに對して國家が非常な力を有つことが、好いか悪いか。よいこともあるが、併し又一面には非常な危險性を包藏するといふことも考へなくてはならぬ。

## 三

斯の如く考へまするといふと、所謂經濟なるものを、自由主義の建前に置きながら、これを法制の力に依つて、又行政的の働きに依つて統制して行くといふことは、事實なか〳〵むづかしい。むづかしいのみならず動〳〵もすれば非常な弊害を生ずるかも知れない。かういふことになるのであります。さうしてみるといふと、要するに資本主義といふものを、原則としてはこれを維持しながら、これを外部からして統制して行くといふ、さういふ試みは、實際やつて見たところに於ても兎角旨く行かないので、近頃少し方向轉換をしようとするのではないでせうか。況してこれから試みようとするところでは、餘程注意を要することではなからうかといふことが考へられるのであります。而も能く考へてみると、どうもさういふ立場は極めて妥協的であるだけ隨つて不徹底である。又甚だ便宜的であるだけ、一時的の性質しか有つてゐないといふことが考へられるのであります。

若し本當に經濟といふものを統制して、これを公經濟化して行くことを、徹底的に、又有効に行はうとするならば、やはりこれは立入つて尠くとも資本を國家若くは地方公共團體の公有にする。有力な産業若くは重要な産業に就ては、これを國營にするか、然らざれば地方の公共團體の公營にするか、そこ迄行かなければどうも本當の統制といふものは出來ないのではないかと考へられます。かういふ風に考へられて來るのでありまして、而も其の方の側を主張する人の立場からこれを言ひますと、私が主張するといふ譯でありませぬが、其の側の人からこれを觀るといふと、これをだん〳〵にやつて行けば、つまり資本をだん〳〵公有にし事業をだん〳〵公營にして行く、かういふ行き方をだん〳〵やつて行けば、成る程先程ちよつと申したやうに、國家經濟全體をば公經濟化して行くのには、年月を要するけれども、併し多少時を要するには又自ら訓練も出來自ら事業にも慣れて、追々と成績が擧るやうになつて來るのではないか。勿論これは大きな會社がやつて居る大きな仕事に就てのことでありまして、小さなものをまで公營にしやうといふのではありませぬが、さういふ大きなものをやれば、國家社會の公の必要とする所とこれが一致して行くものでなからうかと考へられて來て居るやうであります。この立場に就ては、我が國の如きでも現に問題が起きて居るのでありまして、皆さんは一つしつくりと御研究を願ひたいのであります。例へば電力に關する問題でも一部の人はこれはやはり從來の自由主義で、民有民營が宜しいといふ自由主義の見地を採る人もありますが、今日多數の人は統制はどうも已むを得ない、併し統制するにしても、これを民有民營にして置いて、國家が電氣事業法といふものを、もつと强力なものにして、これを取締つてよいではないかといふ議論をして居るやうであります。これが統制主義的な見地でありませう。ところが又これに反して、更にそれでは到底本當の統制は出來ない。やはり本當の統制をしようとするには、電力を國有國營にすべし、

それで始めて統制が出來る。其の意味に於て民有國營といふものは甚だ以て鵺的である。あゝいふことは世界にない新工夫で、妥協的な便宜的なもので宜しくない。これは統制經濟の見地から觀てもいけないし、又自由主義の見地からもいけない。社會主義的の見地から觀てもいけなければ、計畫經濟の中間的の立場から觀てもいけない。やはりこれは國有國營か、然らざれば民有民營で國家が上から取締るか、然らざれば自由放任主義で行かなければならぬといふやうな議論が、いろ〳〵と雜然紛然として行はれて居りますが、併しこれをその立場とする所から分析すれば、上にのべた三つの立場を出でないのであります。併しながらこれから先どういふ風に實狀が進展して行くかは全くわかり兼ねます。これがわかれば、それに依つて大體天下の形勢を知ることが出來るのであります。而してこれを國有國營にすべしといふ議論でありましたならば、それは單り電力に止らないわけで、其の考は廣く社會内に於ける諸々の重要産業に追々推し及んで、稍〻完全な統制經濟をつくり上げる。かういふことになつて來るのではなからうかといふ風に思はれるのであります。斯の如き點に就て御考へ下さる爲にも、只今迄申したやうな風なことが、ある程度迄お役に立つのではなからうかと考へます。

ところで又元へ一寸戻りまして、ドイツ等に於て先程申したラテナウあたりのやうに、法律を以てこれを取締るので滿足しないで、寧ろ只今申したやうな風に、國有國營にだん〳〵行かうとする其の議論をする人が、一體ドイツに於ける主なる産業をば國有國營にして行くには、どの位の年月を要するかといふ、假りにユートピアを描いて居る人があります。それを御參考迄に申上げたい。ドイツに於て株式取引所の場に上つて居る株の總體の價格は大體二百億マルクと計算せられて居る。此の二百億マルクのものが主なる産業に投資せられて居る資本であると觀て居るのでありますが、これを年々五億マルクづゝ國家が買上げて行くと假定致します。さうして新しく行はれる國營事業からの收益も亦新しい買收に用ひて行くといふことも計算に入れてこれを考へるといふと、大體ドイツに於ける重要産業をば國營化して行くのには十二年乃至十五年を要する。尤もそれは國有に依つて從來の株主は公債を貰ひますが、其の交付せられた公債を如何に用ひるか、更にこれを新しい事業に投資するか否かに依つて、其の年數は變つて來ますから、勿論これは大雜把な計算でありますが、大體さういふ風に考へられて居る。さうしてこれらの人々の主張に依りますと、これは主に穩和な社會主義の主張者でありますが、斯の如くにして重要産業を國家が買收したり、自治體が買收したりする場合には、其の株の價格は時價に依つて、而も一面に於てはそれから出て來る收益を基礎とした計算上の價格に依つて、此の兩者を適當に睨み合はして、これを買上げて行くべきものだ。さうしてこれを買上げる時には、出來る限り完全な賠償をして行くべきである。これを十分に賠償しないで、これを取上げるやうなことをするのは、甚だ以て宜しくない。今日迄の事業といふものは、これを經營した人々のどれだけの辛苦艱難を經、どれだけの努力の結果であるか分らない、而もそれらの人々の努力に依つて社會一般も非常な利益を得て居る。それを國家が買收したり、或は地方自治體が買收して、これを公益的の企業に直さうとする時に、從來の資本主に對して十分な合理的な賠償をしないといふことは、これは財産沒收である。さういふ財産沒收みたやうなことを國家や地方團體に依つて、公の權力團體の名でこれを行ふべきものでは固よりあり得ない。國家にしても、自治體にしても、其の據つて立つてゐるところは權力であるけれども、其の據つて立つてゐるところの權力の基く所は何であるかといふと、道德であり、正義である。正義

の發顯したところが權力となり、法律となり、條令となるが、結局は道德である。其の道德を行ふべき國家や公共團體が、自ら道德に悖るやうな正義を蹂躙するやうなことをして、それでこれから先の國家なり、社會なりが治つて行くべきものでない。殊に從來の資本主義といふものは、餘りにも道德から離れようとする傾向があるから、現今これを是正しようとしてゐるのではないか。餘りに人間の精神的要素を無視して、物質尊重になつたから弊害が出て來たのである。尙ほ又一方社會主義の脅威といふものは、何が故の脅威であるか。從來の社會主義はマルキシズムに立脚して飽く迄道德を否定して行く。さうして人間を極端に物質的に觀て行かうとする。若しさういふことになつたら利害の鬪爭ばかりになり、社會は惡魔の饗宴場になるやうな虞れがあるから、これを吾々は恐れるのである。だから今日從來の資本主義を是正しながら、而も社會主義の脅威に陷らないで、第三の立場をつくつて行かうとするわけで、國家生活に依つて道德を包容し、道德の基礎の上に正義を行つて行かうといふのが今日の主張であります。此の意味に於て國家生活の倫理化、經濟生活の道德化が最も必要であります。而もそれを立場とする者が、人の財產に對して、人の粒々辛苦して貯めたものに對して、尤も其中には不勞所得があつたとしても、大體には人が働いてつくり上げたものに對して、權力を以て取上げるといふことは絶對いけない。それでは倫理的立場の自殺であるといふことも考へられて居るのでありまして、玆のところも我が國の今日の問題として、ある程度迄參考になるのではないかと私は思ふのであります。

## 四

斯の如く考へ得られるのでありますが、今後實狀はまだ何れに決るとも分らないし、又其の立場々々に對する好き好みは、人々の思想に依ることであります。たゞ併し乍ら若し今日の時勢が、だん〳〵と經濟生活に對する公の働きの加はることを要求し、所謂私經濟的見地をば出來得る限り公經濟的のものにして行かうとする其の勢ひが、だん〳〵助長せられるものであるとするならば、これを本當に實現するが爲には、私がある程度詳しく申上げましたあの所謂統制經濟主義といふものでは間に合はないのではなからうか。やはりこれは徹底的に國有國營、若くは地方團體有、若くは地方團體營といふやうな、さういふものに依つて行く必要があるのではなからうかといふ風に考へられるのであります。我が國に於て自由主義の見地が飽く迄勢力を維持して行くか。それとも將來公經濟化して行かうとする立場がより以上有力になるか。これは勿論豫言は出來ませぬ。豫言は出來ませぬが、若し後者がだん〳〵進んで行くものであるならば、中間の妥協的の立場では結局間に合はないで、大體は資本の公有、事業の公營といふことに進んで行くのであらうといふことだけは言へるやうであります。

最後に一言併せて御考へ置きを願ひたいことは、計畫經濟なるものが、國家的の公經濟に變化して行きますならば、都市の公企業の如きものも、だん〳〵これからは其の範圍を擴げ、其の事業をば愈々以て多くする必要に迫られて來るであらうといふことであります。さうして從來これが都市の公共的の事業の行はるべき範圍であるといふ風に考へられて居つた其の範圍以外に亘つて居る所の金融方面等に迄及んで、公の事業が其の範圍を擴めるのではないかといふことも一つ御考へを願つて置きたいと同時に、斯の如くにして都市などの事業は擴まつて行くであらうが、一方國家主義的の所謂中央集權的な勢力がそれと共に愈々以て有力になるならば、都市といふ

ものそれ自體が、從來の自治體といふ性質を何時迄も維持し得るか、或は又其の範圍をどの程度に維持し得るかといふことであります。餘りにも中央集權的な國家主義が進んで行けば、地方自治といふものはだん〳〵と姿を薄くし、都市の如きものも地方自治體といふのではなくして、寧ろ國家の一つの行政機關といふやうなものになり、都市は一つの行政區域になるといふやうな時がなきにしもあらずであります。我が國に於ても東京都制といふことが既に問題になつて、其の市長は官選にするといふやうなこともあるのでありますが、これは單り帝都であるが故に、東京市にのみ止まるべき性質のものであるか、それとも今日の市制へ更に廣く及ぼして行くべきものであるか。それらも大きな眼で見て行くべき必要があるのではあるまいか。かういふ風になれば、結局都市の公企業の如きは、ある意味に於て國家事業の方へ吸入して一つの執行形式に過ぎないことになり、結局都市は自治體として働くのでなく、國家の機關として働くといふ風にも、考へ方が進んで行くかも知れないといふことであります。それらの點に就ても皆さん一つ篤と御研究願へれば結構と存じます。

## (ロ)　公益企業と都市財政

京都帝國大學教授
經濟學博士　汐見三郎君

### 一

公益企業はいろ〳〵な立場からこれを研究することが出來ますが、都市財政の立場からこれを研究することも、一つの重大なる分野と私は心得てゐます。勿論、公益企業を都市財政以外の立場から見てはならないとは決して申上げないのでございまするが、都市財政を無視して公益企業をば研究するといふことも、如何なものかと考へるのであります。特に此の度の稅制整理が行はれます結果と致しまして、公益企業と都市財政との關係は現實の問題として各都市が解決しなければならぬのであります。

實は現代我が國の社會生活に於きまして、都市の有つてゐる意義は非常に强いものになつて居ります。數字で申上げてみまするると、大正九年十月一日に初めて國勢調査を行ひました時に都市の人口が全國人口の一割八分を占めてゐたのでありますが、昭和十年十月一日には三割二分七厘に上り、都市に向つて人が澤山集中して行くといふことは動かすべからざる事實であります。又富の點に於きましては——富を何に依つて測定するか、いろいろ問題がありまするが、第三種所得に依り之を眺めてみまするると——大正八年に我が國の第三種所得の二割六

分が六大都市に集中して居りましたのに、昭和九年には我が國全體の第三種所得の四割六分といふものが集中して居る。此の事實をば眺めまする時には、國民生活をば都市を離れて理解することが出來ない。好むと好まざるとに拘らず、都市といふものは社會生活經濟生活に於て、無視することが出來ないものでございます。

更に歳出の數字に就て眺めてみまするとと、明治三十八年に府縣の豫算は四千七百九十四萬圓でありましたのが、昭和十年には五億九百八十五萬圓になり、先づ十一倍であります。ところが市の豫算は明治三十八年には二千四百四十二萬圓であつたものが、只今では八億四千九百八十一萬圓であつて三十數倍になつて居る。即ち府縣の豫算が十一倍になつて居る間に、三十數倍に市の豫算が膨脹して居るのです。町村の豫算は明治三十八年に五千八百四十一萬圓であつたのが昭和十年には四億七千六百五十六萬圓となり約八倍に當ります。町村府縣の豫算の伸び方が、十倍前後であるのに、市の豫算は三十數倍に伸びて居るといふところの事實を眺めましても、都市の財政といふものが、如何に重大なる意味をば有つて居るかといふことが、御分りになるだらうと思ひます。

## 二

かういふ風に府縣町村の財政が十倍前後の膨脹をしてゐるに拘らず都市財政が三十數倍に膨脹して居るといふことは、何に依るかと申しまするとと、今曩申しましたやうに、人口が集中して來るとか、富が集中して來るといふことにも因るのでありまするが、一つは此の膨脹の數字は普通經濟の膨脹よりも寧ろ特別經濟の膨脹に存して居るのであります。特別經濟の主なるものは何かと申しまするとと公益企業であります。公益企業の膨脹が都市の姿を變へてしまつたのです。明治三十八年前後に於きましては、公益企業が一向進歩して居らなかつたのが、只今河田先生も御報告になりましたやうな精神も多分に働いたことゝ思つて居りますが、都市の公益企業が非常に發達して參りまして、それが都市財政といふものをば膨脹せしめて居る譯でございます。これは皆樣能く御承知のことゝ思つて居りまするが、昭和十年の豫算に於きましては、都市の稅收入は一億六千十三萬圓でありますが、使用料及手數料の收入といふものは遙かに之を凌駕し二億一千八百十三萬圓といふことになつて居ります。此の使用料及手數料と云ふ歳入の裏を行くのが電氣及瓦斯事業費及び公債費の歳出でありまして、電氣及瓦斯事業費だけで一億八百十三萬圓といふことになつて居ります。これが町村とか府縣の財政と都市の財政とか組立を違へて居る點であります。府縣、町村の財政なるものは專ら警察とか、教育とかさういふ風の具合の消費經濟を中心とし消費生活に充てられることになつて居るのでありますが、市は消費生活を片一方に營むと共に、もつと廣い分野に於きまして企業といふものをば營んで居る。即ち儲けるのと使ふのとの兩方を同時にやつて居るところの企業といふものを行つて居る。府縣、町村の財政といふものは、使つて行くところの財源をどこから求めるかといへば、地方稅に求めて行く、さういふ遣り方でありまするのに、市財政では公益企業といふものをば營んで居るといふことが非常な特長となつて來るのでございます。隨つて町村の財務當局の頭と致しましては、金を使ふことゝ租稅を取ることゝの二つをば考へれば宜い譯でありますが、市の財務當局の頭の中には市稅を取ることゝ、いろ〳〵な消費生活にこれを使ふといふことゝの二つの外に、企業を營んで行くこと即ち損益の算盤を採つて行くといふことが更に加つて來て居るのであります。これが都市財政の特長であると私は信ずるのでありま

す。隨つて從來からも都市財政が都合好く行つて居るか、行つて居らないかといふことは、公益企業が都合好く行つて居るか、行かないかに依つて判斷することが出來るといつても、過言でないと私は信ずるのであります。

## 三

ところが此の廢稅制整理案が發表せられまして、中央財政、地方財政に通ずる根本的の改革が行はれることになつたのであります。即ち六億圓ばかりの國稅の增稅を致しまして、三億圓ばかり地方稅をば輕減することゝなつて來たのであります。勿論其の半面に於きましては、義務教育費の市町村支辨をなくする事を考へねばなりませぬ。即ち市に於きましては、只今義務教育費の三割ばかりをば國庫に仰ぎ、七割をば自分の懷中から出して居られるのでありますから、今度の改正で非常に有利になります。これに較べまするとと、貧弱町村に於きましては九割八分をば國庫に仰いで居つて、自分の懷中からは二分しか出さなかつたといふ事情がありますので、義務教育費の改正では餘り恩惠を受けない。これをば併せて考へてみまするとと、今度の稅制整理案なるものは世間に傳へられて居る程、それ程には都市財政に壓迫を及ぼすことはないといふ風に私は信じて居ります。併し兎に角今度の稅制改革の主眼とするところは、「町村民がこれ以上疲弊してしまつてはどうも宜くない。都市はある程度迄一肌脫いで町村の救濟に乘りだすべきである。殊に六大都市の方から極く僅かな金をば提供しても、貰ふところの町村にとつては其れは非常に有難いものになる。さうすれば購買力が町村に起つて來る。そこで地方に撒布した金が又都市に戻つて來る」といふ建前で作られたのであります。何れに致しましても、只今迄は「制限外課稅が原則であつて、制限內の課稅は例外である」といふ風になつてゐたのを今度は止してしまひ、制限率といふものをば可なり嚴重に守つて行かうぢやないかといふ風の建前になつて來るのであります。市民の負擔は私はこれに依つて公平になつて行く、國民の負擔はこれに依つて公平になつて行くと思ふのでございますが、市の財務當局は差當り御困りになりはしないかと思ひます。唯過渡期の急激な變動を避ける爲に、地方財政調整交付金で歲入減は總て之を補ふといふ風の便法をとると云ふ內務當局の言明がありますから、非常な障害は來ないと信じて居ります。併しながら從來の如く、困ると制限外課稅に賴るとか市の特別稅のところに持つて行くと云ふ風に解決を市稅に求めるといふことに就きましては、從來のやうには自由に行かない。多少の自由は利くとは思ひますが、從來のやうには行かないといふことを、考へてみなければならないのでございます。市稅のところが餘り自由に細工出來ないとなつて參りますると、殘されたるものは何かと申しますと、公益企業であります。即ち公益企業の財政的失敗の後をば市稅に轉嫁して解決して行かうといふ風のことが行はれないでもなかつたやうでございますが、此の事はこれからは行はれ難くなつて行く。

此の點に就きまして、特に從來以上に公益企業と都市財政との關係をば御考へ願ひたいのであります。

## 四

只今河田先生の御報告にありましたやうに、公益企業は現在よりも或は擴張するかも分らない。いろ〳〵例を擧げられましたが、東京市政調査會が公益企業法案をば作られました時には水道條例、瓦斯事業法、電氣事業法

軌道法、自動車交通事業法、地方鐵道法、及び運河法に據る事業にして一般の需要に應ずる目的を以て經營するのを公益企業と定め、更に公益企業に準ずるものとして通船、中央卸賣市場、小賣市場、屠場、下水道、埠頭、棧橋、岸壁場、物揚場、上屋、倉庫、船渠等の港灣施設、質屋、無盡業、其の他庶民金融、それから保險、牛乳配給、製氷、浴場、洗濯、媒房、病院、墓地、火葬場、葬儀場、それから授産場、宿泊所、或は旅館、溫泉、住宅土地經營、運動場、競技場、音樂堂、公會堂、航空關係事業、これだけが公益企業法案で豫想して居られた譯でございます。これをば考へてみますると現在に於きましても相當廣い分野を持つて居る上に將來に於きましても相當伸びて行く見込のあるものだと信ずるのでございます。公益企業といふものはどういふ風にして經營して行つてよいものかといふことに就ては、私は其の道の專門でありませぬから、詳しく申上げるのは差控へます。

丁度只今我が國の國家財政に行はれて居るやうな問題が各都市の公益企業に就きまして問題になつて居るのであります。我が國の國家財政は赤字に苦しみ、平年度三億圓の增稅をしようといふ時でありますが、企業特別會計たる帝國鐵道特別會計よりは大藏當局が望んで居る程の益金を繰入れて呉れない。即ち帝國鐵道特別會計、即ち企業會計の方の建前から參りますると、「財政收入の目的から料金を引上げるといふことは、公益上の目的からいつてどうも好くない。又從業員のサーヴィスをば相當やつて行かなければならないから、金を吐き出すのは困る。日本の鐵道それ自體をもつと良いものにして行かなければならないから、金を出すのは厭だ」と云ふのです。大藏當局と致しますると、「假りに是れが私設鐵道であるとすれば、相當金額の國稅地方稅をば國家に納める筈である　切めてそれだけのものでも一般會計に繰り入れが出來ないか」といふことになるのです。結局の所が企業特別會計に大した期待を掛ける事が出來ず專ら增稅のところに財源を求めて居る譯であります。

通信事業特別會計に致しましても、郵便料金の引上げ、一錢五厘を三錢にするとか二錢にするとかといふ風にして、其の收入を全部國庫の方へ頂きたいといふ風のことになりまするると、いやそれはいけない從業員の待遇改善の費用に充てなければならないから、國家に出す金額は、成るべく尠くしようといふ風なことになつて來る。即ち通信事業特別會計、帝國鐵道特別會計が、一般會計にどれだけお金を出して下さるかといふことが、增稅の金額を決める基準になる譯でございます。

それと同じやうな議論が、都市に於ける普通經濟と特別經濟との間に行はれて居るのであります。

## 五

即ち公益企業に從事して居らるゝ方と致しましては、企業を愛する念が頗る强いのであります。どうかして良い企業にしたい。例へば金の餘裕があれば、料金の値下げをしたい。料金の値上げといふやうなことは思ひも寄らぬ。それから又金に餘裕があれば、從業員の手當を良くしたい。餘計儲けたといふのは、これは餘計働いて呉れたからだ。それから又市民に對するサーヴィスをば良くしたい。軌道や車體の改良をするとか、いろ〳〵なところでサーヴィスをやつて行きたい。企業を愛するといふ念から致しましては、尤もでございます。それから又遞信省とか鐵道省とか即ち市の公益企業は市以外に各種の國家機關からの統制の下に服して居る譯であります。かくして市の財務當局から、これだけ儲けて居れば、皆寄越せ料金を引上げて市の收入にそれを入れろと

いふ風の要求がありましても、出し渋られるといふのが、これが現狀でございます。併し市の普通經濟の建前から觀まするると、市の財務に關係して居る謂はゞ大藏大臣に當る人が、普通經濟だけをば處理することが出來るが、「財政の廣い範圍をば特別經濟に委かして置いて、それに就ては一指だに染めることが出來ないといふ風なことになるのは遺憾至極だ。普通經濟で給與を得て居る方には——どうも儲けないで稅收入のみでやつてゐるものでございますから——金の廻りが都合好く行かないのに、儲けて居るところでは都合好く行くといふのは、これはどういふ譯だ」といふ疑問が起つて來るのであります。これは單に都市生活ばかりでなく、國家生活に於てもさうでありまして、企業を有つて居る、事業會計を有つて居る官廳、即ち儲ける官廳と損する官廳と違つて來ます。文部省のやうに金を使ふばかりで、些とも儲けないところと、遞信省とか鐵道省とか金を儲けられるところとは、そこに又同じやうな具合に總てをやつて行くことが出來ないといふことになるのでございます。此の二つをどういふ風にして調和して行かなければならないか。公益企業が市の普通經濟とどういふ風に歩調を保つて行くか。飽く迄公益企業の獨自の存在を認めて、公益企業は全く其の普通經濟に煩はされるところがない。普通經濟から金も貰はないし、金も與へて行かないといふ獨立で行くべきか、或は普通經濟に租稅に相當するものを渡すといふ建前を採るか或は料金を無料にしてもよいのに取つてゐるのだからといふので、普通經濟から逆に繰入を要求してよいものか、其の點でございます。差引出入がないものか、プラスにすべきものか、マイナスにすべきものか。これは各公益企業に依つて自ら違つて來ませう。公益企業を維持する爲に稅金を拂ふといふ建前になるものか、或は又逆に公益企業で市の事業をやつてどん〳〵儲けて行くといふことになるべきか、二つの兩極端を如何に調和するかといふことが、非常に重要な問題であらうと思ふのであります。即ち市財政內部に於ける公益企業の將來性でございます。

## 六

公益企業の將來性は市財政內部に於ける關係に止まらず外部に於ける關係にも及ぶのです。例へば電力國營といふやうな事が出來た時に、市の電氣事業といふものはどうなるか。鐵道省の省線の發達した時に、市の電車といふものはどういふ風になるのか、會社の電車を乘入れすべからずといふ風のことにして、郊外でそれを切つてしまふのに、省線は自由自在に市中へ入り込んでよいものかといふ、國家と都市との關係、國家の企業と都市の企業との關係といふことも、一つ考へ直してみる必要がある。それから、一都市の市營事業と他の都市の市營事業との關係でございます。即ち郊外電車は兩方の都市を繋いで居る。市內に入るとこれは市營電車の領分で、郊外電車は一歩も中へ入ることが出來ないといふことでやつて行くべきものか、其の連絡のところをいろ〳〵サーヴィスすべきか、そこの問題であります。それから市の公益企業にどん〳〵大穴をあけられてしまつても、從來でございますと、市稅をどん〳〵取つて行つて、公益企業の大穴をば市稅で負擔するといふやうな遣り方も出來たでありませうが、今度の稅制整理案が市民といふもの、租稅負擔の關係を尊重致しまして、附加稅を制限して、これ以上市民に迷惑を掛けてはいけないといふ風に、國家の方から統制をするとせば、さういふ風な具合に從來の如く市稅で賄つて、公益企業の赤字をば市稅で埋めるといふことが出來なくなつて來ます。事それ自身は原理

的には良いものだと思つてゐますが、それで市財政が持つて行かぬとすると公益企業の拂下げとか、公私混同企業といふやうな企業形態の問題が起つて來ます。内部關係に於きましては、普通經濟と特別經濟との調和を圖るといふことが一つの大きな問題、それからもう一つの問題、外部問題と致しましては、國家が直接にいろ〳〵な仕事をやり出す、國家の企業と市の公益企業との關係をばどういふ風に整理して行くか。それから第三番目の問題と致しましては只今の市有市營といふ形式が一番好いものか。事業に依つては違ふ形式を考へてみる必要がありはしないか。これもちよつと考へてみる必要があらうと思ふ。

此の事に就きまして市の當局の方に對し素人の私がかういふことを申上げますのは甚だ失禮でございますが、目的は市民の幸福國民の幸福といふことを終局の目的にして頂きたいのでございます。市の行政事務が最も都合好く行く、事務の便宜の爲に市民の幸福を犧牲にするといふことでなしに、市民の幸福といふものを目標として頂きたい。大體此の市民の幸福と市の事務とは兩立併行して行くものでございますが、時々逆行する場合があります。さういふ逆行する場合には事務の方で遠慮して頂いて、どういふ風にやつて行けば市民の生活といふものが都合好く行くかといふことを目標にして頂いて、事務を其の方に調和さして行く。さういふ解決方法をやつて頂きたいといふ風に私は考へるのでございます。

## 七

只今申上げましたやうに、都市財政の膨脹といふことはこれには公益企業が其の最も大なる原因をなして居るといふこと、それから今回の稅制整理の結果と致しまして、市民の租稅負擔、國民の租稅負擔をば公平にして市民の租稅負擔を一定の限度に決めてしまふといふ風の考へ方が勝つて參ると致しますると、公益企業が都市財政に占める位置は更に大となつて來るのであります。更に國家が統制に乘り出す、即ち國家が市の公益企業に對し或る意味に於ては競爭者となつて來るといふ風のことがありますると、此の方面も十分に研究して頂きたい。それから市の財務の方と公益企業との間の關係をどういふ風にするか。從來の如くこちらにも一城一國の主人があり、そちらにも居られるといふ風に特別經濟の群雄割據の狀態で行くべきか、或はどこかで一元化して行く必要があるものか、或は公益企業は公益企業、普通經濟は普通經濟で違ふ道を歩むべきかといふことに就きましては、將來殘されたる非常に大きい問題があると私は信じて居るのでございます。始終言ふことでございますが、日本の都市といふものは非常に發達して居ります。殊に六大都市に至りましては、ヨーロッパの小國よりも豫算が多いのでございます。餘計の金を使つて居る譯でございます。勿論、金を餘計に使つてゐるといふばかりが能でないと思ひまするが、いろ〳〵な點から觀まして、日本の都市といふものは相當重要なる生活であります。從つて我國大都市の財政を扱はれる方といふものは、非常に重大な責任を以て居られるといふ風に私は信じて居ります。其の國民生活と非常に重大な關係のあるところの財政といふものが、公益企業に對し斯の如く密接な關係を有して居るのでありまするから、これからの財政は、公益企業の解決如何といふことに解決の鍵の大部分が懸つて居りはしないか。公益企業に就きまして特に御研究を願ひまして我が國の都市生活をば財政的にも明朗にして頂きたい、これが即ち私の報告の結論でございます。時間がありませぬので、これで止めて置きます。

# (ハ) 大都市交通機關の運賃

鐵道省監督局長　前田穰君

運賃と申しまするものは、利用者にとりましては、生計費の問題であり、經營者に取りましては、經營の收支バランスの問題であります。隨つて如何なる方面から觀ましても交通機關といふことを考へます場合には、運賃が、どうなるかといふことが、最も重要な問題の一つである譯でありますが、都市交通機關の運賃は非常に複雜なやうに考へるのであります。隨つて差當り今日は問題を大都市特に六大都市の旅客の運輸に限りまして、申上げたいと思ふのでありますが、大都市内の交通機關も種々種類なり、經營者なりがあるやうでありますので、其の内の一番大宗をなして居りまする市電、市バス、或は東京、大阪で申しますれば青バス、高速度電車としましては古い歴史を持つて居ります東京の省線電車、かういふものを中心として、申上げてみたいと思ふのであります。

我が國の六大都市の交通機關の運賃が、最初出來まして以來どういふ風な沿革を持つて來て居りますかと云ひますと、別表第一號を御覽下さいますれば、詳細に分ることと思ふのでありますが、市電は明治の中葉に出來まして、其の後だん〳〵發達して參つたのでありまして、關東の東京と横濱は最初から均一制を採つて居るのに對しまして、關西方面の市電は最初は區間制でありましたのを、後に均一制に變へました。かういふ風になつて居りますが、何れも出來ました當時から漸次金額を高めて參りまして、今日御承知のやうな均一運賃になつて參つたのであります。此の市電の運賃がだん〳〵上つて參りました趨勢を辿つて見ますると、物價指數だとか或は勞銀指數だとかといふやうなものに較べまして、どういふ風になつて居るかといふことが、一つの面白い問題であらうと思ふのであります。

別表第二號は此の關係を示したものでありますが、私共では六大都市を平均致しました市電の運賃が、大正五年からしか分つて居りませぬので、已むを得ず大正五年を一〇〇と致しまして、隨つてこれに對照すべき物價指數竝に勞銀指數も、日本銀行の物價指數、東京商工會議所の勞銀指數を大正五年を一〇〇にして換算致しまして較べてみますと、運賃は大正五年が一〇〇で、それから大正七年、大正八年迄ずつと大體一〇〇で參つて居ります。さうして大正九年に値上げ其の他で上りまして、一四六になり、大正十年が一五九といふことになり、これが大體ピークでありまして、それからずつと同じやうな運賃率を保つて參りまして今日になつて居るのであります。これに對しまして物價は大正五年を一〇〇と致しまして、大正八年には既に二〇〇になつて居り、大正九年にはそれが二二〇になつて居る。これがピークのやうであります。十年にはそれが一七二に下つて、後だん〳〵低下して參りまして、昭和十年には一二〇になつて居る。斯様に運賃と物價指數とは九年、十年頃がピークでありまして、さうしてだん〳〵物價が下つて居るに拘らず、運賃の平均といふものは下つて居ない。斯様に物價指數との比較の限りに於きましては、今日の六大都市の市電の運賃は、幾分高い位置にあると申すことが出來

第1號表の1

## 軌道旅客運賃變遷其他調（東京市）

| 鐵道軌道名 / 種別 / 年度 | 東京市電 普通料金 | | | 特定料金 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 |
| 明治 36 | — | — | 3會社均一別 3錢 | — | — | — |
| 37 | — | — | 〃 3 | — | — | — |
| 38 | — | — | 3社共通均一 〃 | — | — | — |
| 39 | — | — | 3社合併均一 4錢 | — | — | — |
| 40 | — | — | 〃 | — | — | — |
| 41 | — | — | 〃 | — | — | — |
| 42 | — | — | 〃 | — | — | — |
| 43 | — | — | 〃 | — | — | — |
| 44 | 月日 7.31 | 粁分 103.4 | 均一制 〃 | — | — | — |
| 45 | — | 115.5 | 〃 | — | — | — |
| 大正 2 | — | 122.0 | 〃 | — | — | — |
| 3 | — | 128.0 | 〃 | — | — | — |
| 4 | — | 128.4 | 〃 | — | — | — |
| 5 | 月日 5.23 | 128.4 | 5錢 | — | — | — |
| 6 | — | 133.2 | 〃 | — | — | — |
| 7 | — | 134.9 | 〃 | — | — | — |
| 8 | — | 138.1 | 〃 | — | — | — |
| 9 | 月日 5.26 | 143.4 | 7錢 | — | — | — |
| 10 | — | 148.0 | 〃 | — | — | — |
| 11 | — | 149.5 | 〃 | — | — | — |
| 12 | — | 148.7 | 震災暫定一系統5錢 | 月日 4.14 | 粁分 2.0 | 區間制3錢（1區） |
| 13 | — | 153.8 | 7錢 | — | 〃 | 〃 |
| 14 | — | 155.0 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 15 | — | 156.5 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 昭和 2 | — | 157.6 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 3 | — | 161.1 | 〃 | 7.16 | 3.8 | （2區） |
| 4 | — | 162.1 | 〃 | 4.16 | 6.6 | （4區） |
| 5 | — | 166.5 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 6 | — | 166.7 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 7 | — | 166.6 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 8 | — | 167.4 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 9 | — | 167.4 | 〃 | — | 6.6 | 〃 |
| 10 | — | 167.4 | 〃 | — | 6.6 | 〃 |

備考 明治36年7月東京電車鐵道品川新橋間，36年9月東京市街鐵道（數寄屋橋，神田橋間）37年4月東京電氣鐵道（土橋御茶水間）開業，明治39年11月3社合併，東京鐵道會社を設立，明治44年8月1日より市營，大正12年4月特別料金區間飛鳥山線開業

| 鐵道軌道名 / 種別 / 年度 | 東京地下鐵 | | | 王子鐵氣 | | | 城東電軌 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 |
| 明治 36 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 38 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 39 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 40 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 41 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 42 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 44 | — | — | — | 年月日 44.7.27 | 粁分 2.5 | 區間制（全線1區）1區1錢 | — | — | — |
| 45 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 大正 2 | — | — | — | 2.3.10 | 7.4 | 〃（全線12區） | — | — | — |
| 3 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 4 | — | — | — | 4.4.7 | 7.8 | 〃（全線13區） | — | — | — |
| 5 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 6 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | 年月日 6.12.27 | 粁分 3.4 | 區間制（全線7區）1區1錢 |
| 7 | — | — | — | 7.9.9 | 〃 | 〃（全線14區） | 7.9.4 | 〃 | 〃（全線7區） |
| 8 | — | — | — | 8.11.13 | 〃 | 1區2錢（6區）特區4錢（1區）全線7區但し2錢區6區こ特區こ跨る場合14錢 | — | 〃 | 〃 |
| 9 | — | — | — | 9.8.20 | 〃 | 大正9年｛1區5錢 2區9錢 3區14錢（全線3區） | 9.12.28 | 4.7 | 區間制 1區2錢（全線5區） |
| 10 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 11 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 12 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 13 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | 13.5.17 | 6.1 | ｛1區2錢（6區）特區4錢（1區） |
| 14 | — | — | — | 14.2.27 14.10.19 | 10.0 | 〃 | 14.12.25 | 9.2 | ｛1區2錢（6區）特區4錢（3區） |
| 15 | — | — | — | 15.3.17 | 11.4 | 〃 特區4錢（全線4區）1區 | — | 9.4 | 〃 |
| 昭和 2 | — | — | — | — | 〃 | 〃 | 2.3.1 | 10.8 | 1區2錢（6區）特區4錢（4區） |
| 3 | 年月日 2.12.15 | 粁分 2.2 | 均一10錢（3驛間） | 3.5.21 | 15.0 | 〃（全線5區） | — | 〃 | 〃 |
| 4 | — | 〃 | 〃 | 3.12.7 | 16.0 | 〃（全線6區） | — | 〃 | 〃 |
| 5 | 年月日 4.12.26 | 3.8 | 〃（6驛間） | 5.3.28 | 16.4 | 〃 | 5.10.7 | 11.2 | 〃 |
| 6 | 6.9.9 6.11.20 | 4.4 | 區間制3驛迄5錢 4驛以上10錢（6驛間） | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 7 | 7.4.21 | 5.1 | 〃（7驛間） | 7.5.27 | 16.5 | 〃（全線6區外に王子赤羽間8錢） | 7.1.29 | 〃 | 1區3錢 2區5錢 3區7錢 4區9錢 5區11錢 6區13錢 7區15錢 |
| 8 | 7.12.21 | 6.4 | 3驛間5錢 7驛間10錢 8驛間以上15錢 | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | |
| 9 | 9.3.1 | 8.0 | 〃（9驛間） | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 10 | — | 8.0 | 〃（11驛間） | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |

備考 地下鐵……昭和2年12月30日淺草上野間開業
王子……明治44年8月20日大塚飛鳥山間開業
城東……大正6年12月30日錦糸町小松川間開業

第1號表の 6

神戸市電旅客運賃變遷其他調

| 年度 | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 |
|---|---|---|---|
| | 月日 | 粁 分 | |
| 明治43 | 不明 | 5.9 | 區間制1區2錢全線4區 |
| 44 | — | 〃 | 〃 |
| 大正 1 | — | 8.2 | 〃 |
| 2 | — | 12.3 | 〃 |
| 3 | — | 〃 | 〃 |
| 4 | — | 〃 | 〃 |
| 5 | — | 〃 | 〃 |
| 6 | (市營) 7.31 | 〃 | 〃 |
| 7 | 7. 4 | 〃 | 均一制 3 錢 |
| 8 | 3.31 | 13.0 | 〃 4 錢 |
| 9 | 3.31 | 〃 | 〃 5 錢 |
| 10 | 10.29 | 17.7 | 〃 |
| 11 | — | 19.7 | 〃 |
| 12 | — | 21.5 | 〃 |
| 13 | — | 24.5 | 〃 |
| 14 | — | 27.4 | 〃 |
| 昭和 1 | — | 29.3 | 〃 |
| 2 | — | 〃 | 〃 |
| 3 | — | 30.3 | 〃 |
| 4 | 3. 9 | 〃 | 〃 6 錢 |
| 5 | 9.15 | 〃 | 〃 |
| 6 | 11.30 | 〃 | 〃 |
| 7 | — | 30.8 | 〃 |
| 8 | — | 31.5 | 〃 |
| 9 | — | 31.4 | 〃 |
| 10 | — | 〃 | 〃 |

備考　明治 43.4.5 神戸電氣鐵道株式會社として開業
大正2.5.1合併により神戸電氣株式會社と改稱
大正6.8.1より神戸市營となる

第1號表の 5

大阪市電旅客運賃變遷其他調

| 種別 / 年度 | 路面線 認可年月日 | 路面線 營業粁程 | 路面線 普通運賃 |
|---|---|---|---|
| 明治36 | 8.22 | 5.0 | 區間制 1區1錢 全線4區 |
| 37 | — | 〃 | 〃 |
| 38 | — | 〃 | 〃 |
| 39 | — | 〃 | 〃 |
| 40 | — | 〃 | 〃 |
| 41 | 7.20 | 15.0 | 〃 1區2錢 全線8區 |
| 42 | — | 19.8 | 〃 |
| 43 | — | 23.6 | 〃 |
| 44 | 12. 2 | 29.3 | 均一制 4錢 |
| 大正 1 | — | 36.5 | 〃 |
| 2 | — | 43.4 | 〃 |
| 3 | — | 47.6 | 〃 |
| 4 | — | 53.4 | 〃 |
| 5 | — | 55.6 | 〃 |
| 6 | — | 〃 | 〃 |
| 7 | — | 61.5 | 〃 |
| 8 | — | 63.5 | 〃 |
| 9 | 4.30 | 70.9 | 〃 |
| 10 | — | 74.9 | 〃 6錢 |
| 11 | — | 83.5 | 〃 |
| 12 | — | 84.8 | 〃 |
| 13 | — | 86.6 | 〃 |
| 14 | — | 88.3 | 〃 |
| 昭和 1 | — | 90.6 | 〃 |
| 2 | — | 95.2 | 〃 |
| 3 | — | 98.8 | 〃 |
| 4 | — | 102.8 | 〃 |
| 5 | — | 〃 | 〃 |
| 6 | — | 103.6 | 〃 |
| 7 | — | 103.9 | 〃 |
| 8 | — | 〃 | 〃 |
| 9 | — | 103.7 | 〃 |
| 10 | — | 104.5 | 〃 |
| **地下線** | | | |
| 昭和 8 | 5. 8 | 3.0 | 1區10錢 全線1區 區間制 |
| 9 | — | 〃 | 〃 |
| 10 | — | 4.1 | 〃 |

備考　明治35年9月12日初めから市營として開業(九條町花園橋筋、築港埠頭)
地下線昭和8年5月20日開業

第1號表の 3

京都市營軌道旅客運賃變遷其他調

| 種別 / 年度 | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 |
|---|---|---|---|
| | | 粁 分 | |
| 明治28 | — | 7.3 | 區間制1區2錢最高を6錢或は8錢とす(市內線)(詳細不明) |
| 29 | — | 8.3 | 〃 |
| 30 | — | 〃 | 〃 |
| 31 | — | 〃 | 〃 |
| 32 | — | 〃 | 〃 |
| 33 | — | 11.4 | 〃 |
| 34 | — | 19.4 | 區間制1區2錢全線を3區或は4區とす(伏見線)(詳細不明) |
| 35 | — | 20.2 | 〃 |
| 36 | — | 〃 | 〃 |
| 37 | — | 〃 | 〃 |
| 38 | — | 23.2 | 〃 |
| 39 | — | 〃 | 〃 |
| 40 | — | 23.5 | 〃 |
| 41 | — | 〃 | 〃 |
| 42 | — | 〃 | 〃 |
| 43 | — | 〃 | 〃 |
| 44 | — | 〃 | 〃 |
| 大正 1 | 5.28 | 會社 24.6 | 區間制1區2錢(3區に止む) |
| | | 市 17.3 | 區間制1區2錢 |
| 2 | — | 會社 25.0 | 〃 |
| | | 市 22.3 | 〃 |
| 3 | — | 會社 25.2 | 〃 |
| | | 市 22.3 | 〃 |
| 4 | — | 會社 〃 | 〃 |
| | | 市 〃 | 〃 |
| 5 | — | 會社 〃 | 〃 |
| | | 市 〃 | 〃 |
| 6 | — | 會社 25.2 | 〃 |
| | | 市 23.0 | 〃 |
| 7 | 6.15 | 47.4 | 均一制4錢(本線) 區間制1區2錢(支線)(伏見線)(3區間) |
| 8 | — | 〃 | 〃 |
| 9 | 6.30 | 〃 | 均一制6錢(本線) 區間制1區3錢(支線)(3區間) |
| 10 | — | 〃 | 〃 |
| 11 | 9. 6 | 〃 | 均一制6錢(本線) 區間制1區3錢(支線)(2區間) |
| 12 | — | 49.3 | 〃 |
| 13 | — | 49.1 | 〃 |
| 14 | — | 〃 | 〃 |
| 昭和 1 | — | 46.3 | 〃 |
| 2 | — | 47.9 | 〃 |
| 3 | — | 51.7 | 〃 |
| 4 | — | 55.2 | 〃 |
| 5 | — | 56.0 | 〃 |
| 6 | — | 58.0 | 〃 |
| 7 | 1. 9 | 59.6 | 均一制6錢全線を通じて10錢を超ゆるときは10錢に止む 區間制 1區3錢(2區間)(支線) |
| 8 | — | 60.0 | 〃 |
| 9 | — | 62.7 | 〃 |
| 10 | — | 66.4 | 〃 |

備考
- 會社經營明治28.4.1開業
- 市營としての最初の開業明治45.6.11
- 大正7.7.1京都電氣鐵道株式會社經營の分を市に買收市營に統一す

第1號表の 2

横濱市營軌道旅客運賃變遷其他調

| 種別 / 年度別 | 認可年月日 | 營業粁程 | 普通運賃 |
|---|---|---|---|
| | | 粁 分 | |
| 明治37 | 年月日 37. 7.16 實施 | 5.6 | 均一3錢 |
| 38 | | 10.3 | |
| 39 | | 10.3 | |
| 40 | | 10.3 | |
| 41 | | 10.7 | |
| 42 | | 10.7 | |
| 43 | | 10.9 | |
| 44 | | 10.9 | |
| 45 | 45.12.24 | 22.6 | 〃 4錢 |
| 大正 2 | | 24.1 | |
| 3 | | 37.6 | |
| 4 | | 37.6 | |
| 5 | | 38.0 | |
| 6 | | 38.0 | |
| 7 | | 38.0 | |
| 8 | | 38.4 | |
| 9 | | 38.4 | |
| 10 | 10. 3. 9 | 38.8 | 〃 6錢 |
| 11 | | 38.8 | |
| 12 | | 38.8 | |
| 13 | | 41.8 | |
| 14 | | 49.7 | |
| 15 | | 53.8 | |
| 昭和 2 | | 60.5 | |
| 3 | | 87.2 | |
| 4 | 4.10. 1 實施 | 89.1 | 〃 7錢 |
| 5 | | 92.9 | |
| 6 | | 92.9 | |
| 7 | | 92.9 | |
| 8 | | 92.9 | |
| 9 | | 92.9 | |
| 10 | | 92.9 | |

備考　明治37年7月16日横濱電氣鐵道神奈川大江橋間開業
大正10年4月1日より市營

第1號表の4

## 軌道旅客運賃變遷其他調（名古屋市）

| 種別 / 年度 | 名古屋市電 認可年月 | 名古屋市電 營業粁程 | 名古屋市電 普通運賃 | 下之一色 認可年月 | 下之一色 營業粁程 | 下之一色 普通運賃 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治31 | — | 粁 分 2.1 | 區間制1區1錢 | — | — | — |
| 32 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 33 | — | 4.5 | 〃 | — | — | — |
| 34 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 35 | — | 6.3 | 〃 | — | — | — |
| 36 | — | 6.4 | 〃 | — | — | — |
| 37 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 38 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 39 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 40 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 41 | — | 12.1 | 〃 | — | — | — |
| 42 | — | 18.9 | 〃 | — | — | — |
| 43 | — | 〃 | 〃 | — | — | — |
| 44 | — | 23.4 | 〃 | — | — | — |
| 大正 1 | — | 27.7 | 〃 | — | — | — |
| 2 | — | 28.5 | 〃 | 11.27 | — | — |
| 3 | 11.1實施 | 32.7 | 區間制(3區) 1區2錢 | — | 6.5 | 區間制(8區) 1區1錢 |
| 4 | — | 37.3 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 5 | — | 〃 | 〃 | 10.19 | 〃 | 〃 |
| 6 | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 (9區) |
| 7 | — | 37.6 | 〃 | 3.13 | 〃 | 〃 |
| 8 | — | 41.5 | 〃 | 11.28 | 〃 | 〃 (11區) |
| 9 | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 10 | 12.1實施 | 42.3 | 均一制4錢 | — | 〃 | 〃 |
| 11 | — | 46.3 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 12 | — | 48.8 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 13 | — | 49.9 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 14 | — | 49.5 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 昭和 1 | 月 日 | 49.8 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 2 | 4.19 | 51.4 | 均一制6錢 | — | 〃 | 〃 |
| 3 | — | 52.2 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 4 | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 5 | — | 53.5 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 6 | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 7 | — | 54.2 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 8 | — | 54.6 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 9 | — | 55.0 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| 10 | — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |

備考　明治31年5月6日名古屋電氣鐵道開業
大正11年8月1日より市營

備考　大正2年12月20日開業

| 新三河 認可年月 | 新三河 營業粁程 | 新三河 普通運賃 | 築地 認可年月 | 築地 營業粁程 | 築地 普通運賃 |
|---|---|---|---|---|---|
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| 明治45年以降不明 | | | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | 6.11 | 2.3 | 區間制(3區) 1區2錢 |
| — | — | — | — | 〃 | 〃 |
| 10.29 | 6.5 | 區間制(全線) 1區1錢(14區) | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | 6.29 | 6.2 | 〃(7區) |
| — | 〃 | 〃 | 5.28 | 7.3 | 〃(8區) |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |
| — | 〃 | 〃 | — | 〃 | 〃 |

備考　明治45年4月21日尾張電氣軌道開業
昭和4年6月1日買收されて新三河鐵道となる

備考　大正6年6月16日開業

るやうに考へるのであります。これに反しまして、勞銀指數との比較を致してみますと、運賃は先刻申上げた通りであるのに對しまして、勞銀は大正五年を一〇〇と致しまして、八年には二〇〇になり、九年には二六七になり、十年には二七六になり、さうして十三年には三一二になつて居る。これが勞銀指數のピークでありまして、それからだんだん下つて參つて居りますが、昭和十年は二六二といふことで、運賃の一五九といふものに對して、餘程勞銀の方が高い、だから勞銀指數との比較に關する限り、六大都市の市電の運賃はもつと上げてよいかういふことになるやうであります。

それからバスは、御承知の通りに大正の終り頃から漸次勃興して參つたのでありまするが、これは何れも當初は十錢程度の單位を以て仕事を始めて參つたのであります。其後東京大阪は五錢單位といふことに、單位が下つて居りますのに對し其の外の都市は何れも當初の十錢單位を今日持續して居る。かういふことが市內交通機關としての乘合自動車の運賃の趨勢のやうであります。

さて市內交通機關の運賃は、どういふ風に決めるべきかといふことを申上げたいのでありまするが、一般運賃構成に關するいろ〳〵なことは申上げる必要もなし、又時間もないのでありますが、尠くとも市內交通機關の運賃を決めます際には、成るべく低廉でなくてはならぬといふことと、それから簡單明瞭でなくてはならぬといふことと、此の二つの事柄が一般運賃構成の理論なり、實際問題なりの中で特に重んぜられなくてはならぬ點だと思ふのであります。

低廉であるが爲には先づ以てどういふことが考へられるかと申しますと、密度が高くなくてはならぬといふこ

第 2 號 表　　物價指數及び勞銀指數と市營軌道（六大都市）一人平均實收運賃指數との對照

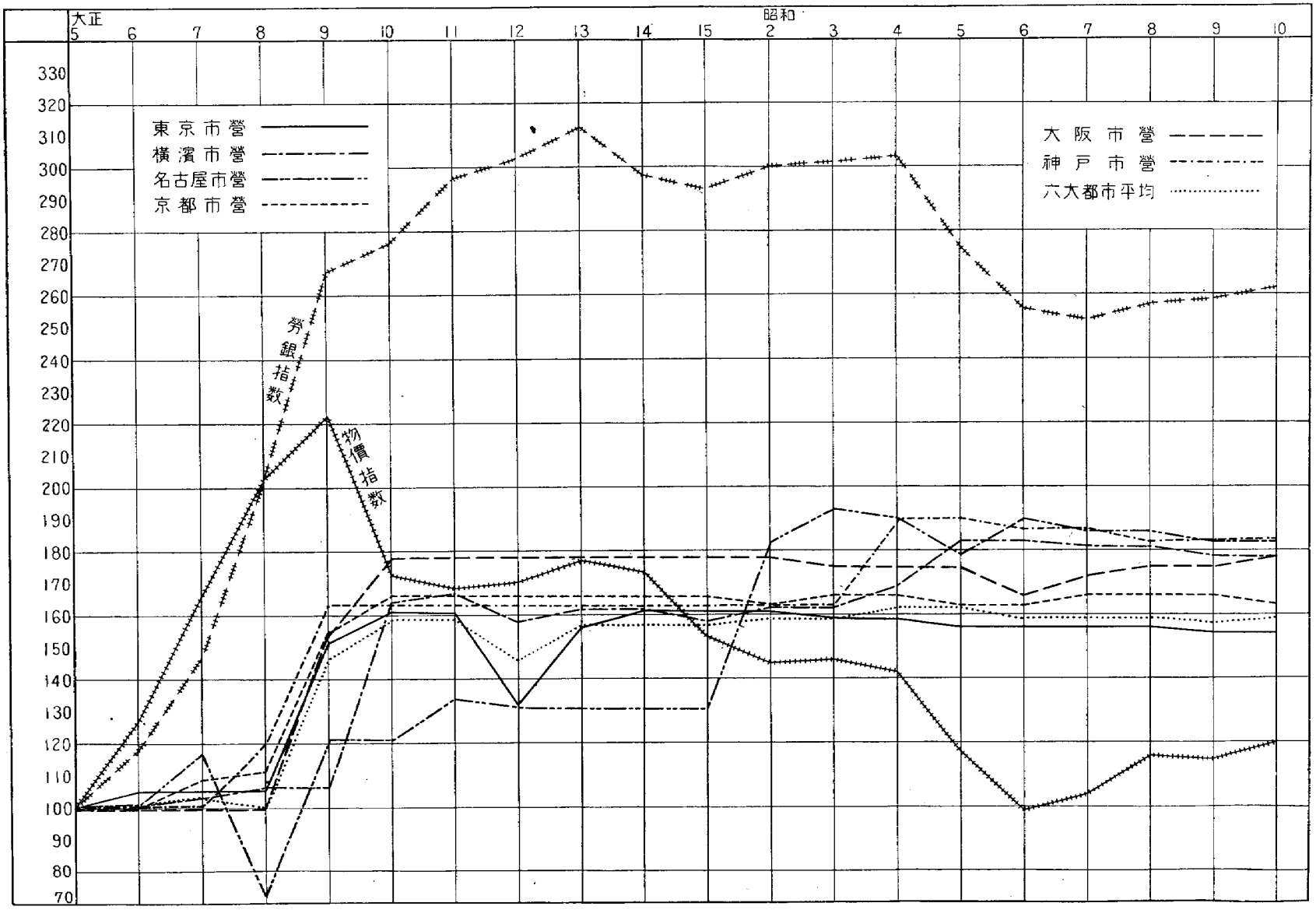

と、それから獨占性が強くなくてはならぬ、此の二つの事柄であらうと思ふのであります。密度が高くなくてはならぬといふことは、結局其の交通機關を利用する人數が多くなくてはならぬといふことと、それから其の利用する人々の利用する回數が多くなくてはならぬといふことと、其の二つのことに歸着すると思ふのであります。御承知の通りに、交通機關は其の費用として一人運べば一人としての費用がかゝるといふ部分と、それからある程度の人を何人運んでも些とも増減がないといふ費用とある。所謂可變費用と不變費用と二つに分けられるといふことを學者は申して居りますが、其の不變費用の單價を遞減するといふことの爲には、どうしても運輸密度が高くなくてはならぬ、かういふ譯であります。ところが市電の今日迄の實情はどうなつて居るかと申しますと、六大都市を平均しての話でありますが、別表第三號に示した通りでありまして一日一キロの乘車人員をとつて見ますと、大正十二年が八、二六九人で、これを最高と致しまして、前なり後なりへだん〳〵下つて參る。さうして大正八年と昭和三年が第二、第三のピークを示しまして、さうして又下つて居る。かういふ風な狀態で、外のことを考へませんければ、市電の運輸密度といふものは相當高いのでありますが、時に依つて消長がある。其の爲にいろ〳〵な經營上の困難なり、或は豫想しない狂ひが生じて來るといふ結果になつて來ると思ふのであります。

次に獨占性の强くなくてはならぬといふことは、これは獨占性が强ければ、隨つて運輸密度が高い、獨占性が弱ければ、運輸密度が低くなるといふことになるのであります。隨つて獨占性といふ點から申しますと、違つた經營者の交通機關が併行して居つては困るといふことは申す迄もありませんが、同じ經營者の經營して居る交通

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | | |
| 7 | 20,757.4 | 216,539,684 | 6,962,047 | 10,430 | 32 | 4,516.2 |
| 8 | 22,823.6 | 262,162,367 | 8,440,183 | 11,486 | 32 | 4,760.2 |
| 9 | 23,304.4 | 254,375,500 | 12,441,351 | 10,915 | 49 | 4,774.6 |
| 10 | 26,431.0 | 267,092,806 | 15,224,280 | 10,105 | 57 | 6,076.4 |
| 11 | 29,799.6 | 285,632,624 | 16,245,499 | 9,585 | 57 | 7,026.2 |
| 12 | 30,584.8 | 301,255,979 | 17,118,043 | 9,850 | 57 | 7,605.4 |
| 13 | 31,591.9 | 300,283,266 | 17,043,773 | 9,498 | 57 | 8,610.7 |
| 14 | 33,829.5 | 304,643,900 | 17,270,448 | 8,998 | 57 | 8,891.5 |
| 15 | 34,440.6 | 309,136,894 | 17,530,239 | 8,969 | 57 | 10,171.8 |
| 昭和 2 | 35,953.2 | 303,819,155 | 17,183,253 | 8,450 | 57 | 10,779.1 |
| 3 | 35,315.4 | 305,625,039 | 17,252,118 | 8,654 | 56 | 11,026.4 |
| 4 | 38,349.8 | 298,828,189 | 16,816,391 | 7,792 | 56 | 10,877.0 |
| 5 | 38,763.0 | 280,805,736 | 15,662,980 | 7,244 | 56 | 10,887.0 |
| 6 | 37,755.3 | 262,661,800 | 13,862,897 | 6,957 | 53 | 10,906.8 |
| 7 | 37,877.1 | 239,916,877 | 13,116,172 | 6,334 | 55 | 11,059.5 |
| 8 | 38,871.5 | 250,401,874 | 13,970,080 | 6,442 | 56 | 11,191.1 |
| 9 | 39,008.1 | 266,742,912 | 14,839,566 | 6,838 | 56 | 11,354.1 |



## 第4號表　東京、大阪兩市、電車バス並行調

### 東京市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市電々氣軌道（總延長 174.軒1） | | | |
| バスと並行 | 125.軒195 | 市營バスと並行 | 90.軒939 |
| | | 青バスと並行 | 34.軒256 |
| 市營バス（總延長 148.軒6） | | | |
| 市電、青バスと並行 | 118.軒814 | 市電と並行 | 90.軒939 |
| | | 青バスと並行 | 27.軒875 |
| 東京乘合（青バス）（總延長 47.軒9） | | | |
| 市電、市バスと並行 | 36.軒656 | 市電市バスと並行 | 34.軒256 |
| | | 市バスと並行 | 2.軒400 |
| 市電單獨區間 | 48.軒905 | | |
| 市バス單獨區間 | 29.軒786 | | |
| 東京乘合單獨區間 | 11.軒244 | | |

### 大阪市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市電々氣軌道（總延長 103.軒925） | | | |
| バスと並行 | 101.軒706 | 市バス、青バスと並行 | 41.軒233 |
| | | 市バスと並行 | 46. 480 |
| | | 青バスと並行 | 13. 993 |
| 市營バス（總延長 168.軒862） | | | |
| 市電、青バスと並行 | 89.軒262 | 市電、青バスと並行 | 41.軒233 |
| | | 市電と並行 | 46. 480 |
| | | 青バスと並行 | 1. 549 |
| 大阪乘合（青バス）（總延長 84.軒075） | | | |
| 市電、市バスと並行 | 56.軒775 | 市電、市バスと並行 | 41.軒233 |
| | | 市電と並行 | 13. 993 |
| | | 市バスと並行 | 1. 549 |
| 市電單獨區間 | 2.軒219 | | |
| 市バス單獨區間 | 79.軒600 | | |
| 大阪乘合單獨區間 | 27.軒300 | | |

第 3 號表

# 六大都市市營電氣軌道乘車人員運賃調

| 年度 | 東京 | | | | | 横濱 | | | | | 名古屋 | | | | | 京都 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 |
| | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 |
| 大正 5 | 47,687.5 | 262,703,419 | 10,738,358 | 5,509 | 41 | 7,152.6 | 17,166,182 | 622,587 | 2,400 | 36 | 14,021.6 | 28,763,281 | 831,520 | 2,051 | 29 | 8,157.4 | 27,582,895 | 962,905 | 5,480 | 35 |
| 6 | 48,553.6 | 296,211,645 | 12,807,550 | 6,101 | 43 | 7,282.3 | 21,784,805 | 780,661 | 2,991 | 36 | 14,036.1 | 35,232,132 | 1,032,005 | 2,011 | 29 | 8,715.3 | 31,441,175 | 1,099,401 | 3,607 | 35 |
| 7 | 49,975.7 | 336,703,721 | 14,547,096 | 6,737 | 43 | 7,279.1 | 27,719,799 | 1,038,550 | 3,747 | 37 | 14,065.5 | 36,789,911 | 1,245,016 | 2,616 | 34 | 17,824.1 | 50,261,999 | 1,923,211 | 2,820 | 38 |
| 8 | 50,121.5 | 395,199,537 | 17,128,677 | 7,885 | 43 | 7,346.9 | 35,358,806 | 1,329,322 | 4,813 | 38 | 14,576.4 | 79,979,632 | 1,670,994 | 5,486 | 21 | 17,872.9 | 69,856,963 | 2,710,541 | 3,909 | 39 |
| 9 | 50,276.6 | 400,636,035 | 24,850,290 | 7,969 | 62 | 7,367.1 | 42,767,877 | 1,621,970 | 3,793 | 38 | 15,800.0 | 58,093,522 | 2,015,919 | 4,310 | 35 | 17,824.1 | 72,538,685 | 3,886,421 | 4,070 | 54 |
| 10 | 54,165.9 | 448,408,087 | 29,786,901 | 8,278 | 66 | 7,341.1 | 41,545,599 | 2,441,924 | 5,659 | 59 | 15,798.0 | 68,274,685 | 2,356,977 | 3,836 | 35 | 17,853.4 | 78,809,331 | 4,599,972 | 4,414 | 58 |
| 11 | 55,442.3 | 479,702,214 | 31,840,943 | 8,652 | 66 | 7,341.1 | 47,873,018 | 2,779,266 | 6,521 | 60 | 21,169.4 | 102,499,542 | 3,970,793 | 5,810 | 39 | 17,853.4 | 84,148,160 | 4,893,767 | 4,713 | 58 |
| 12 | 46,675.3 | 453,952,753 | 24,736,386 | 9,721 | 54 | 6,376.0 | 40,623,428 | 2,333,726 | 6,371 | 57 | 18,012.9 | 85,944,341 | 3,303,282 | 4,771 | 38 | 17,902.4 | 88,957,436 | 5,156,090 | 4,969 | 58 |
| 13 | 57,646.3 | 496,268,954 | 31,798,409 | 8,602 | 64 | 7,928.3 | 48,903,884 | 2,830,682 | 6,163 | 58 | 18,727.9 | 91,539,902 | 3,511,965 | 4,884 | 38 | 18,505.9 | 92,295,913 | 5,340,438 | 4,984 | 58 |
| 14 | 58,489.2 | 467,001,189 | 30,728,701 | 7,978 | 66 | 8,816.2 | 47,553,374 | 2,735,741 | 5,389 | 58 | 18,194.9 | 94,828,207 | 3,638,789 | 5,208 | 38 | 18,088.4 | 93,162,747 | 5,388,439 | 5,146 | 58 |
| 15 | 59,242.6 | 441,189,562 | 29,041,729 | 7,441 | 66 | 9,292.6 | 48,033,691 | 2,759,619 | 5,164 | 57 | 18,249.8 | 99,090,368 | 3,814,560 | 5,426 | 38 | 17,043.9 | 97,082,375 | 5,597,795 | 5,691 | 58 |
| 昭和 2 | 59,866.8 | 439,673,184 | 28,859,925 | 7,344 | 66 | 10,547.6 | 52,039,465 | 2,994,099 | 4,934 | 58 | 18,426.0 | 94,142,533 | 4,942,894 | 5,109 | 53 | 17,988.8 | 98,901,875 | 5,684,998 | 5,498 | 57 |
| 3 | 58,816.6 | 445,085,238 | 29,078,052 | 7,567 | 65 | 13,870.8 | 58,064,200 | 3,339,232 | 4,186 | 58 | 18,850.9 | 93,551,178 | 5,192,503 | 4,963 | 56 | 18,047.5 | 114,815,713 | 6,618,317 | 6,362 | 58 |
| 4 | 62,884.8 | 421,190,264 | 27,201,754 | 6,698 | 65 | 16,093.3 | 55,347,794 | 3,390,244 | 3,439 | 61 | 18,907.0 | 84,060,853 | 4,632,921 | 4,446 | 55 | 18,957.8 | 108,484,237 | 6,239,983 | 5,722 | 58 |
| 5 | 62,682.4 | 369,737,708 | 23,798,957 | 5,899 | 64 | 16,770.1 | 48,406,480 | 3,212,612 | 2,886 | 66 | 19,358.3 | 71,330,868 | 3,715,349 | 3,685 | 52 | 20,346.5 | 101,047,471 | 5,801,244 | 4,966 | 57 |
| 6 | 63,427.8 | 335,439,992 | 21,562,316 | 5,289 | 64 | 17,165.4 | 44,101,613 | 2,908,224 | 2,569 | 66 | 19,471.2 | 62,516,085 | 3,410,730 | 3,211 | 55 | 20,749.5 | 97,995,360 | 5,626,959 | 4,723 | 57 |
| 7 | 63,254.5 | 299,838,886 | 19,198,125 | 4,740 | 64 | 17,009.0 | 38,111,791 | 2,494,509 | 2,241 | 65 | 19,582.7 | 60,399,294 | 3,286,183 | 3,084 | 54 | 21,133.5 | 93,323,574 | 5,400,500 | 4,416 | 58 |
| 8 | 63,371.5 | 295,080,880 | 18,853,506 | 4,656 | 64 | 17,009.0 | 39,589,741 | 2,564,072 | 2,328 | 65 | 19,834.5 | 62,755,301 | 3,370,196 | 3,164 | 54 | 21,229.1 | 95,112,075 | 5,481,689 | 4,480 | 58 |
| 9 | 63,523.7 | 286,880,423 | 18,024,055 | 4,516 | 63 | 16,936.0 | 41,350,761 | 2,667,103 | 2,442 | 64 | 20,009.8 | 62,924,359 | 3,350,937 | 3,145 | 53 | 21,744.7 | 97,275,703 | 5,601,309 | 4,474 | 58 |

| 年度 | 大阪 | | | | | 神戸 | | | | | 合計 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 | 延日粁 | 乘車人員 | 乘車運賃 | 1日1粁平均乘車人員 | 1人平均運賃 |
| | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 | 粁 | 人 | 円 | 人 | 厘 |
| 大正 5 | 19,086.8 | 144,820,557 | 4,688,981 | 7,587 | 32 | 4,528.6 | 26,870,207 | 816,287 | 5,933 | 30 | 100,634.5 | 507,906,541 | 18,660,638 | 5,047 | 37 |
| 6 | 20,290.7 | 179,830,140 | 5,816,806 | 8,863 | 32 | 4,527.6 | 51,530,277 | 1,557,940 | 10,138 | 30 | 103,405.6 | 616,030,171 | 23,094,363 | 5,957 | 37 |
| 7 | 20,757.4 | 216,539,684 | 6,962,047 | 10,430 | 32 | 4,516.2 | 50,755,058 | 1,499,330 | 11,128 | 30 | 114,418.0 | 718,770,172 | 27,215,250 | 6,281 | 38 |
| 8 | 22,823.6 | 262,162,367 | 8,440,183 | 11,486 | 32 | 4,760.2 | 52,386,816 | 1,872,107 | 11,005 | 36 | 117,501.5 | 894,944,121 | 33,151,824 | 7,616 | 37 |
| 9 | 23,304.4 | 254,375,500 | 12,441,351 | 10,915 | 49 | 4,774.6 | 57,314,414 | 2,805,173 | 12,004 | 49 | 119,346.8 | 885,726,033 | 47,621,124 | 7,421 | 54 |
| 10 | 26,431.0 | 267,092,806 | 15,224,280 | 10,105 | 57 | 6,076.4 | 64,108,981 | 3,140,305 | 10,551 | 49 | 127,665.8 | 968,239,489 | 57,550,359 | 7,584 | 59 |
| 11 | 29,799.6 | 285,632,624 | 16,245,499 | 9,585 | 57 | 7,026.2 | 73,791,111 | 3,635,411 | 10,502 | 49 | 138,632.0 | 1,073,646,669 | 63,365,679 | 7,745 | 59 |
| 12 | 30,584.8 | 301,255,979 | 17,118,043 | 9,850 | 57 | 7,605.4 | 80,679,672 | 3,973,738 | 10,608 | 49 | 127,156.8 | 1,051,413,609 | 56,621,265 | 8,269 | 54 |
| 13 | 31,591.9 | 300,283,266 | 17,043,773 | 9,498 | 57 | 8,610.7 | 87,376,615 | 4,301,364 | 10,139 | 49 | 143,011.0 | 1,116,668,534 | 64,826,631 | 7,808 | 58 |
| 14 | 33,829.5 | 304,643,900 | 17,270,448 | 8,998 | 57 | 8,891.5 | 91,243,585 | 4,490,350 | 10,253 | 49 | 146,309.7 | 1,098,432,999 | 64,252,468 | 7,508 | 58 |
| 15 | 34,440.6 | 309,136,894 | 17,530,239 | 8,969 | 57 | 10,171.8 | 101,681,548 | 5,005,578 | 9,989 | 49 | 148,441.3 | 1,096,214,438 | 63,749,520 | 7,385 | 58 |
| 昭和 2 | 35,953.2 | 303,819,155 | 17,183,253 | 8,450 | 57 | 10,779.1 | 108,785,701 | 5,363,757 | 10,111 | 49 | 153,561.5 | 1,097,361,913 | 65,028,926 | 7,146 | 59 |
| 3 | 35,315.4 | 305,625,039 | 17,252,118 | 8,654 | 56 | 11,026.4 | 110,755,718 | 5,446,885 | 10,045 | 49 | 155,927.6 | 1,127,897,086 | 66,927,107 | 7,233 | 59 |
| 4 | 38,349.8 | 298,828,189 | 16,816,391 | 7,792 | 56 | 10,877.0 | 103,579,293 | 5,929,233 | 9,523 | 57 | 166,069.7 | 1,071,490,632 | 64,210,526 | 6,452 | 60 |
| 5 | 38,763.0 | 280,805,736 | 15,662,980 | 7,244 | 56 | 10,887.0 | 94,161,025 | 5,362,699 | 8,649 | 57 | 168,807.3 | 965,489,288 | 57,553,841 | 5,719 | 60 |
| 6 | 37,755.3 | 262,661,800 | 13,862,897 | 6,957 | 53 | 10,906.8 | 83,359,149 | 4,702,445 | 7,643 | 56 | 169,476.0 | 886,073,999 | 52,073,571 | 5,228 | 59 |
| 7 | 37,877.1 | 239,916,877 | 13,116,172 | 6,334 | 55 | 11,059.5 | 80,420,103 | 4,464,132 | 7,272 | 56 | 169,916.3 | 812,010,525 | 47,959,621 | 4,785 | 59 |
| 8 | 38,871.5 | 250,401,874 | 13,970,080 | 6,442 | 56 | 11,191.1 | 85,442,384 | 4,727,663 | 7,635 | 55 | 171,506.7 | 828,382,255 | 48,967,206 | 4,830 | 59 |
| 9 | 39,008.1 | 266,742,912 | 14,839,566 | 6,838 | 56 | 11,354.1 | 87,631,889 | 4,819,038 | 7,718 | 55 | 172,576.4 | 842,806,047 | 49,302,008 | 4,884 | 58 |

機關が併行してもやはり困るといふ點に就ては、些とも變りがないのであります。經營者の異なるか、同じかといふことは、其の交通機關の獨占性の如何といふことには關係がないといふことになる譯であります。隨つて市電に併行して市バスが走つて居るといふことは、獨占性といふ立場から申しますれば、やはり獨占性を弱めるものであるといふことになる譯であります。此の市電と市バス、或は青バスがどういふ風に重複して營業して居るかといふに、別表第四號の如く可成り大きな割合であります。が併しこれを全然併行させないで、市電の走つて居る處はバスは動かない。バスの走つて居る處は市電を動かさないといふことも、利用する側の立場から見ますと、非常に不便なことであります譯で、獨占性の立場からすれば問題はありませんが、需要者の便宜といふ立場から申しますれば、さういふことは言つて居られないといふところに、都市交通機關經營の一つの難點がある譯だらうと思ふのであります。

さて市電とバスとの運賃はどうなつて居るかと申しますれば、東京、大阪のやうなところでは、御承知の通りに均一の市電の運賃よりもバスの運賃の一區間の方が低いといふことが常態になつて居るやうであります。其の他の都市に於きましては左樣なことがなくて、逆なやうな形になつて居りまするが、此の點が東京大阪と其の他の都市との市電なり、或はバスなりの經營狀態と財政狀態に非常な差異を生じて來て居る原因でありまして、結局均一運賃とバスの區間制の運賃の關係といふことが、其の都市の交通機關の經營の事情を左右して居ると申しても過言でない結果になつて居るのでありますまいか。實例と致しまして東京の事情を調べて見まするとと、電車の平均の乘車キロ、これは無論推定が多分に混つて居る譯でありますが、昭和五年に調べました時は一人が五キロ

三分づゝ乘つた平均になつて居る。それが昭和七年には五キロ七分ばかりに增加して居る。そして昭和八年には五キロ八分といふやうなことになつて居るやうであります。ところがバスの平均の乘車キロは三キロ二分といふことに最近なつて居るやうでありまして短い距離を乘る人はバスに乘り、長い距離を乘る人は、電車に乘るといふことが、これは申上げる迄もなく一般の常識としても左樣になつて居りまするが、計算を致してみましても、やはり同じやうな結果になつて居るやうであります。バスの區別は一區、二區、三區となつて居るのでありますが、其の一區を乘つた人、二區を乘つた人、三區を乘つた人の比率を統計で出して見ますと、一區を乘つた人が東京の市バスは五割半、東京の青バスは八割、大阪の市バスは七割五分、大阪の青バスは七割七分、斯樣になつて居りまして、殆んど大部分のバスの乘客といふものは五錢區間を乘つて居るのであります。これが市電の均一運賃の七錢なり六錢なりの乘客を蠶食して來て居るといふことは略間違のないことなのであります。

高速度電車と市電との關係といふことも、やはり東京に於きましては、今日非常な問題と云ひますか、關心を有たれて居る問題であります。其の他の都市ではまだ左程ではありませんが、大阪では漸次さういふ氣運が出來つつある。で東京の省線電車を例に取つて見ますと、東京の省線電車は御承知の通り五錢區間、十錢區間、十五錢區間、此の三つに分れて運賃が設定されて居りまするが、此の三つの區間にどれだけの割合で客が乘つて居るかと申しますと五錢區間が二四プロ、十錢區間が六七プロ、十五錢區間が九プロといふ狀態で、これは五錢區間が必ずしも多くはない。此の點がバスと省線電車と非常に違ふ點であるのであります。隨つて市電の均一運賃の客を、五錢の省線電車の區間がバス程には蠶食してゐないといふ結論になるのでありますが、全體と致しまして、省線電車がなければ市電に乘る。さういふ客を奪つて居る。これは運賃關係以外の事情から申しましても、多々あることは申す迄もないのであります。

只今迄申上げましたことは、低廉といふことの前提と致しまして、密度が高くなくてはならぬ。或は獨占性が強くなくてはならぬといふことを申上げたのでありますが、次に簡單明瞭といふことが、市內交通機關運賃の一つの中心の考へ方であるといふことを申上げましたことを少しく敷衍したいと思ふのであります。運賃が簡單明瞭である爲には、運賃の地帶と申しますか、所謂運賃區分といふものが成るべく澁くなくてはならぬ。極端に申しますれば、均一が一番簡單明瞭なのであります。隨つて六大都市は今日市電に關しましては、全部均一運賃を取つて居られる。市電以外は大體に於て今日區間制を電車もバスも實施して居る。斯樣な狀態でありますが、外國の例をちよつと一亙り調べて見ますと、市內交通機關の均一制と區間制とが大體に於て相半ばして居るではないかといふ風にも考へますが、一々これを申上げますと長くなりますので、此の程度で省略したいと思ひます。

然らば均一制の利害と申しますか、或は均一制の限界と申しますか、どこ迄も均一制を守つて行けば、それで事は足りるのかといふことを少しく考へてみたいと思ふのであります。均一制が良いといふことは、結局乘客が非常に多くて、混雜するから、均一といふやうな簡單明瞭な制度を採ることが、乘客の方にも便利である。又電車の經營をやつて居る方の側から見ても、取扱が簡單で便利であるといふことが、即ち均一制の良いといふ理由であらうと思ふのでありますが、これには自ら限界がありはしないか。簡單に結論を申しますれば、一人當りの收入が、其の一人の人を運ぶ爲に要した費用をカバーすることが出來るか、出來ないかといふことが、均一運

賃の限界に關する最も簡單な結論であらうと思ふのでありますが、其の爲には平均の乘車キロが適當でなくてはならぬ。平均の乘車キロが非常に長ければ、低い均一運賃では其の人の運送の爲に費す費用が拂へない、かういふことになる譯であります。これは非常に簡單なことでありますが、然らばさういふことがどうして分るか、かういふ問題になるのでございますが、今日の我が國の軌道に於きましては左樣の微妙の點まで統計を整理するやうになつて居りませぬ。又それ程煩雜なる手數を掛けてやる價値があるかどうかといふやうなことも疑はしいといふわけで、極めて簡單な統計しか使はれないことになつて居ります關係で、能く分らないのであります。そこでいろいろな推算を致して見まするに、東京の市電が、昭和十年の數字を基礎に致しまして、一人當りの運賃收入が六錢四厘でありまするに對して電氣軌道の關係の費用が十錢五厘ばかりになる。六錢四厘位の收入を取つて十錢五厘ばかりの費用を掛けて居る。これが昭和十年に於ける大體の東京市電の收支の實情であります。これを一人一キロ當りに直して見ますと、一人一キロを運んで、運賃收入としては一錢一厘でありまするに對して費用と致しましては一錢八厘ばかりになつて居る。だから收入よりも一人一キロに就て七厘ばかり澤山使つて居る。斯樣な結果になるのであります。隨つて算盤で申しますれば、平均乘車キロが大體只今申しました昭和八年の調に依りますと、五キロ八分といふことでありますからして、十錢四厘八毛ばかりの費用で以て六錢四厘ばかりの運賃を貰つて居るといふことでは、結局五キロ八分乘せて三キロ五分分の運賃を取つて居る。かういふことになるやうであります。大阪市電の實情も大體これに近いのであります。唯若干東京よりも狀況が好いといふことに過ぎないやうであります。これに反してバスはどういふことになつて居るかと申しますと、一人キロ當り運賃は一錢八、九厘から二錢位になつて居るのでございます。さうして大體に於て九〇%のオペレーチング・レーシヨであるからバスの方が遙かに營業成績としては良い譯になるのでありまして、結局均一運賃が東京とか大阪のやうな、面積も廣く、營業キロも長大であるといふ處に於きましては對抗機關との關係上限界を超えて居るのではないかといふ疑問を生ぜざるを得ない。かういふ結論になると思ふのであります。

それからもう一つ付加へて茲で申上げて置きたいことは、電車なり或はバスなり、所謂運輸事業と申します機關と、それから圓タク―即ち法制上では運送事業と申しますが―此の運輸事業と運送事業との關係はどうであるか。かういふ問題でありますが、御承知の通り今日の交通機關の統制を叫ばるゝ多くの方は、圓タクが非常に多過ぎる。又運賃が廉過ぎる。かういふ御非難がありまして、圓タクを統制しなければ、我が國の都市交通機關の統制は不可能である。斯樣に論ぜられて居るのであります。圓タクの運賃といふものは、然らば一體どうなつて居るかといふことを調べて見ますと、これはなか〳〵處に依り又乘せる人との交渉に依り、いろ〳〵になつて居ることは御承知の通りであります。圓タクの運賃といふものは一層解り惡いのでありますが、昨年東京市電氣局が或日を期しまして、調べました數字を見ますると、市電の一人當りの收入が六錢四厘、市バスの一人當りの收入が七錢、圓タクが二十一錢四厘、かういふ報告であります。尤も圓タクは數人が同時に乘るのでありますから、其の間を考慮致しますと、一回に二人一分の乘客の平均になり、さうして走行キロメーターは六キロ半、それで一人當りの圓タクの運賃が二十一錢四厘といふことになつて居りますが、これは無論日に依つても違ふのでございますから。必ずしも常にかういふ風であるといふことを申すことは出來ませぬが、大體の觀念としては尠く

とも東京に於ては間違ひない數字であると思ふのであります。然らば電車の六錢四厘、バスの七錢に對して、圓タクの二十一錢は、運賃の開きといふ點から觀まして適當であるかどうかといふことが、一つの問題であるのであります。いろ〳〵理窟や推算を申上げるよりも、外國の例を一つ申上げてみたいと思ふのであります。ニューヨークの例を申しますと、高速度電車即ち地下鐵竝に高架鐵道は五仙、それからバスの十仙に對しまして、タクシーは最初の四分の一哩迄が十五仙、其の以上四分の一哩を增す毎に五仙、かういふのが大體ニューヨークの交通機關の運賃とタクシーの運賃との比較のやうであります。これを東京の六錢四厘、七錢に對して二十一錢四厘といふものに較べますと、電車、バスとタクシーとの運賃の開きといふものは、ニューヨークの方が遙かに大きいのであります。ヨーロッパの方の關係を見ますと、ニューヨークよりも少し開きが尠いやうに思ひますが、或る都市では二人以上と一人とでは、タクシーの運賃が違つて居つたり致しまして、いろ〳〵な細工をしてゐるところもあるやうであります。何れも我が國の運輸事業と運送事業との運賃の開きよりは多いといふことが、大體に於て各國を通じて申し得るのではないか。斯樣に考へるのであります。電車、バスと圓タクとの運賃の開きが多いが良いか、少いが良いかといふ議論は無論あらうと思ひますが、兎に角日本の實情に於きましては、圓タクの運賃が、電車、バスの運賃に比較致しまして、外國より廉いといふことは事實であります。これは其の事柄が良いにしろ、惡いにしろ、電車なり、バスの經營に非常な重要な影響を及ぼしてゐるといふことは、當然の歸結でありまして、將來市電なり、バスなりの運賃を考へます際には、かういふことも一つの研究の對象として考へて置かなくてはならぬものである。斯樣に存じて居る次第であります。

そこで飛ばしまして、結論を申上げます。先づ第一に市內交通機關の運賃額といふことに就て考へてみますると、どうしてもこれは低廉でなくてはならぬといふことは、申す迄もないのでありますが、交通費が現在の市民竝に市の周圍に住んで居ります人々の生計費に重要な關係があるといふところから考へてみまして、如何樣の程度にすべきかといふことを考慮しなくてはならぬのであります。一面經營者側から見ますと、無論これが收支が償ふといふことがミニマムである。收支償はない運賃を制定するといふことは、結局不可能である譯であります。此の二つの點即ち運賃は市民の生計費の一要素であるから之れ以上になつてはいけないといふ點、それから收支が償ふといふ點、此の二つの點を基礎にして考へてみなくてはならぬ譯でありますが、市民の負擔としてどれ位の運賃迄堪へ得るかといふことの研究に就きましては、我が國に於きましても今日迄多少御研究になつた方がありまして、可なり詳細な報告があつたこともあるやうでありますが、必ずしもまだ滿足すべき結論を得て居るとは云へないやうであります。今後一層研究を深めて行つて、さうして適當な限界をつくらなくてはならぬと思ふのでありますするが、理論的に此の研究が出來ます迄どういふことであるかと申しますれば、大體今日に於きまして、東京とか大阪とかいつたやうな大都會は、十五錢が市內交通機關の最高限と申しますか、永年さういふ風な習慣が礎かれてゐると申しますか、さういつたやうなことを辿つて來て居られる。其の他の處は十錢といふことが普通に行はれて參りまして、今日誰も怪しんでゐない。惡い稅も長く實施して參りますと、之れが良い稅に考へられるといふやうな意味の諺もあるやうでありますが、さういふ意味で今日の東京大阪の十五錢、其の他の大都市の十錢といふのは差當りそれで好いかも知れません。其の外に私共がいろ〳〵書物なり、人の話なりに

依りまして教へられるところが多々あるのでありまするが、例へば東京大阪の省線の定期客の非常に多い區間をとつて調べて見ますと、片道六、七錢位の運賃になりまする距離が際立つて乘客が多い、而もそれが運賃額によつて乘客の數が順次に變つてゆくといふのでなく一つの段階をなして多いのだといふやうなことも、一つのかういつた問題を考へます際の資料になり得るものだと思ふのであります。又これは東京市の調査資料にも慥か飜譯が出て居りまして、御覽になつた方もありませうが、ブタペストのバッツといふ人が、限界運賃と申しますか、ドイツ語のグレンツタリフといふ言葉を使つて居りますが、運賃がグレンツタリフの半額である時それが一番收益の多い運賃になるんだといふ說を樹てゝ居ります。これは結局運賃がゼロならば、利用率は百パーセント、それから反對に限界運賃を越せば、迚も利用が出來ないのだから、利用率はゼロである。そして運賃收入は此の二點の間に拋物線を描く筈であるから限界運賃の半分のところが利用者數に於ては最大ではないけれども、收益の點に於ては最大となるといふ意味であります。唯グレンツタリフが幾らであるかといふことは、はつきりしないのであります。併しこれがはつきり分ると、このバッツの說は非常に適用の容易な、非常に面白い考へ方になると思ふのであります。旁〻市民のグレンツタリフ限界運賃と申しますか、極限運賃と申しますか、それが我が國の都市の狀態に於て幾らであるかといふことが、非常に有益な研究になると考へて居るのであります。

次に運賃制度は或は距離の如何に依つて決めるもの、或は今日の市電の實情のやうな均一制といふ風にいろいろある譯であります。距離に依つて決めますのには、區間制もあり、階梯式と申しますか、遠距離遞減と申しますか、さういつたやうな方式もある。均一制でも例へばアメリカあたりのやうな乘る毎にニッケルを一つ入れるといふやうな純粹の均一制もありますし、我が國の市電で行はれて居るいろ〳〵の附屬的の制度の附いて居る均一制もある。ところが區間制とか遠距離遞減制といふやうなものは、非常に都市の交通機關としては複雜でもありますし、乘降の場所に依つて幸不幸が生ずる。區を跨つて行く場合には、運賃を二區分拂はなければならぬといふやうな不便を生ずる譯であります。隨つて所謂跨り區と申しますか、區を跨つて乘つた場合の運賃を決めて居る。斯樣に區間制といふことになりますと、非常に複雜になるのでありますから、都市交通機關の運賃としては理想的なものでない。ところが均一制は簡單明瞭で、都市交通機關の運賃としては適當でありまするが、併ながら先刻申上げましたやうな限界がありはしないか。限界を超えると均一制といふものは實施し得ないではないか。斯樣な風にも考へられる譯であります。

然らば區間制と均一制との折衷みたいなものがないかといふことが、次に考へられるのでありますが、ゾーン式と申しますか、東京の省線電車で使つて居りますやうな、或る驛から或る距離乘れば五錢、それを超えてどれだけ行けば十錢、もう一つそれを超えて行けば十五錢、かういふやうなゾーン式といふやうなものは、距離比例制と均一制との折衷的の制度のやうに考へられるのであります。東京の省線電車の例とそれからベルリンの交通會社のやつて居りますのとは、無論云ひ方も違ひますし、制度も大分違つて居りますが、精神に於ては似て居るやうな風にも考へるのであります。即ちベルリンのは、或る範圍は均一である。それを超えれば、更に高い運賃になる、ゾーンを二つに割つた點と、それから均一といふ言葉を使つて居る點が、東京の省線とは違つて居るのでありますが、ある意味に於ては同じやうな趣旨から出發して居ると申すことも出來ると思ふのであります。か

ういつたやうな方式は折衷案の弱點を具備しては居るが、出來る丈けそれを除去しつゝ運賃制度研究の對象として將來考へられて行かなければならぬ問題ではないかと思ふのであります。

それからもう一つ最後に申上げてみたいのは、運賃の統制の問題であります。今日いろ〳〵な運賃が行はれて居りまして、さうしてそれがてん〴〵ばら〳〵になつて居るといふことが宜しくない。市民の利用上非常に不便であるといふことは、申す迄もないことなのであります。電車とバス、或は高速度電車といつた種類の違つた交通機關の間の運賃の均衡が旨く保たれて居るかどうか。かういふことを再檢討してみる必要がある事は疑はないと思ふのであります。均一運賃とバスの一區といふものゝ間の均衡がとれてゐないといふことは、再檢討してみる迄もなく、これは分り切つた話でありますが、其の外いろ〳〵の點に就きまして、再檢討してみなければならないだらうと思ふのであります。不均衡なものがありました場合にはそれを如何にして均衡を圖るか、從來低かつたものを値上げをして均衡を圖るといふことは、これは不可能であります。又種類の異つた交通機關の間の運賃の均衡を圖るといふこととそれ自體が難事であると思ふのであります。

運賃統制についての今一つの問題は通し運賃の制定であります。今日電車に乘り、次にバスに乘つて行くといふやうな場合には、別々に運賃を拂つて行かなければならぬ。これは非常に不便であります。大體申しますれば、國家の交通網の場合に於きましても、いろ〳〵違つた人が經營致して居りましても、同一人が經營して居ると同じやうな狀態に於て、客なり荷物なりを運ぶといふことが、これが交通機關としては理想であらうと思ふのであります。況んや市内交通機關の場合に於きましては、假令經營者が變つて居つても、又交通機關の種類が違つて居りましても、運輸事業でありまする以上は、同一經營者が總ての交通機關を經營して居ると同一な感じを、乘客に持たすやうな風にするといふことが理想であらうと思ふのであります。其の具體的の方法は、即ち通し運賃の制定といふことであります。これは既に其の萠芽と申しますか、ぼつ〳〵實行が出來掛けて居るやうでありまして、或は東京の市電が郊外電車と通し運賃をつくりまして、非常に郊外の客に利益を與へて居る。或は最近に東京市電が試驗的に省線と定期の通し運賃を制定致しまして、都心に毎日通勤する人に便利な制度を實施致して居ります。或は大阪の市營の交通機關の相互間の乘換の時に金を若干拂へば都合好く乘繼ぎが出來るといふやうな制度が出來て居ります。左樣な萠芽は今日も既に現はれて居りまするが、此の點に就きましては、將來旨く其の適用の範圍を擴大して行くことが、必要なのではないか。ベルリンの如きは殆んど總ての交通機關が乘換券付といふことになつて―無論これは同一のベルリン交通會社の經營でありますが、バスも高速度も路面電車も、總てのものは一枚の切符で縱橫に乘廻はされるといふやうな仕組になつて居る譯であります。斯樣なことも將來都市交通機關の運賃の問題としては、大いに研究を擴大されて行かなければならぬことであらうと考へて居るのであります。

以上時間の制限を受けました關係もありますが、非常にむづかしい問題でありまするので、はつきりした具體的の結論まで申上げることが出來ませぬでしたことは、甚だ遺憾であります。

# (二)　都市保健問題の特質とその對策

内務省衛生局長　挾間茂君

都市保健問題の特質とその對策に就て暫らくお話を申上げたいと存じます。この問題に關しまして、私は都市を二つの觀點から見て進んで行きたいと思ひます。即ち都市は一面から見まするとと、一つの社會生活の單位であるのであります。多數の人が集合して營む社會生活の單位であります。又他の一面から見まするとと、これは所謂地方自治體であつて、地方行政の單位といふことになるのであります。從ひまして私のお話はこの都市を社會生活の單位として見た場合に保健衛生上如何なる特質を有するかといふことゝ、都市に於ける保健衛生事務が自治體としての都市の行政關係において如何なる地位を有するかといふ、この二つの點を簡單に申上げて見たいと思ふのであります。

よく人は都市は人生の墳墓であると申します。英語の辭典の著者として有名なウェブスターは「都市は內に傳染病毒を培養し市民をして齡未だ至らないうちに墓場に急がしめるために營々として築きあげられた大牢獄である」とその著書に述べてをります。然しこれは百年ほど前にアメリカの都市を見て言つた言葉でありまして、現在におきましては各國の都市衛生狀態は面目を一新して參つたのでありますが、我國の都市の保健衛生の實情を見まするとと、殘念ながら左樣な心配がないでもないと思ふのであります。都市の社會生活單位としての特質の第一は、現代の社會生活、經濟的にも亦政治的にも、各方面から見まして、人口が都市に集中する、都市が人口集中の中心となるといふことでありまして、これは恐らく各國とも共通の傾向であらうと思ふのであります。この原因に就ては農村の青年が浮華輕佻になつて農村に留まることを好まない、さういふことが自然農村の子女を驅つて都市に集めるのであると言ふ人もありまするが、これは極めて皮相な觀方でありまして、その最も大きな原因は、我國の農村が經濟的に人口に於て飽和狀態にあるといふことに外ならぬと思ふのであります。我國における農村の耕地面積は相當に狹小でありまして、農村の子弟のうち、長男とその嫁は先づ父祖の土地に生活することが出來ますが、二男、三男となりますとどうしても農村より都市に走り商工業によつて身を立てなければならなくなるのであります。農村の子女が青年期になると都市に移動して來るといふ事實は、都市人口の年齡構成を見れば極めて明瞭に現れてをるのであります。即ち人間は生後每年その幾分づつは死んで參ります。從つて人間の年齡の構成は出生の時が一番大きいのでありまして、それから段々年をとるに從つて少くなつて參るものであります。人口十萬未滿の市町村と十萬以上の都市とに區分してその年齡構成の狀況を調べて見ますと、人口十萬未滿の市町村におきましては、大體一般の標準に從つてをりますが、人口十萬以上の都市になりまするとと、十四歲に至るまでは人口が自然に減つて參ります。ところが十五歲から十九歲になりますとと、非常に膨れて參るので

あります。即ち十萬以上の都市におきましては青壯年階級が非常に多くなつてをる、人口統計から見て農村の勤勞適齡者は都市に集つて來るといふことが立證されるのであります。

かやうに致しまして都市は、その都市自身の子弟と、それと共に農村から移つて來る農村子弟の過剩部分を包容してそれ〴〵の生業を與へなければならない譯であります。而してこの都市に集中する所の勤勞適齡者は、大部分都市の特色である生業、即ち工業と商業に從事する、これが今日の形態であるのであります。從つてこの工業勞働者と商業從事者が、今日及び將來における都市衞生の重要なる對象として考へなければならないのであります。從來工場衞生は監督官廳の事業であるといふ風に考へられ、又商業從事者の保健衞生問題に至りましては都市自身としてあまり考慮が拂はれてゐなかつたやうでありますけれども、かやうな狀態では都市保健問題は本當に實が入つた仕事にはならぬと考へます。恐らく都市の衞生當局として、將來最も考慮の中心とすべきものは工業勞働者と商業從事者、この二群の人口の生活生業上の衞生方面を考慮する點に存すると思ふのであります。

さてこの工業勞働者と商業從事者との衞生問題には色々重要なものがあると思ひますが、その中でも最も深刻なる問題として私は結核の災禍といふことを擧げなければならないと思ひます。丁度この勤勞適齡期にある者は我國の統計によりますれば結核に對して最も感受性の强い時代でありまして、而もその業態が結核を誘發すべき環境にありますので、從つてこの結核問題が都市保健衞生の中で最も深刻なる問題の一つとして考慮を要することになるのであります。いづれこの結核の問題につきましては改めて申上げたいと思ひますので此處ではこの程度に致しまして第二の問題を申上げますならば、それは勤勞階級にある青年の花柳病であると思ひます。現在の經濟機構の下におきましては、勤勞適齡者、勞働階級にある者の收入は都市において家庭生活を營むに足らないのが通常でありまして、而もそれらの人々は概ね結婚適齡期にある者であります。こゝに性的條件と經濟的條件とに矛盾がある。それは申すまでもなく花柳病傳染の危險を醸成することになるのであります。而もこの花柳病は本人自身をさいなむばかりでなく、悲慘なる結果をその子孫にも及ぼすものであります。從つて青年の獨身生活が相當長期であるといふことは、現在及び將來における都市衞生上の重大問題であると思ひます。

都市衞生當局と致しましては、この社會病の煉獄の中に大切なる我國の勤勞階級の青年を投込まないやうにしなければならない、次のゼネレーションを對象としての衞生問題として大いに考慮を要する問題であると思ひます。花柳病豫防對策は我國においては花柳病豫防法制定以外には殆んど見るべきものがないのであります。併しながら諸外國においては相當この點に考慮を拂ひまして、或は衞生教育の方面において色々な手段を講ずるとかもしくはドイツの諸都市の如きは幾個所かに緊急豫防所といふものを夜通し開所してをるものもあります。我國においては全然この點に手が觸れられてないのでありまして、お互に將來大いに研究しなければならないことであると思ひます。

社會生活單位としての都市に就て第二の問題は、集團生活より生ずる危害と云ふことであります。集團生活は都市の最も基本的な特長であります。集團生活には不可分的に或種類の非衞生的な條件が隨伴して參ります。從つて都市衞生問題としてはこの集團生活より生ずる色々な非衞生的條件を考慮して對策を立てなければならないのであります。

さて都市におきましては第一に住宅が一般に小さく、殊に大都市になりますると間借生活を營んでをる者も少くない狀態でありますので、各住宅内における生活狀況が既に農村に比較致しまして密集的であります。又商業從事者、工業勞働者は大小の工場、店舗、そのほか事務所等の中において勞働することを餘儀なくされてをり、從つて生活の大部分が、密集生活の中においてなさなければならない。殊にデパートの使用人、或は工場勞働者は日夜を通じて密集生活に身體をさらさなければならないといふ狀況にあるのであります。更に都市におきましては各種の集會、演劇、料理店の如き多數の集合する場所に接觸する機會が多いのでありますから、密集生活より生ずる非衞生的な條件を除去することが都市の大きな任務となるわけであります。

密集生活より生ずる最も危險なる問題の一つは、呼吸器系疾患の發生といふことであります。殊に呼吸器系疾患は接觸によつて感染致しますから、密集生活は最も危險性が多いといふことは申すまでもありません。又住宅を考へますと住宅自身が一般に小さいのに加へまして、採光、通風等も自然良好でない。更に煤煙が多くて空氣も汚染してをるといふやうな狀態でありますので、身體の抵抗力が自然に低下して參ります。かくして都市においては呼吸器系疾患がどうしても多くならざるを得ないのであります。試みに學校の兒童に就て見ますと、子供の病氣である百日咳、ジフテリヤといふやうな病氣にかゝる兒童數は、人口十萬以上の都市におきましては人口十萬未滿の市町村に於ける罹患數の二倍以上にも達してをるのであります。又猩紅熱の如きに至りましては、都市の患者數は郡部の數倍にも上つてをるといふやうな狀況であります。殊に戰慄すべき事實は、國民病として最も寒心に堪へない結核に因る死亡率のことであります。人口十萬以上の都市と人口十萬未滿の市町村とを比較して見ますと、結核のために斃れる者が人口十萬未滿の市町村におきましては大體一萬につき十七人前後でありますが、人口十萬以上の都市に至りますと人口一萬につき二十五人といふ恐るべき數に上つてをるのであります。一萬につき二十五人と申しますと、市民四百人につき毎年一人の犧牲者を出す譯であります。結核死亡者一人につき患者は大體十人あるようでありますから、大都市におきましては四十人に一人の患者があるといふことになり、更に一戸を平均五人として勘定致しますと、八戸に一人の結核患者があるといふ現狀であります。而もこの結核は我國の特色と致しまして、青年、壯年階級の者に極めて多數の犧牲者を出してをるのであります。丁度二十歳から二十五歳ぐらゐの年齡階級におきましては、死亡率が人口一萬につき五十人、即ち生産年齡に遭遇してをる者が二百人中一人づゝ結核の爲に奪はれて行くのでありまして、これは產業經濟其の他あらゆる方面から見まして恐しい事實であります。結核問題は都市、農村通じてのことでありますが、特に都市においてその死亡率が多いので、將來の都市保健衞生問題としてどうしてもこれに愼重なる考慮を拂はなければならないと思ふのであります。

尙都市の責任として今一つ結核問題について考へなければならないのは、農村の子弟が都市に働きに出て不幸にして結核にかゝつた者が農村へ歸り、結局これが爲に死亡するのみならず、結核を家族及びその地方へ傳播するといふ危險が少くないことであります。元來都市に集中して來る農村青年子女は、大體結核には緣遠い謂はゞ結核處女地から出て來る者でありますので、結核に對する抵抗力が弱い。又歸つて來る農村がやはり結核に對しては抵抗力の弱い地方であります。そこで愈々病毒が農に村蔓延するといふことになるのであります。斯樣にし

て農村の子弟を結核の虜にするのみならず、それを鄉里に傳播する危險を生ずるといふことになります。それ故に都市の責任として都市で働く農村青年子女の結核問題を解決してやらなければならないと思ふのであります。結核問題につきましては只今申上げましたやうな次第でありまして、近來都市におきましては色々御施設になつてをるやうであります。併しながらこの大きな問題の前には現在各都市もしくは府縣等において施設經營せられてをります對策は洵に貧弱であるといふのほかないのであります。また國家自身としてこの結核問題に對してどの程度の力を拂つてをるかと申しますと、これはまた僅かに數十萬圓の補助豫算を以て全國の公共團體に號令して結核療養所の增設を求めて居るのであります。私は將來國と致しましても、又地方公共團體と致しましても、この問題は最も熱心に研究をしてお互に對策を立てなければならない問題であります。療養所の增設もとより可であります。結核豫防相談所の開設もとより必要であります。また更に家庭生活にまで食入つて結核豫防の社會教育を徹底せしめ結核の病菌を日本の國から驅逐してしまふことにお互ひ全力を傾倒しなければならない。都市の保健衛生につきましては色々な問題がありまするが、私はこの點は極めて深刻なる問題であると考へるのであります。

更に集團生活といふことから起る都市衛生上附隨的の問題は環境衛生問題としての汚物、屎尿、塵芥の處理問題であります。汚物處理の問題は自然胃腸系統の傳染病と關聯して考慮されなければならないと思ふのであります。現在我國の都市において行はれてをる塵芥處理、屎尿處分方法は尙極めて不完全であり、而もこの屎尿處分等の問題が完全に行はれてをる都市と完全に行はれてゐない都市とを比較して見まするとと、傳染病の發生率において非常な相違を示してをるのであります。アメリカの都市の中には非常にこの處分が完全に行はれてをる爲にその地方の醫學校では傳染病患者の試驗をするのに材料がないといふくらゐにまで進んでをる處もあるやうな次第であります。それは一般衛生思想の普及といふことも無論手傳つてをりますけれども、屎尿塵埃の處分に非常に力を盡した結果であるといふ報告を得てをるのであります。

今一つ附加へて申上げたいと思ひまするのは、都市の煤煙の問題であります。これは特に工業都市の事でございますが、專門家の話に依りますと、煤煙によつて人體に極めて必要である紫外線が除外されるといふ結果、都市衛生に非常な影響を及ぼすといふことであります、都市の空氣を淨化するといふ意味において、煤煙防止は將來大に研究しなければならないと思ひます。

次に自治行政單位としての都市事務における保健衛生の地位といふことについてお話を申上げますが、その前に今一つ都市衛生の進路といふことについて一言及んで置きたいと思ひます。都市衛生行政の根本問題として私はこゝに指導衛生の重要なることを提唱致して置きたいと思ひます。從來我國の衛生は動もすれば取締衛生に重點を置かれてをつたのでありまして、從つて都市の衛生當局と致しましては衛生警察權がないと十分に仕事が出來ないといふことを從來耳にしてをつたのであります。併しながら公衆衛生の普及徹底といふことは衛生警察權のみの問題ではない。私は衛生保健の將來性を考へると指導教育といふことが極めて大切であると思ふのであります。少くも將來の保健衛生は、一方において治療醫學が徹底しなければならないと同時に、豫防醫學方面が更に强く考慮されなければならぬ。指導衛生といふことを閑却するならば、これは衛生の積極方面を沒却した行き

方でありまして、十分なる衛生行政の能動的效果を擧げることは出來ぬと思ふのであります。衛生行政について相當な經驗を有つた先輩は、衛生振興策の第一は衛生教育であり、第二も衛生教育であり、第三も尙衛生教育であると言つてをりますが、私はこれは非常に面白い言葉であると思ふのであります。無論取締方面にも十分力を盡さなければならないけれども、將來の衛生は指導をして市民の生活を衛生に則せしむるように進ませるということを考慮しなければならないと思ふのであります。このためには色々な方策を講ずる必要があると思ひますがその一、二を申しますれば、第一にはこの衛生指導主義といふものを實施するのには相當な人的要素を必要とすると思ふのであります。而もその人的要素の中の一つとして豫防醫學方面に教養のある技術者が都市に存在するといふことが大切であると思ふのであります。內務省では先般ロック・フェラー財團より寄附を受けまして公衆衛生院を建設中でありますが、この公衆衛生院が完成致しました曉には、此處において公衆衛生指導技術員を教養する考であります。而して何年か後にはその卒業生が全國に分散して、この指導衛生方面を擔當し、都市衛生を十分に發展せしむることが出來るであらうと期待致してをるのであります。

指導衛生の人的要素の第二の問題と致しまして、近來指導看護婦、或は公衆衛生看護婦といふやうなものが設定されたる情勢であります。例へば東京市におきましては特別衛生地區をつくつて一般公衆衛生の看護事業を行つてをるのでありまして、相當立派なる成績を擧げてをります。私はこの指導衛生の對象と致しましては家庭の主婦が最も重要なものであると考へてをります。主婦の衛生的訓練に成功しませんと、國民衛生の徹底は恐らく期し難いと思ふのであります。この點から考へまするに、公衆衛生看護婦が各家庭を訪問して衛生の實施指導をやるといふことによつて相當の効果を擧げることが出來ると思つてをります。斯樣に致しまして保健衛生の問題は治療醫學と豫防醫學とが併行して行かなければならない、取締衛生と指導衛生とが相並んで進まなければならない、而して今日の我國の醫學は、醫學自身としては進歩してをるけれども、それを實施に應用し一般民衆を指導するといふ點において非常にまだ缺けてをる、謂はゞ一種の跛行的發達を爲したといふことを痛感するのであります。特に私がこの機會において諸君に指導衛生方面の御考慮を煩はしたいといふことを申上げまするのは、さういふ意味合からして出發したのであります。

最後に簡單に行政事務の中において、都市保健衛生といふものがいかなる地位を有つてをるかといふことを一言致して置きたいと思ひます。我國の都市歳出決算總額は明治三十八年には二千四百餘萬圓であつたのでありますが、その後毎年增加致しまして、昭和二年には九億三千六百萬圓を超すやうになつて參りました。その後は一進一退でありますが、昭和八年度におきましては十二億七千萬圓といふ巨額に上つてをるのであります。この都市歳出總額の中で、都市衛生費はどういふ地位にあるかと申しまするに、明治三十八年には二百萬圓、昭和四年には八千五百萬圓、その後漸次低下いたしまして、昭和八年には六千九百萬圓に減額いたしてをります。これは無論衛生費のみが減額したのではないのでありまして、財政緊縮の方針により一般に低下したのでありまするが大體かういふやうな趨勢になつてをります。然らばこの都市歳出總額の中で衛生費はどれ位の割合を有つてをるのかといふことを調べて見まするに、大正十二年、丁度震災の年には一割三分八厘を衛生費が占めてをりましたが、昭和八年には九分三厘に低下してをるのであります。都市衛生事業が市政一般の發達と併行して進むとする

ならば、一割三分八厘から九分三厘に低下するといふことは面白くない現象でありまして、換言すれば都市における保護衛生事務が都市全體の事業の發達と必ずしも併行してゐない、多少壓迫を受けつゝあるのではないかといふことが心配されるのであります。

更にこの昭和八年度の都市衛生費の豫算の内容を調べて見まするとと上下水道に要する經費がその六割七分以上を占めてをります。その他の衛生費は則ち三割二分に過ぎないのでありまして、その中の一割一分といふものは汚物處分、撒水費、一割二分が病院、診療所の經費、三分六厘が公園、火葬場等の費用、斯様にして衛生費總額から以上申上げました各種經費を控除致しまするとと殘りは僅かに三・九%、これだけの經費でもつて傳染病問題、結核豫防、花柳病豫防、トラホーム豫防等の各種豫防事業、又は健康增進、もしくは地方にありましては衛生試驗所といふやうなものゝ費用を賄つてをるのであります。これを他の方面から見まするとと、昭和八年度の都市歳出總額は市民一人當りが三十八圓七十錢の中、衛生費が三圓七十三錢であります。その三分九厘と申しまするとと僅かに十五錢でありますが、都市衛生事業の核心をなす各種の豫防事業に對して僅かに一年一人當り十五錢ではどうしても日本の衛生問題がこれで解決してをるとは申されないのでありまして、市民の保健衛生の上から申しまして十分その經費を增額するやうに努めて行かなければならないと思ふのであります。

最後に附加へて置きたいと思ひまするのは、地方自治體の發達の過程、乃至は成立の過程の問題であります。日本の地方自治體の現行制度は概ね歐洲の自治體の發達の過程を辿つて來てをります。參考と致しましてイギリスの自治體發達の狀況を簡單に檢討致して見ますれば、確か一八三五年と記憶致しますがその頃に先づ地方自治と申しますか、地方的な行政單位として出來上りました團體を規律する法律として公共企業の法律といふものが出來たのであります。今日から考へて見まするとといふとそれが自治法規の一部であつたと思ふのであります。次には自治體の仕事として學校教育の問題を對象としての自治體を規律する法律を作つてをります。更に第三の階梯と致しましては、即ち現行の自治法規の基礎であるところの公衆衛生法といふものが出來てをるのであります。

斯様にして、地方公共團體の事務の重要なる對象としては、最初は公共企業であります。第二は學校教育であります。第三は公衆衛生であります。この三つがイギリスの自治發達の過程であります。即ちこの三大要素が地方事務の中心をなしてをると見てよいと思ふのであります。而して今日の我國の都市行政の内容を見まするに、保健衛生方面には極めて貧弱な經費が投ぜられてをるに過ぎぬといふやうな狀況でありますので、之ではどうもまだ安心出來ない。元來地方人民の福祉を增進するに最も緊切なる問題は衛生ではないか、保健ではないか、先づ健康を十分に保障して、然る後に各種の問題が考慮せらるべきものではないか。今日に至るまで日本の各種政治の條件が保健衛生問題を閑却してをつた。然しそれは今日において修正し是正して行かなければ、悔を將來に貽すことになるのではないかと思ふのであります。元來地方自治體は決して權力を行使することを主とする團體ではない物を管理する團體であります。事業團體であります。而して管理團體として公共企業、教育、而して保健衛生この三者をどうしても充實しなければならないと思ふのであります。而も國の政治といはず、地方自治體といはず一體に教育の問題とか公共企業の問題には相當政治的に力を入れ易い、力の入れ甲斐があるかの如く見

えるのでありますが、保健衛生の問題に至りましては極めて仕事が地味であるために政治的にこれが重く扱はれない狀態にあるのを遺憾とするのであります。併しながら國家百年の大計から考へまするならば、國と致しましても、地方自治體と致しましても、この保健衛生方面の仕事に相當多額の經費を投じ、先づ人の身體をつくりあげるといふことに進んで行かなければならない。斯様にしてこそ初めて地方自治體が事業團體としての本質を發揮することが出來ると考へるのであります。都市の自治事務を畫策する場合に於て特に以上のことを腦裡に徹底して頂きまするならば、將來におきまして必ずや各種の保健施設が各方面において充實されることになるだらうと思ひます。私はまたそれを深く期待するのでありまして、斯くしてこそ初めて國民全體の體位が向上し、國民永遠の發展と帝國躍進の基礎づけが出來るのであると信ずる次第であります。

## (ホ)　本邦都市下水及汚物處分に關する魚介衞生私見

京都帝國大學教授
醫學博士　戸田正三君

### 前論

此問題に付きましては、豫め良き參考材料を求めたい、特に我國内に於てと思ひましたけれども、其材料が有りませぬため、今回は不取敢私見として述べさせて戴きます。ですから御批判なり御質問なり、また御不審の點は後程なり又は部會に於ても承りたいと存じます。とも角此問題は現在吾國の各都市におきまして、建設乃至計畫せられつゝあります處の下水處分方法の問題に一つの石を投げることとなりはしないかと存じます。幸ひ、此投石に御興味ありと思召す方々、又はそれが研究に御賛同の方とかあれば相共に研究してその實行を早めることに皆樣の御努力を御願致したいと存じます、豫め一言御斷り致して置きます。

#### 一　本邦諸都市の汚物處分就中屎尿處分（下水處分を含む）の缺陷と消化器傳染病の蔓延關係

我國の都市の汚物處分、ことに屎尿處分の現狀は實に缺陷に滿ちたものであります。此の過去及び現在に於け

る屎尿處分の缺陷の甚しきことは、歐米諸國に較べて我國に於ける消化器傳染病が其第一位にあることによりても明らかであります。我國の現在の如く消化器傳染病や寄生蟲病等が甚しく蔓延するのは、其第一の原因は屎尿處分方法の缺陷にあるものと認めねばなりませぬ。この事に就ては前年東京市に於ける本總會席上に於て「都市の環境と其改善問題に對する衞生學的批判」の第五に述べました處であります。今亦之れに付て一言するに、現在我國に於ける屎尿の處分方法なるものは、田畑や小川に直接又は間接に放流することが主であります。故に之れを假りに田畑小流灌漑放流期とでも名づける。この時期に於ては、屎尿は或は田畑に於て又は小流内に於て、各一程度の自然淨化作用を經て遂に河川や港内に放流せられます。かるが故に、場所によつては隨分綺麗になつて河や港に流出する、換言せば河や港内は屎尿によつて直接汚染せらるゝことが尠いのであります。此際危險なのは、田畑や小流に放棄した汚物が直接作物や器具に附いて亦直ちに臺所に運ばれるからであります。

次に近き將來に於ては各都市に於ける下水溝、下水處分の完成と相俟つて各戸の屎尿は水厠（W.C.）によりて直ちに下水溝に、更に一程度の淨化裝置を經て直接河港に放流せられることゝなります。此場合に於ける下水淨化の程度は都市の大小と都市の地勢とによつて幾分の相違はあるけれども、其處分方法の完全を期し難きことは各都市共略一樣であります。故に私は之れを不完全處分放流期と名づけます。本邦六大都市を初め現在各都市に於て或は計畫又は施行せられつゝある程度の下水處分方法を以てして完全なものとは誰れしも思はぬでありませう。

斯の如くして田畑小流灌漑期より不完全處分期に移行したるとき、果して吾人の目的とする消化器傳染病が撲滅せられ得るや否や。換言せば、現在各都市に於て企てられて居る程度の下水處分方法を以てして、果して我都市の難通たる此の傳染病が著しく減少するものと即斷して可なるや否や……私は其處には尙ほ幾多の疑問があり得ると思ふのであります。第一全下水の乾天量に對する處分は略完全に出來得る設備ありとしても年中故障なく運轉することは出來ますか否か。歐米諸國の實話を承はりましても、沈澱槽以外のことは仲々そうは參らぬ樣ではありません乎。ことに降雨量多く、また消化器傳染病の流行期である晩春から夏の終りまで、降雨頻々たる我國に於て、完全な下水の處分が望み得られませうか。東京市や大阪市は乾天量の三倍、京都市は四倍放流と云つても、此放流が一定の時期には續發する恐れもあります。加之、此三倍放流とか四倍放流とか申すことは眞の科學的根據のあるもので無いことは御承知の通りであつて、經濟上止むを得ぬから、まあ〳〵此程度でと云ふに過ぎないではありませぬ乎。

由來歐米の諸都市に於て、人口の都市集中と下水の完成に伴ふて都市の河川や江灣が一定の流域に沿ふて著しく不潔となつて來たことは疑の無い事であります。然らば我國に於ても現在の田畑灌漑時代から下水期に進めば、放流下水の流れに沿ふて河や港の汚染度が高まつて來ることは想像に難くはありません。[1] 遠山博士が本邦都市の江灣に於ける牡蠣の汚染度を調査し、之れを歐米諸國のそれと比較せるに、本邦の物は著しく綺麗であります。其理は一つは牡蠣の養殖方法の相違に因るならんも、私は他面に於て、本邦都市の江灣は歐米諸都市のそれの如く汚染せられて居ないからであると思ひます。之等のことも今尙ほ本邦に於ては確かな調査が無いので、はつきりとは申上兼ねます。けれども一應都市の屎尿と江港との關係を觀ると現在のやうな田畑灌漑期に於ては

1) 遠山祐三著「牡蠣の衞生取締の必要に就て」（昭和八年）實驗醫學雜誌第十八卷。

江灣が汚染せらるゝことは輕度であると領かれます。

顧つて下水の處分なることを都市の經濟的立場から考へますと、將來とても到底下水の完全處分なるものは望み難いと思ひます。其一例を申しますと最近に於けるシカゴ市の下水處分であります。三十年前同市が彼の大運河を造り、下水を大量稀釋の下に直接放流をなし、上水源たるミシガン湖の反對側に導いて以來、同市の消化器傳染病は頓に減少した。處が此計畫は次第に實行不可能となりました。それは彼の瀬戸内海程もある大きな湖水の水面が此運河の放流によつて年々低下する、既に一米も低下したと云ひます。玆に於て四圍の狀況や對岸國キヤナダとの關係もあり、結局下水をミシガン湖に返し得る方策に出た、ところが若し下水の淨化力が不完全なればまた以前の如く傳染病流行の恐れがあるので、下水の完全處分案を作り、十年前から此大工事に取りかゝつて居ることは皆樣も御承知のことであります。昭和二年の晩れに私が參つたとき此案を見ました。また工事に取かゝつて居たノースサイドとウェストサイドの處理場を一見しましたが、其改良豫算約二億萬弗とかのやうに聽きました。丁度私が行く前に Dr. Imhoff（イムホフタンクの發案者）が行つて其規模の大なるに驚いたと云ふ話を聽きました。此當時私は歐洲から南米、北米の各大都市に於ける都市の汚物處分を行脚見學致しましたが、バーミンハム市初め英國の陸地内の都市を除いては何れの都市、ことに江灣都市の如きは沈澱操作を主力として、餘は經濟上放流を餘儀なくせられて居ました。ニューヨーク市の如きも永の間の河海汚染委員會の問題たる下水處分案が市の上流に位するウォードアイランドの處分場を除き、他は經濟上餘儀なきものとして依然放流式であります。ロンドンを初め歐洲諸國の江港都市も亦然りであります。英國や米國の如く保健問題の爲めには幾分でも金を出す國でも尚且つ然りであります。我國の如き狀態に於ては如何でありませう乎。我國の都市が設備及び經營に於て果して下水の完全處分を成し得るでありませう乎。失禮な言分ではありますが或程度で誤魔化さねばならないのではありますまい乎。而して其結果は如何、果して下水工事の目的とする傳染病の流行防止が完全に成立するや否や。

西洋人と違つて日本人は川魚と云はず、海魚と云はず、汚中の介類でも、之を漁つて、其儘之れを臺所の食器内に運び、果ては之れを生の儘で食べる。

普通の下水（工場下水を除く）が河川に放流せられたる場合には、流れに從つて浮游微生物や蟲類並に藻類が蕃殖し之れを食ふ爲めに小魚や介類が又著しく蕃殖します。之れは自然の原理であります。之れが爲めに下水は生物學的に完全に淸淨せられます。即ち生物學的淸淨であります。此種の淨化方法は自然に適ふた無理の無い淨化方法であります。故に之れを利用すれば下水の處分に缺陷があつても意とするに足らないわけであります。私が下水處分と魚介衞生私見と題しました主點は玆にあるのであります。

曩に述べた如く、歐米先進國に於ても下水の處分問題に就ては頭を惱ましたわけであります。結局衞生と經濟との立場から shell fish sanitation なるものを立案しました。詰り都市の下水の不完全處分の結果として恐る可き結果を來す主因は漁獲にあります。其の中で西洋人が生で食ふのは貝類で、牡蠣と貽貝とであります。だから牡蠣や貽貝を取締まれば江灣が下水で汚染せられても大した害は無い、他は主として外觀上の問題であります。そこで後に述べる牡蠣取締規則なるものが急激に發展して來たわけで、之れによつて下水の處分問題も樂になり

傳染病の流行も著しく減少したわけであります。

日本人の魚介の食用と西洋人のそれとは大分違つてゐます。又日本人程水に親しみ魚介漁りをする國民はなく、此方面の道樂の多い程下水の不完全處分と相俟つて傳染病の流行は引きも切らなくなることを考へねばなりません。それが私が次の本論に於て述べんとする處であります。

## 本論　下水處分と魚介衞生

### 一　本邦諸都市の地勢と汚物との關係

本邦の大中都市は京都、岐阜、札幌位を除いて他は殆んど江灣都市であります。故に汚水處分の缺陷は直ちに河川の一部と港灣の汚染問題となつて來ます。而して河や港内の汚染問題は之れを二つに分けて考へて觀る必要があります。其一は外觀上の汚染であり、其二は生物學上の汚染問題であります。此兩者の關係を各其地勢に應じて吟味し、成る可く衞生的且つ經濟的に處理することが出來るならば、それが即ち吾人の要求を充たす方法なのであります。而してこのことは都市の人口と河水、海水の量的關係に應じて清潔と不潔との別れ目が生ずるのであります。以下之れを外觀問題と生物學的汚染問題との二つに分けて論じて觀ませう。

### 二　河水海水の外觀上の汚染防止に就て

之れは主として下水の稀釋度と、下水の混入せる水の酸素吸收量とによつて定められます。即ち第一稀釋量、第二酸化力又は空氣混入量、第三には流れの經過(時の問題)とによつて自から定まつて來ます。稀釋量が大なれば大なる程又空氣とよく混ずれば混ずる程、其間に時を經過する程綺麗になります。そこで何時も下水淨化の必要と不必要との議論の分るゝ處は第一稀釋量の問題であります。此問題は下水の科學的所論の開祖ペッテンコーフル氏以來各地で樣々に論ぜられた事であります。例へばペッテンコーフル氏はミュンヘン市のイサール河に就て調べた結果、下水の混入が河水の十五分の一以下であり且つ其流速が河水の流速と一致せば放流するも支障を來さずと云つて居ます。このことは同市の當時と同河の流域とを回顧せば一應尤もと頷かれます。又以前英國にては下水が平均して河水によりて五十倍以上に稀釋せらるゝならばスクリーンと沈澱操作の後放流して可なりと稱へて居ました。其外 Streams 氏は下水量を河水の二・五%以上とすることは宜しく無い。河水と下水との比が1/40—1/130の間は疑はしく、1/130以下となれば其儘放流して支障無しと云ひます。次に、Rudolph Hering 氏は米國マッサーチュセット衞生局で、普通河川に放流する場合の下水量の恕限度を游離アンモニアの定量で定めました。それによると人口一、〇〇〇につき河川の流速が2½cb.ft./sec. (1 gallon/min. per person)即ち河の流速が人口千につき約二個半なれば不潔となるも、其三倍 7 cb.ft./sec. per 1, 000 person となれば不潔とならずとして居ます。詰り游離アンモニア量が百萬分中に一、二以上ある場合を疑はしきものとしました。即ち斯の如く、人口千につき七個の流水量を恕限とせば、人口百萬につき七千個の流水量を要することゝなり、此量は丁度私が今述べんとする京都下水對淀川の流量に匹敵したものであります。

大阪市島崎水道部長の歐米に於ける上下水道調査報告書(昭和六年)の中に河川の管制に關する英國委員會の要旨が拔萃してあります。それは都市の給水、工業の發達、魚類の養成、風致の保存等を目的とせるものにて、

先づ下水による河川の汚染度を酸素吸收量（18°C. 5日間）を標準として示してあります。それによれば、酸素吸收量が百萬分の一以内のものを著しく清淨のものとし、百萬分の二以内を清淨とし、百萬分の三を稍清淨とし、百萬分の四は疑はしきもの百萬分の一〇以上を不良のものと定めてあります。また斯の如くにして河水の水質汚染度を稀釋度にて制限せば、(イ)稀釋度が一五〇―三〇〇倍の間では酸素吸收量に無關係に固形物總量を百萬分の六〇を限度とし、此場合にはスクリーンと沈澱とを行はしむ。(ロ)稀釋度が三〇〇―五〇〇倍の間は固形物總量にて百萬分の一五〇を限度としスクリーンと沈澱を行はしむ。更に稀釋度が五〇〇倍以上となれば其儘放流して支障なしと記されてあります。

以上の如き例を參考として京都市、大阪市、東京市の將來に於ける下水と江灣の汚染との關係を概論して觀ませう。但しそれ等の數値は私にも確かとは思はれぬ點が多々ありますので、大凡そ此程度と思ふ處を申述べるに過ぎませぬ。

**淀川と京都下水**　京都の下水が將來全市民の屎尿を包含して鴨川に流入するものとし、之れが桂川、次で宇治川、木津川に合流して淀川に流れます。此場合に於ける第一稀釋量を推測するに、京都府河港課調べによれば、

宇治川の乾天量（最低流量）は約五、〇〇〇個、年平均量は約一〇、〇〇〇個、桂川の乾天量は八〇〇―一、〇〇〇個
木津川は不定不明
鴨川は疏水と合せて約八〇〇個

即ち淀川合流點に於て乾天量六、〇〇〇個乃至七、〇〇〇個位、年平均流量としては約其二倍位あるものと思はれます。而して下水量は現在の人口として乾天時の一日量約百萬石とせば、河水對下水量は乾天時に於て七五對一即ち七五倍稀釋となり、同年平均にては一五〇倍となります。尙ほ雨天時に於ては下水は四倍量として其儘放流せらるゝのでありますが、此場合には大抵其稀釋率は數百倍を超過しはせぬかと思はれます。そこで此關係を從來の所見と照し合せて觀ると、外觀上の汚染問題としては大したことは無いと推定せられます。但しそれは京都下水が淀川合流點に於て全淀川水に一樣に稀釋されるものとしての假定であつて、實際問題とは尠なからず相違があると思ひます。實際汚水は流域に沿ふて一方の側に偏り易いものであります。之等のことは更に精しい調査がなければ定め難いのであります。然し乍ら大體に於て生物學的汚染の問題を除き、單に外觀上の問題なれば京都市下水もスクリーンと沈澱とを良くすれば、之れを放流しても淀川が甚しく不潔となる樣な恐れは無いものと推定せられます。而して生物學的汚染の問題に到つては素より調査せざれば不明とは云ひ得ないが、大體に於て危惧尠なからざるものと認めねばなりません（後に述べる）。常時のみならず、既に雨天時に於て四倍放流なることが、私が前論に述べたる如く、洪水の時は別として大に考慮を要すべき處であると存じます。次に大阪市に關する推測を申上げます。

**大阪下水と大阪江灣**　內務省土木出張所の調べによると、淀川の最低流量は四、〇〇〇個、其年平型乾天流量六、〇〇〇個である、其中四、〇〇〇個は常時毛馬閘門から市內の河川に入り、二、〇〇〇個は新淀川に流れて居ると云ひます。前例の淀川の上流よりも此下流の方が水量遙かに少ないのは灌漑用水や地下浸透の爲めであるか、或は測定値の誤差であるか、私にはわかりませぬ。次で大阪市下水量を現住人口から推定すると、大阪市下水課調

附圖 1　大阪灣環流（五米層）*

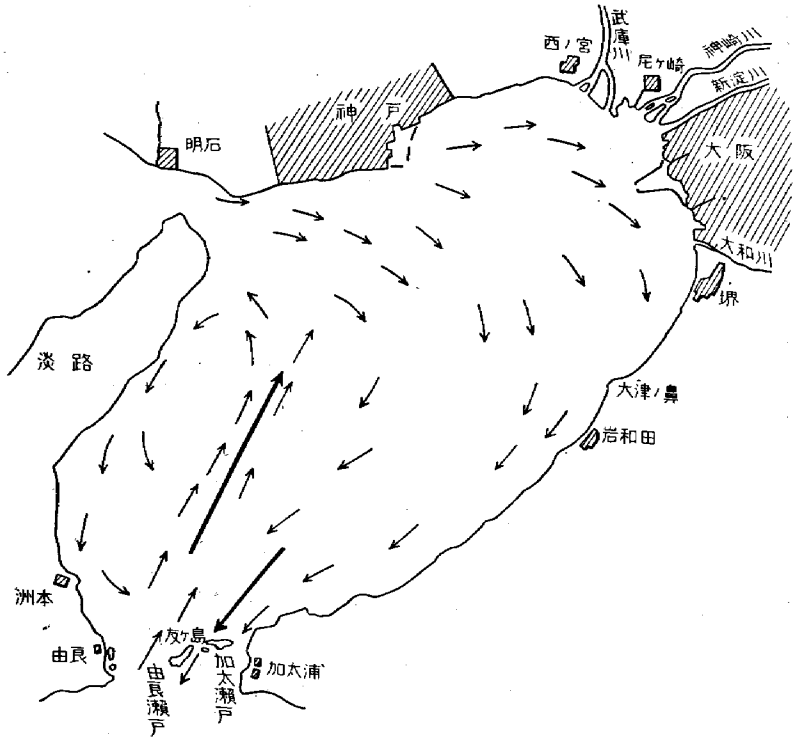


査により一人一日當りの使用水量を九立方尺とし、之れよりロスを觀て、一人一日當りの下水量を七立方尺とす、而して人口三百萬とせば全下水量は乾天時に於て一日二、一〇〇萬立方尺即ち二四〇個となります。之れを淀川の年平均乾天流量六、〇〇〇個に比すれば其稀釋二五倍となります。ところが此下水は京都と違つて河水と相混じて大阪港の内外に放流せられるわけであります。換言せば大阪下水の眞の終末處分は更に莫大な海水によつて成されるわけであります。そこで大阪港の内外に於

* 「海洋時報」第一卷第三號。

附圖 2　大阪灣鹽分水平分布（‰）*

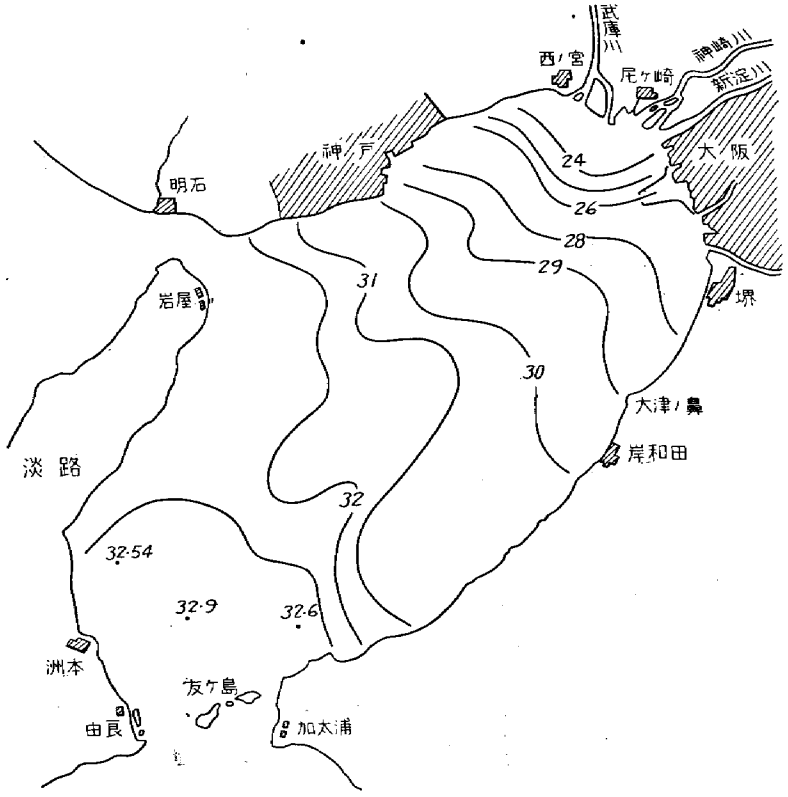


ける海水による稀釋率と淨化力とを推測せねばなりませぬ。

「註」海水による下水の淨化力は河水に較べては弱い。それは一つは海水中の酸素含有量の少きことと、他は海水中にはバクテリアの少き爲めとである。卽ち非病原性の淨化用バクテリアの少きことが生物學的淨化力を低めるのである。

大阪港の内外に流入せる下水の淨化力に就てはそれと申して參考になるものがありませんでした。そこで餘儀無く海洋時報に報告せられたる神戸海洋氣象臺の調査から此問題の參考にな

* 前揭書。

附圖 3　東京灣環流（表面）*

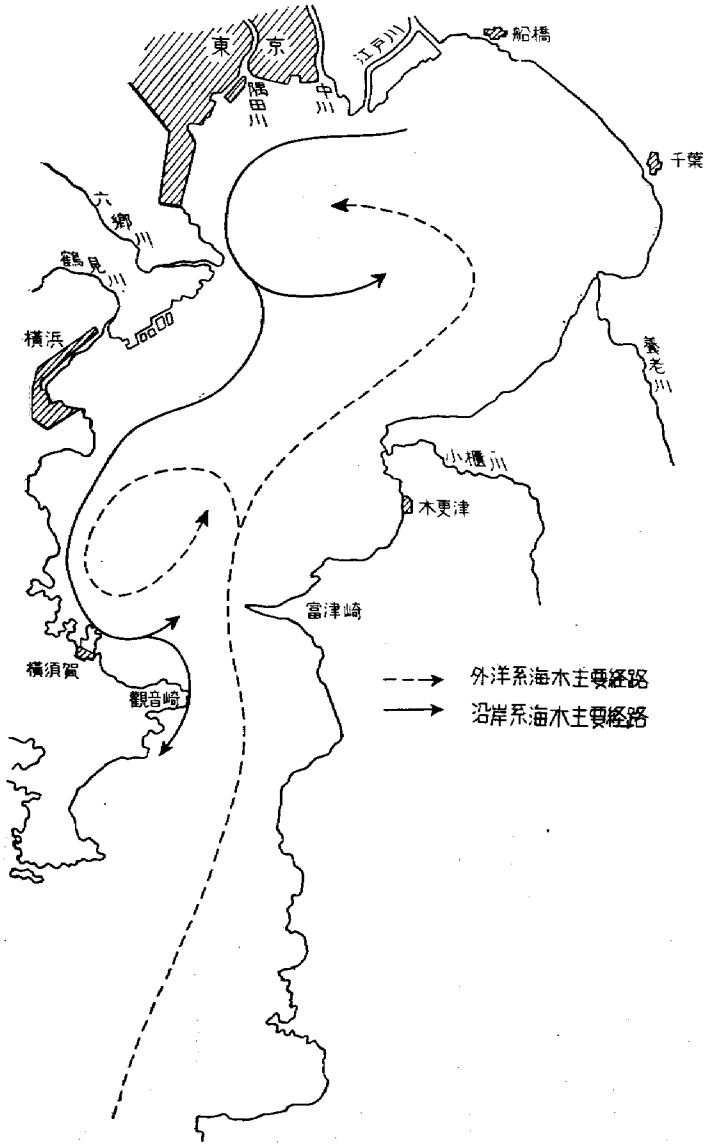


* 「海洋時報」第三巻一號。





附圖 4　東京灣鹽分水平分布圖（‰表面昭和四年）*

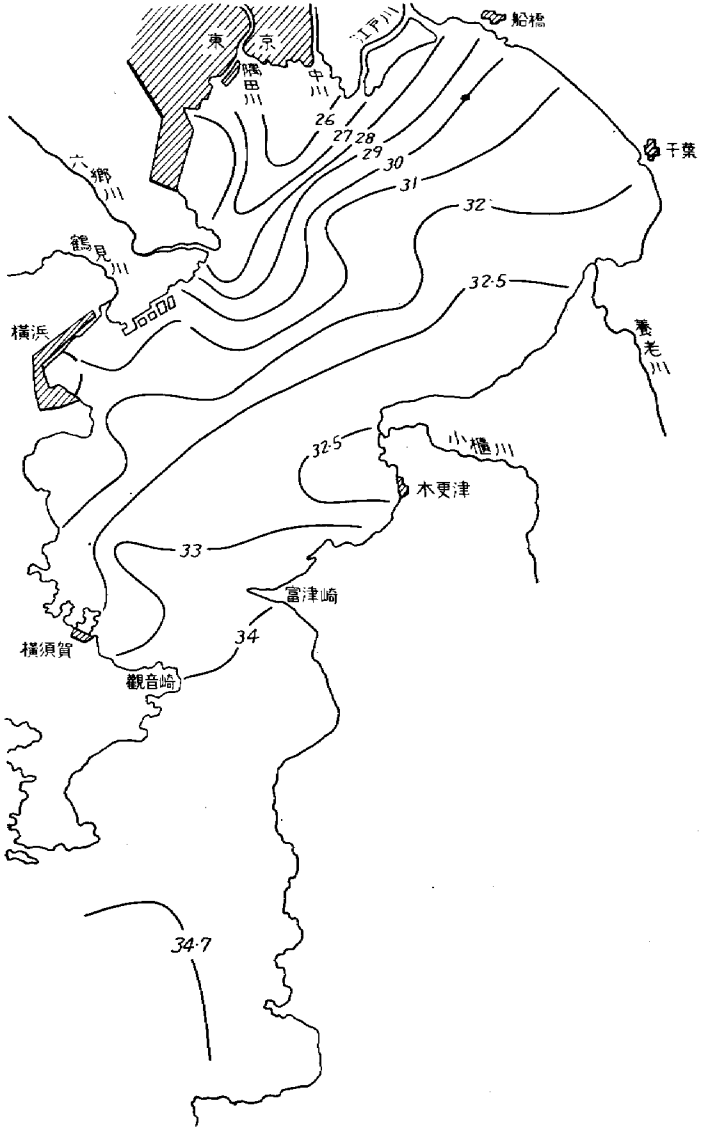


* 前揭書。

附圖 5　東京灣鹽分水平分布圖（‰表面大正九年四月測定）*

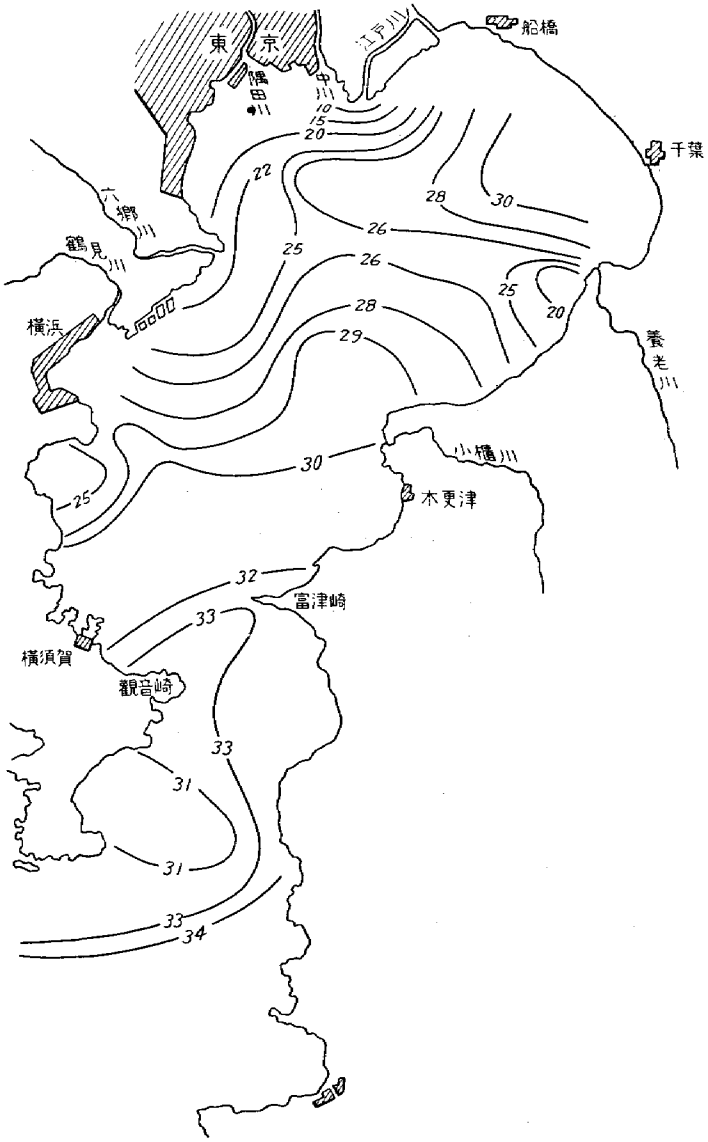


* 前揭書。



り得ると考へた處の、海水の環流分布と鹽分の分布とを觀て他は推測の外無きことゝいたしました。

即ち表面水の鹽分の分布（五米以上の深きものは必要なし）と流線及び等速線を觀れば、大體に於て稀釋の狀況と其距離の關係や又汚染の疑ある水の流水の方向とを定めることが出來ます。例へば附圖2の如く三二‰線を清淨區域としてそれから段々二四‰線に到つて居ります。之から觀ても遂に此附近に於て既に淀川の乾天時の水量は四倍に薄められるものと觀てよい。即ち大阪下水は此附近迄に於て。一〇〇倍以上に稀釋せられることゝなります。素より此海水による稀釋量ある事は、謂はゞ最低量であつて、精しく大阪港の內外に就て調べをすればもつと大きな稀釋量に達すると思はれます。以上を要するに淀川に沿ふて京都市及び大阪市の下水による江灣の美觀問題の方は將來としても大過無きことゝ推定されます。殘る所は生物學的汚染と其危險の防止問題であります。

東京市と東京港の內外並に東京市より橫濱市に至る間と東京港との關係も略類似の關係にありますので（附圖3、4、5、に示す如く）省略致します。尙また東京市、大阪市、京都市等の關係が明らかとなれば本邦の他の諸都市の工合は比較的容易に推測し得らるゝことゝ存じます。とも角東京橫濱と其沿岸、大阪、神戸、堺と其沿岸、京都と淀川に對する之等の關係は更に精しく調査する必要があると思ひます。

### 三　河川江灣に於ける下水の放流と其生物學的汚染問題に就て

此問題に就ては良き方面、即ち有利な方面と危險を釀す方面との二つがあります。第一は下水が混入すれば（工場下水を除く）微生物體並に水棲動物の食物が殖へる、非病原理の細菌や浮游生物が增加して魚類や貝類また藻類の如きは盛に增殖します。而して斯の如きもの、增殖は下水の自淨作用を著しく高めます。危險なる病原

菌の如きも是等無數の生物に會しては容易に撲殺せられます。此點は有利な方面があつて吾人は此作用を利用する必要があります。然し乍ら吾國の習慣として之等の魚類や介類が淨化作用を經ずして即刻臺所や食膳に運ばれる恐れが大にあります。ことに都市の附近、魚介の獲れる場處となれば漁道樂が其處に群集すること曩に述べた如くであります。斯くして危險は著しく散蔓せられる。之れが即ち悪い方面であります。

顧ふに、下水が混入して危險の恐れがある沿岸淺海の範圍内に於ては空氣の混入もよく且つ食物も豊富であるから小魚、牡蠣、あさり、蛤、貽貝等、又川なればしじみや小魚が群棲するでありませう。而して之れ等のものが群棲すればする程下水の淨化力は增大します。故に之れを亂獲することは甚だ困ります。又一面に於ては之れを亂獲せずして良く保護するならば現在我國の沿岸、河川に於ける如き魚類の甚だしき減少が防止され、魚介の產卵產額の上にも必ず良果を收め得ると思ひます。海苔なども必ず良く出來ると思ひますが、海苔のやうに乾燥消毒して製品となつて販賣せられるものは支障のないわけであります。魚類や貝類でも所定の方法によつて採取すれば、之れを無害化することも甚だ容易であります。要するに亂獲を禁じ、所定の方法によつて之れを採取し無害化すれば一擧兩得と信ずるものであります。

此問題に關する歐米[2)3)]諸國の業績を申しますと、第一オランダ國に於ては牡蠣の產額大なるのと、之がチフス病の媒介をなす事實とによつて、既に一九〇七年牡蠣業衞生取締を行ひ範を各國にたれました（Sealand Fishery Board）即ちジーランド江灣漁業法に基きて、その關係地域に於ける下水流入の狀況、海水及び海底の汚泥の細菌學的檢査潮流調査をなし、其地域内に於ける牡蠣の增殖を計りつゝ之れが取締と其淸淨方法を合理化せしめて

2) 內務技師野邊地儼三氏著「歐洲に於ける牡蠣衞生施設」實驗醫學雜誌第十一卷（昭和二年）。
3) 遠山祐三氏著「歐米に於ける牡蠣に關する研究並に貝類の淨化に關する實驗的研究」實驗醫學雜誌 第十九卷（昭和十年）。

收穫の上にも衞生上にも偉大な効果を擧げて居る次第であります。

英國に於ては一八九四年以來貝類とチフス及びコレラの流行關係が論證せられ、一九〇七年公布の食品衞生法に基きて一九一五年牡蠣取締規則 Public Health (Shell Fish) Regulation が成立しました。又佛國に於ても一九一三年以來問題であつたが一九二三年牡蠣貝類取締規則を制定して、牡蠣の產出、運搬、販賣、輸入等につき制限を加へることゝなりました。

米國に於ては一九二五年牡蠣貝類取締規則を全國の漁區五ケ所につき夫れ〳〵制定して、豫め當業者に對する三ケ年間の餘裕を與へて、一九二七年に至りては萬事滯りなく全國の貝類營業取締が完成した。之れが爲めに牡蠣の產額と衞生並に下水處分問題の上に經濟上偉大な効果を擧げた次第であります。

これ等のことを參考と致しまして、將來本邦諸都市の下水及び汚泥處分の缺陷を防ぐ爲めには、その下水の流域に於て生物學上危險と見做さるべき範圍を各都市の江灣に就て定め、此範圍内に於ける一般の漁獲を制限すれば良いと思ひます。それには內務省、農林省、府縣及び都市の合成によりて制限區域を設け、其間の漁業は一定の指定漁業者又は市營とし、中央市場と關聯して魚介の淨化を行へばよいわけであります。

此區域の制限方法は相當に研究を要する問題でありますが、大體としては、(一)下水流域に於ける水中及び泥中の大腸菌試驗、(二)下水流域に於ける魚介、ことに貝類の大腸菌試驗、此二つの方法によつて危險區域を定めそれより一定の安全距離を定めて禁漁區とすればよいと思ひます。素より之れに就ては各都市に於て一定の方法を定めて豫め調査する必要があります。而して此區域内に於ける魚介は採取後、法の定むる處に從つて淨化せしを

めます。その事は統一的にさへすれば事甚だ容易であります。同時に此區域内に於ては他より移入せる魚介と雖も暫時にても其水中に飼育せるものは其儘販賣を禁止し、必ず所定の淨化方法を經由せしむることである。このことは現在に於ても都市の傳染病豫防上緊要事であると思ひます。我國では沖の清水中に採れた魚介を市域内の不潔水中に飼育することの爲めに消化器傳染病の流行を助長して居ることは疑ひなきことゝ信じます。牡蠣などは正しく其適例であります。

漁獲の禁止と類似の關係に於て水泳禁止の問題があります。但し此方は漁獲程問題にはなりませぬ。詰り水中の大腸菌を標指として其危險明瞭と思はるゝ範圍だけでよろしい。一般に危險物は水中よりも水底の泥の中に多く含まれて居るものであるし、また水泳位の程度ならば彼のプールで泳がせることを考へて觀たならば、其制限區域は禁漁區域に較べて遙かに縮小せられるものであることは疑ひがありません。

以上要するに、將來我都市の下水工事の發展と共に其江灣の外觀の美と併せて、生物學的の危惧に對しては一定區域内に於ける漁獲を制限し、以て下水處分の安定による衞生上の利得と併せて魚介の增殖とを併立せしめたいと思ふのであります。而して之れをなすには先づ各都市に於て其制限區域の研究調査が必要であります。其調査に基いて各一致の點に向つてそれを立法化することに努力して頂きたいと思ひます。希くば本會の如きが其先導となられて此問題の解決に御骨折りを願へれば誠に結構に存じます。

# (ヘ) 本邦都市の塵芥處理に就て

京都市保健部長
醫學博士　**飯野斐君**

私の報告題目は「本邦都市の塵芥處理」と云ふ問題であります。塵芥處理は我國の都市衞生施設の中で最も重要なものの一つでありまして、如何にして之をよりよく蒐集し、如何にして之をよりよく處分すべきかと云ふ事は常に都市の惱みとなつて居る所の問題であります。玆に私が此問題を選び全國都市當局の御協力に依つて得た資料に依りまして、第一に本邦都市に於ける塵芥處理、第二に京都市に於ける塵芥處理の過去及現在、第三に此問題に對する卑見を申述べまして、皆樣の御教示を仰ぎたいと思ふのであります。

## 一

先づ第一に本邦都市の塵芥處理に就て、塵芥量、蒐集運搬方法、處分狀態、塵芥燒却場、經費、斯う言つた順序に依つて此概要を申述べる事と致します。

塵芥量は一日一戸當り大體五百匁でありますが、住民の構成狀態、都市の大小、氣候寒暖等の條件に左右せられまして、各都市の排出量には大差があるのでありまして、多い所は一貫匁以上もあり、少い所は二百匁以下と

云ふやうな開きがあります。又同一の都市に於ても盛衰季節等の關係で常に變化して居ります。

で此蒐集運搬には最初手車、牛馬車、和船程度のものを使用致して居りましたが、都市の發展に伴ひまして、塵芥量は增加し、終末處分場は遠くなりましたので、近年は積載量の多い、速力の早い自動車、汽船等が使用されるやうになりました。一、二の例を擧げまするに、東京は自動車を昭和九年度六十一臺、十年度百六臺、十一年百三十臺と增加し、機械船は昭和九年度の七艘が十一年度には三十三艘と增加したのであります。京都に於きましては、昭和十年度の終りから自動車八臺を二十三臺に增加したのでありますが、新規の分は大型でありますから積載量に於ては五倍增加したのであります。福井、桐生、川口の諸市も亦手車や牛馬車を自動車、リヤカーに變へて居ります。

又以前に於きましては蒐集と運搬との間に區別がありませぬで、蒐集作業は其まゝ延長して運搬作業となつて居つたのでありますが、先づ舟揖の便のある都市から此區別が起りまして、今日では陸上作業のみの都市にも及んで參つたのであります。舟揖の便を利用致して居りまする都市は私の調査に依りますれば九十八都市の中十一であります。

次に處分方法に付て申上げます。此處分方法には種々ある譯でありますが、之を「燒却」「堆肥」「埋立」及露天燒等種々の處分方法を「其他」と一括して四項目に分ちまして、私の調査致しました九十八都市の昭和十年度實績に依る處分狀態を申しますれば、一日の蒐集量が二百十七萬貫、其中燒却は四十七%で百二萬貫、堆肥が四%で八萬貫、埋立三十六%七十八萬貫、其他十三%二十九萬貫と云ふ事になつて居ります。

燒却は法の改正に伴ひまして、次第に增加してまゐりましたが、まだ全量の半分以下であります。燒却を行ひました都市は九十八都市中六十五都市、全然燒却しない都市が三十三都市ある譯でありまして、其中全量燒却を行つて居ります都市が十九、八割以上が十三、五割以上が十六、即ち四十八都市と云ふものが半分以上を燒却して居る現狀であります。（參考、六大都市、東京二五%、大阪七六%、京都二五%、名古屋六七%、神戸八四%、橫濱八六%、平均四八%、全量百二十七萬貫中燒却六十一萬貫）

堆肥は表面では二百十七萬貫中八萬貫四%と云ふやうな少量でありますが、實際は相當多量であらうと思ふのであります。「埋立」「其他」と云ふ中に分類されたものゝ中には實際堆肥に利用されて居る量が多量にあるものと考へても間違ひはないと思はれるのであります（全量堆肥處分の都市は三市であります）。

埋立は至極簡單でありますから、昔からよく用ひられて居りまして、六十都市は此方法を今日も用ひて居りまして全量を埋立に依つて居ります都市が二十一もあるのであります。近年統制埋立と云ふ事が唱へられまして、東京は十年度に十ケ所、二萬四千坪の統制埋立をなしたのであります。此統制埋立が我々の處分方法に採用されるやうになりました事は、處分方法の解決に一つの光明を與へるものと信じて居ります。

「其他」の中には色々のものを含んで居りまして、例へば露天燒、賣却、厨芥分別蒐集等が含まれて居ります。瀬戸內海沿革にある都市、廣島、吳、今治と云ふやうな都市は全量を賣却して居り、又尾道は全量を無償交附致して居りますが、是等は皆近くの島に運搬されまして果樹其他の堆肥に利用されて居ります。新潟に於きましては海岸に投棄致しまして砂防用植林保護材料に利用して居ります事は、廢物利用の最も好い例だと思ひます。全

部野天燒をして居りますものは九十八の中三市であります。

東京では厨芥の分別蒐集をやつて居ります。是は昭和五年汚物掃除法の改正に基きまして、昭和六年度に初めて試みたのでありましたが、昭和十年度には舊市域の全部に亘りまして、一日約七萬貫の蒐集を行ひ、之を養豚飼料、肥料等に用ひて居ります。此分別蒐集を開始致しました事は私共當事者に取りましては、非常に進歩した方法であると思ふのであります。

塵芥燒却場は昭和五年の汚物掃除法の改正を機といたしまして、急に施設が殖えて參つたのであります。之を建設の年代順に申しますれば、明治時代のもので現在殘つて居りますものは七ケ所、市設が六ケ所、私設が一ケ所、此七ケ所で一日約二萬貫燒いて居るに過ぎないのであります。大正時代になりますと二十八ケ所、此中私設が三ケ所、燒却量は一日約三十一萬貫。昭和二年から五年までの間に二十一ケ所、此中私設が二ケ所、市設が十九ケ所で、約四十萬貫。昭和五年に汚物掃除法が改正になり、昭和六年からは「塵芥ハ燒却スヘシ」と云ふ事になりまして、急に建設が殖えて今日まで五ケ年半の間に五十ケ所の施設が出來まして、燒却能力は一日約六十四萬貫であります。私設の燒却場は明治以來十ケ所、能力一日三萬貫であるが、昭和六年に一ケ所出來たのが最後であります。現在九十八都市中六十六都市に百十ケ所の燒却場がありまして、其燒却能力は一日約百三十八萬貫でありまするが、昭和十年度には全量二百十七萬貫中、百二萬貫を燒却したのであります。

塵芥燒却場燒却能力

| | 明治・大正 | | 昭和二年―五年 | | 昭和六年―十一年 | | 年代不明 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 箇數 | 一日能力 | 箇數 | 一日能力 | 箇數 | 一日能力 | 箇數 | 一日能力 | 箇數 | 一日能力 |
| | | 噸貫 | | 噸貫 | | 噸貫 | | 噸貫 | | 噸貫 |
| 市設 | 六 | 一・七 | 二五 | 二八・九 | 一九 | 三九・一 | 四九 | 六三・五 | 一 | 一・三 |
| 私設 | 一 | 〇・二 | 三 | 一・九 | 二 | 〇・九 | 一 | 〇・二 | 三 | ？ |
| 計 | 七 | 一・九 | 二八 | 三〇・八 | 二一 | 四〇・〇 | 五〇 | 六三・七 | 四 | 一・三 |

| | 一〇〇 | 一三四・五 |
|---|---|---|
| | 一〇 | 三・二 |
| | 一一〇 | 一三七・七 |

此塵芥處理に對して如何程の收入があり、如何程の支出があるか、經費の點を申上げます。汚物掃除法は都市に塵芥處理の義務を課するだけで、塵芥蒐集手數料を認めて居りませぬから、收入としては唯、受托搬出料や塵芥殘灰の賣却など僅かな收入があるだけでありまして、支出は當事者以外には全く意外と思ふ程多額を費して居るのであります。曩に全量燒却を原則として規定せられましてから、近年は更に多くの經費を要する事になりました。九十八都市の中で收入のある都市は三十四、支出額の漸く一割内外の收入ある都市が僅かに十市だけであります。支出の中蒐集運搬費、處分費の區別が出來ます都市は三十八で、處分費が不要のものが十五、兩者の區別出來ませぬものが四十五、現在此處理費の大部分は蒐集運搬費に使はれて居りまして、蒐集費と處分費の區分出來る三十八都市中三十四までは蒐集費に八割以上を費して居ります。

明治三十三年の汚物掃除法制定の當時にありましては、處分と申しましても手近な所に運搬して投棄する程度で、大した費用も要しなかつたのでありますが、次第に燒却處分をなすやうになり、近年は全量燒却、統制埋立等の理想的な處分方法を採るやうになりましたので、處分費も段々嵩んで參つたのであります。そうして現在處

理費の大部分は此蒐集費に使はれて居る譯でありますから、今後は蒐集作業の改善、經費の節減といふ事に付て大いに考へる必要があると思ふのであります。

然らば塵芥處理費は衞生費の何割を占めて居るか、人口十萬以上の都市の昭和十一年度の豫算に付て調査を致しました。玆に言ふ衞生費は狹い意味で、保健局、保健部、衞生課といふ所管の費用を指して居ります。大體に於て塵芥處理費は衞生費の三割以上を使用して居ります。六大都市は三割前後、之に次ぐ人口二十萬以上の九都市では四割以上、二十萬以下の十五都市では四、五割、中には七割六分などゝ云ふものもあります。細い數字は私の報告に書いてありますから、御覽を願ひたいのであります。都市の財政の逼迫して居る今日に於て、塵芥處理の爲に、衞生費の三割以上四割以上と云ふやうな巨額を使ひまして、他の仕事を壓迫して居ると云ふ事は、誠に保健衞生に關係して居る者にとりましては、苦痛なのであります。都市衞生費の大部分が塵芥處理費、傳染病豫防費と云ふ二つの義務を果す事に費されて了ひ、其結費新しい衞生施設をなす事が出來なくなると云ふ事は大いに考慮しなければならぬ事柄であると思ふのであります。

參　考

六大都市　東京二八%、大阪二九%、京都三一%、名古屋一五%、神戸二四%、橫濱六二%

二十萬以上都市　九市の中四〇%以下、廣島三三%、靜岡二一%

五〇%以上、福岡五一%、函館七六%、八幡五九%

## 二

次いで京都市の處理の現況に就きまして、簡單に述べることにいたします。昭和十年度に於きまして京都市が蒐集しました一日量は約十萬貫でありまして、其外に汚物掃除法に依り市が蒐集義務を免ぜられて居ります箇所が約千二百ヶ所、一日の排出量が約一萬五千貫、業態上自ら處理する箇所が約八千戸ありまして、其一日の排出量は約一萬貫、即ち京都市内で排出されます一日量は約十二萬貫以上に及んで居ります。其中一日一貫匁以上を排出する箇所は約二萬三千戸ありまして、全市二十二萬五千戸の約一割に當つて居ります。其業態の主なるものは商店（八、九五六戸）、會社工場（一、六三二戸）、飲食店（一、五一九戸）、友禪業（九七五戸）、青物商（九二六戸）、貸座敷業（八一六戸）、旅館（六七一戸）、乾物商（六〇七戸）、大工職（五四六戸）、料理店（四七三戸）等であります。

此十萬貫の塵芥を本年七月までは十條、伏見の兩燒却場に於て約三萬貫を燒却し、殘餘は埋立や堆肥に處分して居りましたが、七月に橫大路燒却場が竣工致しましたので燒却量が俄かに增加したのであります。此橫大路燒却場の能力は一日七萬五千貫であります。此燒却場を建設するに付きましては、位置の選定に大分考慮致したのであります。燒却場の建設が許され得る工業地域、未指定地域は本市にありましては、西南部方面に限られて居るのであります。又煤煙の關係を考慮しまして、風向も調査したのであります。京都府測候所が五十年間觀測致しました結果を見ますると、第一に北、東北、西北の方向が多いのでありまして、此點は燒却場を西南部に建設するには好都合である譯でありますが、南、西南の風向も之に次いで可なり多いのでありますから、此の煤煙の影響を受けない所まで燒却場を南方に持つて行く事が必要であります。夫れで京都驛から約二里南方の今の地點

に場所を定めた譯であります。斯くの如く焼却場の位置が遠距離になつた爲に、自動車の増加、大型自動車の使用、中繼制度の開始、蒐集運搬系統の整理等、運搬蒐集作業に改善を加へたのであります。

## 三

これで大體本邦都市塵芥處理に付て申し上げましたが、此塵芥處理に對しまして、衞生上改善すべき點は何か、經濟上節約すべき點は何かに付きまして二、三私の卑見を述べたいと思ふのであります。

初めに蒐集運搬に付て述べる事に致します。蒐集運搬の改善に就きましては、塵芥の減量、容器の制定、路線の選定、積込卸作業の改良に關する意見は報告書に讓りまして蒐集運搬方法に付て述べますれば、現在京都市に於きましては、自動車を本位と致しまして、蒐集運搬を致して居ります。自動車の這入らない道、狹い場所だけは牛馬車、手車を使つて居ります。さうして中繼所で自動車に積換へまして運んで居るのであります。運搬專用には千二百貫積の大型自動車を使用して居ります。そこで自動車と馬車と手車と三つを使つて、其運搬距離と經費との關係に付て調べたのであります。其成績を報告致します。此表は其基礎になりまする色んな關係を示して居ります。自動車――五百貫積の自動車で蒐集運搬の時には年額六千三百四十三圓を使ひまして、一日當りは十八圓程になります。積降し、積込時間が四十五分、速力は一時間二十哩、あとはどうぞ此表を御覽を願ひます。是は報告書にも書いてありますが、之を元と致しまして、手車、馬車、自動車との經費の關係を調査致したのであります。

車輛別に依る經費と作業狀態との關係

| 車別 | 積載量 | 用途 | 年額經費 | 一日當經費 | 積込及卸所要時間 | 運搬速度（一時間） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自動車 | 五〇〇貫 | 蒐集運搬專用 | 六、三四二円<br>四、六九六 | 一八・〇七円<br>一三・四〇 | 四五分<br>二〇 | 二九五町（二〇哩）<br>二九五 |
| 同 | 一、二〇〇 | 蒐集運搬專用 | 七、六三三<br>六、三一五 | 二一・七五<br>一八・〇〇 | 一〇〇<br>四〇 | 二九五<br>二九五 |
| 馬車 | 三〇〇 | 蒐集運搬用 | 一、八三五 | 五・二三 | 六〇 | 四五 |
| 手車 | 八〇 | 同 | 六九九 | 二・〇〇 | 六〇 | 三六 |

之を基礎として一日の搬出量を算出して、百貫當りの經費を調べて見まするとと

蒐集運搬經費（百貫當）

| 距離 | 蒐集運搬連續作業の場合 手車 | 馬車 | 自動車五〇〇貫積 | 運搬專用に使用する場合 自動車五〇〇貫積 | 距離 | 蒐集運搬連續作業の場合 手車 | 馬車 | 自動車五〇〇貫積 | 運搬專用に使用する場合 自動車五〇〇貫積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一〇町 | 四八錢 | 三二錢 | 三七錢 | 一四錢 | 七〇町 | 錢 | 九〇錢 | 五五錢 | 二七錢 |
| 二〇 | 六六 | 四一 | 四〇 | 一六 | 八〇 | | 一〇〇 | 五八 | 二九 |
| 三〇 | 八三 | 五一 | 四三 | 一八 | 九〇 | | 一〇九 | 六一 | 三一 |
| 四〇 | 一〇一 | 五九 | 四六 | 二〇 | 一〇〇 | | 一一九 | 六四 | 三三 |
| 五〇 | 一一八 | 七〇 | 四九 | 二二 | 一一〇 | | 一三〇 | 六七 | 三六 |
| 六〇 | | 八〇 | 五二 | 二四 | 一二〇 | | 一三八 | 七〇 | 三八 |

即ち此表を御覽願へばお判りになるやうに、二十町以上になれば、どんな場合でも自動車の方が經濟的なのであります。距離が遠くなればなる程、益々有利でありまして、千二百貫積の大型は更に經濟的であります。夫れで今度は手車、馬車で二十町の地點まで蒐集運搬し、其中繼所から自動車で運搬する場合の百貫當りの計算をしたのであります。

中繼による蒐集運搬經費（百貫當）

二十町を手車、馬車で蒐集運搬し中繼場より自動車（五百貫積）で運搬する場合

| 自動車運搬距離 | 手車 | 馬車 | 自動車運搬距離 | 手車 | 馬車 | 自動車運搬距離 | 手車 | 馬車 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一〇町 | 七九錢 | 五四錢 | 五〇町 | 八八錢 | 六三錢 | 九〇町 | 九七錢 | 七二錢 |
| 二〇 | 八二 | 五七 | 六〇 | 九〇 | 六五 | 一〇〇 | 九九 | 七四 |
| 三〇 | 八四 | 五九 | 七〇 | 九三 | 六八 | 一一〇 | 一〇二 | 七七 |
| 四〇 | 八六 | 六一 | 八〇 | 九五 | 七〇 | 一二〇 | 一〇四 | 七九 |

即ち自動車が蒐集出來ない場所では馬車で蒐集運搬して、中繼所から自動車で運搬するのが、經費を節減する事になります。是も亦遠距離になればなる程、大型自動車を利用すれば更に有利であります。本市では自動車運搬蒐集を主體とし、自動車の通行出來ませぬ區域には馬車を用ひ、馬車も通らない區域には手車を併用するのが最も經濟的であると云ふ事になるのであります。中繼所は成るべく蒐集する現場から終末處理所の方向で二十町位の地點に設けて、其處から大型自動車を運搬專用に使用するのが最も理想的である譯であります。

## 四

次に處分に付て私の意見を申上げます。昭和五年の汚物掃除法の改正に依りまして、「成ルヘク」と云ふ字句が取れまして「燒却スヘシ」と云ふ事になりました結果、燒却場の設備が頓に多くなり、燒却處分が次第に盛んになつて來ました事は、誠に結構な事でありますが、燒却場は場末に出來まする關係上、終末處理場が遠距離になつた爲に、運搬費が增額し、其上に燒却費が加はりまして、燒却處分は如何に節約しても、經費の膨脹を來たす事は當然であります。汚物掃除法施行規則に依りますれば、地方長官の認可を受けたならば燒却以外の方法でも處理する事が出來るやうになつて居るのでありますから、燒却以外の處分方法が適當なる都市に於きましては、之を利用して處分費の節約を計り、其餘力を蒐集改善の方に當てる事が、即ち各家庭から一日も早く塵芥を運び出す方に使用する方が衞生上良いと思ふのであります。燒却以外の方法で衞生上さしたる支障も無く經濟的なる處分方法は堆肥と統制埋立であります。

堆肥は一見非常に非衞生的に見えますが、取扱方法が良ければ適切なる處分方法でありまして、此際最も注意を要しまする事は場所の選擇であります。勿論人家稠密なる區域から相當の距離を取つて場所を選ぶ事は必要であります。此堆肥處分の際衞生上の問題となりますのは、各種の病原菌から來る傳染病寄生蟲病の危險、種々の惡瓦斯發生が齎らす害毒、粉塵に依つて侵される呼吸器疾患等であります。我京都市では本年六月から八月に亘りまして、前後二回堆肥の醱酵熱度と病原菌死滅狀態に關する實驗を試みたのであります。

第一號は室内にて塵芥に屎尿を混じた場合でありまして、二日目になつて其中心部は六十度に昇つて居ります。五日目には最高の七十八度、三十日程は七十度を持續して居ります。表層部の方も矢張二日目に六十度に昇つて、五日目には最高の七十八度に達し、六十度以上は十八日間持續して居ります。

第二號は室内にて塵芥に水を撒布した場合であります。此場合中心部は四日目に七十度に上昇し、五日目には最高の七十三度に達し、七十度前後は約二十一日間持續して、二十七日目にも六十度以上でありますが、新に水を撒布しましたので五十度以下に下つたのであります。表層部は十五日目までは六十度から七十度の間を上下して居ります。

第三號、是は室内に塵芥のみを堆積した場合で、中心部は二日目には七十度以上に昇り、四日目には八十一度に達し、三十一日目まで七十度前後を持續して居ります。表層部の方は二日目には七十度以上に達し、四日目には最高七十五度に昇つて、十八日目まで大體六十度を持續したのであります。

第四號は露天に塵芥を堆積した場合でありまして、中心部は三日目には七十度以上に昇り、七日目に最高の七十九度、十五日目までは七十度以上、最後の實驗日の三十一日目にも七十度近い溫度を持續して居ります。表層部は二日目には六十度以上に、六日目には最高の七十五度に達して居ります。六十度の溫度は約十九日間持續して居りましたが、其後夕立に三回遭つて下降したまゝ四十度と五十度の間を續けたのであります。尤も九日目、十日目の二回夕立に遭ひましたが、その時は一寸下降したゞけですぐ上昇してあまり影響を受けませんでした。

堆肥實驗成績

| | 實驗日數 | 中心部 六〇度以上繼續日數 | 中心部 最高溫度（攝氏） | 中心部 最高溫度發生日 | 表層部 六〇度以上繼續日數 | 表層部 最高溫度（攝氏） | 表層部 最高溫度發生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一號 | 三一 | 三一 | 七八 | 五 | 一八 | 七八 | 五 |
| 第二號 | 二九 | 二七 | 七三 | 五 | 一九 | 七〇 | 四 |
| 第三號 | 三一 | 三一 | 八一 | 四 | 一八 | 七五 | 四 |
| 第四號 | 三二 | 二九 | 七九 | 七 | 一九 | 七五 | 六 |

以上四種の實驗は何れも一兩日にして攝氏六十度以上に達しまして、四日から七日目には最高の七十度から八十度に達し、溫度が早く下降する表層部にありましても、六十度以上は十八日間持續したのであります。表層部の溫度は中心部の溫度よりも早く下降しますので、是は適當な時期に於て表面を鋤き返したならば、更に效果がある事と思ひます。中心部、表層部に、チフス菌、大腸菌、寄生蟲卵を入れまして、翌日取り出して檢査致しました結果、何れも全部死滅して居りました。勿論醫學上の定說から申しましても、チフス菌は攝氏六十度で約一時間で死滅するものでありますから、當然の結果である譯であります。此實驗は外氣溫の高い夏に試みたものでありまして、春秋なり冬季なりの時期の實驗を茲に御報告出來ない事は遺憾でありますが、塵芥堆肥には醱酵溫度に依りまして、自家殺菌作用が起りまして、一週間を經過すれば細菌學的には何等の顧慮する事なく、安んじて之を利用し得るものなりと考へてよいのであります。都市の周圍には野菜、果物等の肥料として、此堆肥の要

求は甚だ多いのでありまするから、堆肥を衛生的に取扱ふ事は、單に都市衛生上ばかりでなく、産業上にも大切なる事であると信ずるのであります。

統制埋立處分に於きましても、堆肥に於ける實驗は衛生上の一つの安心を與へるものでありまして、從來の如く低地でさへあれば、投棄する様な所謂便宜埋立は不可である事は申すまでもありませぬが、一定の區域に一定の順序を追ふて埋立を行ひ、其上に一定の時間内に相當の厚さの土を覆ふ事は勿論言ふまでもない事でありまして、之を行ふ經費は燒却に比較致しますれば非常に低廉であります。住宅地域から數町も距れて居れば何等支障がない譯でありますから終末處理場として、燒却場に比して餘程距離が短縮され、運搬費も節約し得る利益があるのであります。更に不毛の荒蕪地が耕地に利用され、數年の後には住宅地になるといふ大なる福利を伴つて居ります。此統制埋立は今後盛んに利用して良い方法であると思つて居ります。

私の報告が塵芥蒐集手數料徴收問題、燒却處分方法に對しまして、現行法の改正を促す機運を作る一つの捨石ともなりますならば、私の身に取りまして無上の光榮と存じます。

三　特別報告内容

# 壯丁の體力より觀たる都鄙衛生問題

陸軍省醫務局長
陸軍軍醫總監
醫學博士　小泉親彦君

壯丁に對する身體檢査の成績は少壯國民の健康度の反映なりと申しても差支ないのでありまして、徴兵檢査の成績は所謂人的民力の象徴であり、其發展力を卜知し得る所の重要なる尺度であると考へまするので、以下徴兵檢査の成績に基調を求めまして、都鄙住民の體力如何と云ふ事を少しく檢討して見たいと考へるのであります。

最近新聞雜誌等に於て御承知の事と思ひますが、壯丁の體格は逐年劣弱に傾きつゝあるのでありまして洵に國家の前途深憂に堪へないものがあるのであります(第一表參照)。此の曲線は徴兵檢査の際丙種、丁種に決定されました者、即ち徴集免除の所謂不合格者の各府縣に於ける該當率を示したものであります。即ち壯丁千人に對しまして、大正の末期には二百五十人でありますが、昭和七年頃には頓に增加致しまして、千人の受檢者の中三百五十人が不合格になつたのであります。所が最近に於きましては、更に斯う云ふ風に增加しまして、四百人になつてゐます。斯くの如く逐年體格は惡くなつて來たのであります。此中でも特に東京市、大阪市の如く大都市を控へて居ります地方に於きましては、斯くの如く增加の一途を辿るのみであります。然るに千葉縣、鳥取縣、靜岡

## 表　一　第

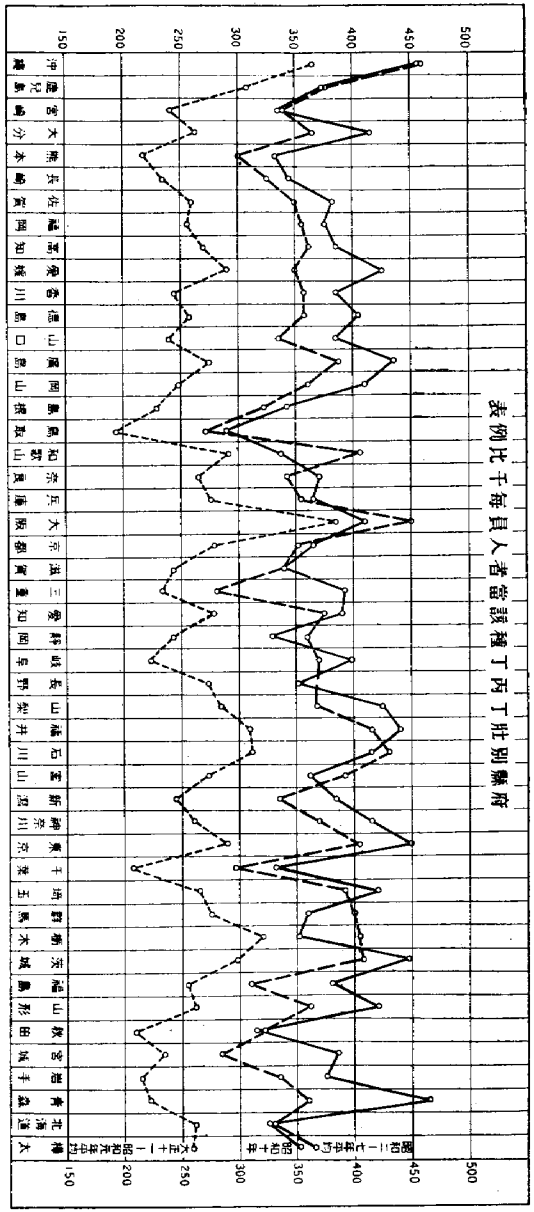


縣等は大體に於て以前は不合格が少い所でありましたが、近來は斯の如く急に增して參つた爲めに、今日に於ては、他の今までの不良縣と較べて見まして、餘り大差のない事になりつゝあるのであります。殊に青森縣の如きは昔は非常に良い所でありましたが、最近は日本國中一番惡い縣になつてしまひました。即ち身體虛弱にして物

## 表　二　第

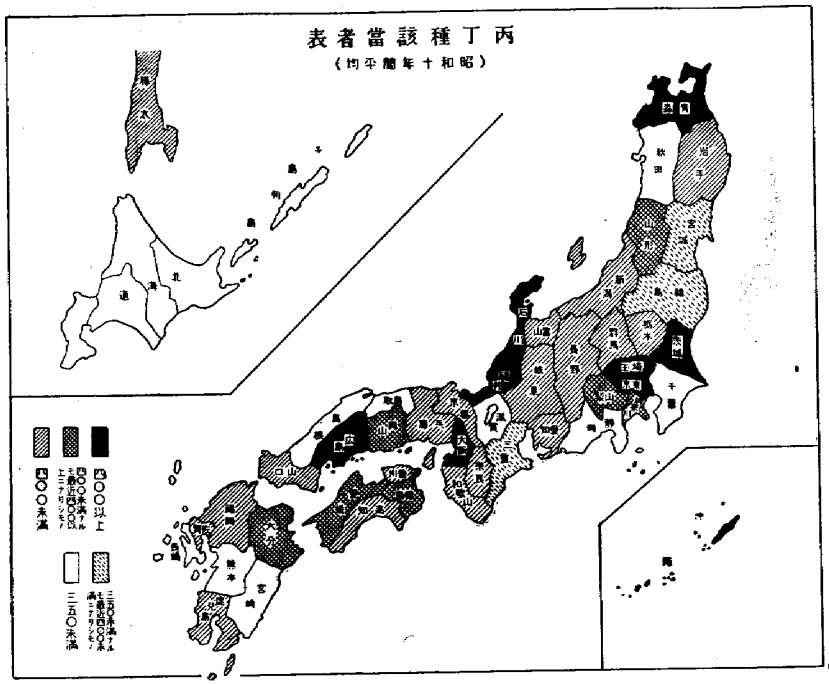


の役にも立たない青年が逐年非常な勢ひを以て增加して居るのでありまして、國家の前途洵に深憂に堪へないものがあるのであります。此現勢を更にはつきりさせまする爲に、圖に表はして見まするとの（第二圖參照）、不合格者が三百五十人に達しない所を白、四百人未滿の地方を斜線、四百人以上の所を黑と致しますと、御覽の通り東北に於て秋田縣、福島縣、宮城縣、關西に於て三重縣、滋賀縣、山陰に於いて鳥取縣、島根縣、九州に於いて宮崎縣、熊本縣が白でありますが、本年になりまして、宮城縣、福島縣三重縣等は斜線に、山形縣、山梨縣、和歌山縣、四國等從來斜線であつた地方は交叉線に變りました。かく非常な勢ひを以て折角白であつた所が隣りの黑に段々

感染して點斜線となり、斜線であつた所のものは交叉線に變りつゝあるのであります。

此の關係を更に明かに致しまする爲に、東京を中心と致しまして、其隣接地帶――神奈川縣、靜岡縣、山梨縣、埼玉縣、千葉縣――等に就きまして、何う云ふやうに體格の不良者が增加しつゝあるかと云ふ事を圖で御覽に入れたいと思ふのであります(圖說明省略)。

斯くの如く都會を中心として、產業の勃興を中心として、工場を中心として將又人の集中を中心として逐次その周域に體格不良者が蔓延しつゝあることをはつきりと認識する事が出來るのであります。

そこで、本年度受驗の壯丁約六十萬人に就て、都會で生れて都會に育つた者、田舍に生れ田舍に育つた者、都會で小學校を卒へ田舍に移りし者、田舍で小學校を卒へ都會に轉じた者等に別ち不合格率を調査致しまするとと、

第三表　都鄙別壯丁體格表　(昭和十一年度)

| | 壯丁數(%) | 甲種(%) | 丙丁種(%) |
|---|---|---|---|
| 都會(人口七十萬以上)に育ちたる者 | 一〇・三二 | 二三・三四 | 四〇・八三 |
| 都會(人口十五―三十萬)に育ちたる者 | 二・二四 | 二〇・三五 | 四〇・六八 |
| 田舍に育ちたる者 | 七七・八五 | 三四・五六 | 三一・五二 |
| 都會より田舍に移りたる者 | 〇・三〇 | 二八・四九 | 四一・三三 |
| 田舍より都會に移りたる者 | 九・二九 | 二一・八二 | 三八・四九 |

右第三表にありますやうな結果になつたのであります。尤もこゝに田舍と申しましたのは人口十五萬未滿の都市町村をいふのであります。

此の調査に上りましたる壯丁の數は田舍に育ちました者が七割八分を占めて居りまして、大約四十三萬人、都會に生れ都會に育ちました者が約七萬人、都會から田舍に移りました者が約三萬人、田舍から都會に移りました者が約七萬人と云ふやうな構成になつて居ります。而してこの壯丁の中丙丁種該當の徵集免除率は都會で育ちましたる者は、都會の大小に拘らず何れも四割以上に上つて居りますが、田舍で育ちました者は三割二分でありまして、都會で育つた者との間に一割の差を生じて居るのであります。而して都會から田舍に移つた者は不合格率が四割一分でありまして、都會で育つた者と殆ど同じ率を示してをり、少年時代の都會生活の如何に影響大なるかを明かにするのであります。而して田舍で生れ、田舍の小學校を卒へてから都會に移つた者は、都會に生れて都會の小學校を卒へてから田舍に轉じた者より幾分良いのでありますが、併し田舍に育つた者に較べますと遙かに不良なのであります。甲種合格の率は丁度この逆でありまして、不合格者の多い都會に於ては僅かに二割であるが、田舍に育つた者は三割五分が甲種合格であります。是に由つて觀まするも如何に都會生活なるものが、壯丁の體格の上に不良なる影響を及ぼしつゝあるかを窺知し得るのでありまして、小學校を卒へた後に田舍に移りましても都會に居る者との間に大差を生じない。都會に於ける少年時代に於て、既にはやく大なる惡影響を受けて居る。之に反して田舍で小學校を卒へてから都會へ移りますと、都會成育者より幾分よろしいが、それでも田舍で育つた者に比べますれば遙かに不良であります。都會生活の惡感作を泌ゝ認めないわけにはゆかないのであ

ります。

そこで如何なる職業者が此不良者の原因をなして居るかと云ふ事を調べて見ますと、次のやうな關係を示してをります。

第四表（一）　都鄙別職業別丙丁種該當者百分比　（昭和十年度　六三一、八八六）

| | 東京 | 大阪 | 北海道 | 東北 | 北陸 | 四國 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業 | 三五・三 | 三二・三 | 三一・〇 | 三六・九 | 三七・四 | 三七・一 | 三八・四 |
| 漁業 | 三四・六 | 二八・三 | 二二・六 | 三〇・〇 | 三〇・三 | 三四・五 | 二〇・八 |
| 鑛業 | 二八・六 | — | 二九・〇 | 三〇・七 | 二六・二 | 三六・六 | 三〇・五 |
| 職工 | 四五・六 | 四一・〇 | 三六・九 | 四二・六 | 四一・七 | 四二・四 | 三七・〇 |
| 店員 | 四四・四 | 四一・三 | 三七・〇 | 四二・八 | 三九・〇 | 四四・六 | 四〇・五 |
| 俸給生活者 | 四〇・七 | 三六・八 | 五三・九 | 三五・六 | 三一・六 | 三三・五 | 三一・三 |
| 學生 | 五七・四 | 五九・六 | 五六・〇 | 五三・〇 | 五二・一 | 五二・五 | 四九・七 |
| 其の他 | 二四・四 | 四六・一 | 三三・七 | 四三・七 | 四三・六 | 四四・〇 | 四〇・三 |
| **計** | **四三・〇** | **四一・一** | **三四・六** | **三九・一** | **三九・一** | **四〇・三** | **三七・一** |

第四表（二）　丙丁種該當者百分比　（昭和十一年調）

| | 都會にて育ちたる者 | | 田舍にて育ちたる者 | | 田舍より都會に移りたる者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東京府 | 大阪府 | 東京府 | 大阪府 | 東京府 | 大阪府 |
| 農業 | 四九・三四 | 三九・八〇 | 三八・〇八 | 二六・一八 | 四一・三四 | 四五・三九 |
| 職工職人 | 五〇・九六 | 四四・〇九 | 四六・二五 | 四〇・六七 | 四七・七一 | 四五・〇三 |
| 店員 | 四九・〇九 | 三七・一九 | 三四・八六 | 三九・五四 | 四六・五〇 | 三五・一四 |
| 俸給生活者 | 四八・二七 | 四〇・九一 | 二五・九九 | 三一・八五 | 三九・一〇 | 五九・五〇 |
| 學生 | 六五・五三 | 五一・五三 | 三五・〇〇 | 四四・〇六 | 五七・四六 | 五九・五〇 |
| 其の他 | 五二・七六 | 五三・七一 | 三〇・一七 | 四〇・七五 | 四五・二五 | 五一・七〇 |
| 計 | 五一・一一 | 四二・三〇 | 三六・六三 | 三六・二四 | 四六・四六 | 四一・〇五 |

都鄙何れに於きましても、體格不良者の最も多いのが學生でありまして、何處の地方に於きましても五割以上を占め、東京府は五割七分、大阪府の如きは五割九分當に六割に垂々として居ります。學生に亞いで多いのは職工であります。北海道、九州は三割七分でありますが、其他の地方に於きましては、悉く四割以上を占めて居りまして、他の職業に較べて遙かに不合格者の割合が多くなつて居ります。次に職工と略ぼ同樣の關係にある職業が商店員であります。即ち大體に於て不合格率が四割以上となつて居りまして、爾他職業に比べ遙かに多いのであります。即ち漁業、鑛業等は此等より遙かに寡いのでありますが、それでも三割を超過して居ります。農業も三割八分でありまして、農業必しも健康青年を送るものとは謂へないのであります。而して俸給生活者は地方に

より區々でありまして三割二三分から四割以上となり、北海道の如きは同地方の學生と略ぼ同率の五割四分となつて居るのでありまして、此點注目に價する事でありますが、餘り細部に亙りますから省略致して置きます。斯くの如く徴兵檢査の不合格率を職業的に考へて見まするに、學生、職工、店員等は都會生活者でも田舎居住者でも何れに於きましても斷然不良であり、俸給生活者は地方に依ては同樣不良であります。

而して都會生活者よりは田舎の居住者の方が良いのではありますが、十餘年前には二割餘であつた田舎が現今は三割を超えて居るのでありますから、田舎の生活亦決して禮讃に値するものではないのであります。

以上の全國的現象は先程御説明申上げました東京府地域に於ても同樣認むることが出來るのでありまして、東京市は全國の縮圖の如き觀を呈して居るのであります。即ち東京市は體格不良者が非常に多い、筋骨薄弱は驚くべき多數に上つてゐる。而してそれが學生に多い、職工に多い、店員に多いのであります。地區的に區別して申上げますれば以上のやうな職業階級の者の住居地——概して舊市街に筋骨薄弱者が多いのであります。而してかゝる地域の主要疾病は結核性疾患と視力異常でありまして、學生町である所の本鄉區、工場地帶であります所の深川區、荒川區に非常に多いのであります。同じ視力異常と申しましても、本鄉區の方は近眼であり、深川區、荒川區の如き工場地帶は子供の時とか、或は青年期に於て工場生活の結果、工業塵の飛散の爲めの眼外傷により視力が衰へて居ると云ふものが非常に多數あるのであります。斯う云ふやうに工場地區であるとか、或は學生町と云ふやうな所には、體格不良疾病變常に夫々一つの特異點があるのであります。次に都市病として何處の都市に於きましても見まするのは、花柳病の非常に多い事であります。此花柳病は大體に於きまして、極く低級下層の勞働者に認められるゝのであります。低級の屋外勞働者、職人、運轉手と云ふやうな者に非常に多いのであります。田舎のトラホーム、都會の花柳病はよき對照であります。

而して都市居住者は田舎の者に較べると背が高い。併しながら虚弱であるといふ事は何處の地方にも認むる事實でありまして、所謂筋骨薄弱が非常に多い。而して工場を中心として又人の集中を中心として周圍の地域に擴がります爲に先程の地圖で白い土地を斜線に、斜線の地方を黒くすると云ふ事になりつゝあるのであります。

筋骨薄弱と申しましても非常に程度の弱いものと強いものとがありますが、程度の強いものに就て見ましても年々增加する一方、過去三年に就て申上げましても、昭和七年は三割一分七厘でありましたが、八年には三割二分七厘、九年には三割三分七厘といふやうに年々一分づゝ增加して來ましたのであります。元來此筋骨薄弱といふ名稱は醫學名ではありませぬ。徴兵檢査上の便宜のための事務的用語なのであります。而して醫學の進歩に伴ひまして從來筋骨薄弱と申されましたものに對して内部の疾病變常を診斷して夫々の病名を附することになりますから、元來から申せば此の名稱は逐年減少すべき筈のものなのであります。然るにも拘らず年々增加すると云ふ事は、實際に於て筋骨薄弱者が非常なる勢を以て增加して居る事を覺知する次第であります。

而して此の筋骨薄弱なるものが教育の程度の進むに從ひまして程度が强くなり、其の發生率を增加して來ると云ふ事は、大いに注目しなければならない事でありまして、玆に教育方面の大なる缺陷の存在を認めない理にはゆかないのであります。

徴兵檢査の不合格率は小學校卒業者よりも中學校卒業者、中學校卒業者よりも專門學校高等學校卒業者、專門

第五表　丙種該當者教育程度別

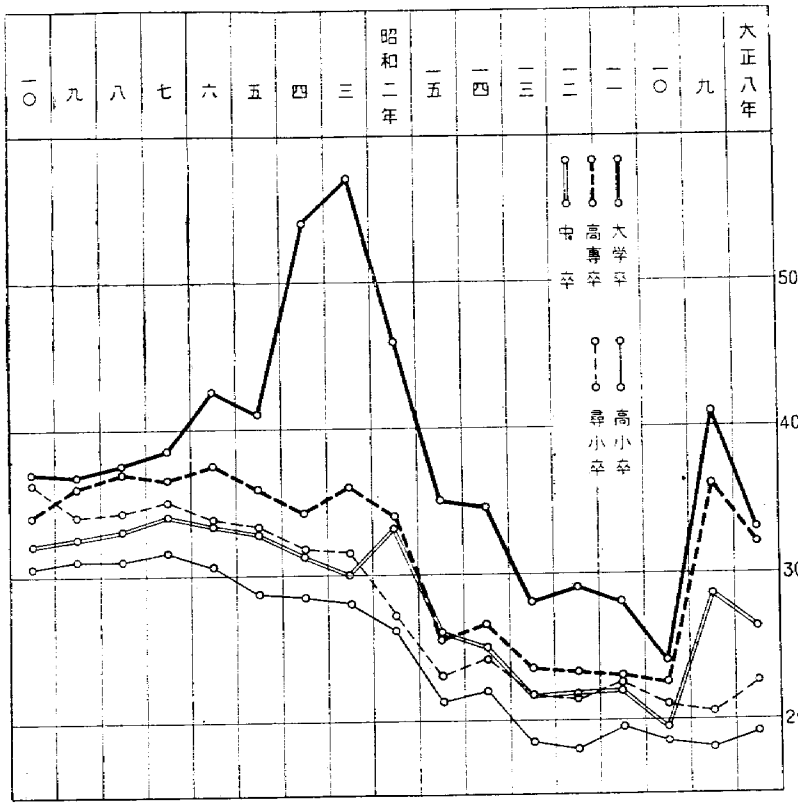


學校高等學校卒業者よりも大學卒業者に於て遞増するのでありまして、玆に學校教育の缺陷を認めない譯には行かないのであります。是には學校の先生に結核の人があつて全學童が其の惡影響を受けたと云ふやうな例すらあるのであります。本年の徴兵檢査に於きまして山口縣の某村に於ては全壯丁が胸部疾患や筋骨薄弱で不合格になつて了ひましたのでありますが、斯くなりました動機は偶々この年齢級の者が小學校生徒時代に受持の先生が肺病であつたのに歸因するといふ事が明かになつたのであります。學校の先生の缺勤率を調べまするとき其の大なるに一驚を喫する次第でありまして、如何に學生に惡い影響を及ぼしつゝあるか蓋し思ひ半ばに過ぎるものがあるのでありませう。

中學校の生徒が軍事教練の一つとして軍隊に宿營に參りますが、其中で昨年近衞師團に營內宿泊致しました東京の某中學校の生徒――この中學校は何つちかと申しますと、爾他優秀中學校の競爭試驗に落第した人が入る學校のやうに聞いて居りますが、從て此學校の生徒は却々元氣のよい强壯な軀幹の持ち主が多いのでありまして、此等の中から所謂健康生徒として聯隊に宿泊に參りました九十八名につき精細な身體檢査を施しますと、

第六表　「健康生徒」身體檢査成績　（昭和十年度近歩入隊の某中學五年生）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 肺尖、上肺葉浸潤 | 九 | 胸膜炎遺後症 | 一四 | 合　計 | 三九 |
| 胸　膜　炎 | 二 | 肺門腺腫 | 七 | 被檢生徒總員 | 九八 |

斯くの如く肺なり肋膜なりに惡い病氣を持つて居る者が三十九名、即ち總員の三分の一は慢性の胸部疾患者である。大學の學生も同樣と考へます。今年陸軍志願の學生につき豫め大學に於て身體檢査をして、不良者は志願を撤回せしめて良い者だけとしたのでありますが、それでも精細なる身體檢査を施しますと三割六分は依病不合格となつたのでありまして、慢性の肺疾患を持つて居る學生の多いのに私共は驚嘆をしたのであります。斯くの如く學生の身體が惡くなつて來て居るのでありまして、是には色々の譯もございませう。此頃各方面で申されるやうな入學試驗準備の爲めもありませう。是は私の調べではありませぬが、近藤氏の報告に從ひますれば、入學試驗準備をやつて居る組と、試驗準備を少しもさせない組との男女生徒の發育關係は、男女生共に、試驗準備を

致します組の者は發育率が、試驗準備を致しませぬ組に較べて非常に悪いと云ふ事を數字を以て立證して居るのであります。偶々體育が奬勵されましても、それは其の實選手養成の弊に陷るに過ぎないといふやうな現狀も學校生徒體力低下の一因であります。同樣の關係が職工にも、之を見出す事が出來るのであります。又店員に於きましても同樣の關係を肯定しなければならないのでありまして、先程申しましたやうに、都會に於きましても、亦田舍に於きましても、各生徒の不合格者が年々多くなり其の率が五割を越え、東京、大阪の如きは六割に垂々として居る。而して職工、店員亦既に四割を突破して居ると云ふやうな、實に情けない狀態になりつゝある事を確認しなくてはならないのであります。

只今まで申上げました事は只徵兵檢査に現はれたる體格だけのことに過ぎないのでありますが、國力の發展暢達の基礎となりまするものは、體格ばかりではなくして、所謂國民の體力であります。而してその體力なるものは何であるかと申しますれば、謂ふまでもなく只今まで申上げました體格の他に頭腦的にしろ、筋肉的にしろ一つの仕事をする能力——勤勞能力と申しますか、作業能力と申しますか、兎に角勞作し得る能力と精神的能力との此の三つを綜合したるものが所謂體力になると思ふのであります。

然らばこの勞作能力なるものは何うであるか、之を甲種合格となりました壯丁に就き調べて見ますと、次の如き成績を得たのであります。

第七表　甲種合格壯丁體力表　（昭和二年調）

| | 最高 | 最低 | 中數 | 優位者數% | 中位者數% | 劣位者數% | 備考（滿點） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **其の一　活動力** | | | | | | | |
| 心肺係數 | 一六 | 三 | 一二 | 一八・四 | 六一・二 | 二〇・四 | 一八 |
| 百米疾走 | 一五・〇秒 | 一九・六秒 | 一六・八秒 | 六・三 | 五九・四 | 三四・三 | 一四・〇秒 |
| 登攀 | 三・一六米 | 〇・三六米 | 二・〇〇米 | 四・五 | 七八・一 | 一七・四 | 一四・三米 |
| 肺活量 | 四、四三〇瓦 | 二、三八〇瓦 | 三、四四七瓦 | 九・三 | 八二・一 | 七三・三 | 四、五〇〇瓦 |
| 全身筋力 | 一五〇瓩 | 一〇〇瓩 | 一三〇瓩 | 四・五 | 七三・三 | 一七・四 | 二〇〇瓩 |
| 立位力價 | 一・〇一瓩 | 七・二四瓩 | 三・三四瓩 | 九・三 | 六八・六 | 一・七四瓩 | 二・五〇瓩 |
| 歩行力價 | 一〇六・九カロリー | 二四八・七カロリー | 一六二・九カロリー | 八・六 | 六八・六 | 一〇・二カロリー | 一〇〇・〇カロリー |
| 尿窒素 | 〇・二九四瓦 | 〇・一〇五瓦 | 〇・一六九瓦 | 二一・九 | 五八・六 | 一九・五 | 〇・二〇〇瓦 |
| **其の二　持久力** | | | | | | | |
| 千米疾走 | 三・二六・三分秒 | 四・四八・九分秒 | 三・五八・六分秒 | 五・八 | 七九・八 | 一四・五 | 佛英四・四六米 |
| 擲彈 | 三七・九五米 | 一六・五二米 | 二八・三九米 | 三〇・〇 | 五八・六 | 一一・四 | 三・四五米 |
| 幅跳 | 二・三七米 | 一・五四米 | 一・九三米 | 二八・六 | 七〇・〇 | 一・四 | 三・〇〇米 |
| 肺胞內炭酸瓦斯壓 | 五六・二四粍 | 三八・二六粍 | 四九・一六粍 | 四七・九 | 四九・二 | 一四・〇 | 六〇・〇粍 |
| 血液豫備滿 | 五六・一粍 | 四二・九粍 | 四七・一粍 | 一八・二 | 六一・三 | 二〇・五 | 六〇・〇粍 |

本表に心肺係數と記しました機能は心臟と肺との相關機能でありまして活動力を支配する重要機能でありますが、優位者は僅かに一割八分しかありません。二割は劣等者であります。

次に百米疾走に於て劣等者が三割四分もありまして、之を英佛の戰鬪兵たるべき規格に比べまして著しく劣惡なのであります。然るに千米に於きましては劣等者が一割五分しかないと云ふ事は、注目に價する所であります。其他の登攀とか、肺活量とか、全身の筋力と云ふやうなものは何れも劣等者の方が多い。而して出來るだけ僅かな力を使つて、出來るだけ大きな仕事をしようといふ能率關係を、幼年時代から最も習熟して居る直立や歩行等の動作につきまして測定致しますと、二割内外の劣位者が存在するといふことは非常に注目しなければならぬことゝ考へるのであります。然るに先程述べました如く千米疾走とか、投擲とか、跳躍とかの如く身體の持久力に至つては優位者が多いのであります。持久力を支配する根源の肺胞内炭酸瓦斯壓の如きは優等者が五割を占めて居るのであります。

其の三　精神機能

| | 最高 | 最低 | 中數 | 優位者數% | 中位者數% | 劣位者數% | 備考(滿點) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 認識能 | 八 | ○ | 四 | 九・八 | 五八・六 | 二六・九 | 一〇 |
| 制厘能 | 四・三 | ・○ | ○・七 | 一一・二 | 六九・一 | 一九・七 | 一〇 |
| 振頭能 | 七 | ○ | 一 | 五・六 | 五〇・七 | 四五・一 | 一〇 |
| 深度目測能 | ○秒 | 一〇〇秒 | 四三秒 | 九・七 | 六三・四 | 二六・九 | 一〇 |
| 注意、記銘力 | 一一 | 一 | 五 | 四・二 | 七七・七 | 一八・一 | 一二 |
| 計算能力 | 九 | 一 | 六 | 一五・三 | 七七・八 | 六・九 | 一〇 |
| 成文能力 | 二〇 | ○ | 一二 | 二二・二 | 六六・七 | 一一・一 | 二〇 |
| 推理能力 | 一一 | ○ | 四 | 一二・五 | 四三・一 | 四四・四 | 一四 |
| 軍隊考査 | 七四 | 一六 | 五一 | 八・三 | 七五・九 | 一六・六 | 九六 |

次に精神力は如何であるかと申しますと、是れ亦まことに遺憾なのでありまして、何れの能力に於きましても劣等者が非常に多いのであります。

かくの如く體力は一般に不良でありますが、只一つ持久力だけが未だ相當多數に優位者が殘つて居るのでありまして、此點まことに有難いことでありまして、これは日本人天賦の優良素質なのであります。是が今回のオリムピックに於きましても、日本側には何等の科學的準備が出來て居らないのに拘らず、水泳や跳躍に優勝した原因なのでありまして、獨逸は夙に此の點を研究致しましたが、未だ大和民族の稟質程度に之を向上し得るに至らないのであります。然し一般の體力は殘念ながら非常に劣弱である。加之これが甲種合格の優良壯丁の體力に於てさうなのでありますから、丙丁種不合格に至つては想像に難くないのであります。而してその不合格者が全壯丁の四割にも達し、學生や職工や店員の如きは五割にも及ばむとして居るといふ事實は、何とか速かに、頽勢を挽回しなくてはならないと思ふのであります。

仍ち都市の衞生施設なるものは死亡率や罹病率や生産率等から割り出した所の疾病豫防施設や、療養施設等の普及であるとか、或は又汚物塵芥の處理であるとか、或は煤煙騒音の防止であるとか、或は空地綠地運動場等の設置であるとか、或は上下水道の完備と云ふやうな事だけに限られたものでなくして住民の體力を向上する。住民の生活をして能率的な有機的活動に富むものたらしむるに必須なる施設を包含しなくてはならぬと私は確信するのであります。

即ち先づ以て、以上の體力現勢を結果せる原因を篤と腦裡に刻み込み、それに本邦獨特の氣候風土や生活様式等につき徹底せる科學的考察を加へまして、之れに當該都市の有つべき特質を加味して、始めて其の建設や、交通運輸等の方策を講ずることが必要であると考へるのであります。夏乾燥して冬濕氣の多い歐米都市と、夏濕氣が飽和點に近く冬乾燥して居る帝國都市との間には都市形式にしろ建築様式にしろ凡てに各特異があるべき筈であります。而して國民體力の現狀に鑑み、更らに過去の事例に照らしますれば、住民の勤勞能率增進の爲めに必要なる所の生活資源の配給分布等につきましては歐米都市の交通運輸形式以上更に考察を加ふべき事項の都市衞生施設として缺くべからざるもの多きことを痛感する次第であります。

私は嘗て歐洲大戰當時、紐育市長が着任と同時に市民の生計費を調査して市政の基となし、夫れに依つて市民の生活の安定向上に資した事を傳聞致しまして其の識見に敬服した一人でありますが。私は此の cost of living に加ふるに更に physiological cost of living の調査を以てせられむ事を帝國都市關係の方々に切に御期待申上ぐる者であります。而して都市住民は就中體力が劣弱であると同時に一面には安逸を求め享樂を追ひ質實剛健の風漸く衰へむとするのは頗る遺憾に堪へざるところでありまして、生計費の上にもその趨勢は現はれつゝあるのであります。

第八表　工場勞働者生計調査

| 區分 | 主働者の平均月收(円) | 家族の收入を合せたる平均月收(円) | 家賃 % | 食費 % | 酒其他嗜好品 % | 被服裝身 % | 教育修養 % | 其の他 % | 調査年次 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一類 | 一〇―一五 | 一九、〇一 | 一七 | 六二 | 三 | 五 | 七 | 二？ | 大正元年 |
| 第二類 | 一五―二〇 | 二二、三三 | 一八 | 六二 | 三 | 五 | 四 | 一？ | |
| 第三類 | 二〇―二五 | 二六、八八 | 一六 | 五九 | 四 | 六 | 三 | 四？ | |
| 第四類 | 二五―三〇 | 三一、一二 | 一〇 | 五八 | 四 | 五 | 二 | 二？ | |

| 區分 | 收入 | 居住費 | 食費 | 交際費 | 被服費 | 教育修養費 | 光熱費 | 調査年次 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一類 | 五〇圓未滿 | 一六 | 四三 | 五 | 一〇 | 四 | 五 | 昭和七年 |
| 第二類 | 六〇圓未滿 | 一八 | 四二 | 七 | 一一 | 四 | 五 | |
| 第三類 | 七〇圓未滿 | 二〇 | 三九 | 六 | 一二 | 三 | 六 | |
| 第四類 | 八〇圓未滿 | 一七 | 三七 | 八 | 一二 | 三 | 六 | |
| 第五類 | 九〇圓未滿 | 一七 | 三五 | 八 | 一三 | 四 | 五 | |
| 第六類 | 一〇〇圓未滿 | 一七 | 三五 | 九 | 一三 | 四 | 五 | |
| 第七類 | 一〇〇圓以上 | 一六 | 三三 | 一〇 | 一六 | 四 | 四 | |

第九表　生計調査（昭和七年）

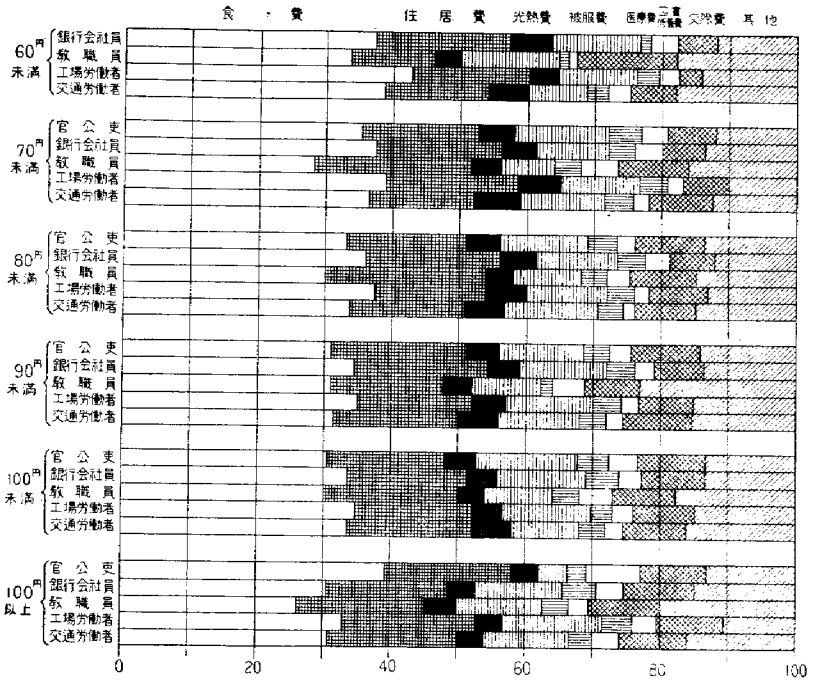


一例を工場労働者にとりますれば、私が大正元年に調べました當時は生計費中食費の配當率は收入の多寡に從ひ增減致しますことはエンゲルの法則の通りでありまして、五割八分乃至六割二分であつたのであります。然るに昭和七年に於きましては三割三分乃至四割三分と云ふ事になつて約二割の大量を減じて居るのであります。かく食費の配當率を減じて居るといふが如きことは日本だけの事實でありまして、世界何れの强國に於きましても其の類例を見出す事は出來ないのであります。歐米列强國に於きましては食費率は四割乃至五割以上を占めて居りまして、昔と今日とに大なる差を認めないのであります。然るに日本だけが斯くの如く減少しつゝある事、殊に學校教職員が收入の多寡に拘らず三割若くは夫れ以下と云ふ事になつて來たのは何う云ふものでありませうか、然かも榮養は體力と最も密接なる關係を持つて居るものでありまして、獨逸が世界戰爭に於て、戰鬪に於ては負けなかつたが、戰爭には負けましたのは何の爲であるか、國民の榮養不及が最大最近の原因であると云ふ事は餘りにも有名なる事であります。

內外事情の緊迫せる今日大いに人的民力の暢達を希ふ秋に當りまして日本獨り食費率は減ずる而して一面にはホルモン劑、ヴィタミン劑、何々榮養劑と云ふやうなものを以て榮養を補足して行かうと云ふやうな誤つた歐米榮養の模倣が澎湃として起つて居るのではないでせうか。是も飜譯文化の弊害なりと難じたいのであります。日本人には日本獨特の榮養形式があるのであります。先程申述べました優良素質も——世界の學者が研究の結果、一時的にそれを模倣し得るとしても國民的素質化することは到底至難であるといふこの特質も二千六百年來の皇國振そのものに職由するのでありまして、之に關係深き榮養關係に叙上の如き趨勢の存在することは慨嘆に堪へざる所であります。重要なる都市衞生問題の一なりと信ずるのであります。殊に昨日は戸田博士が汚水の放流される港灣に於て、魚介の捕獲を禁止すべしといふ御提唱があつたやうに新聞紙上で拜承したのでありますが、私は此の提唱に對しまして感謝の意を表したいと思ふのであります。

蓋し將來戰に於ては何時からが戰時で何時からが平時か、又何處を戰地と內地との境界とするか之等を區別する事は全然出來ないと思ふのであります。而してソ聯邦や支那は日滿兩國を包圍せんとして種々の事件が頻發して居ります。歐米勢力亦東亞の風雲を日ざして進展しつゝあるものがあります。內は先述の如き國民體力の衰微

があり、外は國防上の一大脅威の迫るものがあります。此の秋に於て將來戰は唯今申しましたやうに戰時平時の限界も戰地内地の區別もその存在を許さないのであります。敵は決して空より爆彈を投じて都市を襲撃すると云ふやうな事を以て滿足するものではありませぬ。都市の經濟力を喪失せしめ其の活動力を根源から廢絶せしむることが最大最近の目標であらねばならないのであります。宣戰布告のない戰時狀態といふのが現下の國際情勢ではありますまいか。かく考へますれば、日本を敵と目ざす國柄としては、如何にして日本の都市の活動力を萎微せしめ、機能を廢絶し得るかと云ふやうな事に血眼になつて居るでありませう。そこで日本の魚類に傳染病を傳播せしめたら先年の東京のコレラ騒を繰り返すことが出來るであらう。而して是より安價な有効な都市攻撃の方法はないといふやうな事を考へて居らないと誰が斷言し得るでありませうか。此秋に當りまして、戸田博士から以上申しましたやうな御提唱のありました事は、極めて結構に存ずる次第なのであります。是に於て都市衛生施設なるものは、先刻申上げましたるが如き事項以外に、更らに國際情勢をも考慮加味したものでなくてはならないのであります。

四　開催市特殊事項に關する報告内容

# (イ)　京都市の風水害と其の復興

京都市都市計畫課長　岩井芳通君

目次

一、洪水被害狀況―一、應急處置―三、復興處置―1、災害復舊工事2、河川改修工事（イ、鴨川、高野川改修工事―ロ、天神、御室二川改修工事―ハ、小河川改修工事―ニ、復興事業費）

この報告は、土木局長の高田氏が親しく皆様に申上げる筈であつたのでありますけれども、咽喉を害して居る爲めに、私が至急代つて申上げるやうな次第になつたのでございます。暫く御靜聽を煩はしたいと思ふのであります。

今申上げますことは、昨年の水害に就てゞありまするが、それの次第を大體茲に掲げてございます。其の目次に依つてお話申上げたいと思ひます。

## 一　洪水被害狀況

本市は御承知の通り特に河川と密接の關係があります。市域内に河川法の施行せられて居りますものに、桂川、淀川、鴨川、山科川、新高瀬川、七瀬川等があり、準用河川は高野川外八ケ川あり、其他多數の小河川が散

在して居ります。

是等の中で昔から最も親まれて居ります鴨川の洪水の歴史は附表として後に掲げてありますが、一番向ふの表であります。是は澤山ありますけれども、其中に主なるものを掲げてあります。後から十分御覽を願ひたいと思ひます。昨年六月廿九日に起りました洪水に關する被害は、本年の「都市問題」四月號其他の種々發表されて居りますから、改めて申上ぐることもありませんが、別表第一表、第二表、第三表を御覽願へば大體數字上の事はお分りになると思ひます。それからもう一つ玆に被害狀況圖がございますが、是は一目してお分りになるやうに書

第一表　京都市水害罹災狀況

| 罹災種別 / 區別 | 死亡者 | 負傷者 重傷 | 負傷者 輕傷 | 負傷者 計 | 住宅被害（世帶數） 流失 | 落雷燒失 | 全潰 | 半流失 | 半潰 | 床上浸水 | 床下浸水 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上京區 | 二 | 一 | 二 | 三 | 二六 | 一 | 九 | 二四 | 五二 | 五三〇 | 三、八五一 | 四、四九二 |
| 左京區 | 三 | 三 | 二 | 五 | 六八 | 一 | 一一 | 一〇 | 三三 | 一、一二三 | 二、〇四三 | 三、二八八 |
| 中京區 | 一 | 一 | 一 | 二 | 三 | 一 | 一 | 四 | 九 | 一、四四四 | 五、四九八 | 六、九五九 |
| 東山區 | 一 | 四 | 三 | 七 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 七七八 | 一、八九一 | 二、六八四 |
| 下京區 | 四 | 二八 | 一七 | 四五 | 四 | 一 | 二 | 一 | 二六 | 五、八七八 | 六、五九八 | 一二、五〇九 |
| 右京區 | 二 | 八 | 五 | 一三 | 八三 | 一 | 八 | 一六 | 六二 | 二、四九七 | 四、四二七 | 七、〇九四 |
| 伏見區 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 九二 | 五一一 | 六一七 |
| 計 | 一三 | 四六 | 三〇 | 七六 | 一八六 | 一 | 三五 | 五五 | 二〇五 | 一二、三四二 | 二四、八一九 | 三七、六四三 |

備考　負傷者中重傷とは治療休養二週間以上のもの
輕傷者は同一週間以上のものにして一週間未滿のものは計上せず

第二表　京都市土木被害取調表

| | | 箇所數 | 延長 | 損害見積額 |
|---|---|---|---|---|
| 河川堤防 | 決潰 | 二八四 | 一九、三五〇・五米 | 一、五四五、一四一円 |
| | 破損 | 一一四 | 一〇、六五六・七米 | 九六二、六四〇 |
| | 計 | 三九八 | 三〇、〇〇七・二米 | 二、五〇七、七八一 |
| 道路 國道 | 流失墜落 | 二 | 四〇・〇 | 一一、九七〇 |
| | 破損 | 五 | 一〇四・〇 | 七、二〇〇 |
| 府縣道 | 埋沒及流失 | 一四 | 八三六・〇 | 二三五、五〇〇 |
| | 破損 | 五六 | 一〇、五六九・〇 | 六三三、一八〇 |
| 市道 | 埋沒 | 四一 | 三、八六二・〇 | 一一九、四八四 |
| | 破損 | 一二六 | 一七、二九九・九 | 一、〇三〇、一二三 |
| | 計 | 二四四 | 三二、七〇六・九 | 二、〇三七、四五六 |
| 橋梁 國道 | 流失墜落 | 一 | 一八・〇 | 四七五、〇〇〇 |
| | 破損 | 一 | 一六・〇 | 五〇〇 |
| 府縣道 | 流失墜落 | 二二 | 一、二四六・九 | 一、九二一、〇〇〇 |
| | 破損 | 四 | 四〇・五 | 九八〇 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市道 | 流失墜損 | 個所數 | 五一 | 延長 | 一、〇三九・九 | 損害見積額 | 二、一三一、〇〇〇 |
| | 破損 | | 七 | | 七七・五 | | 一一六、二一六 |
| | 計 | | 八六 | | 二、四三八・八 | | 四、七四四、六九六 |
| 用悪水路 | 桶門 | 破損 | 一 | | 五・〇 | | 一、五〇〇 |
| | 水路 | 破損 | 一一 | | 一、九〇四・〇 | | 四九、二〇〇 |
| | 計 | | 一二 | | 一、九〇九・〇 | | 五〇、七〇〇 |
| 合計 | | | 七四〇 | | 六七、〇六一・九 | | 九、三四〇、六三三 |

第三表　流失主要橋梁　京都市

| 橋名 | 河川名 | 橋種 | 流失延長 | 被害程度 | 橋長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高野大橋 | 高野川 | 鐵筋混凝土橋 | | 一部橋脚流失 | 二〇米 |
| 三宅橋 | 同 | 同 | 三〇米 | 流失 | |
| 花園橋 | 同 | 同 | 一九同 | 同 | |
| 松ヶ崎橋 | 同 | 木橋 | 三二同 | 同 | |
| 馬橋 | 同 | 同 | 四〇同 | 同 | |
| 蟻ヶ峨屋橋 | 同 | 鐵筋混凝土橋 | 五六同 | 同 | |
| 高野橋 | 同 | 鐵桁鐵筋混凝土橋 | | 北側高欄一部破損 | 五六米 |
| 蓼倉橋 | 同 | 木橋 | 五八 | 流失 | |
| 御蔭橋 | 同 | 鐵桁鐵筋混凝土橋 | 一〇・五 | 一部流失 | |
| 河合橋 | 同 | 鐵筋混凝土橋 | 六〇 | 流失 | |
| 以上 高野川 小計十橋 | | | | | |
| 山幸橋 | 鴨川 | 木橋 | | 流失 | 一二四 |
| 高橋 | 同 | 鐵筋混凝土橋 | | 同 | 二〇 |
| 御薗橋 | 同 | 木橋 | | 工事中流失 | 七三 |
| 上賀茂橋 | 同 | 木橋 | | 流失 | 七〇 |
| 葵橋 | 同 | 同 | | 同 | 八〇 |
| 荒神橋 | 同 | 鐵桁鐵筋混凝土橋 | | 一部流失 | 一六 |
| 丸太町橋 | 同 | 同 | | 一部破損 | |
| 夷川橋 | 同 | 木橋 | | 流失 | 一一六 |
| 二條橋 | 同 | 鐵桁木橋 | | 同 | 一二〇 |
| 三條大橋 | 同 | 鐵桁木橋 | | 一部流失 | 一七 |
| 四條大橋 | 同 | 鐵筋混凝土橋 | | 一部高欄破損 | |
| 團栗橋 | 同 | 木橋 | | 流失 | 八六 |
| 松原橋 | 同 | 同 | | 同 | 八五 |
| 五條大橋 | 同 | 鐵桁木橋 | | 同 | 八六 |

一二五米
一一〇米
一〇〇米
九三米

| 橋名 | 河川名 | 橋種 | 流失延長 | 被害程度 | 橋長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 正面橋 | 同 | 鐵桁鐵筋混凝土橋 | 九二 | 同 | |
| 鹽小路橋 | 同 | 木橋 | 八七 | 同 | |
| 東山橋 | 同 | 同 | 六九 | 同 | |
| 陶化橋 | 同 | 同 | 八五 | 同 | |
| 勸進橋 | 同 | 鐵筋木橋 | 八〇 | 同 | |
| 櫻島橋 | 同 | 木橋 | 六五 | 同 | |
| 水雞橋 | 同 | 鐵筋木橋 | 八〇 | 竣工直後流失 | |
| 竹田橋 | 同 | 木橋 | 九二 | 流失 | |
| 小枝橋 | 同 | 同 | 七七 | 同 | |

以上鴨川小計二十四橋

合計三十四橋

いたのであります。浸水狀況を色別けにして記して居りますから後からゆつくり御覽を願ひます。

土木に關しては曾に街路、橋梁等の交通不能に陷りましたばかりでなく、各種各樣の交通機關に障碍が續出し、其他電氣、上水道、瓦斯等總て文化の利器は故障を起しまして、全く假死の狀態にあつたと申しても差支なく、其他產業方面の被害の甚大なりしことは、既に「都市問題」の雜誌に載つて詳細報告されて居ります。

## 二　應急處置

第二の應急處置に就て一應申上げて置きます。

降雨の樣子で、相當ひどい洪水になるとは思つて居りましたので、二十八日午後十一時半に市土木局では萬一に備ふる爲め一部係員を召集しましたが、二十九日午前一時には各河川の增水甚だしく、各所に交通不能の箇所が出來ましたので、工區全員の非常召集と共に警備を命じましたが、降雨と增水とは、加速度的に襲來し全く想像もつかぬ危險に忽ち陷りまして、手も足も出ない狀態となりましたが、直ちに應急處置の方法を樹てました。又軍隊とも連絡を取り師團も應援之れ努められました爲め、上賀茂御薗橋下流右岸と竹田水鷄橋上流左岸を今一步にして破堤となる前に喰止めましたことは天裕と申しませうか。是が、若し破れましたならば永祿年中の歷史より見まして（室町殿日記）、京都は其原形を留めぬ迄の慘狀を呈したこと、思はれるのであります。

鴨川筋で通れるのは賀茂大橋、出雲路橋、丸太町橋、七條大橋だけでありまして、濁流は滔々として激し、市民の不安は極度に達し、右往左往、焦躁そのもので、一時もこの不安を除く第一の手段は、形なりしとも交通の復舊であると思ひまして、應急假橋を步行連絡だけを目標として急速に架けました。例へば三條大橋の巾三尺の吊橋の如き小兒だましの樣なものですが「三條が通れる」と云ふ聲は非常な速さで洛の內外に傳播され又五條の大橋に工兵隊が架橋にかゝつたと云ふ聲だけでも如何に市民を力づけたか、如何に效果的に安心を與へたか御想像を願ひます。

其他街路に流れ込む土砂の除却、山崩れの手當其他種々なる應急處置は枚擧に暇ありませぬ。斯くして七月七

日迄に應急假橋十三橋を架し、其他架設不能の箇所で重要道路には渡船を配しました。

第二次と申しましても災後直ちに完全なる假橋架設の方針を樹てた事は勿論ですが、這般の洪水に鑑み改修工事の數年に渉る事と、何時又洪水の再來あるやも知れぬと云ふ懸念から、丈夫なさうして一刻も早く出來る假橋とし、又工事方法も交通の重要性を思ひ、一時も早く通れるやうにと請負を按配する爲め、一橋一請負とし、契約即日より十日の竣工期限を付し、七月一日、二日、三日の間に十七橋を契約しました。其間暗雲低迷、濁流江に滿つと云ふ狀態でありましたが、監督激勵と又請負人も腕に撚りをかけて、九日葵橋が竣工のトップを切り、續いて次々と出來、十日迄に十二橋、七月中に十六橋、八月中に九橋、其後七橋竣工し、又道路の方も七月十日迄大體回復し、八月初めに交通も略〻平常通りとなりました。水害應急工事費は五十五萬圓であります。

## 三　復興處置

復興に就ては災害復舊と河川改修とに分けて申上げたいと思ひます。

### (1)　災害復舊工事

河川改修を要する所は、災害復舊は之を基本として考慮さるべきものでありまして、其他は所謂復舊工事に過ぎませんのです。この事は「都市問題」四月號に詳細述べられて居ります故河川改修に含ませて申上げます。

### (2)　河川改修

這般の水害に鑑みまして、京都を水害より免かれしむるのみならず、より良き都とするには鴨川、高野川、御室天神兩川の四川を、所謂拔本塞源的に改修するにあらざれば、晏如たるを得ないのであります。而して改修工事は、災害復舊工事と不離の關係にありまして、此の緊急焦眉の根本問題は復舊工事を加味する徹底的改修を措いて他に良策がないのであります。

(イ)　鴨川、高野川改修工事　鴨川は流路の延長三十五粁で、市内に屬する延長は二十粁で流域面積は四條大橋で百六十一方粁、桂川落合で二百二十三方粁で、量的に見て大した川ではありませんが、其質的特異性に於ては京都のそれと同じでありまして、沿岸には皇室に御關係の深いものが多く且つ本市の重要なる生命線であります。

されば本改修計畫案は政府、府、市當局は勿論百萬市民の熱意と努力とに依り漸く決定致しました。併も本市多年の懸案であつた京阪電鐵鴨東線問題をも併せ理想的解決を見るに至つたことは洵に此の上もなき慶びに堪へないのであります。

本問題に關しまして、内務御當局が其重要性に鑑みまして、前後二回に亘り本省、府、市より成れる協議會を開催されたのであります。幅員延長等大した川でありませず、地方的一小河川が、中央の問題として御審議下された事は恐らく初めての事で、是は本市が今尚ほ國家の正殿たる紫宸殿のあります所として、有らゆる方面から其重要性を御認識下されてゐることを物語るものであると思ひます。其の決定を致しました鴨川改修計畫の大要を申上げます。

改修區間は上流栂野より桂川落合迄約一萬七千八百米（四里十九丁）で大體現川筋を改修し、一部屈曲甚だしき櫻島の箇所だけシヨート・カットし、幅員は大體七十米以上と致しまして、河底は約一米半程掘下げます。洪

水量は四條大橋附近に於て六五〇 m³/sec 流下し得る斷面となしまして洪水疏通には十分の餘裕を保たしめることになつて居りまして單複兩斷面の折衷案を採らるゝことになりました。堤防は在來薄弱なりしものは堤體を強大にし、護岸は石張又は石積とし、根入根固を充分強固にし、河床は床止工等洗掘を充分防ぐだけの堅固のものとし安全を期することになつて居ります。

橋梁に於ては橋脚數を少くし、其配置は成べく統制を保たしめ、洗掘に對し其根入を充分にし、一方交通關係を十分考慮して洪水位と桁下端の間隔を決定し、高欄様式等は風致委員會に諮り、其他治水上支障なき限り鴨川の風致淨化等を熟慮し、都市計畫の關係も十分に留意せられて居ります。

就中鴨川三條七條間は、東側に京阪鴨東線がありまして、市の中樞に屬し、其間川の幅員は狹隘でありまして、治水川の重點になるので、之を大英斷の下に擴築し、軌道敷を切り擴げ、幅員を七十米以上にし、四條大橋で五、六米も擴がることになつて居ります。

鴨東線は三條以南鹽小路間を現在の疏水下に地下鐵として潛入せしめ、疏水は冷泉通りより以南鹽小路迄水壓送水管を埋設し其の落差を利用しまして、鹽小路で千二百キロの發電をなすことになつて居ります。

疏水を埋めます爲めに、冷泉通と鹽小路の間延長三千米の間に、都市計畫事業として街路を新設致します。車道幅員は十一米として西側河岸寄に遊歩道を、東側に十分なる歩道を新設し、又車道西側に幅員二米水深八十糎位の水に清らかなる流れの潤を與へ、防火、撒水其他の用にも供する計畫であります。

以上のやうに實施せられた曉は、交通の癌であります街路と京阪電鐵との平面交叉は完全に解消せられ、鴨東線は其速度能力を益々發揮し、路面交通は圓滿となりまして、兩者共に莫大なる利益となり且つ安全となります。又沿岸は騒音より開放せらるゝことになります。

高野川改修は大體市郡界より鴨川落合迄五千三百餘米の間で、特に申上げることもありませぬ。

斯くして京都府に於かれては、前述べましたやうな根本的改修と之に關する一切の附帶事業とを綜合し、一大復興計畫を樹てられ、國庫の高率補助を仰ぐべく府市協力し、又内務御當局の御熱誠とにより財政緊縮の大藏當局をも動かし、本年四月初めに六割五分の國庫補助支給が決定されたのであります。

而して本改修事業の統一を期する爲め市は附帶事業の一切を府に委托することに定めたのであります。

（ロ）　天神、御室二川改修工事　本市の發展は昔の左京方面と、其背後の方にのみ片寄るのは種々な原因もありませうが、主に天神御室の二川が洪水毎に荒れ、所謂天井川で、平時は殆ど流水なく、流域は濕潤で田畑としても收穫少なく、宅地としても不衞生であるなど、河川として悪い條件のみで、流域を益することが殆どないと云つてもよろしい位です。昨年の洪水時の慘狀、其被害は鴨川のそれと較べて、寧ろ悲慘なものでありました。然かも本市域の内指定せられたる工業地域の中で改良如何によりては最も將來を約束さるゝ有望な方面であります。

今此の二川の改修案を申上げますと、圖面の通り天神川は省線山陰線より上流は大體現川筋で、鐵道より稍〻南の西の京に於て右折せしめ、西方安井地内に於て現在の御室川筋に沿ひ南下し、現御室川吐口であります省線東海道線直上に於て桂川に合流せしむることになつて居ります。御室川は西の川合流點を起點とし、現川筋に大體沿うて南下し、安井に於て上述の新天神川に合流せしむることになつて居ります。

此の事業も矢張り府に於て御執行相成るもので、其の事業費は百八十四萬五千圓で、半分は市が負擔します。國庫補助は五割を支給される見込になつて居ります。

斯く二川改修が施行せらるゝと同時に、市に於ては其の流域に對し土地區劃整理をも併行して施行せしむる樣目下調査中であります。

（八）　小河川改修工事　　洪水流下の大動脈は前述べましたやうに、改修さるることになり、又毛細管とも云ふべき側溝や暗渠も逐年改良されて居りますが、其中間にある小河川は前にも增して惡化し、即ち淸冽なりし流は混濁なる汚水となり宅地の增すにつれ、何時とはなしに斷面の不足を來たしまして、洪水毎に益々其の被害を增大せしめて居ります故、大幹線の改修と相俟つて共に之が修改をすることになりました。本市内に小河川と云ふべきものが、西ノ洞院川、堀川、宇田川、白川等十九もあります。之等を改修するのに失業應急事業として、百五十八萬餘圓を計上し、本年度より三年繼續事業として、本年秋より着手することになつて居りますが、是は勞力費に對して約五割の國庫補助を受けることゝなつて居ります。

（ニ）　復興事業費　　復興事業費に就て申上げますが、其所要額は市に屬するものは一千五百七十萬圓でありますが、本市の特異性を御汲取り下さいまして、最高率の補助を仰ぐことになりまして、補助額約四百六十三萬餘圓となり差引負擔額は約一千百七萬二千餘圓となりますが、國庫負擔額、府負擔額及市負擔額を合しまするとと約二千八百八十五萬八千餘圓となります。而して府負擔額の内其四分の三即ち五百三十三萬餘圓は京都市民が負はねばならぬ結果、市民負擔額は一千六百四十萬餘圓となり、一世帶當り七十三圓餘で、一人當り十五圓十八錢と云ふ巨額になります

第四表　京都市災害復舊土木費（一次）昭和十年六月

| 種別 | 工種 | 箇所數 | 工費 |
|---|---|---|---|
| 國庫補助該當市工事 | 道路 | 一〇九 | 二七二、四九六円 |
| | 橋梁 | 六五 | 二、九一三、六〇一 |
| | 河川 | 一〇八 | 四七四、七〇一 |
| | **計** | **二八二** | **三、六六〇、七九八** |
| 單獨府費補助該當市工事 | 道路 | 二二 | 七、二〇六 |
| | 橋梁 | 一 | — |
| | 河川 | 二五 | 九、五二五 |
| | **計** | **四七** | **一六、七三一** |
| 單獨市費復舊工事 | 道路 | 約一一四 | 一五、〇〇〇 |
| | 橋梁 | 二 | 一六八、五五五 |
| | 河川 | 二一 | 一五、〇〇〇 |
| | **計** | **約一三七** | **一九八、五五五** |
| **合計** | | | **三、八七六、〇八四** |

第五表　京都市昭和十年災害復舊復興費　＊は確定のもの

| | 所要額 | 補助額 | 差引市負擔額 |
|---|---|---|---|
| 一、災害應急費 | 七七四、三四二円 | ＊ | 七七四、三四二円 |
| 二、災害復舊費（一次二次） | ＊四、六・〇、八六三 | 二、六五四、五六四 | 二、〇〇六、二九九 |
| 三、橋梁費（改修附帶金） | 七一〇、〇〇〇 | 三三〇、〇〇〇 | 三八〇、〇〇〇 |
| 四、河川改修費（小河川を含む） | 三、五五一、六八〇 | 五五〇、二六九 | 三、〇〇一、四一一 |
| 五、鴨東線改修費 | 二、五〇〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 六、發電用鐵管工事費 | ＊二、五一〇、〇〇〇 | — | ＊二、五一〇、〇〇〇 |
| 七、舟運用水其の他補償額 | 四〇〇、〇〇〇 | — | 四〇〇、〇〇〇 |
| **合計** | **一五、一〇六、八八五** | **四、〇三四、八三三** | **一一、〇七二、〇五二** |

| | |
|---|---|
| 一、國庫負擔額 | 一〇、六七一、八一一円 |
| 一、府負擔額 | 七、一〇九、九五四 |
| 一、市負擔額 | 一一、〇七二、〇五二 |
| **合計** | **二八、八五三、八一七** |

飜つて府及市の財政狀態を檢すれば、昭和九年秋の風害に對し、應急竝に復舊費は總額約一千百六十萬圓に達し加ふるに水害により前述の様な巨額の負擔を負ふことになりまして、市民は精神的に將又財政的に痛手を蒙り京都一地方として堪へることが出來ない様な有様であります。

しかし災禍根絶を目標とし、如何なる難關をも突破して、府市協力し、此の大事業を完成し、名實共に「とはにたいらの都」たらしめ、明朗大京都の復興に精進いたして居ります。

どうか今後共本事業達成の爲め皆様の絶大なる御指導と御援助とを賜はらんことを切望して止まない次第であります。

## 附表　京都洪水記錄

| | | | |
|---|---|---|---|
| 桓武 | 延暦一五年 | 今ヨリ一三九年前 | 五月十二日京都大雨洪水あり（續日本記） |
| 同 | 同　一八 | 一、一三六 | 四月九日山城、河内、攝津等洪水日を經て苗稼腐損し百姓更に播することを得ず勅して正稅を以て之を給せしむ（日本後記） |
| 文德 | 天安　元 | 一、〇七九 | 五月二十日京都霖雨洪水あり（文德實錄）同年同月二十九日京都霖雨洪水ありて道橋流絶し河堤斷決す（文德實錄）（右のほか十四日二十二日の洪水慘害の記錄あり） |
| 醍醐 | 延喜　九 | 一、〇二七 | 大雨旬に涉りて止まず京師垣墻皆倒る（扶桑略記） |
| 朱雀 | 天慶　元 | 九九八 | 五月二十六日京都大雨河溢同年六月二十日鴨川溢民屋多壞（大日本史） |
| 後一條 | 長元　七 | 九〇二 | 八月九日京都大風あり、殿舍門廊、社寺、民屋倒るゝもの多く人畜壓死し洪水淀川に溢れ濱河の民舍被害せり（左經記） |
| 後堀河 | 安貞　二 | 七〇八 | 七月二十日京都大風雨洪水四條・五條橋流失（百錬抄、大日本史、皇帝紀抄）七月二十日大風雨水鴨河溢加茂社瑞籬貴布禰社拜殿人民漂溺永承以後第一洪水（百錬抄） |
| 後花園 | 嘉吉　元 | 四九五 | 五月二十日京都洪水四條五條橋墜闇九月六日京都洪水あり（公名記日本野史） |
| 同 | 寛正　五 | 四七二 | 八月二十二日京都大風洪水人多漂沒（如是院年代記、日本野史） |
| 後柏原 | 永正一六 | 四一七 | 京都大風雨水八月三十日の夜半より九月朔日に至りて大風雨洪水人民死せしもの多し（年代記抄節） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 後奈良 | 天文 八 | 三九七 | 一 | 八月十七日京都大風雨水人多溺死（殘大平記、嚴助記、日本野史）十月京都大風洪水（皇年代略記） |
| 後陽成 | 慶長一三 | 三二八 | 九 | 二月暴雨水を重ね畿内洪水京都室町筋は家を浸し財寶を流し大河の堤處々破壞し田園を掃す又八月畿内洪水あり是實に七十年來の洪水なり（孝亮誌） |
| 靈元 | 延寶 二 | 二六二 | 一 | 四月十一日畿内洪水あり、加茂川、桂川洪水堤防處々破損三條大橋流墜す、同年六月十四日洪水加茂川増水一丈二尺（德川宗記、日本災異誌等） |
| 同 | 同 四 | 二六〇 | 一 | 五月八日京都及畿内大雨洪水、五條・三條橋流失（玉露叢） |
| 東山 | 元祿 三 | 二四六 | 一 | 八月十四日京都及畿内大雨洪水山崩（風也集、大平年表、續日本王代一覽） |
| 中御門 | 享保 六 | 二一五 | 一 | 六月十七日鴨川筋洪水四條、二條松原の假橋落、三條の水杭四尺餘り水上り申し候（月堂見聞類聚） |
| 仁孝 | 天保 二 | 一〇五 | 一 | 八月十八日加茂川、桂川一丈三尺三條大橋へ酒の六石樽をいくらも積みて橋に罩をかけ往來を制す |
| 孝明 | 弘化 三 | 九〇 | 一 | 六月二十七日より雨降りてやまず七月七日川々洪水、三條大橋五條の橋流墜河水溢れて人家及寺院を浸す（日本災異誌） |
| 同 | 嘉永 元 | 八八 | 一 | 八月十二日京都大阪大風雨洪水市中水來りて常水より高き事一丈九尺慶長以來未聞なり（嘉永雜誌） |
| 明治 | 明治二八 | 四一 | 一 | 六月二十七日鴨川假橋多く流れ疏水運河所々石堤崩壞四條五條は殆と橋上を浸し竹村屋橋流墜降雨量廿五日、四四・八ミリ（坪當り八斗三升餘）廿六日二五・三ミリ（坪當り四斗六升三合餘）廿七日一三三・二ミリ（坪當り二石四斗四升餘） |
| 同 | 同 三二 | 三七 | 一 | 九月八日加茂川八尺増水竹村屋橋の東部八間、團栗橋の西部十間流失宮川町浸水降雨量七日三九・二ミリ（坪當り七斗一升九合餘）八日一二二・一ミリ（坪當り二石二斗三升六合餘） |
| 昭和 | 二 | 九 | 一 | 八月六日、京阪電車線路浸水す、堀川方面床下一尺の浸水、三、七九一戸におよぶ田畑三十町餘被害あり降雨量一二一・三ミリ（坪當り二石二斗二升二合餘） |
| 同 | 一〇 | 一 | 一 | 六月二十九日豪雨降雨、量二六九・九ミリ（坪當り四石九斗四升四合餘）浸水の面積千百二十七萬坪死傷者百六十餘名を出せり、八月十日再び大雨あり降雨量一一九・〇ミリ（坪當り二石一斗八升餘）稚兒ヶ淵の決潰をみたり |

京都市全圖
縮尺四万五千分之一
災害状況及改修計畫圖
凡例
浸水區域
橋梁
改修計畫線
都市計畫區域界
市郡界
道路
橋梁
被害箇所
河川
凡例

## (ロ) 京都市公同組合制度に就て

京都市庶務課長　國島高一君

今回御報告に先立ちまして、豫め、御容赦なり、御願なり申上げて置き度いと存じまするることは、御承知の通り、此の京都の地は、應仁の兵燹を始め、幾度かの兵火に見舞はれまして、古文書等の散逸燒失するもの夥く、其の今に殘り傳はるものの如きは、極めて尠く、且つ私の不敏より致しまして、報告の正鵠を失する點も尠からずあるであらうと存じます。加幸、目下岡崎公會堂に於きまして、京都市公同組合聯合會主催の記念展覽會が開催中で、この種資料も陳列してありまするので、親しく御觀覽を願ひ度いと存じます。尙又本日は時間の都合もあり、極めて抽象的概括的の報告に止まりまするが、其の詳細なる事項に付きまして、後日、「都市問題」に發表させて戴き度いと考へて居りまするので、其の節御覽を願ふことを得ますれば、洵に幸甚と存ずる次第であります。

以下公同組合の沿革並に現狀の概要に就て、御說明申上げます。暫く御靜聽を煩し度いと存じます。

先づ組合の沿革に就て御說明申上げ度いと存じまするが、延曆十三年、桓武天皇が長岡の京より、都を此の京都の地に御遷させ給ふに當りまして、街衢整然たる、かの平安京を御造營遊され、保制を施行せられましたこと

は、申す迄もなく、歴史上極めて顯著なる所でありまして、之に依つて見ますれば、京都には當時既に相當濟美された行政が行はれてゐたであらう程が窺はれるのであります。

足利氏の世、應仁の亂に依りまして、洛中洛外の社寺第宅等三萬餘宇悉く灰燼となり、又其の後も、度々兵亂がありまして、町民は多く離散しましたが、彼方此方に踏み殘つた人々が、團結して自警等に當り、斯くして自ら大體、町を形成するに至つたのであります。是即ち所謂京都町組の芽生えでありまして、頃は一足利氏の季世に當るのであります。

此の町組の制度は、織田氏の時、既に相當整備して居りましたが、秀吉の時代に至つて、天下靜謐となり、町も追々增加し、前田玄以、所司代となるに及んで、益々完璧を加ふるに至り、德川幕府亦之を承繼して愈〻其の發達を見るに至つたのであります。此の町組の制度こそ、今日の公同組合の前身なりと見られて居るのであります。

抑々此の町組の制度とは、如何なる制度であつたかと申しまするに、之は組を以て町を統制するの制度でありまして、即ち、京都を上京、下京、禁裏の三に分ち、上京は十二組、下京は八組、禁裏は一組より成り、尤も當初上下兩京は各五組より成つてゐましたが、寛永年間の頃に斯く增置せられた樣であります。而して此等の各組は、夫々古から形成せられてゐた古町を以て組織せられ、之を親町と稱して、新しく出來た町を支配し、夫々、信長、光秀、秀吉、家康等から地方免許の特權、即ち租稅免除の特權を與へられてゐたものであります。新しく出來た町は、其の沿革及び親町との關係に依り、新町、枝町、隨身町、差配町、離レ町などの差別が生じ、孰れも、只今申しました通り、親町の支配を受けて、又其の特權に依つて、之も地子を免除せられてゐたものであります。

此の町組に屬する各町には、夫々、或は世襲に依り、或は選擧に依つて選ばれました、年寄、五人組、町總代なる町役人、俗に謂ふ町方三役があり、此の中、年寄は其の町內の自治行政を行ひ、親町の年寄は輪番に依つて、或は年行事として、或は月行事として、夫々、各組に屬する町全體の自治行政事務を執行してゐたものであります。此の年行事、自行事は上京聚樂組では大行事、小行事と稱して居りまして、其の名稱は必しも同一ではありませぬが、大多數は年行事、月行事と稱してゐた樣であります。

各組の自治行政機關は、只今申上げました通りでありますが、上京及び下京全體、即ち上京十二組下京八組の各全支配に就きまして見まするに、之は一定の順番に從つて、各位の年行事が大年番、先年番、加番、即ち年寄三役となつて、其の合議に依つて之を統制し、上京、下京各全體の自治事務を執行してゐたものであります。此の年寄三役中、大年番とは、大きな年の番と書くもので、今年の當番に當るもので、先年番とは先の年の番と書きまして、昨年の當番であつたもので、加番とは、加へる番と書いて、來年の當番に當るものを指すのであります。而して、此の年寄三役の交替期は、毎年四月十九日と定められて居ります。

更に、上京下京を通ずる全體の自治行政に就て見まするに、之は、上京下京兩者の大年番を中心として、之に双方の先年番加番を補助として大仲（おおなか）なるものを組織し、東西兩奉行支配の下に上下兩京三役の合議に依つて其の自治事務を總攬してゐたものであります。

斯の如く、年寄三役の制度及び大仲の制度は、自治行政の一貫性を確保する爲め、多年の經驗により生み出された、實に妙味ある制度と謂ふべきであります。

話は聊か後戻り致しますが、各町の自治行政に付ては、先程申上げました通り、年寄、五人組、町總代なる町方三役が置かれてありましたが、此の五人組、町總代は孰れも年寄を助けてゐたもので、尚、此の外上京には七人、下京には五人の町代なるものがありまして、年行事の指圖を受けて、御觸書の通達を始め、奉行への取次其の他諸般の事務を行つたもので、年寄、五人組、町總代は、孰れも名譽職でありましたが、此の町代は、獨り有給の職員であつたのであります。五人組は、俗に謂はれる向ひ三軒兩隣で、大體五軒を以て組織せられたもの〻組頭を指すもので既に明曆以前から存在してゐたことが明かであります。即ち慶長二年、秀吉の定めた掟書には侍に五人組、下人に十人組を組織せしむる規定があり、同八年には、家康は、盜賊多きを以て洛中の町人をして十人組を作らしめたと言ふ記錄がありますが、明曆元年の京中觸書の中には、既に五人組と言ふ文字が見えて居り、其の間の經過が不明になつて居ります。此の五人組は、比隣相扶自警防犯等の諸目的の外、德川幕府の時代には其の重要政策であつた浪人取締及び聊蘇教禁止の勵行の爲めに其の必要が愈〻加はりまして、著しく整備せらるゝに至つたものと考へられるのであります。

次に、只今申しました町代でありまするが、之は使用人でありまして、何時頃から置かれたものが明瞭ではありませぬが、元和七年十一月附を以て、町代道與なる者より立賣町に宛てた請書が、目下の處、町代に關する最も古い文書でありまして、前後の事情より推して、此の道與なる者が、町代の最初の者ではないかと思はれるのであります。大體、町代は元、法被を着、立付を穿いて町々を走り廻つた一介の使用人であつたのが、何時の間にか權力を加へて增長し、玄關に式臺を設けて高張を立て、下役を置き、帶刀し、世襲して年寄の申付など、なか〳〵聞くべくもなく、後には種々不埒者さへ生じ、遂に各組の年寄より乍恐と奉行に訴へられるに至つたこともある樣でありますが、慶應三年德川將軍大政奉還の時迄續いて在つた樣に見受けられます。

却說、以上は上京、下京の自治組織でありましたが、次に禁裏六町組に就て見まするに、之は、御所の周圍の區域に在つて、十九組七十八町より成り、上下兩京とは全く別個の存在を爲し、大仲の組織には加はらずして單獨に、其の組内の自治に任じてゐた樣に見受けられます。

然し乍ら、以上申上げました此の自治組織も、慶應三年德川將軍の大政奉還と共に、著しく變革を受くるに至つたのであります。即ち先づ、同年に、三藩取締所が在來の町役人の外に、各町に、三人の議事者を置いたを始めとし、翌四年七月には、京都府は町組五人組仕法改正を發布して大改革を斷行したのであります。此の改正は、專ら小學校設置の爲め、從來の組合區域を整理して、組合の規模、資力、戶數の均等を得、又、從來町協議には、町内土地家屋の所有者のみ之に與り、借家人等が之に與ることを得なかつた樣な弊風を矯正せんが爲め爲されたものでありまして、詳しく申上げますれば、從來の町組合並に其の名目を廢して、二條通を以て境とし、上京を上大組、下京を下大組とし、更に兩組共最寄凡そ二十町計りを組合せて之を小組とし、其の結果上大組は四十五番組に、下大組は四十一番組に分たれ、之を上京何番組下京何番組と稱し、同年八月に組終をしたのであります。而して各町には年寄一人、各番組には中年寄、添年寄各一人、又上下の兩大組には夫々大年寄一人を置

いて、其の自治に當らしめたのであります。大年寄は知事の特選、以下の年寄は孰れも民選に依つたものであります。尚各町に五人組を置くことは從前の通りでありますが、前にも申述べました様に、町役人として新に議事者が加はつたのであります。此の議事者は其の町の選擧に依つて選び、年寄と共に町務の協議に預り、上下の事情を疏通せしむるを以て其の役務とし、明治二年七月の頃に廢止せられた様であります。爲めに、過去久しきに亘る舊慣未だ去らず、其の組合せに付ても遠近大小區々にして其の宜敷を得ず、爲めに不便猶甚しく、依つて更に之が改正を見たのであります。即ち曩の改正五ケ月後の明治二年正月、先の上下京の境界を三條通に變更し、凡そ二十六、七町を以て一の番組を定めたのであります。其の結果、上京八百七十二町を三十三番組に、下京八百十二町半を三十二番組に分ち、且つ各町の役人たる五人組は之を五人頭と改稱せられたのであります。

其の後明治五年に至りまして、番組なる名稱を廢して區と唱へ、上京何區、下京何區と呼び、又大年寄を總區長、中年寄を區長、添年寄を副區長、町年寄を戸長、五人頭を伍頭と改稱し、其の選任の方法は從前と同樣であつた樣であります。明治十二年郡區町村編成法に依りまして、上京下京は上京區下京區の行政區と爲り、從前の區は組と改稱して、上京又は下京第何組と呼び、一組毎に戸長一人を置き、今迄の區長を戸長に改め、又各町の伍頭を廢して町總代と改めたのであります。區長戸長は共に官選に依つたものであります。其の後更に明治十八年には經費の都合上聯合戸長を置くことゝし、明治二十二年、市制の施行に依り、區長、戸長を廢して、市參事會の任命に依る區長が置かれ、明治二十五年には組を學區と改め、此の學區は舊市域の今日の學區を成したものでありますが、既に前に申した通り、之は、明治元年に共の基礎附があつたもので、專ら學事に當り、現在では全市千一學區を算するのであります。

以上公同組合の前身に就て御報告申上げましたが、明治二十二年市制の施行せられまするや、市内諸般の自治行政事務は多く區役所の直轄となりました爲め、區役所と町總代等との間に、兎角氣脈を通ずること疎となり、又久しきに亘る良慣好習も、漸く薄らがんと致しましたので、明治三十年三月、時の市會は茲に恒久に亘り、本市獨特の美風を保持し、一層隣保團結の舊慣を尊重して共同自治の基礎を鞏固ならしめんが爲め、當局は速に行政組合規約標準を制定發布せられたしとの建議を提出し、市參事會は同年十月十一日、公同組合設置標準を諒達致したのであります。是即ち、現行の公同組合設置標準の規程でありまして、茲に於て公同組合なるもの〻生誕を見るに至つたのであります。此の結果、上京區に於ては同年十一、二月の頃迄に、又下京區に於ては翌三十一年五、六月の交に、夫々、區内大多數の町に公同組合が設けられ、爾餘の町にも相次いで設置せられ、尚其の後、數次に亘る市域擴張に際しても、直に之が設置を見たのでありまして、現在、全市組合設置のなき町は、一として之無き狀であります。

公同組合の目的と致しまする所は、設置標準第二條に示してありますが、之に依れば、其の組合内に係る諸般の行政事務に關し、公私の利便を增進し、且つ隣保團結の情誼を守り、各自相互に警戒扶持するを以て目的とし云々と爲し、全く組合前身の制度に馴されたる良慣好習を承襲したものと見られ得るものであります。

次に組合の組織の大要に付て述べまするならば、之は、概略市内の一ヶ町を以て一公同組合とし、其の町内に一戸を構ふる者及び町内に土地家屋を所有する者は男女の別なく其の組合員となつて居ります。一共同組合の

戸數は最大四百五戸、最少七戸、五十戸を以て大體の標準として居りまして、現在全市四千四百九十九ケ町三千四百五十組合を算して居ります。而して此等の組合には各々組合長及び其の代理者、多く副組合長と申して居りますが、其の各一人を置いて、組合事務執行の任に當つて居ります。此の外大きな組合には、公同委員若干人を置いて、組合長の事務を補助致して居るものもあります。以前は此の組合長は專ら町内在住の家持の互選に依つたものでありますが、近來は多くは全組合員の互選に依つて居りますが組合長は、尙依然として、孰れも市民の中堅計りでありまして、年齢より致しても、四十歳代、五十歳代の者が全員の七割計りに當り、又商工業を營む者が六割强、無職が一割もあります。其の任期は多く一年であります。此の公同組合長は又一學區内の者が聯合して、學區聯合公同組合會なるものを組織し、之に其の互選に依る幹事一人及び副幹事一人若は數人を置いて、聯合會事務を執掌致して居ります。一學區内の公同組合數は學區の生育廣狹等の事情に依つて區々でありますが、其の最大のものは百七十五ケ組合、最少のものは四ケ組合で、平均組合數は約三十七ケ組合となつて居ります。又現在學區の數は前申述べました通り、百一學區でありますが、公同組合の學區聯合と稱して居るものは、現在百十一でありまして、之は、地域の廣大人口の夥多等の事情に因つて、一學區内に數ケ組合を設置して居るものがある爲めであります。又七區役所各管内の學區聯合公同組合幹事は、區聯合公同組合幹事會を組織し、正副幹事各一人を互選して、區聯合事務を掌理せしめて居ります。尤も上京區に於ては、幹事會に理事七人を置いて、幹事會諸般事件の準備、議決執行、會計等を管理し、又其の互選に依る正副理事長各一人を置いて、理事の一切の職務を總理せしめて居ります。更に又、一面各學區聯合公同組合が、聯合して市公同組合聯合會を組織し、各區の正副幹事長上京區は正副理事長計り十四人を以て、聯合會理事とし、内其の互選に依る正副會長各一人及び各學區聯合公同組合幹事を以てせる評議員を置いて居ります。聯合會長は、聯合會を代表し且つ會務を總理し、副會長は會長を補佐し之を代理する事になつて居り、理事は、正副會長を補佐し會務を分掌し及び理事會に於て、聯合會事務執行の細目大綱を協議決定し、所謂全市公同組合の統制的なスタッフの役掌を司つて居ります。又評議員は、評議員會に於て其の要議決事項たる聯合會の事業其の他を協議し、尙、聯合會には總會を置いて會の豫算、規約の改正其の他の重要事項を審議する事になつて居ります。以上の各聯合の役員の任期は一年若は二年であります。尙、此の外に各聯合會には夫々名稱は異るが書記等を一人若は數人置いて庶務に從事せしめ、又、顧問相談役等を置いてゐるものもあります。尙又、此等の組合は各町組合を始めとして、孰れも夫々規約を設けて、組織、事務、經理等の規定を置いて其の整理統一を期し、又事務所は各町組合は多く組合長の私宅に、中には集會所を有するものもあり、學區聯合組合は小學校若は區役所吏員派出所に、區聯合は區役所に市聯合は市役所に置いて一面當局との一層の聯携を保つて居るのであります。斯の如く公同組合は、ピラミッド型の體系を具へてゐるので、今、市役所より示達ある時は、區役所を經て、直に各學區聯合公同組合會に、又同會より直に各町公同組合長に傳へられ、次いで町内住民に達せられるのでありまして、其の連絡の微妙迅速なることは、本市公同組合の完備せる賜なることは申す迄もない所であります。

現在組合の取扱つて居る事項の概目に付て申上げますれば、官公署等との連絡交渉、之は徴税令書、納額告知書類の交付、諸通達の通知官公署よりの意圖に依る各種團體設立維持等の協議參加、殊に近年の防空演習、社會

教育委員、選擧肅正委員、方面委員、防犯協會、消防懇談會等の機構上其の根幹となつての連絡活動、各種寄附金勸募、學事之は就學兒童通知書の傳達、就學督勵教育會の援助、兵事之は入退營者の歡送迎慰問、軍隊慰問袋の蒐集、出征軍人の歡送迎、凱旋兵の歡迎、戰病死者遺骨送迎慰問、軍人後援會援助、祭事之は祭典供奉、町内の御千度、氏神祭の催物、大麻領布、氏神祭典經費の負擔、地藏盆、大日如來供養の執行、非常災害の場合に於ける救濟救護、社會事業之は貧困者を方面委員に交涉救濟、年末同情袋の募集、融和運動、各種敎化團體の援助慶祝、弔慰之は互助會、凶事に對し弔慰金品の取纏贈呈、葬式に際し各種の援助、自警又は自身番、年末自警團の組織、防火用貯水池の設置、火の用心旗揭揚、非常災害時に際しての各種警戒等を主なるものとし、其の他市内美化運動、街路撒水、懇親會等、又各聯合會としては、事業の指示統制、役員の表彰弔慰、講演、或は信用組合を經營して居るものもあり、又市聯合會としては、此の外各種の座談會印刷物の刊行等を擧ぐることが出來るのであります。

而して此等事務事業の執行に要し、及び組合に於て取扱つて居りまする經費は、昭和十一年度豫算に付て見まするに、町組合の歳入總額は約六十九萬圓、内各戸よりの徵收總額五十五萬圓、財產收入寄附金等六萬圓、繰越金八萬圓でありまして、徵收額の一戸當最高額二十三圓七十五錢、最低額四十八錢、平均二圓四十二錢で、之は各町々に依り、又家持、借家住ひ、表家住ひ、裏家住ひ等に依り、夫々區別があり、俗に之を月集めと申して居ります。尙、役を持たない者は別に不勤料を、新に町内で土地家屋を取得した者は、帳切餅若は祝餅と稱して金一封を、其の他町内の新來住者に對しては、町入費を徵する所もあります。又歳出總額は六十九萬圓内町内に於ける事務費用たる組合費十萬圓、神事費十六萬圓、衞生組合、全市域に亘る軍事後援會たる尙武義會、軍人會、敎育會、青年團、處女會、防護團等への交付金十六萬圓であります。

學區聯合公同組合會經費は歳入出共に約三十五萬圓、區聯合公同組合會經費は約六千八百圓、市聯合會經費は約六千四百圓であります。

要之、京都市に於ける公同組合制度は、其の由來する所著しく古く、幾百年間の歳月と幾多の變遷を閲して、今日の整備せる形態を具ふるに至つたものでありまして、其處には、牢固として拔くべからざる傳統の力と團結の力を有するのであります。

今や、都市行政の複雜多端なるに伴ひ、利害の共同を中心とし、親睦融和を以て結成せられたる、小自治團體の設置を急務とするの秋に當り、我京都市に於ける公同組合こそ、此の要望に副ふ制度として、理想的のものではなからうかと、斯く私は信ずるものであります。

甚だ粗雜なる御話にも拘はらず、永らく御靜聽を煩しましたことを厚く御禮申上げて、私の報告を終ります。

# 第二　第一部會報告討議

## 一　序　　說

前篇第一の五及び第二の二に記述せる如く、總會第一日午後及び第二日午前に亘り、第一議題に關して第一部會を設け、一般會員の報告討議を行ひたるが、其の内容左の如し。

## 二　報告討議内容

### (1)　公企業の運營に於ける官僚主義、商業主義、公共主義

大阪商科大學助教授　竹中龍雄君

十八世紀の末頃までは、公企業行政を私企業の運營との相違と云ふものは、それ程著しくなかつたのであります。然るに十九世紀に入りまして、自由放任主義の普遍化と共に、公企業が排斥せられるにつれまして、例外的存在である公企業行政と云ふものは、私企業の運營方法と離れまして、次第に公行政に近付き、遂に國家其他の公共團體の一般行政の中に融合せられるに至つたのであります。茲に於てか公企業の運營は專ら官僚主義に依つて支配せられることゝなつて參りました。而して此狀態は、其後自由放任主義が漸次衰退致しまして、國家其他の公共團體が私企業を買收しまして、或は公企業を創設するもの漸く多きを加ふるに及んでも、尙容易に改められないで、現在に至つてゐるのであります。

官僚主義とは如何なるものを意味するかと云ふことを學問的に正確に說明することは困難でありますが、通例繁文褥禮、法規萬能、行政上の消極主義、安全主義、取扱ひの横柄不親切、取扱者の態度の不遜等が、官僚主義の名を以て現はされてゐるのであります。即ち官僚主義の基本的特性としては、權力本位であり、法規中心であり、又消極的たることに存して居りまして、其原因と申しますものは、惟ふに自由放任主義時代に於ける國家其他の公共團體の顯著なる特質は、支配團體、權力團體たることに存しまして、國家と國民との關係は命令服從の關係であり、力を以て國民に臨むのが行政本來の使命であると考へられたことに基づくのであります。

行政が繁文褥禮、法規萬能に傾きました根本的理由としましては、宮本吉夫氏が指摘（同氏「官僚主義と公共主義」遞信協會雜誌第三三七號）せられて居ります如く、主として當時國家活動の中心たりし權力行政は、何れも個人の自由を制限するものであり、それには總て法令の根據を必要としまして、而も當時の法律思想は、法規と云ふものを極めて嚴格に解釋しまして、自由裁量の餘地を認めなかつたゝめ、自ら法網は細大漏すところなきに至つたことにあるのであります。又一面に於きまして權力を行使する所の官吏が、これを濫用しないためには、獨り法令のみではなく、官廳内部に於ける所の詳細な取扱ひ手續を定めまして官吏と云ふものは如何なる場合にもこれに依つてのみ行動し、苟も規定なき事柄は、これを行ふ權利がないとせられてゐたのであります。

又消極主義は、國家の任務は消極的に個人の生命、

財産、自由を保護するに在る、從つて國家は出來るだけ個人の行動には干渉しないのが望ましいとする、此根本思想に由來するのであります。

官僚主義が發達するに伴れまして、それは動もすれば其基本目的たる公共目的と矛盾する結果を招來するやうになりました。最近國家の性質が變化しまして、文化國家化、福祉國家化するに及びまして、官僚主義の弊害は益々顯著となつたのであります。就中公企業の運營に於ける官僚主義と云ふものは、公企業の本質と矛盾することが認められるに至つたのであります。蓋し公企業は權力の行使を其本質となさゞるのみならず、公企業の內容を構成する公益企業の特質と云ふものは、其官僚主義的運營とは根本的に矛盾するのであります。

官僚主義の弊害に對する反動として現はれましたのが、公企業の運營に於ける商業主義であります。それは既に封建時代に採用されてゐたのでありまするが、併し乍ら私企業と公共團體との間には、根本的相違がありまして、私企業に於ける經營原則たる所の商業主義を、其儘公企業に適用することは、公企業の本質上不可能なのであります。現に公企業の運營方針としまして商業主義を採用しました結果は、其比較的純粹な形態に於ける所の採用の事例としては少數でありますが、何れも失敗に終つて居ります。公企業の商業主義的運營の主張は、たゞ次の如き事實に對する認識の喚起を要求してゐるものと解する場合に於てのみ、これを是認し得るのであります。果して然りとすれば、公企業運營方針としての商業主義なる表現が當を得ないことは言ふ迄もないのであります。

即ち昔時に於きましては、私企業の經營技術と公企業の運營技術との間には、お互ひに連絡がありましたけれ共、自由放任主義の發達以後と云ふものは、兩者の關係は斷たれて了ひ、兩者は茲に於て互ひに他を顧みることなく各々獨立の發達を遂げたのであります



が、私企業に於ける經營技術中には、これを公企業の運營に利用して効果を擧げ得べきものが尠くないのであります。然るに從來これを全く不問に附して居りましたのは、怠慢であり又誤謬であると云はなければならないのであります。而して斯くの如き結果を誘致しました原因としては、官僚主義の影響の下に公共性なる概念を形式的に、又消極的に把握せむとしたゝめに外ならないのであります。

前述の如く公企業の運營に於て、官僚主義を排斥しなければならないと同時に、商業主義をも採用することが出來ないとすれば、公企業運營の嚮導原理としては、何を選ぶべきであらうか、惟ふにそれは公共主義でありませう。但し注意すべきことは、茲に所謂公共なる概念は、これを形式的、消極的に解しないで、實質的、積極的に把握しなければならないこと、これであります。併し乍ら不幸にしまして公共主義の具體的內容の積極的說明と云ふものは、行政學の現段階の發達を以てしては困難でありまして、官僚主義及び商業主義の批判の形式に於て消極的にこれを說明し得るのに過ぎないのであります。故に公共概念の積極的具體的把握と云ふものは、今後行政學の研究に於て最も重要な地位を占めるものと思考致す次第であります。

公企業運營の嚮導原理としての公共主義の積極的說明と云ふものは、上述の如く困難ではありますが、決して不可能ではありませぬ。總論的說明でなく、個々の問題に付ての個別的說述につきましては尙ほ更であります。今後は先づ個々の問題についての個別的研究と云ふものが發達し、次いで總論的研究の完成と云ふことに進むのではなからうかと存じます。併し乍ら茲には個々の問題を捉へて來まして、これを手懸りとして公企業の運營に於ける所の公共主義の解說をなす暇を有しませず、これを別の機會に讓らざるを得ないと云ふことを甚だ遺憾とするものであります。

公企業剩餘と云ふものは、私企業に於ける利潤とは

稍々趣を異にしてゐるのであります。然らば果して如何なる相違を有してゐるのでありませうか、此點に關する世人の認識は、從來必ずしも正確ではなかつたのであります。其結果種々なる誤解を生じてゐるのであります。例へば公企業の收益主義的經營とは公企業の運營に於ける所の商業主義を意味するものであると考へてゐるものが尠くないのであります。成程此主張は一面の眞理は含んで居りますけれ共、其全的支持はこれを肯んじ難いのであります。即ち公企業剩餘の本質と云ふものを明かにしますことは、公企業の運營に於ける官僚主義、商業主義及び公共主義の異同に付いての說明に資する所が尠くないのであります。これ玆に公企業剩餘と云ふもの、本質に對しまして、若干の考察を試みる所以であります。

公企業の收益主義的經營が、私企業に於ける營利的經營と、事實上に於て何等異らない結果を齎すことがありますことは、否定し得ない事實であります。併し乍ら玆に注意すべきことは、私企業に於きましては利潤と云ふものは、私人に歸屬致しますけれ共、公企業に於きましては剩餘は公共團體に歸屬するのであります。而して私人に於きましては利潤が大であれば大であるだけ、これを歡迎致しますけれ共、公共團體が公企業の收益主義的經營を要求しますのは、專ら財政上の便宜に出づるものでありまして、而もこれがために私企業買收の際、若くは公企業創設の際に企圖しました所の公共目的を侵害し得ないのみならず、公共團體は財政上に餘裕を生じました時には、公企業の收益主義的經營に對する要求を、進んで放棄するものであります。故に公企業の收益主義的經營は、公企業の商業主義的經營を意味すると云ふ考へから致しまして、絕對にこれを排斥するのは適當でなく、寧ろ公企業の收益主義的經營を有効適切に統制することに依りまして、公共目的の事實上の達成を期すべきであるのであります。然るに從來公企業の收益主義的經營を表面上否定しながら、公企業が事實上財政的專賣企業化するのを默認された傾向のありますのは、甚だしい矛盾であると評せざるを得ないのであります。

私企業に於きまして當該企業の維持、發展、從つて其獨立性が、其所有者によつて認められて居りますことは、留意を要する點であります。これには勿論投機的資本家がこれを拒否する場合のありますことを看過することは出來ませぬ。此方針はある程度迄これを公企業にも應用し得るのであります。勿論公企業は公共團體の行政一般の一部でありますから、其文字通りの獨立化は不可能でありますけれ共、一應其獨立化を認めることは、行政の能率を擧げます上から必要となるのであります。然るに資本主義社會に於ける所の公企業は、資本主義の支配から全く脫却すると云ふことは出來ませぬから、公企業の獨立性を認める場合に於きまして、其收益主義的經營を全然否定するのは適當でないのであります。專ら財政上の見地からする公企業の收益主義的經營を排斥するのに急なる餘り、斯くの如き專ら行政的見地よりせる所の公企業の收益主義的經營をも排斥しますのは、行き過ぎたる主張であります。財政的意味に於ける公企業の收益主義的經營の排斥と云ふことに付いて見ても、其絕對的排斥は官僚的形式主義の誤謬に基因することは既述の通りであります。又一方社會民主々義の見地からしまして公企業の收益主義的經營を絕對的に排斥してゐる論者がありますす。併し兩者はこれを區別しなければなりませぬ。斯くの如き社會民主々義者の主張に對する論評は本題の目的外に屬しますので、玆には唯公共主義の具體的內容は、社會經濟組織の相違につれて自ら異つて來ると云ふことだけを指摘するに止めたいと思ひます。甚だつまらない問題を、餘りに理論めいたことを申上げましたが、これは割合に閑却せられて居りますので、此方面についてこれを機會に皆樣の御注意を促し、御批判を仰ぎ得れば、甚だ幸ひと思ふ次第でございます。

## (ロ)　外國大都市に於ける交通統制に就て

鐵道省監督局事務官　菱谷惣太郎君

私は外國に於きましての大都市の交通統制について御報告を申上げたいと思ふのであります。今日外國に於ける大都市と申しますと、先づヨーロッパではロンドン、パリー、ベルリン、それからアメリカではニューヨークと云ふものが代表的のものであらうと思ひます。此四つの都市の交通統制について申上げたいと思ふのであります。

ロンドンに於きましては、大ロンドン區域内には、交通機關と致しまして鐵道の近郊線と、バス、地下鐵、路面電車と云ふものが主なる交通機關になつて居りますが、此鐵道の方は現在四つの大きな會社に統合されて居りまして、經營致して居ります。それを除きましたバスと地下鐵と路面電車、此三つは一九三三年にロンドン旅客運輸法によりまして、ロンドン旅客運輸局と云ふものが統制して經營を致して居るのであります。而も大ロンドン區域内に於ける所のお客さんの收入と云ふものは、鐵道に依りますものも、又旅客運輸局に依りますバスや地下鐵や路面電車の收入も皆一緒にプール致しまして、適當にこれを按分すると云ふことに致します外に、これら兩方の、局と鐵道とに於ては、共同の常設委員會をつくりまして、此プールの實施とか、或は平素の協調につき大いに協調をやつて居るのであります。

次にパリーに於きましては、大パリーの中に矢張鐵道とそれから地下鐵道、バス、電車、斯う云ふものがあるのでありますが、鐵道の方はフランスでは大鐵道と稱するものが六つ程あります。これが幹線鐵道になつて居ります。これらは現在何れも非常に不況の狀態にありますので、皆相寄りまして共同管理委員會をつくりまして、又其收入は共同基金に繰込みまして、一種の共同經營のやうなことをやつて居るのでありますが、斯う云つた狀態に於て協調致して居りますし、尚路面電車とバスとは一つのパリー運輸會社と云ふものが經營を致して居ります。さうして地下鐵はメトロ會社が一手で經營を致して居ると云ふやうな譯で、バス、路面電車、鐵道と云ふ此三つのものが相並行して、それ〳〵統制されて居りますが、これら相互間に於ける統制と云ふことには、まだ至つて居らないのであります。

ベルリンに於きましては、鐵道と致しましては、國有鐵道が日本の山手線とか、城東線に當るやうなことをやつて居りまして、其外の電車、バス、地下鐵と云ふものは、ベルリン運輸會社と云ふものが、一手に經營致して居るのであります。これも鐵道とそれからその他の地下鐵、バス、電車の三つが一緒になつたものと、此二つの各々相互の統制はされて居るのでありますが、まだ此兩方の相互の協調と云ふ所迄は至つて居らぬのであります。

ニューヨークに於きましては、鐵道も地下鐵も、高架線も、バスも、電車も、何れも皆多數の業者に分れて居りまして、何等今日に於きましては、他の大都市に於けるやうな統制が出來てゐないのであります。併し乍ら今日に於きましては、資本的の關聯は澤山有つて居りますし、又統制しなければならぬと云ふことで目下いろ〳〵折衝中なのであります。

斯う云つたのが現在これら四つの大都市に於ける交通統制の狀態でございまして、これを通觀致しますると云ふと、ロンドンが最も完全に近い統制を致して居

りますし、これに次いではベルリン、パリーと云ふやうな狀態になつて居るのであります。これらの都市の交通統制のやり方を見ますと、先づ第一に目につきますことは、そこに所謂市が直營をやつて居るのは、極く纔かでニューヨークで地下鐵を直營でやつて居ります以外は、或は旅客運輸局と云ふやうな大きな局でやるとか、或は會社に請負はすと云ふやうなことをやつて居りまして、直營でやつて居ると云ふ所は、極く稀な例外的なことになつて居るのであります。其次に氣がつきますことは、ロンドンの場合に極めてよく分るのでありますが、これが最も新しい統制の例でありますが、ロンドン旅客運輸局と云ふものをつくりまして、これは七人の理事からなつて居るのでありますが、これに全權を任して、一切の經營に當らしめる、株は發行されますけれ共、株主が理事を選ぶ權限は認めないのであります。さうして此理事たるべき人は、極めて力のある、而も公共的の精神に富んだ人を選ぶのでありまして、公平なる第三者による詮衡委員會なるものが設けられて居りまして、此詮衡委員會で選ぶことになつて居るのであります。此ロンドン旅客運輸法の立案者とも言ふべき當時の交通大臣は、此詮衡委員會による詮衡すら不適當である。寧ろ交通大臣が責任を以てこれらの理事に立派な人を選ぶのが至當であると云ふやうなこと迄言つて居るのでありまして、其局に當る人が立派な人でなければならぬと云ふ考へ方から、極めて公平にさう云つた人を選んで、さうして株主のそう云つた方面の力を取つて了ふと云ふ考へ方なんでありまして、斯う云ふやうにすることは、一方から考へますれば選ぶ者の專横に流れる嫌ひがないかと云ふやうな心配もあるのでありますが、さう云ふ點は今日の如く新聞其他或は議會等に於て輿論の喧しい時代に於きましては、さう云ふやうな專横は出來得べきものでないと云ふやうなことを言つて、飽まで立派な人を選ぶと云ふことを言つて居るのであります。

其次に最後に氣が付きますことは、プールと云ふ制度がちよい〳〵行はれて居るのでありまして、ロンドンの旅客運輸局と四つの大きな鐵道との間に、大ロンドンの地域内に於て旅客運賃のプールを行つた例などはそれでありまして、いよ〳〵最後に統制してしまふことが出來ない場合には、プールと云ふことをやつて其競爭による弊害を除いて居ると云ふことであります。これは大都市の例ではありませぬけれ共、昨年九月に北アイルランドに於て一つの交通統制法が出來まして、北アイルランドに於ける總ての陸上交通樣關は原則として一つの局――ロンドンの旅客運輸局と云ふやうな局に於て、これを行ふ、併し鐵道は除外する、さうして北アイルランドの運輸局なる陸上交通機關の經營者と鐵道とは、お互ひに收入をプールすると云ふやり方でありまして、これなども斯う云つた統制方面に於ける將來の一種の方向を示すものではないかと私共は考へて居るのであります。

大變纏りませぬ問題でございますが、外國に於ける大都市の交通統制の現狀を一應申上げて御參考に供した次第でございます。

## (八)　交通に關する希望

大阪府交通警察部
囑託　柴谷善次郎君

私は實は今回はお喋りをせぬことに致して居りましたのに、洵に急に思ひ立ちまして、自分の論旨も一定

しませぬが、雜駁なことを一つ申上げたいと思ひます。私は交通に關係致しまして、公益企業の中の特に交通と云ふことだけを一つ土臺にして、お話をしたいと思ひます。

實は交通事業の性質から申しまして、矢張事業上收益を擧げなければならぬが、併し一方には公益企業であるために、自分の方の損益を無視致しましても、或設備をしなければならぬ、或は交通設備をしなければならぬ、と云ふ責めを帶びて居ります關係上、これは民營で若し此事業を致しますならば、矢張株主に對する配當の制限がありましたり、其他の事情によつて、やる氣はありましても到底出來ない。其建前から申しまして、都市に於ける交通と云ふものは、公營が適當であると云ふことが、われ〳〵は論斷し得るのであります。

所が先程からお話がありましたやうに、公營でこれをやります時には、矢張どうも官僚的氣分と申しますか、吏員をはじめ從業員に至るまで、外の民營とは多少違つた觀念を有つて事業をして居られる。今日都市にお出になる方が澤山居られますから、柴谷は怪しからんことを言ふとお叱りを蒙むるかも知れませぬが、事實私から見ますれば、民營の方とは大分違つた觀念で居らつしやるやうに思ひます。現に近く職を去られました大阪の電氣局長の平塚さんなんかは「自分が出勤の途上、大阪の街を歩いて見ると、僕が行く頃に漸く從業員が油を詰めて仕事にかゝりかけてゐる。これはいかぬ。こんなことでは成績が上がらないのは尤もだ」と云ふことを漏らして居られましたが、私はこれは偽らざる告白であると思ふのであります。詰り公營でありますから、さう云ふ氣分が半面に起りますと同時に、又半面にはどうも今竹中さんか何誰かからお話がありましたやうに、公益企業として仕事をして參りますと、そこに幾多の問題が起つて參ります。

實際公益企業がやられますと、そこに——各都市の實例を私は餘り詳しく知つて居りませぬので、はつきりは申上げられませぬが、どうもそれは赤字になる傾きがある。殊にこれは今後市の財政の癌になる傾きがあると云ふことを感ずるのであります。以前には電車の仕事なんかは、寧ろ市の財政を援助しまして、それは非常に華やかな時代があつたのでございますけれ共、併し今日では電車に致しましても、バスがあるとか、タクシーがあるとか、さう云ふやうな競爭者が現はれて參りまして、其收入はだん〳〵と減つて來る。一方に支出の方では矢張民衆に對するサーヴィスをよくしなければならぬ。斯ういふことで自然車がよくなつて來る。或は路面に致しましても、從來のやうなものではいけませぬから、だん〳〵改良して行かなければならぬと云ふことになりますので、詰り一面に支出の方はだん〳〵增す許りで、收入の方はいろ〳〵の事情、或は民衆に對する關係から、だん〳〵低下して行かなければならぬ。賃銀も低下して行かなければならぬと云ふことになりますので、これは電車としては今後だん〳〵と立ち行かなくなると思ひます。

これは私等から申しますれば、路面電車と云ふものは、從來から論議せられて居りますやうに、或時期が參りますれば、當然路面から其影をひそむべき性質のものでありまして、交通上の見地から申しましても、いろ〳〵障碍をなして居りますが、兎に角現在の經濟に於ては、慥かに電車其ものはバスより多數の人を運び、多數の收益を擧げて居ります。併しながらこれを精細に考へて見ますならば、市の區域はだん〳〵擴がつて來るに伴れて、市の經濟はだん〳〵持ち切れなくなる時期が慥かにやつて來るであらうと思ひます。而も先程申上げましたやうに、此經營が非常によくなかつたならば、電車の經營と云ふものは、慥かに市の一つの財政の癌になるべき性質のものであることは、最早私が玆に喋々と申上げる迄もなく明かなことであると思ひます。

就きましては此電車の經營をなすに當つて、一體どうすればよいかと云ふ問題は、矢張公益企業の性質から、外の稅金を以て補ふ譯には參りませぬから、矢張電車の收入それ自身で以て相當の收益を擧げて行かうと云ふことになれば、電車それ自身が大いに考へなければならぬ。其やります方法としては矢張バスの經營をやる。今日京都市に於ても、東京市に於ても、或は大阪市に於てもバスを經營をしてお出になりますが、將來ます〳〵これは殖えて行くと思ひます。又ヒラデルヒヤの如く、タクシー迄やつて居る都市があるのでございます。これは電車がバスを共營し、バスと電車との間の連絡を計り、猶ほ進んではタクシーに迄進むやうにしなければ、路面電車は或は將來に於て、われ〳〵の最も嫌がつて居る赤字がだん〳〵と殖えて來るんぢやないかとわれ〳〵は考へて居るのであります。

もう一つ的確に皆樣にお考へを戴くために、大阪に於きます或一例を申上げて見たいと思ひます。大阪に於ける某タクシー會社でありますが、これは其擁して居る車臺數が三百か四百でありますが、此一日の收入高と、大阪の某大電鐵會社の收入が、どちらが大きいかと申しますと、タクシーの方が却つて大きいと云ふ實情であります。申すまでもなく、タクシーを三百臺擁して居ると、それの資本金は電鐵に比しまして、極く少額であると云ふことは、誰しも想像が出來る所であります。斯くの如くタクシーと云ふものは、相當な利益があるのであります。これはわれ〳〵としましては、交通の一見地から參りますと、街路上を御承知の通りどん〳〵走りまして、交通事故の直接間接原因をなして居るのでありますから、これを何とかしなければならぬと云ふことは絕えず考へて居るのでありますが、これは最後の結果と致しましては私は絕えず言つて居るのでありますが、電氣業者が自分の交通の延長である、例へば大阪なら大阪、京都なら京都の驛に着いたならば、それでお客さんは濟む譯でありませぬから、進んで自分の宅に歸る、此區間のサーヴィスを必ず電鐵でやるべき性質のものと考へられます。だから只今のタクシーの仕事と云ふものは、電鐵それ自身の延長であると云ふ風に考へて差支へないと思ひます。從つて電鐵がさう云ふものをやつて參りましたならば、私は今日交通上の癌になつて居るタクシーの問題は必ず簡單に解決することが出來る、さうしてわれわれとして絕えず憂へて居ります所のガソリンの空費或は駐車場の問題とかと云ふやうなものは、附隨的に自然に片附いて參ると思ひます。從つて私共から申しますと、電鐵或は進んで市の方々に於てもタクシーを兼營してやつて行くと云ふことが、相互的に見まして、所謂交通の企業から申しますれば、路面電車は縱令損をして居りましても、片一方の企業でそれを補ふと云ふことになりますから、私はさう云ふやうなことも是非御一考を願ひたいと思ふのであります。

次に今申上げましたやうに、だん〳〵電鐵なんかは競爭者がある、これは競爭者があることは、事業である以上止むを得ませぬ、必ず競爭者は起つて參ります。所が若し此競爭者が多くなりますと、此結果は街路上の實情から見てどうであるかと申しますと、皆樣は大阪にお出になつて御覽になるとお分りになると思ひますが、あの櫻橋から阪急迄の間の丁度四つ程の停留場の間を市バス、靑バスが重なり合つて、それに電車が引づられて居る、珠數つなぎになつて居ると云ふことを、よく見受けるのであります。斯くの如く一箇所にさう云ふ配車をすると云ふことは、矢張事故の見地から考へますと、それがために事故が起り易くなり、一面大阪のやうな經濟都市に於きましては、これらの車が澁滯をするために如何に經濟的に失つて居るかと云ふことは想像して餘りあるのであります。殊に鐵道省でわれ〳〵のやつて居ります委員會に於ける意見を酌んで戴きまして、鐵道省で大阪の乘降客を調べ

て戴きました。其結果に依りますと、梅田に降りますお客さんの大部分は徒歩者であつて、われ〳〵から見れば電車に乗る人の方が多いと思つて居つたので、交通機關の中で電車と云ふものは、大衆を運ぶ機關でありますから、當に電車に對して優先權を與へてやらなければならぬと云ふやうな主張を只今迄して居つたのでありますが、梅田と云ふ一局部を考へて見ましても、バスに乘るお客さんと、電車に乘るお客さんと、どちらが多いかと申しますと、バスに乘られるお客さんの方が多いと云ふことになつて居るのであります。これは非常に私共の自信を裏切りまして、何をするに致しましても、交通調査の數字をデーターとしてやることが肝心であつて、われ〳〵の認識によつてやるべきものでないと云ふことを敎へられたのでありますが、斯くの如くバスの連らなると云ふことは、それ程にお客さんが梅田に集まるから、バスが溜つて來ても、又電車が溜つて來てもよいぢやないかと云ふことになりますが、これを一方から考へて見ますと、それだけの車がそこに配車されてゐる半面には、何處かでそれだけ尠くなつて居る譯である。若しも全市にこれが適當に配車されたならば、われ〳〵としては非常に理想であり結構であると思ひますが、悲しい哉、さう云ふやうな例へば梅田線であるとか、堺線であるとか、さう云ふ所に車が固まり、さう云ふ一局部に集まるために、自然都心から離れました周圍部にはそれだけ車が足りなくなつて居ると云ふ實情でありますから、自然市民としては足を奪はれることになります。これは此儘に放任して置くことは出來ないと思ひます。詰り玆に統制の必要が起つて來るのであると思ひます。

それで實は今申しましたやうに、バス或は電車其他の交通企業を引つ纒めて考へましても、公益企業として考へる以上は、どうしても附隨的の犧牲的觀念、詰り市民のために損益を無視してでも仕事をしなければならぬと云ふ重大な使命があるとするならば、これは民營では到底なし得ることでない。斯う云ふ建前から申しますならば、バスはどちらかに統一すべきである。どちらにバスを統一すべきかと云ふと、市バスに統一するのが當り前であると思ひます。前回都市問題會議のありました時に、丁度京都が風水害で非常な損害を受けられましたので東京で開かれましたが、其當時御承知の通り大阪に於きましては、住吉難波間の問題で白熱戰を演じて居つたのでありますが、私は個人と致しまして、當時内務省に對しまして、私等の理想から申しますと、今申しましたやうな理由で市バス一本で行くのが當然であるが、今日府からは長官が出、市からは市長が出て、斯う云ふ問題のために府市の行政上の圓滑を缺くと云ふことは、われ〳〵として默視することが出來ないから、何とか早く解決して貰はなければならぬ。これに對して私の意見は兩方許されらいゝ、南海に對しては難波を終點として玆に來て居りますから難波から中へはいることはさせない。南海電車の使命を考へるならば、これは南に伸びて行くべき使命を有つて居るのでありますから、此際兩方を許した方がよいぢやないかと云ふやうな微溫的のことを私は「都市公論」に發表致しましたが、併し私の本當の意見はどうかと申しますと、これはどうしても市バス一本に統一しなければならぬと思つて居ります。此統制の問題は非常に厄介な問題でありまして、一面から申しますと、いろ〳〵それ〴〵理由がある。こちらの方にも理由があり、向ふの方も理由があると云ふことになりますから、これはさう云ふ感情問題とか、或は一局部的の考へでやるのではなく、都市全體、もつと大きく言へば日本全體と云ふやうな交通の考へからこれを決めて行くならば、其動向は明かであると思ふのであります。

それから話がいろ〳〵なことになりますが、唯電車についてのことを申上げましたのですが、電車に關係

しましたことを、もう少し言はして戴きたいと思ひます。從來電車の路線を敷く、カーヴ線を敷くと云ふ時に、私共から見ますと、電車のカーヴなんかを敷かれたり、或は新設される時には、これから後の交通がどうなるかと云ふ將來のことを考へて、おやりになる筈であるのに、どうもさう云ふ點に重きを置いてお考へになつて居らぬやうに考へられるのであります。それと同時に今もお話がありましたが、都市計畫の意見は充分お有ちになつて居りますが、われ〳〵の方から申しますと、都市計畫とか、道路網の關係、或は交通整理上の關係、電車自體の關係と云ふやうなものを引つ繰めて考へて、それを當初からやつて行く必要がありはしないか、此一例としてわれ〳〵が困つて居ります問題は、例へば玆に電車のカーヴが出來ます。さうすると其カーヴに適當するやうな交通整理をする、信號が一つそれに合ふやうに出來る。さう云ふことをするから其信號は非常に複雜になつて、それが爲に民衆からは斯んな難しい交通信號は困ると云ふ非難が起つて來る譯であります。最初から斯う云ふ觀念を計畫の上に於て置きましたならば、總ての交通整理は簡單に行くと思ふのであります。此點に於きましては私は京都は街路の十字交叉を中心としまして、從來多かつたカーヴ線を取つて居られます。これに反しまして大阪は――斯う云ふ批判的のことを申しては甚だ失禮でありますが、大阪の方は比較的成るべく乘客を降らさないと云ふ主義の下にカーヴ線が非常に多くなつて居るやうであります。これは果してどちらがよいかと云ふことは、皆樣の御檢討を願ひたいと思ひますが、私は率直に申しますならば、カーヴ線の尠い方がよい。詰り京都のお採りになつて居るやうな方針の方がよい。電車の經營と云ふ點のみから申しますれば、繁華な場所ではカーヴ線とか、或は折返し線があることは、電車の經營上いゝことであると思ひますけれ共、もう一歩進んで市全體のための交通と云ふことを考へました場合には、それは非常な邪魔になるのでありますから、私共は差支へなき限りに於て、カーヴ線なんかは廢したらどうかと云ふ考へを有つて居るのであります。さうして閑散な所に行つてカーヴ或は折返しをすることがよいと思ひます。大阪の行き方を率直に申しますれば、成るべく繁華な所で折返しをやる、繁華な所でカーヴを出さうと云ふ――これは或は私の誤解かも知れませぬが、さう云ふ行き方であると思ひます。先程運輸部長の岸本さんが、先程の話のやうだつたら今後は方針を變へなければならぬなアと云ふやうなことを言つて居られましたが、實際都市に於ける電車の問題は、先程から申しますやうに全般的に考へて、民衆が一體不便を生じないやうにするのが本當である。此點から申しますならば、乘換へをどうしてもさすことになりますが、これは或程度止むを得ないと思ひます。

此點に關係致しまして今大阪で問題になつて居ります一事項を一つ一緒に入れて、初から協調しなければならぬと云ふことについての此考へを深めて見たいと思ひますが、電車の問題と同じやうに、道路を矢張さう云ふ風にやつて行かぬといけないと思ひます。今大阪に於きまして近く出來上ります御堂筋であります。これは梅田から來て居りますが、今日は淀屋橋を起點として難波まで行くことになつて、信號はノーン・ストツプで停まらずに行ける信號を付けてやつて居るのでありますが、今日出來上りました御堂筋で、交通に關係のないものとして、ぽこつとあすこに降された場合に、心齋橋の所謂西の橋、新橋と云つて居りますが、此新橋から南を見ました時の感じと、北を見ました時の感じは非常に違ひます。これは私決して市當局の惡口を言ふのではありませぬけれ共、實際其所に立つた感じは、誰しも同樣であらうと思ひます。あれだけ廣い道路を造りながら、此の方は何だか狹いと云ふ感じが起ります。事實車が走りましても、今にも衝突しさうな氣がするのであります。

これは何處にさう云ふ點があるかと申しますと、自動車線は一車線北の方が尠くて、南の方が一車線多いと云ふことであります。新橋から南は自動車は三車線南北共通りますから、六車線になります。これに反して北の方は二車線づゝでございますから、結局四車線しか通らぬことになります。所が自動車の一車線が加はりますと云ふと、そこに非常な相違が出來て來るのでありまして、私共として此實例を見まして、必ずや今後に於て新橋以北の自動車線を一線何とかの形式で御增加を願はなければ、市民の交通上不便であると云ふことを感ずるものであります。悲しい哉、これに對しましてはあすこに下水の本溝があるために、纔か淀屋橋と心齋橋の間をやりましても、市の負擔は五、六十萬圓を下らないと云ふことであります。こんなことを二重三重にやるよりは、最初から三車線づゝ通すことにして置きましたならば、私はさう云ふことは要らなかつたであらうと思ひます。尤も自動車交通の發達致しましたために、單に大阪市だけでなく、これは全世界的に交通と云ふものはすつかり變りまして、一エポックを作つて居るのでありますが、少く共御堂筋を造つた時には、斯う云ふものが出來て居るのでありまして、われ〳〵は當時自動車の三車線を主張して居つたのであります。所がこれは內務省や鐵道省の權威者の方々がお集りになつて、大阪市の意見を或程度迄押へ付けられて決つたのが、今のあの御堂筋の線の計畫だと聞いて居りますが、これは誤りがありましたならば、お許しを願ひたいと思ひます。

兎に角御堂筋はさう云ふ何年か前に權威者の言はれた言葉、さうして委員會に於て決つた事柄を御實行になつたのでありますが、民間の風來坊のわれ〳〵としても、これは是非三車線にして欲しいと云ふことに氣がついて居るのであります。あの時になぜ三車線にしなかつたかと、今更殘念に思ふのであります。此御堂筋を三車線とするならば、忽ち地下鐵の入口が邪魔になります。これは地下鐵の入口は綠樹地帶にありますから、これを一車線殖やすと、あの地下鐵の入口が問題になります。所が今申しましたやうに府と市とが中心になりまして、鐵道省其他のエキスパートの人々が寄つて、交通委員會と云ふものが出來て居りますが、今申しましたやうに御堂筋の新橋以北は地下鐵の入口を步道に移して戴く。今日南は差支へありませぬが、北の方はさうなつて居りますから矢張地下鐵の入口を步道に移して戴く。斯う云ふことになりますと、あの上にいろ〳〵な問題が殘つて居りまして、結果は御堂筋と致しましては、其他に殘つて居る問題と致しましては例へば今申上げました以外に、自動車の中でタクシー或はバスと云ふものは、緩行車通に入れなければならぬ。これを緩行車道に入れるならば、今度は荷車をどうするかと云ふ問題が起つて來るのであります。これらは計畫の最初に於てお考へを願つたら結構であると思ひます。

斯う云ふ總ての問題については、皆樣方の御協調を願ひまして、經費其他につきましては、府なり市なりが何處迄も、相協調し、分擔し合つて完成して行くことが今後の必要事項かと考へて居るのであります。甚だ勝手なことを申上げまして恐縮に存じます。

## (ニ)　新動機に基く公益企業工業港計畫の一例

都市計畫大阪地方委員會技師　鳥井信君

## 一　序　　說

公益企業の適切なる計畫が幾多の好結果を齎したることは、既に明かであります。斯かる企業は浪費を節約し、不必要なる課稅を免じ、事業自體を鞏固にし、而して社會の一層健全なる發達に寄與したることは、周知の事柄であります。

私の玆に述べむとする工業政策たる臨海地埋立計畫及びこれに附隨する工業港計畫は、過去に於ける港灣埋立事業と何等選ぶ所はありませぬが、世間普通の埋立事業の如く、單に日本陸地を增加し、工場の來さうな位置だ、事業收益も多い見込みだと云ふ漫然たる計畫の許に著手し、埋立地の土地價格が工事費の不當なる價格を負擔せられて、其多くは失敗に歸して居る公益企業と、動機並に土地經營に於て稍〻趣きを異にし、工業政策遂行のため企業し、これに工場のみを集注經營せしめて工場安住の地を提供し、能率增進を計り、併せて既存都市に散在する工場を整理せんとする



工業地計畫に基づくものであつて、それがためには公益性を重大視し、收益の一部を犧牲にするも差支へなからうと云ふのであります。

## 二　大阪に於ける工業地並に工場の一般情勢

此公益企業を述ぶるに先立ち、大阪に於ける工業地並に工場の一般情勢を述べる必要があります。大阪灣の新設及び後方埋立地の工業發展は稍〻成功に近いものでありまするが、猶ほ十分であると考へられないのであります。大阪の海岸地帶は明治の中期より大阪市をはじめ十二の株式會社、七つの個人經營により埋築せられた土地が約六百萬坪あります。其うち四百萬坪は既に建築物を以て掩はれて居りますが、臨港地帶及び河岸地の水運に利用し、重工業に最も適當する約二百萬坪は、未だ空地として殘存し、價格は何れも今日最低坪五、六十圓、大部分は普通百圓前後であります。是迄港灣の新設、河川の改修、各種工業施設の完備に多大の公費を費しながら、土地價格の昂騰のために、工業適地であつても、工場は經營採算上接近することが出來ないのであります。さうして工場は適當の敷地がなくて困ると云ふことを屢〻聞くのであります。われ〳〵が工業發展を豫想して計畫し、而もこれを工業地域に指定しながら、事實上に於て經濟的に工業を排斥して居る理狀にあります。斯かる實例は他の都市に於て、港灣、河川、運河附近に於て多くの例を見出すのであります。

又一方に於て地域指定のため多くの不適格工場を生じ、事實上既存工場は迫害を受けて居る狀態でありまして、都市計畫は工場を追ひ飛ばすばかりで、何等工業發達を助成してゐないと云ふ惡聲を聞くのであります。

工場は一般に大きな敷地を要し、道路、上下水道の完備、原料及び勞働力の獲得、市場の接近、附近狀況、地域制限等敷地の選定は容易ではありませぬ。況してや工場の移轉には多くの困難が伴ひ、時には移轉が工場の運命にも關するのでありますが、大阪に於ては大正十四年五月地域指定後十五年、即ち昭和十四年四月以後は工場にて動力の增加も、敷地の擴張も、建築物の改增築、修繕も許されない所謂不適格工場の總數千八百八十四、敷地總面積合計約六十萬坪であります。これらは恰も眞綿で首を絞められて居る如く、將來立ち腐れになるか、適當の工業地域に移轉するを餘儀なくせられてゐる運命の工場であります。これは都市の保安上、地域的制限を受くるも止むを得ないかも知れませぬが、法令でのみ工場を取締るだけでなく、一方に於て工場適地を安價に提供して、これを移轉せしむることは、都市計畫上將又工業政策上重要なる方策と考へられるのであります。

## 三　大阪の工業發展の將來性の概要

大阪の工業は强力なる經濟的背景を有し、比類なき地理的條件に惠まれて、壓倒的優勢を持續して來たの

であります、近年労働力の騰貴、他地方交通機關の發達に因り、大阪の地理的優越性を減失し、且つ又地價の不廉と、人家稠密にして、既に飽和點に達しつゝあるため、今後新たに工場の抱擁力乏しく、最近では工業の發展力を鈍化しつゝあるのであります。これは一面から見ますれば、工場の地方轉出、分散等の好現象とも考へられるのでありますが、大阪には又大阪の工業的使命を有し、工業の重心が繊維工業より重工業、化學工業に移動しつゝありまして、都市工業の必然的過程を辿つて居るのであります。それがため工業の企業適地を提供することが、大阪に於て最も緊要な狀態にあるのであります。それには工業適地を公有し、これを工業者にのみ分譲することを最も良策と考へ、工業地確保のため堺三寶濱を選定し、玆に埋立事業を起し、工業施設を完備し、三年後に不適格工場には優先的に敷地を分譲し、又殊に大阪の工業將來の發展に重要なる重工業及び化學工業の如きには敷地を分譲し、工場建設を條件として工場のみを集中經營せしめ、工場永遠の安住の地を提供することは、大阪工業政策の基本的重點であると考へられるのであります。此大目的を達成するには、一部採算を無視するも差支へないと云ふ考へで計畫をスタートしたのであります。

**四**　堺工業港並に埋立地の工業適地たる所以

堺三寶濱は一昨年九月の颱風水害により、附近一帶は荒廢に歸した所でありますが、工業適地の基本的條件として凡そ左の諸點があります。

一、市場に接近せること

二、水陸運搬の便利よく、其費用廉なること、殊に一昨年の風水害後工事着手せられた大阪南港を利用し得ること

三、土地に關する設備費の少額なること

四、埋立地附近の地價低廉なること

五、上下水道、電燈、電力、瓦斯の便あること

六、地下水及び水質は調査不充分なるも、將來水道計畫及び大和川伏流流水の利用見込充分なること

七、勞働事情有利なること

斯かる有利なる地理的關係から、此地が選定されたのであります。

**五**　堺工業港計畫の概要

次に堺工業港計畫の概要を申しますれば、本計畫の概要は

一、埋立地の總面積　四十一萬九千坪

一、港内水深　三米――一〇米にして九千噸の汽船を岸壁に横付けするを得

一、工事費總額　六百三十七萬圓

一、工事期間　昭和十一年度より昭和十四年度まで四ケ年

一、起債償還　昭和十四年度より十五ケ年

買却價格は坪廿圓より四十圓まで、平均廿五圓位であります。

此工業港の計畫並に實施が決定しますと、其後直ちに埋立地の附近又は港灣と關聯して、都市計畫街路、運河、橋梁等の事業計畫豫算六百二十萬圓が決議せられ、直ちに工事に着手せられて居りますから、此新工業地造成並に附帶事業には總額一千二百五十萬圓が投ぜらるゝのであり、猶ほ此工業地造成に伴ひ、後方四十六萬餘坪は工業地計畫として區劃整理が成立し、着々工を進めて居り、又今後工業地の完成には、鐵道貨物線の引込み、岸壁荷揚裝置及び更に進んでは高層の借工場の建設なども考へられるのでありますが、又此工業地を中心として大阪堺の中間に約三百萬坪の工業適地が存在し、更に其後方には數千餘萬坪の住宅適地がありますから、これらを包括したる大工業地計畫の必要に迫られて居ります。

**六**　結

これを要するに現時の大阪市は工場を基礎として發達し、今日に於ては如何にも工場を邪魔扱ひにして、これに種々なる迫害を加へてゐるが如き現狀であります。それがため一部輕工業は都市を去つて、地方へ轉出する傾向にあることは、一面から見れば好ましい現象と考へられますが、併し重工業及び化學工業の一部は大都市を離れ難き事情にありますから、これら日本の新興工業には永遠の安住の地を提供し、これに工場を集中せしめ、市民生活の根源としてこれに商業地域、住居地域を適宜配置して、都市的機構の完備を期し、併せて既存市街地の改造を促進せしむるは機宜の方策と考へらるゝのであります。斯くの如き都市機構の根本的改善は、先づ工業適地を公有し、これを工業者にのみ極めて安價に提供し、散亂する工場を玆に整理糾合して、工業能率を增進せしむるは、都市計畫の基本的計畫とも考へられるのであります。斯かる計畫遂行手段として公有土地獲得のため計畫せられた公益企業埋立地及び工業港の如きは、時により採算を無視して其政策を遂行すべきものと考ふるのであります。本企業は斯かる動機より出發したるも、事業費の安價なるため、當初目的たる工業政策を容易に遂行すると共に、事業費を償還し且つ此埋立地の安價なるため他の大阪港灣附近地の土地昂騰をも牽制し、更にその工業的發展をなさしむる二重作用をもなすものと考へらるゝのであります。

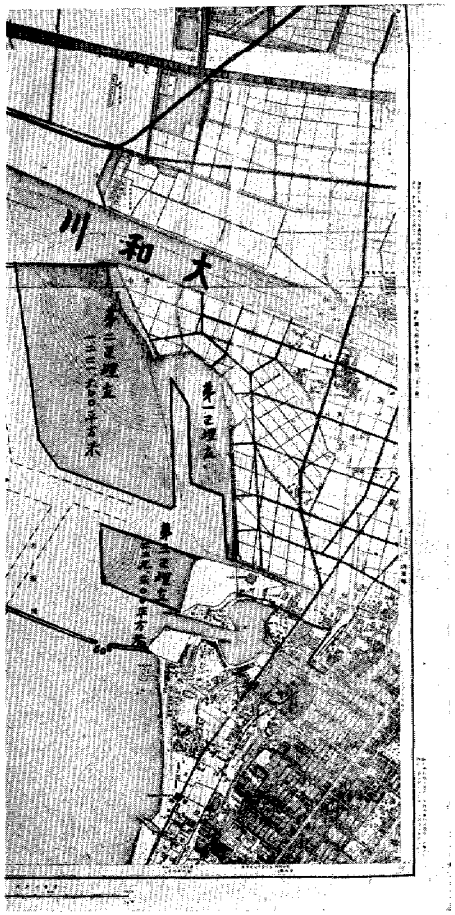

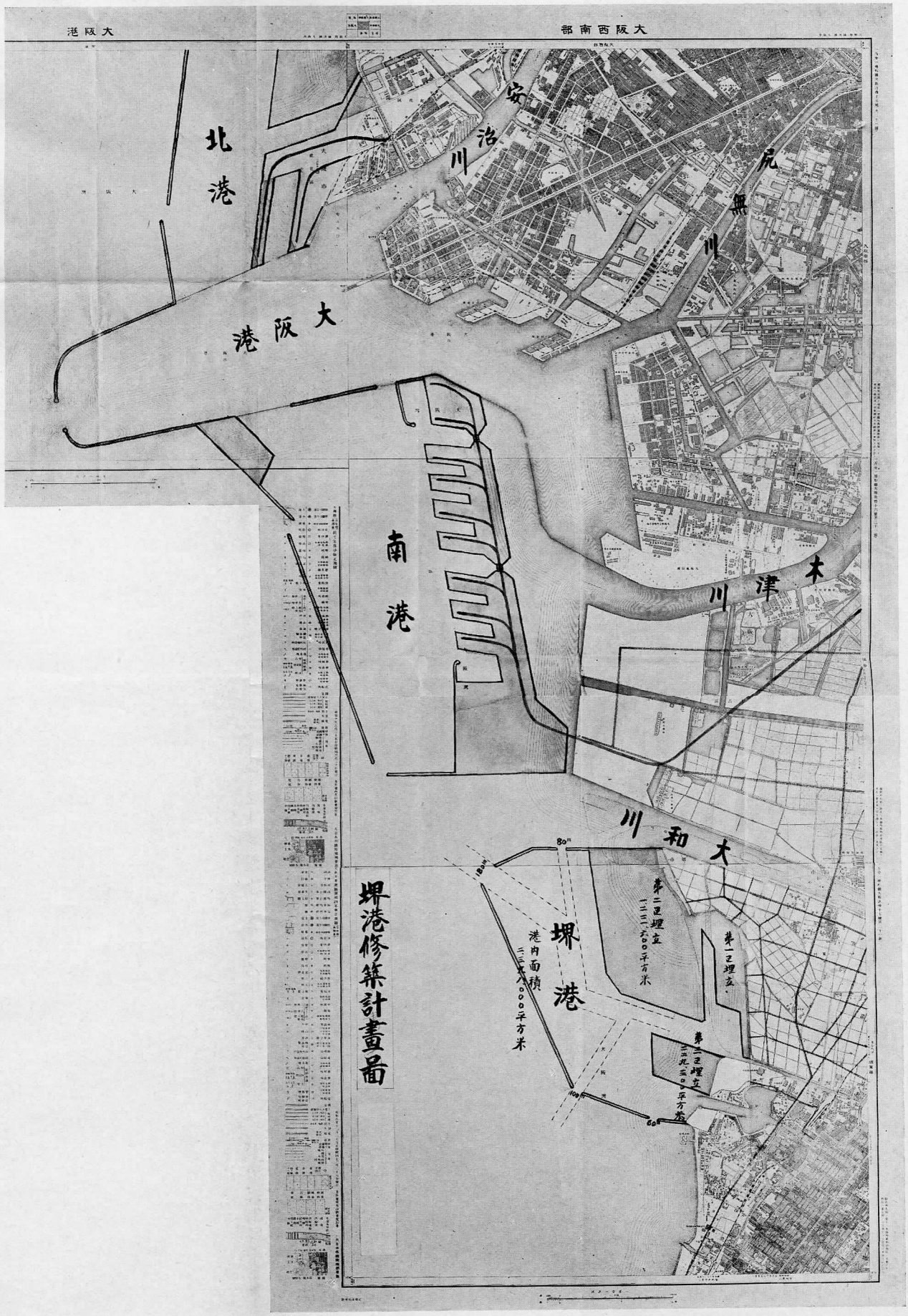
大阪港
大阪西南部
北港
安治川
尻無川
大阪港
南港
木津川
大和川
堺港
港内面積
三三六、〇〇〇平方米
第二區埋立
一二二、六〇〇平方米
第一區埋立
第三區埋立
二二九、三〇〇平方米
堺港修築計畫圖

## (ホ) 都市交通事業統制の範圍

東京市電氣局庶務課調査掛長　山口喜一君

本席に列しまして報告をさせて戴きますことを非常に光榮に存じます。私はお手許に差上げてあります報告書に於きまして、「交通事業統制の意義」と云ふことに付いて御報告致しました。其中に交通事業の統制は各事業の——關係交通事業の有つて居りまする經濟力を綜合平均して一定點に安定せしめる、さうして安定したる經濟に依りまして、經濟的信用を恢復し、それによつて新たなる資金を調達して、交通需要者の切實な需要を滿足せしむるにあると云ふことを述べた次第であります。

元來統制と申しまするすると云ふと、昨日も主報告者の方々が種々論議せられましたやうに、自由競爭を排除すると云ふやうな具合に考へ勝ちであります。又慥かに交通事業の統制は競爭の排除と云ふことを目的としてゐない譯ではないのでございます。併し乍ら昨日監督局長が一言せられましたやうに、現在の大都市の交通に於きましては、乘合自動車或は電車と云ふやうな二つの交通機關、相互間に於ける競爭の排除と云ふことは、これは殆ど不可能でございます。私の短い經驗でございますが、經驗に依りまするすると云ふと、私共は東京に於きまして先づ料金と云ふものによつて、其競爭を排除しやうと企てた次第であります。昭和六年に乘合自動車の料金を改正致しました。其頃私が考へましたことは、其料金によつて一應乘合自動車事業と電

車事業との調和が計られると云ふことを考へたのでございます。

餘談に亘るかも知れませぬが、其間の事情を少し申述べますと、其新しい料金制を施行致しまする前は、乘合自動車の料金は一區七錢で、一系統が三區若くは四區になつて居ります。それで一系統乘りますと二十一錢若くは二十八錢徴られた譯であります。其頃の交通調査をやつて見ますと云ふと、七錢の料金區を乘る者が總乘客の七割五分位に達して居つたのでございます。さうして平均一人當りの收入が九錢八厘位であつたと思ひます。其結果はどうなつたかと申しまするとと云ふと、電車の短距離乘客が皆乘合自動車に移つて了ふ。さうして電車は長距離の者許りが占めると云ふ狀態で、均一料金制の下に於きましては、此短距離乘客と云ふものが長距離乘客によつて生ずるロスをカバァして呉れるのであります。此短距離乘客を電車から取つて了つたならば、電車事業と云ふものは到底其經濟を綜合平均して安定する力がなくなるのでございます。

それから一方に於きましてはタクシーでございますタクシーがだん〳〵其數を增しまして、一萬臺を突破致しまして、料金は三十錢位になりました。さうして乘合自動車はタクシーにだん〳〵侵蝕されて參りました。一系統二十一錢でありますと云ふと、タクシーに乘つても餘り變らないのであります。東京市の交通狀況から申しまして、殆ど料金の上から變らないやうになつて居ります。さうして一日の收入と云ふものは一萬圓位あつたものがだん〳〵減つて參りまして五千圓位に低下したと思つて居ります。そこで私は其當時一人平均料金九錢八厘であるならば、これは十錢均一と同じぢやないかと云ふ考へを有つたのでございます。そこで一系統を十錢にする、さうすると電車との間に三錢の開きがありますから、短距離を乘る人は電車に歸つて呉れるであらう。又他面に於て三十錢の料金で走つて居るタクシーにも對抗出來るであらうと云ふことを豫想致しまして、さう云ふ主張を致しました。一系統十錢料金制と云ふことを主張致したのであります。幸ひに局議が纏りまして、監督官廳に認可申請を致したのでございます。

所がわれ〳〵の一寸も豫想しなかつたことが起つたのであります。それは東京の乘合自動車の橫槍でございます。それがわれ〳〵の最も苦痛とする所の電車と自動車の調和を計ると云ふ弱點でございます。これは非常に困難な作業でございますが、其弱點につけ込んで一區五錢と云ふ區間料金制を提案して參つたのであります。それは短距離を乘る者にもよければ、經營者の方にもよい、どちらにもよいと云ふ料金制度でございます。われ〳〵の方も成るべく、さう云ふ料金制を採りたいのであるけれ共、衰退しつゝある所の電車事業を有つて居りまするがために、さう云ふ料金制が採れないのでございます。そこへつけ込んで參りまして、到頭其料金制は失敗に終つて、さうして今日見るやうな混亂狀態に陷つたのでございます。

それから私は其當時タクシーと云ふものを見誤つたと思つて居ります。其頃タクシーは自分の車を喰つて居るのだと云ふことが一般に言はれて居りました。私も或はさうぢやないかと思つて居りまして、三十錢の料金と云ふものが、どうして經濟的にどこから割出されるのかと云ふことを深く考へなかつたのですが、到底長續きをするものでないと云ふ漠然たる考へを有つて居つたのでございます。それで一系統十錢にしましたならば、これはタクシー迄もやつつけることが出來ると云ふやうな考へを有つたのでございます。所が案に相違してさう云ふことは事實は出て參りませぬでした。それからこれはどうもいけない、一つタクシーの經濟と云ふものを知る必要があると云ふことを感じまして、約市内にある一千のオペレーターの所に係員を派遣致しまして、其内容を調べて見たのでございま

す。所がこれが甚だ面白い經濟を有つて居るのでございます。先づ一番最初三千圓位の車輛を一千圓位前拂ひをして買ふ。さうしてあとは月賦で二百圓位宛償却する。さうして一年位で自分のものになると云ふやうな狀態です。それで一年位經つと、それを五、六百圓位で賣つて了つて、又次に新しい車を買ふと云ふやうな狀態です。そこで次のオペレーターは投下資本五百圓位でやれる譯です。だからこれで料金の低下が出來る。三十錢の料金は可能になつて來る譯でございます。つまり何段かの過程を經て一期二期三期と移つて行く間に資産の切捨みたいなことをやる。そこでさう云ふ内容を有つてゐるものには、到底われわれはかなはぬと云ふことの感じを有ちまして、それ以來タクシーの統制と云ふことは別個に考ふべきものである、經濟的に全然違ふと云ふことを知つた譯であります。

そこで私は料金による統制と云ひますが、競爭の排除と云ふことは、到底現狀に於ては出來ないと云ふことを知つた譯でございます。鐵道省では昨日監督局長のお話によりますと、何だか料金による交通事業の統制をなされるやうなお考へのやうでございます。勿論鐵道省監督御當局が、それのみによつて交通事業の統制と云ふやうなことを、お考へになつて居られるとは思ひませぬが、果してさう云ふ料金制によつて統制と云ふものが監督局長のお考へになるやうに、しかく簡單に行きますものかどうか、甚だ疑ひを得ないと考へて居る次第でございます。料金による統制と云ふものはベルリンで一九二九年の三月から始めたのでございます。其詳しいことに付きましては、私の方から出して居ります調査資料でよく紹介致して居りますが、これも仕舞ひには失敗に歸して了ひました。さうして一九二九年になりまして、事業の合同に依らずんば、料金の統一と云ふことは出來ないと云ふことを當局者が明言致しました。さうして今日見るやうなベルリン運輸會社と云ふものを作つたのでございます。斯くの如く料金による統制と云ふものは不可能であると云ふ意味は、今日の所都市交通事業の中で乘合自動車及び電車の兩者の競爭を排除すると云ふことは出來ない。其調和と云ふことはこれは甚だ困難である。英國のヘネロンなども斯う云ふことを言つて居ります。競爭しながら、それをコントロールする、喧嘩をしながら握手をすると云ふやうなことは、これは實に難作業である。

然らば交通事業の統制と云ふものは、一體何をしやうとするのかと云ふことを考へて見ますと、それは競爭の排除にあらずして、勿論それは緩和致しますけれ共それを唯一の目標とするにあらずして、經濟力の綜合平均であると云ふことに考へついて來た譯でございます。甚だのろまの過程を經た譯でございますけれ共、それを目標にして進まなければいけない。そこで綜合平均と云ふのは、どう云ふことを意味するかと申しますと、例へば飛行機でございます。飛行機が超スピードで走りますと、非常な變化がある筈であります。併し乍ら其安全性と云ふものは、今日何人も認めてゐる所でございます。動の中に靜がある。それをフライイング・スタビリティと云ふやうなことを言つてゐる人もありますが、變化の中にも安定點がある。馬車に乘つて居つても危險がございます。飛行機に乘つて居つても安全であると云ふ所に眞理があるのでございますが、われ〳〵の都市交通事業の經營に於きましては、目下非常に變革期でございいます。其變動しつつある中に一定の安定點を求める、斯う云ふことは可能ではないかと考へた次第でございます。

そこでさう云ふ所に統制の意義を認めましたならば、交通事業の統制の範圍はどうなるかと申しますと、地域的に其範圍を決めると云ふことは、餘り重大性はなくなります。それは事業の有つ經濟力と云ふものが統制の範圍を決定する上に於て重大な意義を有つて來る。御承知の通りロンドンの交通事業統制法は一定

の地域を明確に限定してゐる。これは注意しなければならぬ事柄でございます。ロンドンの交通事業の統制は沿革から申しますと、一九二四年のゼネラル・ストライキの所産でございます。ストライキの跡始末の時に調査委員會が出來まして、そこでいろ〳〵問題を研究しました結果、ロンドン交通法と云ふものをば作り上げた譯でございます。

此法律の第一條に交通諮問委員會と云ふものを規定してございます。それから其次に道路工事の制限、それから最後に乘合自動車事業の制限と云ふものが規定してございます。此法律は其後の實績に依りますると、道路工事制限と乘合自動車事業の制限と云ふものは失敗に歸して了ひました。さうして殘る所は諮問委員會だけであると云ふことになりました。これが廳てロンドン・パッセンジャートランスポート・アクト（一九三三）と云ふことになりまして、最近施行せられて居るのでございますが、此法律は前のロンドン・トラフイック・アクトと云ふやうなものを改正して居るのでございます。そこで其中に乘合自動車の制限とか免許に關する件とか、いろ〳〵統制、併合、統一と云ふこと以外のことを規定して居るのでありますから、其法律の施行範圍と云ふものを明かに定めて置く必要があつたのでございます。それでロンドン・パッセンジャー・トランスポート・バウンダリーと云ふものが出來て居ります。それは法律の施行範圍でございます。

ロンドンに於きましては統制の範圍はどう云ふ具合になつて居るかと申しますと、第五條以下に規定してあるのでございますが、大體事業が有つて居る土地、工場及び事業に關聯して所有又は共有せる其他の財産、權限、權利、特權と云ふやうなものが規定してございます。そこでロンドンに於きましても專ら事業を本位として統制をやつて居る譯でございます。そこで交通事業、專ら乘客を輸送する交通事業以外のものも含まれなければならぬのでございます。綜合平均する力は交通事業以外のものに多分にあるのでございます。

東京市の實例から申しますと云ふと、例へば目蒲電車でございますが、これは昭和九年現在に於きましては、利益金の一割八分と云ふものが田園都市、遊園地それから電燈電力と云ふものが二分七厘、軌道が七割三分、乘合自動車が四割九分、水上クラブと云ふものが七厘でございます。此事業の昭和六年頃に於きましては、益金の三割五分と云ふものが田園都市事業によつて得られて居ります。それで電鐵事業とは申しながら、實は土地會社でございます。それから王子電軌になりますと、利益金の百一パーセントは電燈電力でございます。軌道は何等利益を擧げて居りませぬ。それから土地事業と云ふものは四分の損失でございます。斯樣に各事業の內容を見ますと云ふと、電鐵事業とは申しながら、或ものは電燈會社であり、或ものは土地會社であつたりしてゐるのでございます。

そこで斯う云ふものを併合統制する場合に、動もすると交通事業だけを其事業の範圍に入れて、他のものは度外視して了ふ。ロンドンに於きましても土地などはサプラスランド・コンミティと云ふものを別に作りまして、土地事業などは入れてゐないやうでございます。併し乍らこれは當然市の交通事業の統制の場合には、これらの點をよく考へなければならぬと思ふのであります。

そこで範圍を決める一つのプリンシプルと致しまして、交通事業に密接に附著してゐる事業、例へば遊園地でございます。これは交通事業、電鐵があるために客がある、電鐵がなければやつて行けないと云ふ事業でございますから、これは統制の範圍に入れる。其次には事業の收益率を高めるために、例へば電燈電力でございます。これは電氣は貯藏出來ないもので、生產と同時に消費しなければならぬ品物でございます。そこで一方に電鐵を經營して居る場合には、剩餘電力と云ふものを賣らなければならぬ。ガソリンのやうに使

はない場合には貯めて置くことの出來ないものでありますから、どうしても電燈電力と云ふものを經營しなければならぬ。尚又交通事業の利益率は非常に低いものでありますから、電鐵の沿線にいろ〳〵な犧牲を拂ひまして、人を招き寄せましても、得る所は僅か交通費だけでございます。それでは到底成り立つて行かぬのでございますから、それに電氣を供給することによつて交通費以外の收入を擧げなければならぬ。

それから次には百貨店とか、或はあゝ云ふやうな交通の流れを利用する事業でございます。此百貨店事業などは、建物其ものは電鐵が經營してもよろしいと思ひますが、其内容即ち百貨店其ものを經營することは、それはどうかと思ふ次第でございます。それから中には映畫會社とか、其他の劇場を經營してゐるものもございます。これも統制の範圍に入るべきかどうかと云ふことは、又別個に考へなければならぬものぢやないかと思ます。何れにせよ、さう云ふ交通事業を主として考へまして、さうしてこれに一定の制限を加へなければならぬと思ひますが、人の流れを支配することが出來るのでございますから、如何なる事業も交通事業がやれないと云ふことはないのでございます。無制限にやれる譯でございますが、それでは他の産業を壓迫致します。ですからこれは或點に制限を加へる。土地の經營に致しましても、最近では電鐵の沿線以外のとんでもない所に土地の賣買、斡旋をしてゐる狀態でございます。さう云ふことは土地事業統制の範圍に入れて、一定の制限をすべきものであつて、嚴密に電鐵事業の沿線と云ふものに限定せらるべきものであると考へます。

甚だ雜駁なことを申上げましたが、要するに交通事業の統制の範圍は、其事業の内容如何によつて篩にかけまして、交通事業に密接な關係のある事業は、これは當然入れなければならぬものと考へます。左樣に致しまして各事業のバリティーと云ふものに依りまして相互補給力と云ふものが高まつて來る譯でございますす。それが交通事業統制の目的であると思ひます。甚だ簡單でございますがこれで終ります。

## (ヘ)　東京市に於ける公益企業の動向

東京市監査局
都市計畫課技師　小田川利喜君

私の御報告したいと思ひますことは、四つの問題でございまして、先づ第一番に東京市に於ける主要交通機關、市電、省線、バス、郊外電鐵、地下鐵、タクシー、此主要六つの交通機關が今後どう云ふ風に其お客さんを奪つて行くかと云ふことを先づ申上げて、二番目に東京市の舊市域の外廓にある省線の主要驛を中心としたるサブセンターと考へられる區域に毎日人がどう云ふ風に集まつて來るか、それから第三番目には郊外電鐵に付きましては、各郊外電鐵が相當にそれ〴〵勢力範圍を有つて居りますが、其勢力範圍がどう云ふ風になつて居りますか、又どう云ふ風に大體發展して行く可能性を各電鐵が有つて居るかと云ふことゝ、第四番目に東京市に於きます一般自動車、各種のバス、タクシー、自家用、小型などがどう云ふ風に發展して行くかと云ふことを、昭和二十五年を大體標準と致しまして、其時の數字を求めて見た次第でございます。中には或は御賛成して戴けないやうなことがないとも限りませぬから、其點は御訂正を願ひたいと思ひま

す。

それでは先づ東京市の市内に於ける主要交通機關の交通量が、どう云ふ風に發展してゐるかと申しますと、此圖面（圖面省略）の黒線は市電、省線、郊外電鐵、バス、タクシー、地下鐵、これは東京市の電氣局で發表されましたお客さんの數字でございます。それから赤の線は、これから求めました、最小自乘法によつて求めたる曲線でございます。市電は對比曲線が斯う云ふ風になり、省線それから地下鐵、バス、タクシーは大體此邊迄來ます。これは大正十三年から昭和十年迄の實績を根據と致しまして、これが二十五年になる譯でございます。求めて見ますと、大正十三年に約全交通量の六割を輸送して居つた東京市電が、昭和十年には四億九千あつたものが、二億九千許りに減つて居る譯でございます。省線は大正十三年に一億九千のものが、昭和十年には三億八千迄殖えて居ります。郊外電鐵は大正十三年に一億一寸あつたものが、昭和十年には二億一千五百萬に增して居ります。バスは大正十三年に三千八百萬許りあつたものが、昭和十年には急激な曲線を示しまして、二億四千三百萬位迄增して居ります。タクシーは昭和元年から現はれまして、昭和元年に二千萬許りのものが、昭和十年には殆ど郊外電鐵に追付きまして二億一千弱になつて居ります。これを見ますと、大正十三年には、市電、省線、郊外電鐵、バスと云ふ風な順序でありましたものが、昭和十年には市電が凋落致しまして、省線、市電、バス、郊外電鐵、タクシー、地下鐵と云ふ順序になる譯でございます。

昭和二十五年を採つて考へますと、省線は曲線では增さないかも知れませぬが、增すと致しまして省線が六億、バスは私營電鐵を凌駕致しまして——現在でもして居りますが、五億三千許りになります。タクシーは斯んになると思ひますが、現在の儘で行けば五億のお客さんを運ぶと云ふことになります、郊外電鐵は比較的のろい曲線で參りまして、三億五千、市電が斯う云ふ過程で對比曲線を求めたのでございますが、市電のお客さんは外國の都市を參考にして、一キロ當り二千四百人を減らない。又それ以下になれば市電は現在やつて行けませぬから、到底維持出來なくなると云ふことから參りますと、市電全體のお客さんが一億五千と云ふものを押へまして、それに合ふやうに線で求めて參りますと、昭和二十五年には一億八千迄に減つて參ることになります。一億五千に達するのは此位の所であると思ひます。地下鐵はどう云ふ風に實現するかによつて變りますから擧げて居りませぬが、昭和二十五年迄に現在東京市で有つて居ります地下鐵の免許線高速度電鐵は勿論のこと、地下鐵の有つて居る免許線が全部實現するものと致しますれば、約二億七千萬に增して行くと思ひます。先づ第一に斯う云ふことがあると云ふことだけを、一つ御記憶を願ひたいと思ふのであります。

次に申上げたいのは東京市の交通の中心は大體丸ノ內になつて居りますが、特にサブセンターと考へる新宿、澁谷、池袋、大塚、五反田と云ふやうなサブセンターに於ける交通が、今後どう云ふ風になつて行くかと云ふことを觀察したのでございます。これは茲にあります圖面は、東京驛迄の時間を現はしたもので、赤が四十五分の所であります。市內交通機關である地下鐵は、全部免許線が實現するものと假定して作つたのでございますが、これで見ますと云ふと、大體主要交通機關の通つて居る所は、全部四十五分で來られます。大體新宿なら新宿、澁谷なら澁谷に集まる勢力範圍がこれで決つて來る譯であります。そこで求めて參りますと云ふと、サブセンターに集まつて來る勢力範圍が、東京驛迄の歩く時間などを標準にして考へて見ますと、新宿に集まるのが此黒い線、池袋はこれ、澁谷はこれ、斯う云ふ風になつて參ります。

それではどう云ふ風に、現在新宿は一日に二十七萬

人許りの人が集まつて居るのが、昭和二十五年にはどの位集まるかと申しますと、此區域の中に現在住んで居る人間を、昭和十年の國調を基礎として勘定致しまして、勢力圏内の人口が昭和二十五年に此區域に居ります人口を推定致しましてさうして、假に此區域に五十萬人現在居つて、昭和二十五年に百萬になると云ふと、澁谷に集る人が現在一日二十三萬人、昭和二十五年には其倍の四十萬人になる。それに一般の人の交通機關の利用回數、乘車回數が變つて來ますから、此乘車回數の增加を更に考慮に入れますと、玆に集つて來る人の數が勘定出來る譯であります。それでは昭和二十五年の人口をどう云ふ風にして出したかと申しますと現在の昭和十年の舊町村別の人口の密度、それから飽和に達した時の密度をそれ〳〵下と上に現はした圖面でございますが、これから考へて見ますと、昭和二十五年のものが求まつて來る譯であります。勿論飽和に達しない所がありますから、昭和二十五年に全部勢力範圍の人口が、飽和に達すると云ふ譯ではありませぬから、昭和二十五年以後になりましても、交通量がどん〳〵增すと云ふこともある譯であります。

飽和人口の求め方は大體此外にもう一つ東京市内の一千坪當り百人、外廓――それに接近した所を十人として、それに主要交通機關を入れて、それから舊町村別に割當てたものが此圖面でございます。さう云ふことから求めて參りますと云ふと、大體數字を申しますと、新宿の驛勢の人口が昭和十年には五十二萬五千、昭和二十五年には百十萬、これが飽和に對して九十二パーセントと云ふ割合でありますから、あと八パーセント昭和二十五年以後に於ても增加し得ると云ふことになります。これから求めますと、一日の平均乘客數は昭和十年は二十七萬人、昭和二十五年にはこれが六十五萬人と云ふ結果になります。澁谷について考へて見ますと、昭和十年の驛勢人口が三十四萬、昭和二十五年が六十七萬、これは飽和人口に對して昭和二十五年の人口が七十パーセントにしか相當して居りませぬから、昭和二十五年を過ぎても、更に增加の可能性があると云ふことになります。さうして昭和十年に集まる一日の乘車數は昭和十年に二十五萬人、これが昭和二十五年には五十七萬五千人、二倍以上になります。池袋について考へて見ますと、現在十一萬二千の乘降客が、そこに集つて來ます。池袋を中心として集つて來ますものが十一萬二千人、これが昭和二十五年には二十四萬人、飽和に對しては五十三パーセントにしか當りませぬから、其後非常に增すと云ふことになります。これはお手許に各區域々々についてはお差上げました表によつて、よく御覽を願ひたいと思ひます。

斯う云ふ風に求めて參りますと、大體主な所だけを申上げますと蒲田、大森、大井、品川、五反田、目黒澁谷、新宿、高田馬場、池袋、大塚、巢鴨、王子、赤羽、日暮里、三ノ輪、淺草、龜戸、洲崎、只今申しましたうちで、何を根據にしたかと云ふことが、はつきり致しませぬが、郊外電鐵を主にして考へて、驛勢範圍を求めますと、バスに付きましては道路が出來れば、いろ〳〵變りますし、伸縮性が非常に多うございますから、郊外電鐵について驛勢範圍を求めまして、バスは第二次的のものと考へて、大體郊外電鐵と一致するものと云ふ風に考へまして、驛勢範圍は郊外電鐵のみによつて考へたと云ふことを斷つて置きます。

第三番目には郊外電鐵に於きまして、只今と同じやうな筆法で參りますと、各郊外電鐵としての特有の驛勢範圍をそれ〳〵有つて居ります。これが其圖面でございますが、これは鶴見の貨物線が電化するものとして、電化する必要があるものと考へまして、其範圍黄色は目蒲、これは東横でございます。目蒲の自由ケ丘から成城學園迄の免許線が實現するものと考へて、其範圍、蒲田電車、帝都、小田急、京王電車、これは西武電鐵の新宿から立川に行く免許線、これはなければならぬと云ふので實現するものと考へます。西武電鐵

は青バスを買收して、新宿へ今乘入れを出願してゐるやうでございますから、新宿に乘入れられゝばこれが新宿の勢力範圍になると思ひます。それから西武の武藏野線、東武鐵道、東北本線、王子、大東京の日暮里から越ケ谷に來る線は、非常に有望の線でありまして、これが實現せらるゝものと考へます。それから東武鐵道、常盤線、京成、總武本線、洲崎からこちらに來る成田急行、これが實現されるものとして、今申しました目蒲の自由ケ丘から成城學園迄、それから新宿から出る西部電鐵の新宿立川間、日暮里から出る日暮里、越ケ谷間の大東京電鐵の免許線、それから洲崎から成田に行く成田急行、及び省線の鶴見の貨物線が電化する。さうして客を扱ふものと考へまして、各〻勢力範圍を求めて參りますと、此勢力範圍を求めますのには茲にありますやうに一つ一つの驛からの勢力範圍を勘定しまして、それを全部總和したものがこれでございます。

さうして求めて參りますと、これは或は自分の所は景氣がよくなると云ふ風に考へられる會社の方と、餘りよくないと云ふ風に考へられる方とがあると思ひますが、よくなる方の方は欣んで戴いて、具合が惡くなると云ふ方の筋の方は、それは的つてゐないことと、斯う云ふ風にお考へを願へば御寬恕を戴けると思ひます。これから求めて見ますと、京濱電鐵は驛勢人口が昭和十年に十九萬のものが、昭和二十五年には三十五萬、目蒲になりますと只今の免許線が實現するものとして昭和十年が三十六萬、昭和二十五年が五十七萬と云ふ驛勢範圍の人口でございます。玉川は昭和十年に十一萬二千、昭和二十五年に二十二萬、京王電車は昭和十年に十萬六千、昭和二十五年には二十萬五千、西武鐵道は昭和十年に十四萬九千、昭和二十五年には只今の新宿立川間を入れて四十三萬七千と云ふことになります。これは現在の增す割合と、驛勢範圍の增す割合によつて、郊外電鐵のお客さんの一日の乘降數が增すことになりますが、其中で茲で申しましたやうに、郊外電鐵よりもバスの方が餘計に增すと云ふ風なことがありますからバスを考慮致しますと、增す率よりも僅かに八割七分六厘許りに減少さして考へる必要があると思ひます。

さう考へますと、昭和二十五年のお客さんの數を平均一日當りを申しますと、京濱が八萬、目蒲が二十二萬、玉川が八萬八千、京王電車が九萬三千、西武が八萬五千、斯う云ふやうな數になりまして、的らずと雖も比較的近いと云ふ風なお客さんに對する見透しがつくのではないかと考へます。尙細かい所は表によつて御覽を願つた方がよいかと存じます。

最後に申しますことは、第四番目の自動車の發達を考へますと、大正十三年には約一萬臺あつた自動車が、昭和九年には二萬六千六百臺と云ふことになりまして、これは警視廳の統計の數字でございます。これがタクシー、貨物自動車、自家用乘用車、此中には役所の自動車も這入つて居ります。それから乘合バス、さう云ふものがあります。此四つの總和を現はしたものがこれでございます。これが一萬臺のものが昭和九年には二萬六千六百臺、これがどう云ふ風に今後增して行くかと云ふことを考へますと、乘合自動車については臺數の實績から求めたものと、それからお客さんの增す割合から勘定致しますと、大體昭和九年に二千二百臺許りのものが、昭和二十五年には四千六百臺許りになります。自家用乘用車については、臺數だけの實績から致しますと、昭和九年に三千四百許りのものが昭和二十五年には五千四百になります。貨物自動車、これも臺數の實績から推して行きますと、昭和九年に九千二百臺のものが、昭和二十五年には一萬九千五百臺許りになります。タクシーは向ふの方にはお客さんの方を出しました。これは臺數とお客さんの利用の方から東京市の統計課で調べました利用率から申しますと、タクシーの平均一日に扱ふお客さんの數が五十二

人と云ふことになつて居りますから、其割合で將來行くものと考へますれば、昭和九年には一萬一千八百臺のものが、昭和二十五年には二萬八千七百位迄達するこれは小型です。これは小型のダットサン、三輪車、オートバイと云ふやうなものを自動車と考へて、これを小型として扱つたのでありますが、これを求めて見ますと、斯う云ふ風に急激な增加を示して居りまして、大正十三年に二千臺附近でありましたものが、昭和六、七、八、九年と急激に增して參りまして、昭和九年には一萬一千になつて居ります。これは大體國産品と云ふことになりますと、今後の値段の下りなどを考へますと、大體二次曲線で增すんぢやないかと考へます。これが昭和二十五年には六萬六千臺になります。大型の自動車は總計五萬八千臺と云ふことになります。

大體さう云ふ狀態にありますので、斯う云ふ結果に對して結論として一言附加へさして戴きたいと思ひますことは、第一番に申しました一般の各交通機關の乘客の增加と云ふことについては、市電がだん〳〵お客さんを餘所に奪はれて行くと云ふことは、市電自身が既に老齡期に達して居りますので、八十歳を超えた人にいくら注射をしても、一時持直しても、却々三十歳位のやうな潑溂たる人間に還つて來ると云ふことは、困難であると同樣に、市電に對していろ〳〵當局者がお骨折になつて居られますが、これは却々困難ぢやないかと云ふやうに考へられるのでございます。此數字が的るかどうか分りませぬが、何れにしても根本的の對策を勿論樹てゝ居られる譯でございますが、如何に今後市電を處分するかと云ふやうなことを考へる時期にあるんぢやないかと云ふやうにも考へられるのであります。省線が增すと云ふことは當然のことで、それからバスが增すと云ふことも當然のことゝ思ひます。タクシーの點に付きましては、現在警視廳では三年許り自動車の臺數を制限致しまして、全然增加さして居りませぬが、お客さんがどん〳〵增して行くと云ふことは、タクシー其ものが非常に融通性のあるものでありまして、線路が決つて居りませぬから、何處へでも行かれる。又料金に付きましても、平均すれば二十何錢と云ふやうな先程お話がありましたし、不便な所はそれに乘ると云ふことになりまして、急ぐ時などは勿論乘りますから、非常に都市の居住者に對して歡迎せられてゐると云ふことは爭はれない事實でありまして、これに對しては或指導の下に當然發達さす必要があるやうに思ひます。

尙現在のタクシー業者は、個人々々殆ど獨立してお互ひに競爭してゐると云ふやうな狀態でありますが、若しこれが一つの會社にでも纏められて、タクシー獨占と云ふことになりますと、外の交通機關にとつては非常な脅威になるのではないかと思ふのであります。監督官廳に於かれては、其指導については、餘程愼重にやられる必要があるんぢやないか、又事實これを制限する許りが能でないので、これを發達さして行くと云ふことが必要であると思ふのであります。

郊外電鐵は大體どうしても或程度增して——居住者が增し、人口が增して參りますと、バスの方にだん〳〵とられて行くと云ふことは止むを得ないことで、其增加の率が尠いと云ふことも大都市の中心では止むを得ないと思ひます。地下鐵は斯う云ふ風に大體增す譯でございますが、地下鐵に對しては、各監督官廳に於かれては、成るべくこれを助成する、難しいことを言はないで助成して、都市交通機關の主要を司るものでございますから、早く實現さしてやるやうにする必要があると思ひます。

それから省線の主要驛を中心としたサブセンターの問題でございますが、これは新宿驛附近は現在東京市で事業を實施中でございます。玆二年もすれば面目を一新すると云ふことで、只今事業をやつて居りますが、池袋、大塚、澁谷と云ふ所に對しては、都市計畫が決

定致しましたのですから、成るべく早く實現するやうに努力中でありまして、勿論これは必要であります。其外に對しましては只今それ〴〵内務省と打合せまして計畫中でございます。斯う云ふサブセンターである主要驛を中心とする區域の廣場、道路を改築すると云ふことは、東京市が大體現在やつて居るやうな狀態でありますが、鐵道省或は軌道業者或はバス業者と云ふやうな公益業者に於かれましても、此廣場などの問題に付きましては、其事業費の一部を負擔されてもいゝんぢやないか、又負擔されてもそれだけの効果は必ず軌道業者に還つて來るんぢやないかと云ふやうなことをも考へられる譯でございますので、御考慮を願つたらよいかと思ひます。

それから第三番目に申上げました電鐵會社が今後どう云ふ風の動向を辿つて行くかと云ふことに付いては、發展するとか、しないとか云ふ可能性については別と致しまして、私の見る所では先程申しましたやうに、四つの免許線が實現すると云ふやうに考へましたが其外に免許線が失効しかけたものなどもございますから、さう云ふものに對して矢鱈に線路を増すと云ふこと許りがいゝことではないので、或程度迄統制されて、お互ひに侵蝕し合はない方がいゝんぢやないか、寧ろさう云ふ費用があれば、現在出來上つて居ります郊外電鐵のスピードアップとか、其他設備の改善と云ふことに努力された方が成績が擧がるんぢやないか、斯う云ふ風に考へます。

それから自動車の發達に對して、自動車についてはバスは先程申しましたやうに、今後益々主要交通機關として、其全能を發揮して參ります。タクシーもこれは只今申しましたやうに、都市交通機關としては缺くべからざるものである。斯う云ふ風に考へられますので、今後交通統制などがありますれば、タクシーを除いては其目的が全然達せられない、根本的に覆へされて行くと云ふことになると思ひますし、又大きな一つの企業者がタクシーを全部纏めて獨占でやると云ふことになれば、相當大きな問題になりはしないかと、斯う云ふ風に考へます。小型自動車に付きましてはダットサンなどは昭和二十五年になると、現在一千四五百圓するものが、五百圓乃至七百圓位迄下つて來るんぢやないかと思ひます。國產品でございますから、ますますさう云ふものが殖えて、外國の輸入品を阻止するやうな時期が來るのではないか、又都市の道路が完備されて少し財產のある人は小型自動車で動けると云ふやうな時代が來るんぢやないかと云ふやうに考へます。又それが當然ぢやないかと思ふのであります。

**質問**　一寸聞き洩しましたかも知れませぬが、第一圖ですね、あれの大正十三年と昭和十年と昭和二十五年に於ける人口の割合は……。

**小田川君**　それは說明致しませぬでしたが、大正十三年の人口を今一寸覺えて居りませぬが、昭和十年は東京市の人口が五百九十萬でございます。これに對して全交通機關がサムアップすると、交通量に對する乘車回數を勘定致しますと、二百三十四回、一人當り一ケ年、さう云ふことになります。それから昭和二十五年には人口が內閣統計局の算式から參りますと、九百五萬三千七百五十と云ふ數字になりますから、これで以て全乘車數を割りますと、昭和二十五年には一人一ケ年の乘車回數が二百六十八回と云ふ結果になります。二百六十八回は少な過ぎるかも知れませぬが、どうしても此位の數字になると云ふ風に考へてよいと思ひます。或は省線がこれからいくらか斯うなつて、市電がもつと復活するかも分りませぬが、全體についての大體其位の數字は動かないと云ふやうに考へて居ります。

**質問**　十三年は分りませぬか。

**小田川君**　十三年は八億一千九百三十四萬一千人と云ふことになります。それから昭和十年が十三億七千三百八十九萬二千人です。昭和二十五年の全乘客數が二

十四億二千九百九十三萬一千人、斯う云ふ數字になります。

## (ト)　公企業の統制に就て

東京市主事　橋中一郎君

引續きまして、私が皆様に御報告申上げるのでありますが、前二者は吾々と同じく東京市に職を奉じて居るもので、私も東京市の電氣局の秘書課長として二年半程事業運營を致しました關係上、一般今日に於きまして電氣軌道事業と云ふものが最も經濟的に難澁を極めて居る時でありますから、之を都市經濟の上から觀まして如何にするかと云ふ問題は大きな問題であると思ふのであります。それに付きまして聊か自分の所懷を述べまして、同時にそれを基礎としまして、一般の公益企業の將來をどうして行くかと云ふ問題に付きまして聊か所懷を述べて見たいと思ふのであります。

此方に一應簡單に報告致して置きましたが、東京市の財政の癌である電氣軌道經濟と云ふものは、御承知の通り今日に於きまして總額にして二億七千三百五十萬圓と云ふ債務を持つて居るのであります。其中最も經營が今困難を極めて居ります軌道關係が八割二分五厘である二億二千六百萬圓と云ふものを持つて居るのでありまして、之に背負はせます所の元利償還と云ふものは驚くべきものがあるのでありまして、今日昭和十一年度の豫算に於きましても千二百四十九萬圓と云ふ元利支拂を計上致して居る次第であります。而も此元利支拂の千二百四十九萬圓は大體利率にしてどの程度に達して居るかと云ふ計算を致しますと是は五分五厘と云ふ高率を示して居るのでありまして、輓近低金利政策を徹底せしめなければならんと云ふ時に於きまして猶ほ五分五厘に相當して居ると云ふことは甚だ悲しむべきことであると私は思ふのであります。

然らば此電氣軌道事業が如何にして此困難を極めて居るのであるかと云ふ點を經濟的に觀て參りますと、先程山口、小田川兩氏から統計を以て御報告申上げました通り、東京市の軌道事業と云ふものは、震災の直後に於ける打擊、それを中心としまして又舊市域に於きまする住民が郊外に移轉したのでありまして、其移轉に基く所の交通量の變化と云ふものが市電に於ける乘車料收入を減少致して居るのであります。尙ほ東京市電を買收致します時の所謂買收費と云ふものが非常に權利金を取られて居る。さう云ふ風なことが重なりまして今日のやうな千二百萬圓も利拂ひをしなければならんやうな狀態になつたのであります。

摘んで大震災を中心としまして此計數を乘車料に付てお話致しますと、震災前の大正十一年に於きます所の乘車料收入が三千百八十一萬圓に上つて居るのでありますが、昨昭和十年の乘車料は千八百四十七萬圓でありまして、其差は千二百三十七萬圓と云ふものになるのであります。千二百萬圓の減收が大正十一年と比較して現はれて居ると云ふことは甚だ悲しむべき事でありますが、それは先程申しましたやうに、所謂舊市域に於ける人口が郊外に移つて行つて、其郊外に移つた人口が省線の環狀線に運ばれ、又一面バスが發達してバスに依つて運ばれる。近く地下鐵が完成すれば地下鐵の完成に依つて又打擊を受けます。昭和八年に、東京市が持つて居りました高速鐵道敷設權を民間會社

に譲渡したのでありますが、其當時の計算に依りますと、地下鐵が新宿から京橋間、澁谷から東京驛間約七哩九と云ふものが完成しました後に大體市電に及ぼす影響は約二十パーセント以下ではないかと云ふやうな計算を致して居つたのでありますが、どうも今後の趨勢と云ふものは此程度ではいかん、もつとひどく影響を及ぼすものではないかと思ふのであります。益々市電の經營困難を增加するものであると云ふ風な結論に達して行くのではないかと思ふのであります。

其やうな狀態でありまして最近に於きます所の市電の經營の狀態を見ますと今まで申上げましたやうな、乘車料の收入減が千二百萬圓も大正十一年に比較してある、それに外債を約七千萬圓ばかり東京市電は持つて居りますから、此外債に對する爲替差損金と云ふやうなものを累加致しまして、一年間に、昭和九年度に於きましても、十年度に於きましても、一千萬圓近い赤字が殘されて居るのであります。一千萬圓近い赤字が經營上殘されますれば民間會社ならば立所に潰れてしまはなければならんものでありますが、併しながら兎に角公益企業として交通事業と云ふものがありますす以上は之を解消せしめると云ふことは出來ないことであります。又市民の交通が今日に至つて居ります以上、採算が取れないからと云つて廢止すると云ふことは出來るものでないと考へます。

左樣な狀態でありまして、東京市の交通機關と云ふものは赤字を中心として、所謂從業員と當局の爭が起き、又市民の交通の便益を阻害して居ると云ふやうなことで、帝都の治安と云ふものは或る場合に於きましては危機に晒されて居ると云ふやうな事實が想像され得るのであります。

そこで、東京市に於ける軌道事業を如何にするかと云ふことが昭和七年以來問題になつて居るのでありまして、いろ〳〵な當局者に於きまして、自力更生が出來る。市電の更生は東京市自體に依つて更生出來ると云ふ意見と、自力更生は出來ないと云ふ意見があるのでありますが、公平に此事實を觀て參りますと、到底市電自體に依る自力更生が出來ないことははつきりて居るのであります。又東京市が一千萬圓づゝ缺損する市電を抱へて居つて市民の交通を積極的に圓滿に遂行が出來るかと言ひますと、それは洵に困難であると言はなければならんと思ひます。

然らば同じやうな交通機關、所謂民間のバス、地下鐵是等と、東京市電の如き交通機關とを一緒にしまして、一つの交通機關がそこに出來るかと申しますと、今小田川君が申しました如く、バスは將來發展性があると申しますものゝ、それで一千萬圓の赤字を毎年出して行くと云ふことがはつきりして居る市電を抱へ込む程今日の企業家と云ふものは進んで居ないのであります。寧ろ今日の企業家はさう云ふことは致さないと云ふのが私は本當であらうと思ひます。又假にそれを抱へて經營して行かうと致しましても、結局中途に於て放棄してしまふと云ふ事態に陷ると思ふのであります。

そこで是は結局强力なる所の統制機關に依つて統制を敢行しなければならんと云ふことになるのでございますが、それには矢張り政府と云ふものゝ力を以て統制して行かねばならんものであると云ふことを考へて居るのであります。

先程東京市自體が所謂市電の窮境を救治出來るかと云ふ問題に付きまして、述べましたが、それに關聯しまして、東京市の財政狀態と云ふものと、東京市に於ける今後の經費と云ふものゝ支出の關係を申述べて見たいと思ふのであります。今日東京市は昭和十一年三月末日に於きまして市債を合計七億八千二百四十萬圓持つて居ります。之を昨年十月一日の國勢調査に依りますと東京市の人口が五百八十七萬人と言はれて居りますが、此人口に割當てますと一人當りの負擔は百三十三圓二十九錢と云ふことになるのでございます。皆

様は各都市の代表者として見えて居るのでありますが、御自分の都市に於ける一人當りの市債の負擔と云ふものを御比較下さいまして御檢討を願ひたいと思ふのであります。一人當り百三十三圓二十九錢の負擔でありますが、此元利支拂と云ふものは驚く勿れ、昭和十一年度の豫算には八千七百六十六萬圓の元利償還を豫定致して居るのでございます。純然たる利子支拂が三千八百二十萬圓と事ふ莫大な數字を計算して居るのでありまして、今東京市と云ふものが八億幾らの財産を持つて居ると云ふものゝ七億八千萬圓以上の市債を持つて居ると云ふことは、將來の都市經營上十二分に檢討して見なければならん問題であると思ひます。

そこで都市の發達と云ふものが將來に於きまして尙ほ增すかどうかと云ふ問題でございますが、是は昨日も主報告者から御話がありました通り、人口の都市集中と云ふことは是は到底回避出來ないものでございます。所謂農村と云ふものゝ工業化を計つて資本の地方分散を企圖致しましても、猶ほ今日に於ける資本主義の爛熟した日本に於きましては、都市と云ふものが其資本主義の中心であります以上は、人口と云ふものは結局都市に集中する、而も政治、經濟の中心たる東京市は人口が猶ほ依然として增加して行くものであると云ふことを考へなければならんのであります。そこで昨年の人口が先程申しました通り昨年十月一日現在で五百八十七萬五千人でありましたのが、昭和十一年十月一日の推計人口の調査に依りますと六百六萬になつて居るのであります。尙ほ此間千歳村、砧村近郊を併合致しましたから二萬二千人それから又增加して居るのであります。昭和九年十月一日の人口が五百六十六萬三千人でありましたから、昭和十年と昭和九年を比較すると約二十一萬人增加して居るのであります。それから昭和十年と昭和十一年の人口の增加の割合を見ましても二十一萬人增加して居ると云ふことが實數として現はれるのであります。而も此人口の二十一萬人の增加と云ふものは如何なる狀態になつて居るかと申しますと、東京市自體から生れる人口は其中七萬人で、各地方から流入して參ります人口が約十四萬人と云ふことになるのであります。即ち二對一の割合で東京市の人口が膨脹致して居ると云ふことになつて居るのであります。人口が增加すると云ふことは結局都市の經營費と云ふものゝ增加することになるのであります。

一面に於て吾々が考へなければならん問題は、全國に於きまして所謂要救護者と云ふものが大體に於きまして昨年三百萬人居ります。其中東京市が六十萬人以上の要救護者を持つて居るのであります。所謂生活不如意の者、生活不安に曝されて居る者が六十萬人以上東京市に居ると云ふことは、是は今後に於ける都市經營上重大な問題であります。又是は等閑に出來ない問題であると思ふのであります。そこで東京市の要救護者と云ふものを一體どの位救護致して居るかと云ひますと、人員にして約十三萬人位しか延人員を救護致して居らんのではないかと思ふのであります。是は所謂社會政策の上から觀ましても根本的に重大な問題が潛んで居る、財政上の不如意から來たして居る所の社會政策の不徹底と云ふことは是も同じく都市經營者としては考へなければならん問題であると思ひます。そこで東京市の經營上、所謂細民階級を救濟する、或は都市の行政費を增すと云ふことに付きましては年々經濟が殖えなければならんことになるのでありますけれども、先程申しましたやうに市民に負擔が累加して居るので、そこで結局都市經營上增稅を以て進まなければならんことになるのでありますが、增稅が根本的に出來るかどうかと云ふ問題は相當是も大きな問題でありますが、增稅と云ふことには御承知の通りなか〳〵困難が伴ふものであります。今日東京市は昭和十一年度の豫算に於きまして四千四十七萬圓の租稅の稅額と云ふものを豫定致して居りますが、此稅額を先程申しま

した人口五百八十七萬人に割當てますと、一人當りの税額の負擔は六圓八十九錢九厘、約六圓九十錢の税額の負擔を市民一人がして居るのであります。

そこで吾々が考へます時に、今の市電の經營と云ふものを東京市自體がやつて行く場合には一千萬圓の增税をしなければいけない、假に一千萬圓增税するとすれば五千四十七萬九千圓になりますが、さうすると一人當りの税額は八圓六十錢と云ふことになつて行くのであります。而も駸々乎として增加して行く人口の增加、それに伴ふ都市經營社會施設の擴張と云ふことになつて參りますと、迚も一千萬圓や二千萬圓税額を增加しても猶ほ足りないやうなことになります。さうすると結局市民の交通の便益を積極的に圖つて行くと云ふ上に於きまして、東京市自體が毎年々々一千萬圓づゝの歳入缺陷を來たして行きます所の軌道關係の調整を遂げると云ふことは内部的に困難であると云ふことを結論づけることが私は賢明ではないかと考へて居るのであります。

そこで結局最初に申しました所謂鐵道省を中心とする事業經營の一體化と云ふ問題になつて來るのであります。此場合に吾々は何故さう云ふことを考へて行くかと云ふ問題になるのでありますが、一體今日の社會情勢から觀まして、所謂國家の運營を致して行く場合には思想的の統合が行はれる。それが天皇機關説の排撃となり、いろ〳〵の問題になつたのでありますが、それと同じく政治と經濟が不可分である以上、經濟の統合作用と云ふものは、そこに今日の統制經濟の理論と云ふものが發達して來て居るものと信じて居るのでありますが、其場合に於きまして公企業と云ふものゝ性質から考へまして所謂經濟的な强健なる統一作用と云ふものを先づ公企業に及ぼすことが國家の運行の上から言つても一番必要なことであると考へて居るのであります。私は少くとも公企業に對しましては强健なる國家權力を發動せしめることが必要であると云ふことを考へて居る者でございますが、其爲には少くとも其所有權と云ふものは國家が持たなければならんと考へて居るのでございます。昨日汐見三郎博士から御話がありましたが、經營を致して行く場合に外部的の統制と云ふものは迚も不徹底なものである。又其効果を擧げることが出來ないものであると云ふことを考へますが、其場合に、一番手取早い、直接的で最も効果的のものは、其所有權を國家の下に歸納させると云ふことが一番必要ではないか最近の電力の國營問題に致しましても、所謂國營主義と云ふものを徹底せしめようと致して居りますが、あの電力統制策に付きまして將來考へなければならん問題は、所有權を民衆の手に置く、所謂民有にして經營を國家がする民有國營主義と云ふ形式が統制策として最たるものであるかどうかと云ふことになりますと、是は大なる疑問が殘るのであります。私は寧ろ所有權は國家が持つてさうして經營權を民間の者に持たすと云ふことが必要ではないかと思ふのであります。今日の民間企業と云ふものが發達して、さうして一面に於けるいろ〳〵の個人的總意が其事業運營上に盛られて居ると云ふことを見ますと、少くとも民衆の所謂一種の慾求と云ふものゝ充足と云ふことを考へて行くことが企業の發展性を進展せしめる一つの基になるのではないかと考へるのであります。そこで私は公益企業の如きものは國家が其所有權を持つて其經營は國家の監督權下に於て民間の權威者に委託することを考へたらどうか、所謂國有民營主義と云ふものにして、經營權に民間をして參加せしむること、是はいろ〳〵調べて見たのでありますが、滿洲の關東廳の下に關東廳大連信託取引所と云ふのがありまして、二百萬圓ばかりの資本金になつて居りますが、其經營は正に私が申しました所謂國有民營主義と云ふものゝ範疇にあるものゝ如く吾々は考へて居るのであります。此書類の中に私が述べて居りますが、國有民營主義を採るならば一面に於て今日の資本主義制度に

於ける所の利潤追求の弊害と云ふものを十分に矯正することが出來るし、尚又一面に於て民間の參加に依つて國民が共に國家の事業公の事業に微力を捧げると云ふ根本的思潮が織り込まれて行くのではないかと思ふのであります。

そこで私は電氣局の軌道事業に於きましても所謂國有民營主義と採つて行つたならばよいぢやないかと云ふことを考へて居るのでありまして、さうしますれば電氣局に於ける外債問題は外債を政府債たらしめて、所謂對外的に起る摩擦と云ふものは國家の力に依つて調整出來るし、外の國に於ける外國の經濟政策の變更其他の問題に依つても事業の運營が阻害されなくなると云ふ問題も起きると思ひます。一面に於て國有主義を採るならば國家の權力に依りまして低金利政策と云ふものが徹底的に利用出來る。今日東京市が要するに四分利債バーの市債もまだ敢行出來ないやうな狀態でありますが、國有主義を採ればもつと低い所の低金利政策が徹底出來ると云ふことも考へなければならんと思ひます。さうすると假に現在の東京市の軌道關係の二億二千六百萬圓の內外債を其儘政府のものとして所有權を移しました場合には果して經營が出來るかどうかと云ふ問題になるのですが、私の計算に依りますと、二億二千六百萬圓を政府に持つて行つても十分經營が出來るものであると考へられるのであります。今日私が其點を早く申上げて見ますと、二億二千六百萬圓の內外債を引繼ぎました場合に現在電氣局に於ける軌道關係の乘車收入二千萬圓が確保出來るかどうかと云ふと、是は私は乘車料收入、廣告收入等を合しまして二千萬圓の收入を今後五年、十年維持することは出來ると云ふことを申上げて置きます。然らば現在の所謂經營費としての一千二百萬圓近い人件費其他使つて居りますが、其經費と云ふものは尙ほ節約することが出來るかと云ふと、是はまだ節約の餘地がある。所謂國有にして經營し、二重の人件費を節約するならば、一千二百萬圓のものを千萬圓位にすることは決して困難ではないと思ひます。さうして今千七百萬圓以上のものが減債金として毎年計上されて居りますが、是は低金利政策を徹底的に利用することに依つて此減債金を千萬圓程度に切詰めることも出來る。是は外の經營方法では出來ないと云ふことを自分は考へて居るのであります。時間がありませんので詳論することは出來ませんけれども公企業と云ふものゝ經營を國有民營にすることに付て十分に皆樣が御研究下さいましてどうか現在電力の統制方法として民有國營と云ふ說があり、それに對して國有國營、國有民營と云ふやうな說が起つて居りますが、此點に付きまして、三者とも大體御研鑽下さいまして、是等の公企業の統制に付くの十分なる御力添へが之に依つて願ひたいと云ふことを此際申上げまして自分としての報告を終ります。

## (チ)　都市に於ける公益企業としての住宅經營

大阪府警察部建築課　村井進君

一言お斷りして置きたいのでございますが、此報告は警察部の建築課で出しましたものではありませぬので財團法人日本建築協會都市計畫委員會に於きして作りまして、協會の機關を通じまして出したものでございます。都市計畫委員會で作製したものでございますから、委員長から御報告申上げるべきでありますが、

委員長が差障りがございましたので、私がお話申上げることに致します。

都市の住宅問題、特に住宅――都市に一番多い借家住宅を改良しなければならぬと云ふやうな事柄は今更くど〳〵申上げる程のことではないのでございまして如何にしてこれを改良するか、如何にしてよき借家を建築するか、と云ふことが問題なのでございます。住宅と保健問題と云ふものは、ずつと前から言はれて居りまして、昨日本會議の保健施設の方に於きましても、主報告の中に挟間衛生局長からもお話がございましたし、第二部會の保健の項に於きましても、都市住宅の問題に關係致しまして、三、四の論文が見受けられるやうに思ふのであります。都市住宅の問題、特に一番多くの人達が住んで居りまする借家の問題と云ふものは單に保健問題だけではございませぬので、保健問題とつれまして私生活の問題、私生活に於きまして特に經濟的の問題が、それに絡まつて來るのであります。大體我が國に於きまして特に大都市を對照と致すのでありますが、我が國に於きます勤勞階級は、收入の一八パーセントから二五パーセント位の支出を家賃に拂つて居るのであります。其殘りで以て生活をしなければならぬと云ふやうな狀態でありますの此一八パーセント乃至二五パーセントと云ふものは非常な高額なものでございます。これについてはどうしても考へなければならぬことは、今强く叫ばれる國民生活の安定にも大きなキー・ポイントがあるのでないかと考へます。一般の勤勞階級に於きましても決して惡い家に住みたいのではありませぬが、併し經濟的にこれが許されないから惡い家に入つて居るのであります。これらにつきましては餘り詳しいことは省きます。

一面にありましては昨年ロンドンに於きまして、國際住宅並に都市計畫問題會議に於きましても非常に論じられまして、イギリスの如きドイツの如き其他もつと小さいベルギー、オランダのやうな國迄も非常に强く叫んで居るのであります。わが日本が躍進の名に於て仕事をしながら、實は此問題に關しては殆ど何もしてゐないのであります。これは今日の問題ではなくして、或は明日の日本を背負ふ國民の體の問題であるかも知れないかも知れませぬが、日本人程子供を可愛がる人間はないと云ふことでありますから、もつと次ぎのゼネレーションと云ふことを考へて戴きたいのであります。勿論日本では何もしなかつたかと申しますと或程度のものは致したのであります。現に私共市街地建築物に關係して居る所は、或點迄やつて居ります。それらの調べに付きましては、昭和二年に不良住宅地區改良法が出來まして、これもぽつ〳〵やれることになつて居ります。それから公共團體では公營住宅を供給致します。それから一方住宅組合法が出來まして、小住宅建設が出來まして、助力を與へてゐると云ふことは慥かでありますが、併しこれを約十年やつて居りましたのですが、未だ都市の改良一般的の向上と云ふものに對して大した効果が擧つてゐない。街を御覽になりますと分りますと思ひますが、何處がよくなつたか薩張り分らぬと云ふやうな狀況でございます。

それに反しまして都市に於ける狀況と云ふものは、だん〳〵惡くなつて行くやうであります。それは都市保健の問題と致しまして、煤煙防止或は塵埃防止、惡毒瓦斯防止或は騷音雜音の防止さう云ふことを旺んに唱へられて居りますが、現在ではこれに對して殆ど解決がついてゐない。だん〳〵惡くなつて行くやうに思ひます。此保健の問題として解決されて行くことゝ思ひますが、併し現在よりも良くなるには相當の期間を要するやうに考へて居ります。それにも拘らず一般大衆は極端なる言葉を使ひますと、自らの健康を犧牲にして生産の增加を强ひられて居ると云ふやうな傾向があるちやないかと云ふことを、われ〳〵は日常の仕事の上から考へて居るのであります。此場合に於きまし

て、住宅改良と云ふ問題はもつと眞劍に考へなければならぬ、もつと目に見えて良くなるやうにしなければならぬ、と云ふことを考へるのであります。それに付きまして今迄のやり方はどうだらうと云ふやうなこと今迄のやり方でどん〳〵進んで行つて間違ひないか、と云ふことを一應考へ直さなければならない時だらうと存ずるのであります。

現在借家住宅と申しますものは、一般農村に於きまする自分で有つて居ります家とはずつと違つて居りまして、これは完全に商品なのであります。住宅が商品化して居りますと云ふことは、一般借家住宅を建設致します際、誰のために建てると云ふことを考へるでなくて、誰にでも入らせる唯家賃さへ擧がればよいと云ふ所から建てるのでありますから、一般商品と同じであります。茲に家主さんが居られると失禮ですが、兎に角店子を健康にしてやるよりも店子より家賃を貰つて儲けて行くことが主でございます。大體どの位利益が擧つて居るかと云ふことを大雜把に調べたのでありますが、今のいろ〳〵の產業其他の項目に較べて相當高いのであります。二割——惡くて一割極端なのは、三年で以て投資した金を全部回收して了ふと云ふのが隨分澤山あるやうに見受けるのであります。

さうしてゐながら其經營の規模と申しますか、兎に角規模でございますが、其規模と申しますのは、非常に小さいのでございます。これは强ち家主だけのことではございませぬが、わが國の都市に於きまする土地の所有、或は使用と云ひますが、使用の權利者が極めて多くて、而も小さい所に小さい面積を有つて居るのであります。でありますから或一定の大きな所に大規模の經營をやらうと云ふことになれば、土地權利者の問題が非常に錯雜致しまして、問題が錯雜して來ますが止むを得ぬことであります。さう云ふことは考へないのであります。一つの家を造るのでありますと。或與へられた小さな面積に、出來るだけ大きな家を造ると云ふやうな考へ方から造るのでありますが、斯ふ云ふ限られた中で、いくらよい家を造らうとしてもこれは殆ど出來ない相談に近いのでありまして、建築學、建築理論、建築技術、さう云ふものがいくら進歩致しましても非常に制限された範圍に於きましては、應用範圍は極めて制限されて居りまして、殆ど應用が利かないと云つてもよい位であります。

而も其借家住宅と云ふものに對して、相當進歩した建築理論、建築技術を有つて居り、或は有つて居る技術家乃至建築家がどれだけこれに參加して居るか、と云ふと全然參加して居らぬのであります。私自身建築技術家でありますから、それに對して相當責任を感じて居りますが、一般大衆の住んで居られる家には建築理論なり建築技術は何等貢獻するものでない。これは貢獻する餘地がないと云ふことを一つお含みを願ひたいのであります。斯う云ふ大切な住宅と云ふものに對しまして今のやうなことをして置くのは甚だ惡い。これには考へて見ますと、規模が小さいのだ、經營の規模が小さいそれの因になつて居るのは、土地の有ち方が惡いのだと云ふやうなことが考へられます。而も規模が大きくなれば、建築學技術の一番よきものが、それに俱に參與してやる。さうすれば同じものでありましても、うんとよいものが出來るがと云ふ自信を有つて居ります。これらのものをどうして解決するか、結局國の經營にしなければならぬと云ふことに歸着するのでないかと思ふのであります。

其外大規模の經營になりますと、いろ〳〵な特長があります。都市計畫的の經營が而も圓滿に完全に行きます。具體的に行く、都市計畫的施設、都市計畫的住居政策を措きまして——閑却致しましては、都市の住宅は經營が完全に出來ないのでありますが、現在のやうな統制のない、土地の開發、土地の利用に於きましては都市計畫の施設と云ふものは極めて出來難いのであります。

只今申しましたやうなことを集めまして、ずつと考へて見ますと、先づ解決と致しましては、イギリスの如く住宅法の制定がございます。住宅法の制定は、我が國に於て直ぐ出來るかと云ふことは疑問でありますがイギリスと我が國とは土地の所有形態が違つて居ります。其點非常に問題が難かしいのでありまして、寧ろ土番の所有形態、利用形態まで縛つて了ふのが非常に都合がよいのであります。住宅經營のみではなく、私の立場から言ふと、勿論土地を有ち、家も有つて、これを國家公共團體の手に於て經營することは、理想的なことでございます。これを經營することは國家公共團體の義務であるかも知れませぬ。其義務である所のものが、今何のために蔑ろにされて居るかと云ふことは經濟的の事情であるかと思ひます。

斯う云ふやうないろ〳〵なことを考へまして、結局どうしたらよいか、住宅法が出來るのはよいが、併しこれに對して効果は餘り考へられないと致しますれば、住宅の經營其ものに或は國家統制を加へるのは、適當でないかと云ふことを考へられるのであります。今日の市街地建築物法及び不良住宅の改良法が、全然効果がなかつたのではありませぬから、これから先も並行して考へらるべきものと思ひますが、併し住宅經營其ものをオミットして考へて行つては、薩張り効果が擧らぬ。突き進んで住宅經營に對まして國家統制を行ふことが必要であるかと思ひまして、私共が書きました論文の最後にございまする事業法の内容にも其ことを考へて置きました。私共は技術家でございまして、經濟的な方面、或は統制の形態的方面とかに付きましては、アウトサイダーでございますので、はつきりしたことを申上げることが出來ませぬが、われわれとしても斯う云ふ方法も考へましたが、どうでございませうかと云ふことを、皆樣にお諮り願ひまして、更に現在の住宅の不良を改良し得る途がございましたら、其方の御提案を願ひたいと思ふのであります。

これはわれ〳〵が斯う云ふ方法はどうだらうかと云ふ考へから出ました一つの提案でございまして、われわれ自身これが獨占されて來た場合の弊害はどうか、これをやつた場合には、住宅が一時的に缺乏しないかと云ふことを考へました。併しこれに對しては自ら解決の方法があるんぢやないかと云ふことを考へて居ります。甚だ粗末でありますが、これを以て報告に代へます。

## (り)　經營者の立場より見たる市内交通機關

### 運營問題の一考察

大阪市電氣局
運輸部長　岸本熊太郎君

私は昨日及び今日、討議及び講演に列席致して、別段何も述べないつもりでございましたが、經營を實際やつて居る所のお方からの意見、御討議と云ふものが餘り出ないやうに思ひましたので、俄かに只今着きまして飛入りをやらして戴きました次第でありますから、申すことも後や先になるかも知れませぬが、豫め御承知置きを願ひたいと存ずるのであります。

市内の交通機關を運營するに付きまして、これを民有民營主義にするか、或は公有公營主義にするか、或は又先程も論者の言はれたやうに、これを其他の折衷主義にするか、と云ふことに付きましては、いろ〳〵觀點の相違によつて結果も異るだらうと思ひますが、

昨日の主報告にもありました通り、私は矢張民有民營主義か國有國營主義か――公有公營主義かどちらか徹底したものにして行かなければならぬものと、取扱者の立場から考へるのであります。理論は抜きますが、公有公營主義には最も大きな非難と致しまして、或は財政上癌になるかどうかと云ふことに付いて、非常に心配する人がありますが、私はこれはスタートに於てよく考へ、さうして此運營の中途に於てよく考へたならば、決して癌になるものでないと思ふのであります。

今六大都市に於きまして、いろ〳〵の苦惱をして居られる所の狀態を見ましても、或は私の方の狀態を考へて見ましても、それは過去に於て非常に著しい所のなんと云ひますか、天才であるとか、見透しをつけることが、下手であつたか上手であつたかと云ふことは別問題と致しまして、兎に角結果に於て見透しを誤まつたと云ふことのためであると私は考へる。從つて六大都市に於きましても、或は東京であるとか、或は私の運營して居ります所の大阪であるとか、と云ふやうな所を考へましても必ずしも、それが公營であるがために一般經濟に非常なる影響を及ぼして居るとも考へない。殊に其他の六大都市に於きましても、其感を深くするのでありますから、此點は今言ひました通りよく注意してやれば癌になる所か、或は一般經濟を助ける所があるかも知れませぬから實際に於て御心配になることはないと思ひます。

私が今結論を簡單に與へましたが、公營公有主義に於けるものと假定致しまして、現在に於ては御承知の如くさう云つて居りますが、これを外部から申しますと云ふと、其組織に於きましては、或は昨日も述べられたやうに官僚主義とか、或は商業主義とか、公共主義と云ふものがございませうが、又此内部に於きましての運用と致しましては、殊に私は此點を强調して行きたいと思ふのでありますが、――無論官僚主義のやり方については今日に於てこれを考へて、さうして充分積極的に民衆に便利を與へるやうにならなければならぬのでありますが、其内部の組織に於きましては、私は大いに考へ――内部の組織について大いに考へなければならぬ必要があると思ひます。これは公益企業全體に亘つてゞありますが、或は公益企業の中の殊に交通機關の運用に當りましては、何を措いてもオペレーションと云ふものを第一にしなければならぬ。作業化すると云ふことを第一にしなくちやならぬ。作業化――所謂一つの根本の使命でありますが、此作業を旨くやるにはどう云ふ組織を採つて行くかについて考へなければならぬ。

アメリカ其他の所に於きまして主義に於て二つの主義を有つてゐる其一つは分科の式である。デパートメント・システムと云ふものでありまして、上から下迄縦割に全面的に行つて居る主義である。一つはデビジョナルシステム横割の主義であつて、横に横にとだん〳〵を踏んで行く主義である。即ち鐵道省で行きますと、驛があり、運輸局があり、運輸事務所があり、鐵道局があり、鐵道省があつて、小さな所は小さな所で賄つて行くと云ふ主義である。或は又今言つたやうな技術方面で縦割に行くデパートメンタリズムと云ふものがある。どちらがよいかを考へなければならぬと思ひますが既に皆樣の中の組織に於きまして、局長に直屬して課があつて、課からずつと仕舞まで、例へば工務課と云ふやうなものに致しますと、御承知の通り出張所長が、ギャングをやつて居る、工務課がメンテナスをやつて居る、ずつと縦割にやつて居る。例へば運輸部長が居つて、それで總括して其次にスタフ・オフィサーとして課長を置いて、又もう一つは例へば運輸事務所とか、自動車の事務所を置いて、小さい所で絞つて來て居る。尤も命令は上から出ますが、或程度の範圍は小さい所でやる事が出來るものはやる。上に行けば縦割主義で、横に行けば横に行くと云ふものと二

つあると思ひます。

此運營の主義はどちらがよいかと云ふことは、研究しなければならぬと思ひます。縱かにエキスパートを養成し、さうして命令を技術的に徹底させるには縱割主義、デパートメンタリズムがよいのでありますが、圓滿なる常識を發達して、總ての事業に共通する人を養成するには、矢張横割主義でなければならぬ。又日常其他のことに於て直ぐ敏速なる扱ひをさすと云ふことには、何か一纏めに纏めたものが、獨立專決の權力を有つて居らなければならぬ。從て小さい所で纏めて行くことが必要であると思ひます。これは交通機關の運營上、内部に於ける構成について考へなければならぬ問題と思ひます。これはどちらがよいかは、アメリカに於ても諸外國に於ても問題になつて居ります。わが國でも私の方は横割主義を採つて居ります。東京其他に於ては縱割主義を採つて居る。これらは運營上どう云ふ影響があるか考へることは興味あることゝ思ひます。

それからサーヴィスの問題であります。公營主義はサーヴィスが非常に悪いと申しますが、これはサーヴィスと云ふことを履違へてゐる所の人が澤山あると思ひます。お客に對する從業員の叮嚀にやることをサーヴィスと心得て居るものがある。無論それは一つのサーヴィスでございますけれ共、サーヴィスと云ふものは、われ〳〵の考へるのには、大きい意味に於て所謂旅客公衆を運ぶべき取扱ひの施設は勿論のこと、親切は勿論のこと、設備の施設についても考へなければならぬ。さうすると云ふと、サーヴィスと云ふことは二つに分けて取扱ひと、設備の關係と云ふものを見ますのに、私は公營主義に於きまして。其施設に於きましてこれは私營のものとは非常に進んで居ると思ひます。私營のものは利潤を追ふ關係上、施設に於て劣つて居るに拘らず公營主義のものは施設に於て劣つて居りませぬから、此サーヴィスの點に於ては公營の方が優つて居るのであります。取扱ひの點については、いろ〳〵申されました通り劣る所がありませう。

併し乍ら此公營をやつて居る所の所謂市なら市、都市と云ふものにやらす所のものを、どう待遇するか、やらす者をどう任命するか、又其訓練の方法にも非常に差があると思ひます。よい人を餘り交代を頻々とさせないやうにやつて行く都市に於きましては、相當成績が擧がるべきものでないかと思ひます。それらの人は訓練を充分致しましたならば、同じ民營の中でも大阪の例へば民營の會社に於きましても、私の見る所では阪急が一番よいと思ひます。其他はだん〳〵があるのであります。阪急は何故よいかと云ふと、餘り重役も變らない。下の者がだん〳〵重役になつて、命令が徹底して居るからであると思ひます。斯う云ふことは私營であらうが、公營に於きましても、其精神に於ては變らないのでありますから、今日公營のものが劣つて居ると云ふのは、さう云ふやうな幹部及び從事員の養成と云ふことに付いて缺陷があるぢやないかと思ひます。これは私營に關與して居る方がよく考へなければならぬと思ひます。

次に市内交通機關の殊に路面電車の配線の問題であります。御承知のやうに路面電車につきましては、皆様運營せられる方があるか知れませぬが、鐵道のものとは違ひまして、サイジングと云ふことがないのであります。路面の上を二つの軌條によつてずつと行つて居るのでありまして、遲れゝば遲れるだけ離れて行つて先に追越すと云ふことがないのであります。それであるから路面電車と云ふものゝ配線と云ひますか、配線問題と云ふものは非常にむづかしくなつて來るのであります。此點は生れてから死ぬ迄市内電車に携はつて居るものが、これで仕様がないと思つて居りましても他の所から入つて來たものは、これではどうもならぬ、よい方法を考へなければならぬ、研究しなければならぬと思ひますが、幸ひにして私は其アウトサイダ

一の方から入つて、今十年許り經驗を有つて居ります。これには一つの側線を一側線と云ふものがあつて遲れた場合にそれを打ち込むとか、故障車があつても本線の運用を圓滑にすると云ふことが必要である。或は旅客の密度によつて折返しと云ふことをしなければならぬ。又都心地點が繁華であれば、成るべく乘換へをさせぬやうに、成るべくカーヴ線と云ふものを設けて乘換へなしにやる。市民の幸福のために乘換なしにやると云ふことをやらなければならぬ。斯う云ふやうに考へて居るのであつて、此運用に於ては非常に困難でありますけれ共、併し市民の幸福と云ふことに付いては、どうしてもさう云ふやうにやらなければならぬ。われ〳〵は益々市民の幸福となることは市民の交通便利を考へなければ、十字交叉で打切つたらよい。さうすれば如何程系統が簡單でよいか、如何程運營費が助かるか知れぬのであるが、さう云ふ風にやるのは、市民の便益の增進と云ふ風にやるのは、市民の便益の增進と云ふことにならないのである。此點については、よく誤解のないやうに願ひたいと思ふのであります。

次に市内に乘入れの問題でありますが、これは皆様に非常に御關係があると思ひますが、郊外電車が市内に乘入れる、バスが乘入れる、これをどう云ふ風にしたらよいか、と云ふ事はわれ〳〵非常に頭を惱ましてゐる問題でありますが、併し私の考へでは市には特別の區域があると思ひます。これらの路面電車なりで、市がどうしても市内交通上の機關として、いぢらなければならない所と、それからのちに自由競爭に入つて來てよい所とあると思ひます。これは都市の交通によつて定めなければならぬのでありますから、此ことについてよく考へて行つたらどうかと思ひます。アメリカに於てはロスアンゼルスが都心地點迄乘入れて來て居るため非常に困つて居る。又ヒラデルヒヤに於ては、或地域で制限して居るから運營が非常に旨く行つてゐると云ふことを考へまして、これは充分に考へて行かなければならぬと思ふのであります。

最後に結局斯様に申しますと云ふと、矢張統制の問題になつて來るのであります。私は非常に消極論者でございますが、市内運輸の王座を占めるものは市電と市バスであつて、大部分の市内交通機關を運用して居るのでありますから、これは矢張主體となつて統制すべきものである。さうして以て其市は一面に於ては矢張行政の主體と致しまして、六大都市は殊に道路を完備し、道路に關する費用を負擔し、或は又都市計畫に



よつて費用を出して道路を建設して居りますから、他に營業者がなければ仕樣がないが、市の中で營業者があれば、矢張市營を以て統制すべきものであると考へます。まだいろ〳〵の企業形態の問題がありますが、先づ第一に私は市營を以てこれを統制して、然る後にいろ〳〵の企業形態を考へることが今日に於て非常に平易にして、さうして直ぐ即行出來るものだと思ひます。これを以て甚だ粗末でありますが終ります。

## (又)　公益事業の公營に關する若干の問題

和歌山高等商業學校
教授　大畑文七君

私は公益事業に關する實際的な知識は全然ないのであります。唯それに付いて多少理論的な方面に興味を覺えて居りますから、それに付いて若干述べさして戴きます。併しこれも所謂實際知らずの理論であります

から、どれ程皆様の御感興を惹くかは非常に危ぶんで居ります。所で時間も甚だ尠いやうでございますから、私は唯私の述べたいと思ひます。其要點だけを申上げて、それで御免を蒙りたいと思ひます。

今日公益事業と云ふものが、事業自體の有つ公益性と云ふ性質から、何かこれに統制を加へなければならぬと云ふことは最早現在の世界觀から致しまして、誰も否定し得ない所だと私は確信して居ります。所が此公益事業を統制するに致しましても、いろ〳〵の方法がありまして、先づ二つの大きな對立した方法があると思ひます。これは誰もが仰しやることでありますが、第一は飽まで公益事業を從來のやうな自由主義的な思想の立場に立つて民間にやらして行つて、唯公共團體として國家がそれを公益事業としての職分を充分遂げさすやうに、これを外部から統制して行きさへすればよいではないか、もつとそれを具體的に言へば、これに獨立法を設ける、或は行政監督をより嚴重にすると云ふ方法によつて目的は達せられると云ふ建前があると思ひます。これは主としてアメリカ邊りで見受けられる現象だと私は考へて居ります。

それからもう一つは公益事業の事業としての社會的の職分を充分到達させるためには、私營ではどうもいけない、これは公營によつて初めて目的を達し得るものだと云ふやうな建前で行くのがありますが、勿論これに於きましても公營と云ふ場合に、其所有なり經營の二つながらを公營に移す場合と、其經營乃至は所有のうちの唯一つだけを公營によつてやると云ふやうな場合とに分れて來るのでありますが、何れにしても此二つの方法がある。此二つの方法は公營によつて初めて公益企業と云ふものゝ社會的職分が充分盡されるんだと云ふ、斯う云ふやうな建前で行くんだと考へます。

其兩者の折衷的或は中間的な方法としまして、所謂公私共同的建前で行く、或は半官半民の建前で行くと云ふのがありますが、これは要するに其中間的でありまして、利害其他は私營か公營かと云ふことの、どつちかに歸着するのであると考へるのであります。所で最近ドイツの事情を見ますと云ふと、歐洲大戰以後公益事業は所謂公營の手に移して、所謂社會化運動の結果としまして、殆どこれを公營に移すと云ふの機運が非常に強くなつたのでありますが、最近見ますと——ナチスの天下になりますと、だん〳〵と此初めの主義が緩和されまして、現在有つて居る所の公營も徐々にこれを民營化して、私營に移して居るやうな傾向が見えるのであります。現にシャハトが——經濟大臣でありますが、シャハトのなした演說に依りますと、民營をはつきり贊成して居るのでありまして、民營ならば所謂イニシアチブの國家公益事業が公營であるか、私營であるかと云ふ組織上の問題は第二の問題で、要するに目的とする所は事業の社會的職分を盡すやうにしさへすればよいのであつて、それが公營であるか、私營であるかと云ふことは第二の問題であると云ふやうな宣言をすることになりまして、再民營も敢て惡くないと云ふやうな演說をしてゐるやうであります。

所が私はこれに多少疑問を抱きまして、果して公益事業が此組織如何に拘らず其職分を充分に盡し得るであらうか、或種の公益事業は公營の手に移すことによつて初めて完全に其職分が發揮されるでないかと思ひます。所が公營と云ふことになりますと云ふと、それは理論としては贊成であるが、いつでも公營については赤字が出る。能率が私營に到底及ばない、主義としては贊成であるが、財政的には到底實行し得ないと云ふ反對が出て來るのであります。そこで現に電力の公營問題に付きましても、民間側に於きましては、國營に對して非常に反對して居るものもいろ〳〵ありますが、其中心點は公營はどうしても私營に及ばない能率が下がる、斯う云ふやうな點が中心になつて居るやうであります。で私は此公營と私營との能率云々、或はよりどちらが効果的であるかと云ふことについては、

今迄の論は甚だ雑駁でないかと思ふのであります。それは單に今ある公事業が多く赤字を出してゐる、民營の方は有利な配當をなしてゐると云ふ數字だけ擧げて公營がいけないと云ふ反對論が多いやうでありますが併し乍らこれはもつと數理的に精密な比較が要るんぢやないかと思ふのであります。

それは第一に現在の公營事業と民營事業とは、計算の基礎が違つてゐると思ひます。一方は官廳簿記の形式でありますし、從つて官廳簿記は御承知の通り收支計算と云ふことが中心でありまして、或一つの前借制度と云ふものを中心として、それから經費を支出して、どれだけ殘るかと云ふやうなことを計算してやつて居ります。所が民營は商業簿記に依りまして損失計算がはつきり出て來る。官廳簿記は收支計算が出て來ますが、損失計算がはつきり出て來ない。從つて損失計算がはつきり出て來ないから、原價銷却ははつきり致しませぬ。所が私營でははつきり出て居ります。それをもつと具體的に申上げますと、例へば公營の方でありますと云ふと、其從業者の勞働所謂原價に於きましても完全な賃銀でないのでありまして、所謂俸給でありまして、俸給と賃銀プラス地位的生活を補償するためのいろ〳〵なものがあるのでありまして、單純なる勞働價格としての賃銀以上優遇されて居るものと考へます。所が民營の方はこれが完全に賃銀として行はれる。其他勞働時間に於ても公營であれば、休暇がある、夏休みがある、或は半どんがある、いろ〳〵な點に於て違ふ。斯う云ふやうなのは一例でありまして、計算と云ふもの、單位基礎と云ふものが違ふから、果して公營が劣るか劣らないかと云ふことは、もつと嚴密な、計算基礎を同一にして言ふべきでないかと云ふことが考へられるのであります。

其他いろ〳〵公營に對して民營の劣ると云ふことについては、いろ〳〵の點が考へられるのでありますが、私は其小さいことを省きまして、第二に最も主張したいと思ひますのは、民營の方は經濟界が着々進歩するに伴れまして、其經營組織なり形態と云ふものが絶えず日進月歩して居りますが、公營企業に於きましては其組織形態と云ふものが非常に進まない。遲れて居るのであります。民營に較べますと、組織形態が公營に於ては非常に遲れてゐると思ひます。特に日本に於きましては公營企業の組織形態は外國に較べて非常に遲れて居るやうに考へます。そこでこれは現在の公營事業の所謂非難に對しては、もつと其組織形態と云ふものを改良し、改善したならば、現在の所謂非難がもつと救はれるのでないかと思ふのであります。

瓦斯や電氣事業について赤字が出ると云ふことを屢々言はれましたが、其組織形態を昔の儘に進めて行き時代に合はないに拘らず依然として守つて居るから、そこに缺陷があるのぢやないか、もつと時代に適合した一つの組織形態と云ふものを、これに吹込むことに依つて、幾分恢復する見込があるのぢやないかと云ふ風に考へるのであります。そこで私は此公營事業と云ふものに付きましては、從來外國に於てどう云ふやうな一體組織形態があるかと云ふことを、もつとよく研究致しまして、其組織形態が各々長所短所がありまして、其長所短所に於きまして、どう云ふ公益事業には適用出來るか、出來ないか、と云ふ限界がありまず。其限界に對して各々公益事業と云ふものについて組織形態を研究する。勿論これ以外に於て——公益事業に於て公營によつて制限を受けます。技術上の發展に於て制限を受けます。或はある技術で絶えず日進月歩的に急進的に進歩してゐるやうな事業では、到底公營に適さないのでありまして、或一定の進歩程度に停止して居る事業に對して出來る。例へば電氣瓦斯と云ふやうなものは技術的進歩に於ては殆ど停止的である。斯う云ふものについては公營が出來る。或は官僚的な經營に適するかどうか、或は需要が一定してゐるかどうか、或は賣上數に變動があるかどうか、斯う云

ふやうな點に於て制限を受けるのでありますが、兎に角組織形態を各別に考へる。さう云ふ場合には無論限界がありますから、これによつて幾分將來救はれる餘地があるのぢやないかと思ひます。

所が公益事業と云ひましても、其内容に於きましては、公益の程度に差がありますから、其差に於きまして、或公益事業に於きましては、全然公營にする。或ものは例へば其中間形態でもよい。或は更に進んでは私營にしなければならぬ。或は其間に於ては公法上の形態でありまして、一般豫算から斷ち切り、或獨立經營體による、或は公法上の一公共會社にする。或は更に進んで私法上の會社形態によつてこれを組織する。いろ〳〵これには組織形態がありますから、私は多少書いて置いたのでありますが、これらを旨く公益性の烈度によつて按配し、各公益事業に最も適切な組織形態と云ふものを當嵌める。斯う云ふことにして幾分でも改善の餘地があるんぢやないかと、斯う云ふやうに考へるのであります。それでは君は公益事業については何がよいのかと云ふ具體的の問題につきましては、勿論今お答へすることが出來ないのでありまして、唯さう云ふ風なことを考へて居るだけであります。

私の申上げたいと思ふ點はそれだけでありまして、何等内容がないのでありますが、唯荒筋だけ申上げまして、甚だ不充分でございましたが、惡しからず御諒承を願ひます。

## (ル)　市營バスとガソリン問題について

京都市電氣局技師　西田德次郎君

私は只今より將來ガソリン價格の騰貴致しましだる場合に於ける我國市營バスの蒙むる所の影響乃至は之に對して只今より考へて置かなければならない心構へと云つた風のことに就いて申述べ、蓄電池自動車のことに言及したいと思ふのであります。

本年六月一日我國ガソリン市價は、ガロン四十六錢より一躍五十一錢に値上げせられはしましたが、是は主として石油貯油義務の關係に依りて生じたる現象でありまして、ガソリン市價五十一錢には、最近提唱せらるゝ所謂燃料國策の遂行採算値段は少しも加味されてゐないのであります。而して石炭液化及び合成燃料の採算點は先づ六十錢見當と云ふことであり、ガソリン價格を是等の採算點迄引上げなくてはならぬとする聲は、各方面を壓して絶對的なるものとなつてゐる現狀であります。商工省及び海軍當局はガロン七十錢を目標値段としてゐるが、假令七十錢とするも是は世界の先づ最低價格であり、世界主要都市の平均價格一圓見當と云ふのには猶ほ相當の距離を有してゐるのであります。

勿論海外諸都市に於てはガソリンのみならず、一般物價も我國に比較して相當高いのであるから、一般物價に對するガソリン價格の割合から言へば、我國ガソリン價格が海外諸都市よりも低廉なるべきは、一應尤もなるべきでもあらうが、ガソリン價格五十一錢と云ふのは兎に角未だ少し安過ぎるのであつて、將來相當の値上りは覺悟せなければならない譯であります。

殊に我國に於てもガソリン價格は昭和初年の頃に於ては一米ガロン七十錢見當を唱へてゐたのであつて、現市價五十一錢には尚充分値上りの餘地あるものと考へられて居り、過日發表せられたる税制整理案に依れば、其輸入税を一ガロンに付五錢增加せしむると共に一ガロン當り五錢の消費税を賦課せしめやうとしつゝあるもの〻如くでありますから、ガロン六十錢見當迄の値上りは必然的なるものと考へねばならないのであ

ります。

尙先程我國ガソリン市價は、本年六月一日迄は一米ガロン四十六錢であつたと云ひ、又海外諸都市に於ける市價に比し著しく低廉であると云つたが、之を數字の上に於て明かならしめんがため、假に本年四月十六日に於けるガソリン市價を世界主要都市について言へば次の如くであります。

即ち當日に於ける我國市價一米ガロン四十六錢に對し、倫敦は其約二倍の九十五錢、巴里は三倍の一圓四十五錢、伯林は四倍の一圓八十六錢であり、最も低廉なりし紐育に於てすら一倍半近き六十七錢であつたのであります。先づ世界主要都市の平均價格は一圓見當と云ふ所になるのであります。尙又昭和の初頭に於ては我國に於てもガソリン價格は七十錢見當の高値を唱へてゐたと云つたが、昭和元年より今日に至る我國ガソリン市價の推移を赤新裸の一米ガロン當り年平均概算價格について言へば次の如くであります。

即ち昭和元年が七十七錢、二年が七十一錢、三年にずつと落ちて六十四錢、四年に同じくずつと落ちて五十二錢、五年より九年迄は大差なく各々四十八錢、四十七錢、四十五錢、四十九錢、四十四錢、十年に一躍五十三錢に奔騰し、本年上半期に於ては平均五十六錢となつたのであります。但しこれは赤新揮發油の裸値段であります。尙又是はガソリン價格の所謂建値であつて、實際の取引は是よりも低い所で行はれてゐるのである。京都市に於ては今述べたる如く昭和八、九、十各年に於ける赤新裸の建値それ〴〵四十九錢、四十四錢、五十三錢なるに對し、品質の異れることは勿論であるが、是等各年各々約三十六錢二厘、三十四錢六厘、四十一錢一厘にて購入してゐるのであります。

而して此ガソリンなるものは、現在我國に於て如何程消費せられてゐるかと云ふに、之を朝鮮臺灣を含めたる全日本への供給高、即ち全日本に於ける需要高について見るに、昭和十年に於ては、米ガロン單位にて三億二千七百三十萬ガロンに達してゐるのであります。即ち昭和十年に於ける實際取引價格を假に一米ガロン四十五錢と見るも、約一億四千七百萬石のガソリン需要があつた譯であります。然るに我國に於ける所要ガソリンは一部分外國より原油を買ひて之を國内に於て精製してゐるのでありますが、假に國産原油よりの精製高を全ガソリン需要高の一割と見、殘り九割迄は外國原油よりの國内精製品、若くは外國製ガソリンと見る時は、一億三千萬圓見當迄は外國原油を原としたるガソリンなりと考へられる譯であります。

而して我國に於ける此ガソリンは大部分自動車に使用せられるのであり、而も我國に於ける自動車數は、昭和十年末現在に於て内地のみとして十一萬二千五百四十臺に過ぎず、世界總數三千六百八十一萬四千七百九十八臺の僅か〇・三一パーセント、北米合衆國の二千六百十六萬七千百七臺は措て措き、英佛の各二百萬臺、加奈陀、獨逸の各百萬臺、伊太利、アルゼンチン、ソヴエート聯邦のそれ〴〵三十九萬、二十九萬、二十五萬臺見當なるにさへ及ばず、將來益々急激なる增加を來さんとする趨勢にあり、十一、二萬臺と稱せらるゝ今日に於てさへ只今述べたるが如き巨額のガソリンを消費しつゝあり、將來車輛增加の曉に於ける是が燃料對策は只今より萬遺憾なきを期し置かなければならない譯であります。

玆に於て考へられるのはガソリンを使用せざる車、例へば重油を使用するディーゼル自動車、石炭瓦斯を使用する瓦斯自動車、薪を使用する薪自動車、木炭を使用する木炭自動車、蓄電池を使用する蓄電池自動車等でありますが、是等は何れも尙研究中のものが多く、尙又現在としては概ね軍事上には使用不適當のものであります。即ち軍事上に於ては現在の所、自動車に於て、將又飛行機に於て、ガソリン・エンヂンは絶對的に必要缺くべからざるものであり、是が研究發達は是非共指導奬勵せねばならない情勢にあるのであります。

併し一面に於てガソリンを使用せざる蓄電池自動車の如きを平時一般交通機關として一部に利用するは元來に於て乏しき我國ガソリンをして一層効果的なる方面へ一層有効に活用せしめ得るの所以であり、且又深夜餘剩水力電氣の有効なる利用をなさしめ得るの所以であつて、一石二鳥の方策と云ひ得るのであります。

尚現在我國に存在する所の自動車は殆ど全部輸入品であり、昭和十年に於ても内地のみにて自動車部分品としてシャシー一、〇一〇輛、此價格百三十七萬一千圓タイヤー五千五百九十五疋、此價格一萬圓、其他二千八百萬六千圓、即ち自動車部分品全體として二千九百三十八萬七千圓の外に、完成せる自動車として九三四輛、三百二十萬二千圓を輸入して居り、其輸入總額は總計三千二百五十八萬九千圓に達してゐるのであり、年々其輸入總額の遞増するを憂へてゐたのでありますが、幸ひにして本春第六十九議會に於て、我國自動車製造事業法通過するあり、同法は法律第三十三號を以て本年五月二十八日公布せられ、勅令第百六十九號を以て本年七月十一日より施行せられたから、今後に於ける我國ガソリン自動車も漸次國産化せらるゝことであらうし、又「液體燃料の自給」は現廣田内閣七國策の一たる産業の振興及び貿易の伸張中の一重要項目をなしてゐるから、外油問題も早晩或程度迄の解決を見ることゝも思はれ、此點御同慶に堪へない次第であります。

内燃機の發達助長と云ふ角度より見る時は、ガソリン自動車の發達普及は上述の如く徒らに抑制すべきものではないが、燃料國策などの影響により、假令一時的にせよガソリン價格の暴騰を來すに於ては、自動車業者の苦痛は洵に大なるものがある譯であります。タクシーの如きは現在の車を所謂小型自動車に取替へ、或は又駐車場の新設增設による流しの廢止により消費ガソリンの低減を計る道あるべきも、バス事業に至りては斯くの如き逃げ道なく、自然ガソリン車以外の經濟車を探求するの要を生ずるに非ざるかと思ふのであります。

勿論石炭液化乃至は合成燃料の採算點六十錢乃至七十錢と云ふことは、事業創設當初のことであつて、研究の進むにつれ、事業の發達するにつれて、此採算價格は低下すべきであらうから、其時に至らばガソリン價格も再び相當低落すべきことゝ思はるゝも、果して此處に至る迄に幾許の年月を要し、幾許程度の低減を齎らすべきや豫測し得ない。未だガソリン價格低廉なる昭和九年度について、我國六大都市市營バス事業の成績を見るに、一人當り平均乘車賃金は名古屋市の五錢六厘七毛を最低に、神戸市の八錢七厘六毛を最高とし、電車賃金よりも高額となつてゐるのであります。因みに電車賃金の最低は名古屋市の五錢三厘三毛にして、最高は横濱市の六錢四厘五毛であります。

而して現在我國に於ける乘合自動車は、電車に比較して軌道、電線路、變電所などの諸施設を要せず、其建設費小額にて可なる結果、建設費に對する利益割合は電車よりも大であるが、營業費に多額を要するため、收入に對する利益割合は電車よりも劣つてゐるのであつて、是は本年に入りてのガソリン價格の奔騰、並に其將來に於ける尚一層大幅の値上りを見込む時は、更に憂慮せらるべきことゝ考へられるのであります。

市營公益事業は收益を第一義的目的とせざることは勿論なるも、會社に於けるが如く株式は永久に償還するを要せず、單に營造物の減價償却を行ひゆけば可なるとは異なり、公營事業に於ては營造物調達に充當せる市債は當該營造物より年々生じ來るべき利潤を以て豫定償還年次表の示す所に從ひ、逐次償還し行くべき立前になり居り、株式に相當せるが如き所謂永久公債なるものなきを以て事業の圓滑なる運營を行ふ上に於て相當の利潤を逐ふは當然のことである。然るに市營公益事業に於て利潤の不當なる低下の如きを來さんか市營公益事業の根底はために動搖を來し、到底公益事

業本來の使命を完了し得ないのであります。

尚軍需諸工業の根幹をなす基本的企業として、其強力なる統制を論議せられつゝある我國の電氣事業は、現に如何なる程度の規模を有するやと云ふに、水力及び火力を合せたる内地供給電氣力につき之を見るに、昭和九年現在に於て落成五百四十九萬二千「キロワット」未落成二百四萬九千「キロワット」合計七百五十四萬一千「キロワット」あるのであるが、此内水力はと云ふに落成五百四十九萬二千「キロワット」の五九・五パーセント、未落成二百四萬九千「キロワット」の七四・六パーセント迄が水力であり、落成、未落成合計七百五十四萬一千「キロワット」の六三・六パーセントが水力なのである。尚内地に於ける各河川の水系にして發電能力二十萬「キロワット」以上を有するものは信濃川を初め十一水系あり、其水力總量は六百十三萬「キロワット」と稱せられてゐるが、内約六四パーセントの三百九十二萬「キロワット」は未開發水力になつてゐるのであります。尚此外に發電能力五萬「キロワット」以上の水力三十四水系あり、我國水力電氣事業の開發は尚今後相當有望なのであるが、是等水力電氣は、負荷の性質上深夜に於ては發電に利用せず、徒らに放流せらるゝ部分多きに至るのであつて、是が深夜餘剰電力の利用開發は國家經濟上今後益〻熱心に研究指導せらるべき問題であります。

而して上述の如き蓄電池自動車、所謂電氣自動車の普及發達を企圖すると云ふことは是等深夜餘剰水力電氣部の利用に資せしむる所以であり、國家經濟上より見るも其利する所僅少ならずと思ふのであります。

## (ヲ)　交通に關する希望（補完）

大阪府交通警察部
囑託　柴谷善次郎君

私は昨日、本部會に於きまして交通事業は公益企業である性質上どうしてもこれは公營でなくちやならぬと云ふことを申上げました。それから交通事業のうちで、特に電氣事業の方はだん〳〵として市域が增加して參りまして、これに要しまするキャピタルが多くなるのと將來それの償却並に其利子の支拂、或はサーヴィスの點から云ひまして、軌道をよくするとか、或はそれの車體をよくすることによつて、だんだん支出は增加して參りまするが、反對に競爭者が多くなりまして、其結果收入はだん〳〵減る、又公益性の關係から賃銀も增加すると云ふことによつて、だん〳〵と收入は減つて參ります。これらの點に於て將來電氣事業なるものは、其經營の宜ろしきを得なかつたならば、將來或は市の財政の癌となるかも知れぬと云ふことを昨日申上げました。

それと同時に此競爭者が多い結果、これは交通上から申しましても、又市民の便益の上から申しましてもどうしても統制と云ふことが完全である。統制のためには何れにすべきかと云ふと、現在のやうに交通機關が總て行亘つて居らない、まだ〳〵これからなすべき事業が多い時代に於きましては、それは到底民營を以てなすことが出來ませぬから、此點は當然公營を以て

なすべきであると云ふことを申上げて置きました。

所が今日いろ〳〵お話を承りまするに云ふと、實際上の問題と致しまして、此カーヴに示されて居りまする通り、東京の電車經營は、次第々々に低下して參りまして、さうして今日ではバスと其位置を代へたやうな狀態になつて居ります。これは私は大阪が現在黑字を示して居られますけれ共、今申上げましたやうな見地から言ひますと、其經營は全國的の問題でありまするから、其經營の宜しきを得なかつたならば、電車と云ふものは、だん〳〵と赤字を生むべき性質のものと感じます。

就きましては、これに對しては只今岸本さんの仰しやいましたやうに、組織の變更を行ひまして、官僚經營に屬する缺點を補ひ、一面に於きましては昨日申上げましたやうに、例へばバスの共營をやる、或はタクシーの經營までやると云ふやうな、いろ〳〵な方面に迄進出して行かなければ、路面電車の將來は甚だ寒心しなければならぬ狀態にあるかと思ひます。併しこれから起りまする缺陷を市民の財政の上に、これを持つて來まするとと云ふことは、私はこれは到底いけないことゝ思ひますので、これは昨日申上げましたやうに、電車それ自體から更正して行かなければならぬ。此たためには今日各都市に行はれて居りまするやうに、電車或はバス等の關係、或は其他の交通機關との連絡を充分に致しますることによつて、又いろ〳〵收入の擧がる方法もあると思ひますが、要するに交通全體として全體の相互的の利益を擧げて行く。或は電車自體には損失があつても、他の方面からの利益によつてこれを補ふと云ふやうなことをやつて行かなければならぬと思ひます。

就きましては、さう云ふ見地に立ちました關係上、實際上の問題と致しまして、例へば運輸の關係に於て軌道をつけられる場合は、只今岸本さんからお話がありましたが、カーヴとか何とか云ふものを置く場合には、成るべく其重要な十字交叉には省いて戴きたいと云ふことを申しましたが、これは慥かにいろ〳〵と論及する必要があると思ひます。併し乍ら私の見る所を以て致しましたならば、現在東京などの辿りつゝある電車の傾向から眺めまして、又現在大阪邊りの電車或は其他の交通物の動き方を見まするとゝ、どうしても市民全體、又全體の交通のためにはこれはどうしても私としては重要なる繁華街路に於けるカーヴ並に折返しと云ふやうなことは御一考を願はなければならぬ性質のものかと思つて居ります。

それから昨日申さずに居りましたが、今日其上に附帶して申上げたいことは、此交通企業としておやりになる上は、矢張一つ交通施設に對しても充分なる御努力を願ひたい。これは公益性の關係から充分して戴きたい。私の言ひまする交通施設と申しますのは、第一交通信號である。次に交通標示器、安全地帶、停止線を置く、横斷歩道を設けると云ふ市民のために設ける交通施設は、これは從來或は府がすべきものだとか、或は市がすべきものだとか、縣がすべきものだと云ふやうなことで、責任爭ひ、權限爭ひが出來て居つたことは、斯う云ふ席で申上げるのは何でありますが、實際上の問題で、其ために仕事が却つて遲れたと云ふことがあります。どうかこれに對しましては、總て交通は決して府の交通でもなく、市の交通でもない、縣の交通でもありませぬ。兎に角日本全體の交通であると云ふ見地に立つて戴きまして、各自が協調して戴いてさうしてお互ひに談笑裏に解決を致しまして、自分自分の分科に於きまして、それ〴〵の負擔をして戴くと云ふことが効果的であり、市民生活の安全を期し、又明朗なる交通を期することが出來るものと信ずる次第であります。

昨日申し渡しましたが、今後斯う云ふ交通施設に對しましては、充分なる御努力を各當局にお願ひする次第であります。それと同時に私としては市に於きまし

ても、或は府に於きましても、縣に於きましても、先程岸本さんからお話のありましたやうに、將來を充分に見透し、さうして信念のあるもとに、確固たる信念の下に、或交通政策を樹てゝ戴いて、總てのことは此交通政策に從つて御解決を願ひますれば、此統制の問題とか、或は其他いろ〳〵の問題は總て解決することと思ひます。これは私の愚見でございます。

## 第三　第二部會報告討議

### 一　序　說

前篇第一の五及び第二の二に記述せる如く、總會第一日午後及び第二日午前に亘り、第二議題に關して第二部會を設け、一般會員の報告討議を行ひたるが、其の内容左の如し。

### 二　報告討議内容

#### (イ)　都市塵芥處理及び結核問題に就て

神戸市衞生課長
醫學博士　岩田穰君

時間がございませぬので結核問題は此處に申上げないことに致しまして塵芥の處理問題だけについて一言申してみたいと思ふのであります。本日主報告におきまして飯野博士から詳細なる御報告がございました。私の此處で申上げますことは蛇足の感がないでもないと信ずるのでございますが、御報告にございませぬ點もありますので、或は追加の形式になるかも分りませぬが一言申してみたいと思ふのであります。

御報告中に汚物掃除法施行規則で塵芥は燒却すべしとかうなつたために、塵芥燒却場は著しく增加したとかういふ御報告がございました。この塵芥は燒却すべしといふことは妥當であるか妥當でないか、この點に對しまして檢討を加へる必要があるであらうと私は信ずるのであります。先づ私はそれについて塵芥の定義といふことを少くとも此處に明らかにしなければならないと思ふ。この定義が明らかになつてゐない。もしこの燒却すべしといふ建前を徹底せしむるならば、不燃燒物は塵芥にあらずといふ反面解釋が成立するのであります。現在市民生活において家庭塵芥の範圍に這入るものにおいて市民の困つてをるところのものが多々ある。例へて申しまするならば、灰の如き、或は瓦礫の如き、土砂の如き、かういふやうなものは塵芥として取扱ふことは出來ない。かう申しまするとそれはその都市の河川溝渠に投棄するか、特殊な方法をとらなければならないと、さうすると市民生活をして不愉快ならしむるといふことは明らかなる事實であります。實際におきまして我が神戸市におきましては、これは塵芥にあらずといふ建前からいつてなるべく蒐集してをらない。その結果どういふことになつてをるかと、實は或一清掃區に對して本年四月からこの所謂不燃燒物を取つてをるのでございます。これは試驗的に一ケ年間やつてをるのでありまして、一ケ月に四回廻つてをりまするが、その區域は大體一萬六千八百二十三戸の區域に對してやつてをりまするが、それから出まするところのこの不燃燒物塵芥といふものは一日一戸百十五匁に當つてをるのであります。一ケ月三貫四百五

十匁に當るのであります。この始末問題をどうするか、かういふことになつて來るのであります。ところで我國のこの塵芥でございますが、塵芥と水分といふものは密接なる關係を有つてをる。それに對しまして東京でお調べになつてをりますものによりますると、混合塵芥におきましては塵芥の水分が平均六十パーセント雜芥が五十二パーセント、厨芥が七十五パーセントである。然るに一九三五年のパリーからの報告によりますると……これは私の方からパリーへ照會致しまして回答を求めたのでありまするが、その報告によりますると、パリーの塵芥は水分が四十二・六パーセント、バーミンガムが二十五パーセント、ハンブルグが二十七・三パーセントとかういふ風になつてをります。更に我國の都市における降雨量を見まするると、これは大體において大阪、神戸はロンドン或は歐米都市の二倍になつてをるのであります。非常に濕度が高い、さうしてその市民生活から受けるところの塵芥が水分が多いと致しましたならば、これは燃えにくいとかういふことになつて來るのであります。ところで焼却場の實際の狀態は、焼却狀態、いはゆる燃えるといふことに對しての何等制限がない、たゞ竈に放り込めばよい。この一點から致しまして經濟的に發達をして來た、いはゆる衛生學的見地を離れて經濟學的に、いはゆる百貫匁當り、或はその量に對する一番經濟的な處理といふことに發達して參つたのでございます。現在調べてをるところによりまするると、我が神戸市の中村焼却物は全國において一番安くあがつてをります。百貫目當りが八錢七厘にしかついてをらないのでございます。これが全國で一番安い塵芥焼却であります。この塵芥焼却場について更に本年の四月から調べてをるのでございますが、その調べてをります要點は爐内溫度でございます。これは投入その他に對して經濟的方面を極度に考へてやつてをりますために、その爐内溫度は幾多の條件においてあまり高く上りませぬ。併しながら煤煙取締の立場においてリンゲルミンの三度以下でなければならないとかうなつて參りまするると、リンゲルミンの三度にするのには大體攝氏五百度内外の溫度を常時保たさなければ出來ない相談でございます。然るに我が中村焼却場におきましてはかういふやうな場合は最も稀な狀態でございまして、大體において二、三百度せい〳〵二、三百度に上つてゐるに過ぎないのであります。本日詳細な表を此處に持合はせてをりませぬので御覽に入れることは出來ませぬが、コンディションのよい場合のみ……三十一日間の試驗においてたゞ一回だけ六百度近くまで上り、それから五百度近くまで上つたのが二回ありましたが、それも前後を通じての時間にしますれば三十分乃至四十分間といふことになつてをるのでございます。かう致しまするると、焼却すべしといふ問題は、一面において煤煙取締規則に違反する。この煤煙取締が衞生問題に關聯して如何なる意義があるかといふことは續いて御報告があるから私は此處に申上げる必要はありませぬが、一方で焼却すべしといふことが衞生的であるとするならば、それによつて有害なるところの煤煙をどん〳〵出すといふことも衞生的なりといふことは私は斷言することは出來ないのであります。そこでこのいはゆる煤煙、つまり塵芥を焼却すべしといふことは如何なる程度にそれをなすべきかといふことをはつきりさして置くことが必要でないだらうか。この事について私の方で歐米に照會しました結果によりまするると、マンチェスター、バーミンガム、グラスゴー、ロンドン、パリー、リバプール、ニューヨーク、ジュネーブ、ベルサイユ、ローマその他二、三ちよつと名前を忘れましたが、とにかくこれら歐米諸都市の塵芥焼却は、十三都市平均しまして全量の三十一パーセントといふことになつてをります。そこで私は日本のみが全部焼却すべしといふことにしたその法文の建前が果して妥當であるかといふことに對して疑を有つのであります。尤もこの塵芥を焼

却すべしといふことにおいて市民生活が完全に衞生的になり得るといふことでありますならばよろしい。併しながら一方において煤煙問題が叫ばれてをるとすれば、この立場からでも一歩考へ直さなければならないのぢやないか、かういふ問題を此處に一つ私は提出致したいと考へる次第でございます。

尚先ほど飯野君の御報告のうちに蒐集に關することがございました。これはまだ一ケ年になりませぬので御報告申上げませぬが、昨年の十月から我が神戸市においてやつてをります一つの事を附加へて御報告申上げたいと思ひます。それは從來私の所では受持制度、かういふ風にやつてをりましたのが、二ケ月間の調査の結果、集團作業にした方が利益であるといふことを考へまして、塵芥蒐集人夫の非常な反對を受け、又勞働組合からも可なり強硬な反對を受けましたけれども、斷乎としてこれを施行致しましたのでございます。集團作業と申しまするのは、言葉がどうも適當でないかも分りませぬが、それは一人の受持區域を數人でもつてやらせるのでございます。さうしまして監督或は宰領をつけてやらせます。言葉を簡單にして申しますならば作業の合理化でございます。この結果がどういふことになるかと申しまするると、從前は一日に平均千五百十六車要りましたものが、千四百十四車であがるやうになつたのでございます。總經費において一割九分六厘、これは理論數字でございますが輕減されましてその金額は七萬七千五百三十一圓一ケ年間において減額することを得たのでございます。その結果我が神戸市におきましては最近急速に人口が增加しつゝあるにも拘らず、本年は一名も增員せずして尚餘裕がある。その餘裕の手をもちまして先ほど申上げました不燃燒物の蒐集に當らしてをると、かういふことになつてをりますので、この事實をちよつと附加へて申上げて置きたいのであります。これはまだ一ケ年の累計になつてをりませぬので御報告をするのを控へてをる次第でございます。本日私が此處で申上げましたのは、この汚物掃除法の塵芥を燒却すべしといふことに對しての御檢討を希望したいと思ふ次第でございます。

## (ロ)公園照明に就て

保安的立場より公園の照明缺陷を指摘し其の强化を主張さるゝ所論に對して所感を述べ度い

東京市保健局
公園課長　井下清君

都市公園は市民の保健休養に其根幹を置いて種々の目的を持つてゐるのであるが、之等は都市綠地即ち自然が豊かに保存されて建物其他で建蔽されぬ空地を都市内に存することに依つて起る効果即ち間接的の機能と、人々が自ら公園地内に散策し、休養運動或は遊戲を爲し又慰樂施設を自ら使用すること等によつて享くる効果即ち直接的機能との二つに分けることが出來る。前者は空地（オープンスペース）として存在することそれ自體に効果が在るのであつて、之には照明問題は唯保安警戒の程度に於て考慮せられるもので茲に問題とする必要はない。

公園の直接利用施設としては、自然味を味ひ觀賞慰樂に供する自然又は人爲的の庭園的設備、各種のスポーツ及び遊戲に必要な施設例へば陸上競技場、野球場庭球場、水泳場、舟遊池、動物園及び兒童遊園等のもの、社會教育又は慰樂を主とする集會場、非常時の避

向上心の爲めに努力してゐる。これは現在の活社會を構成し、最も重荷を負ふ者ほど劇しいのであつて、最も身神を過勞してゐる者ほど最も必要である可き休養の時間を持ち得ないのである。

休養の無い活動は必ず障害を生じ其活動が減退す可きは明であるが、それを憂慮する餘裕さへも犧牲にして大部分の社會人は働いてゐる。其結果としては上下を問はず之等過勞階級の人々は其健康を損ひ、社會的活躍の犧牲者となりつゝあるのであつて此の傾向は年と共に遞增しつゝあると見ても間違ひではない。

公園は自由平等の慰安休養の施設であれば個人的に見ても社會的に見ても、最も休養を必要とし健康の保全を緊要とする人々の利用に就ては最も多くの關心を持ち、又其利用に供へる施設を充實せねばならぬ。それには從來に於ける晝間の利用を基本とする施設又は經營方法では、切角の公園も晝間慰樂時間を多分に持つ種類の人々のみの用に供され、日夜惡戰苦鬪を續けつゝある人々には何等の貢獻を爲し得ないことになる。こゝに於て公園の直接的利用機能を夜間にまでも擴大し晝間と同樣にそれを享用し得べき施設を必要とされるに至つて、公園の照明問題が深甚な意義を持つて擡頭するに至つた。

公園の夜間利用は休養と、特殊施設の利用とに區分して考へることが正しい。其日の劇しい長時間の勤勞を慰すには强い刺激より脫れた安靜な休養を必要とし、優麗にして溫和な觀賞慰樂に依つて精神を休めることが適當である。夜の暗は自然の休養時間であり天然の休養施設である。然し多數の人々が相共に快適に休養するには、眞の暗黑では勿論其機能を發揮することは出來ぬ爲めに適當な照明を施すのであるが、之は單に暗を照すに止まらず我々が常に觀察しつゝある天空より照下さるゝ陽光又は月光に依つて照らされてゐる風景と異つて低位の部分的照明に依つて全く特殊な光景の裡に散策することに依り快感を得るのであつて、明暗が斷續し樹枝葉形がくつきりと路面に描かれ光源の近くは華々しく浮出して居るが其背後や周圍は暗の內に黑くぼけて消えることに依つて遠近の差を强調し晝間見ることの出來ぬ別の美しい光景を作つて慰樂の地となる。

更に進んでは之に觀賞的目的を以て特別の技巧を施して取扱つた造園的照明法に依り麗しい舞臺的效果を期することもある。之等休養を主とした區域の照明は工場、商店又は街路の如く强度の均等照明を必要とし又其れを爲さんとすることは根本に於て大なる誤りであつて樹林地の隅々までも晝間の如く照さんとする如きことは技術や經費の上から假りに可能であるとしても實に夜の休養的目的を沒却した照明の勞費であつて天地自然の妙を冒瀆せんとするものではあるまいか。

公園の特殊利用施設即ち運動場、遊戲場、集會場等の照明は其機能を完全に働かし得るだけの照明を必要とする。之等利用施設の夜間照明の內にも容易に目的を

達するものと、然らさるものとある。地面に接して行はれる運動例へばラグビー、庭球、水泳、舟遊、器械體操等は照明が容易であつて僅な經費を以て目的を達するが、野球の如き空高く球を打揚らるゝものは相當困難である。又視野の遠いことを必要とするものも同樣である。然し乍ら此の場合に留意すべきことは人々の利用の爲の照明であり、體育保健の爲の利用を目的としてゐると云ふことである。例へば如何に夜間の利用を望むとは云へ夜の冷氣に永く曝され、或は深夜まで刺激の強い電光を浴びて運動することを果して市民が熱望し又健康上容認し得るや否やである。夜は適當の時間に就寢し早朝曙光を受けて運動散策することが最も望ましく推奬すべきことである。此の種の夜間照明は晝間利用し得ない人々の爲め止を得ず行ふ窮策であつて決して健康に良いことゝして奬勵すべきものとは云へないことは、實際問題として晝間に公園利用の時間を持つ人々は納涼時季以外には夜間利用の設備があつても使用せぬことから見ても明瞭である。即ち技術上爲し得ると云ふことは必ずしも社會の要求と一致するものではない。

公園は多數の人々の極めて自由な行樂地であれば其處には充分な保安性が無くてはならぬ。從つて此の意味に於ても充分な照明を必要とする。然し乍ら自由平等の慰樂地である公園は一般社會に較べて事故が案外に尠く街頭、建築物内に起つたものに比し其性質に惡性のものは稀である。公園に於て最も多いと考へられてゐる風紀問題等も公開された公園より人目の尠い他の處に遙かに多いことは云ふまでもないが、小數の事件が針小棒大に傳へらるゝもの多く、又恐喝詐欺强奪或は自殺等もあり得るが勿論其數に於て公園外の地に較べ問題とするに足りないものである。

照明が犯罪の多少に關係を持つと見ることは何人も考へる常識ではあるが、相當の照明が施されてゐる處に於ては其理論が總てを支配するものでは無く、原始的の地方は兎に角として文化の高い都市に發生する社會惡の大部分は照明の多い處に於て常に行はれつゝあることでも判る。公園の犯罪統計として照明學會が調査されたものを見ても芝公園の如く幽邃にして照明の不透徹な公園に尠く、上野や日比谷の如き比較的照度の高い公園に多いことは來園者の數と其動きが芝公園より多い爲で、同一公園に於ても人通りの少い暗い處よりも人通りのある方面に多くの數が擧げられてゐる。一の空想としては公園の木の下暗から突如として狂漢が白刃を閃めかして飛び出すやうな劇的シーンが有りさうであるが、それよりは明るい華やかなプロメナードで誘惑される文化的犯罪時代となつてゐるのである。

公園内に木蔭が多く照明が充分に透徹し得ぬ事から之等の犯罪が常に多く發生し、又犯罪の溫床であるとして全園に强度の均等照明を主張する如きは甚だしき誇張であつて、若しそれを眞實とすれば照明問題よりは寧ろ公園より樹の蔭を取去り各種の多くの人々を誘致する施設なり經營方法を改めて見透しの出來る大芝生地とでもして置く可きであらう。

公園の機能を擴大し其利用性を高める爲には當然適當な照明を必要とするのであるが、利用性の無い施設、客觀して何等感興と必要を値しない照明に、莫大の經費を費すことは公園經營上他の施設又は經營を犧牲とすることになる。公園内に於て人々の往來多い部分には自ら多くの照明を裝置し然さる方面には比較的尠くなつてゐることは街路又は建築内と同樣で少しも變りはない。普通の精神狀態の人は本能的に少しでも暗い處では警戒を爲し又其れを避けるのであるが、其暗を好んで歩く人達は先づ問題外と見てよい。公園本來の目的からして其利用者の要求するものだけに應用すれば足りるのであつて、顧客の無い店頭に商品を空しく山積して誇る如き愚はしたくないものである。

此の見解に於て公園の照明は必要の程度に順應すべ

きもので時代と共に當然增進すべきものであることは明であるが、徒らに照明技術又は照明事業の爲に論ぜらる可きもので無く、適々行つた宣傳的庭園照明等は未だ〳〵試驗時代であつて其内には識者の顰蹙を招いたものもあつて公園經營者として自ら戒めつゝ之が充實を期したいと思つて居る。

公園は全區域に亘り充分の照明が施されてあるのでは勿論ないが、照明には現在でも相當多くの經費を費されて居る東京市の例を擧ぐれば其經營費の約十分の一程を照明費に投じてゐる。若し之を一部論者の主張する如き强度の照明を全園に施すとせば更に三倍乃至四倍を要することであつて其の結果はたゞ徒らに利用者の無い照明を爲すことになることは現在夜間照明を施してゐる施設の利用成績より見ても明であつて、縱へ技術上からは通路樹木の隅々まで晝の如く爲し得るとしてもそれは人々の保健休養に關係の誠に尠い浪費である。筆者の主張せんとする點は公園の照明は必要であるが、それは徹頭徹尾利用者の福利の爲で無くてはならぬことである。

## (八) 兒童遊園の位置に就て

慶應義塾大學教授　奥井復太郎君

兒童遊園に關しますところの問題は都市保健施設として第二部會所屬になつてをります。この問題に關しましては、總會文獻の第三「都市の保健施設」(下)に一二の研究報告を見受けるやうですし、今日の主報告においても若干これに關聯した問題に言及せられたやうに見受けます。兒童遊園の問題は恐らく色々な事が問題になるであらうと思ひますが、例へば遊園といふのはどういふ性質のものか、どういふ性質の遊園が兒童の保健に對して必要であり、又は將來の國民衞生の上から見て國民健康の上から見て、缺くべからざるものであるかと、かういふやうな兒童遊園本來の意義、この問題が一番先に論ぜられなければならない筈であります。併し私が今日申上げようと思ひまするとことは先づこの第一義の問題は既に決まつてをるところのものと御承知置き願ひたいのであります。それから假に兒童遊園の必要であるといふ第一義の問題が決まりまするといふと、次に遊園そのものはどんな風なものにしなければならないかといふことが問題になりますが、これは先ほど申しました文獻の中に東京市保健局公園課の手において東京市における兒童遊園の現況が報告せられてをりますので、これも私の述べます問題外になつてをるのであります。縱へば遊園地の面積はその利用兒童の數に對してどういふ割合を有たなければならないか、それから遊園内における施設はどういふ風にしなければならないかと、かういふやうなことがそれであります。で私が今日此處で申上げたいのは此處にも述べてありますやうに、兒童遊園の位置についてといふ問題であります。この問題は當然都市計畫的な範圍へ這入るところのものだらうと思ふのであります。どういふ所へ兒童遊園を置いたらばよいか、兒童遊園本來の性質から見て參りましたら、どんな所へ遊園を設置すべきものであるかといふのが、私の述べんとする問題なのであります。從つて兒童遊園とその周圍の關係といふ問題になる筈であります。兒童遊園そのもの〵問題よりも兒童遊園とその周圍の問題であります。即ちこれはその遊園それ自身の性質としま

して、子供が自由に自宅から通ひ得る程度のものでなければならないのでありまして、先づ三丁乃至三丁半位の距離、言ひ換へますれば兒童遊園といふものはそれを中心としまして三丁乃至三丁半ぐらゐの周圍をもつた一つの組織單位としなければならないといふことになるのであります。これが兒童遊園の利用區域とでも申しまするか、一つの利用區域であります。かくの如く位置を決定すればよいわけであります。ところがこれは全然何にも利用されてゐないし、何もないところの土地なれば自由にさういふやうな方法によつて位置を決定することが出來ませうが、既に宅地があり、或は商店があり、或はその他工場とか街路とか河川とかさうさういふやうなものが實際にありまするといふと、却々兒童遊園の位置をかくの如き標準において選定することは困難になつて來るのではないかと思ふのであります。そこで出來るだけこれらの區域にこの遊園の位置を決定するに當つては、即ち全體的の都市計畫を行ふに當りましても遊園の位置とその周圍との關係といふものに十分考慮を拂つて頂きたい。その結果遊園の位置の決定といふことは、同時に遊園を中心とした一つの利用區域の綜合的設計となるのではないかと思ふのであります。即ち遊園を中心として假に三丁なら三丁といふ距離を有つた一區域の綜合的設計といふものが必要になつて來るのではないか。假に例を取つて申しまするとと第一この遊園の附近へ危險なる道路を持つて來てはならない。いはゆる幹線道路がそこへ這入り込むといふことを避けなければならない。即ち幹線道路がその附近を通るといふことは、兒童遊園利用者の生命その他の安全のために避けなければならないことになるだらうと思ふ。從つてこの一つの兒童遊園組織の地區といふものは、幹線道路によつて遮斷されてをつては、切斷されてをつてはならないといふことになるのであります。これも亦兒童遊園の位置を決定する場合の一つの標準を示すところのものでありま



す。たゞ土地が空いてをるとか其處が安いからといふやうなわけでもつて、さういつた道路に面した所、或はその道路の近所へ遊園を設けてはならないといふことであります。

それから次に綜合的設計の第二の問題として述べまするのは、當然この區域内においては住宅地、或は住宅的性質を帶びてをるものでなければならないとかう考へることが出來るのであります。この住宅的なものと兒童遊園とをやはり結び附けて、さうして綜合的な計畫をしなければならないのではないかと思ふのであります。言ひ換へまするとと、この兒童遊園を利用するところの兒童の家庭がその遊園を取巻いてゐなければならない筈であります。即ち遊園はその住宅地區の比較的中心點と考へらるべき所に置いて、さうしてその住宅地區にあるところの家庭の子供達が、自由なる時間にその遊園において遊戲なり、運動なり、その他の事が出來得るやうにしなければならないと思ふのであります。ヨーロッパその他におきまするところの兒童遊園についての設計、乃至は新しい保健地區に關するところの設計といふやうなものを見まするとと、大體總ての設計の傾向が只今申述べましたやうな原則を守つてゐるやうに思はれるのであります、保健に關する地區制度、區域制といふものは先ほど述べました總會文獻の第三の中に東京の都市計畫課の方が報告せられてをりますので、これらの點を參照して頂きたいと思ひます。即ち都市計畫的の問題、どういふ所に遊園を設計、その遊園を中心としてそれを住宅地帶にするとか、或は特別保健地域にするとかいふやうな問題であります。

更に第三の問題として私が强調したい點は、この兒童遊園といふものを中心として一つの社會的乃至行政的施設を設けるやうにしたら非常に都合がよいではないかと思ふのであります。これは行政上の問題は、或は社會的組織上の問題、制度上の問題になりまするとと

第二部會の問題として如何かと思ふのでありますが、當然保健行政問題に這入つて來るものとすれば此處で申述べるのが妥當かと思ふのでございます。即ちこの兒童遊園を中心とした一劃の住宅地帶に居住するところの人々は、自分達の兒童を通じましてこの遊園といふものに關心を有ち、從つて兒童の遊園についての色々な指導者といふものを置く、子供の保護者といふものは市が置くといふことでなく、その區域の人々が自分達の子供を通じてその遊園に對する關心を有つといふことになれば、そこにその一區域の人々は町内會的なものを組織する一つの契機となると思ふのであります。さうして町内會を組織して行く、即ち自分達の子供がその遊園へ行つて日常遊んでゐるといふことによつて、その區域の人々は自ら一つの關心を持つて結ばれて行くことが出來ると思ひます。或はこの問題は同時に小學校の問題と結び附くかも知れない。かういふ風にしてその町内の人々が自分達の子供の遊ぶ遊園に關心を有ち、その遊園の設備を充分に、或はその遊園を立派に維持して行くといふやうなことに關心を有つといふことになりまするといふことをりました近隣社會融合の實を擧げるといふことが、そこに出來て來るのではないか、先程もこの第二議題のところで衞生局長のお言葉の中に、この保健といふ問題は何でも市民の家庭の主婦といふものが參加してくれるやうになれば非常によいといふお言葉がありましたが、この事はまさに兒童遊園の問題において最もよく現れる事だと思ひます。兒童遊園の位置に關して今一つの都市計畫の問題と同時に併せまして社會行政的な一つの都市組織、簡單に申しますれば近隣社會融合の實を擧げる一つの單位を組織するのが最もよい手段であると思ひます。かうなりまするといふことの問題ではないかも知れませぬが、從つてこれらの近隣社會の組織と同時に、その他衞生上、或は教育上、或は經濟上の色々な社會的機能を發揮することが出來るのでありまするからして、かういふやうな一つの區域の集團、或は社會的集團としての一番下の細胞單位といふものが、兒童遊園といふものを中心として組織立てられるといふことが色々な方面から考へましても非常に望ましいことではないかと思ふのであります。私の問題は先ほど申しましたやうに兒童遊園の位置に關しては都市計畫的考慮を加へなければならない。又その考慮を加へるといふことが行政的、社會的の組織の上においても多大な貢獻をするものであると、これはどちらかといふと社會的行政的組織の方に重點を置いて居るのでありまするが、之は更に提案すべきところの問題といては色々な問題があるのであらうと思ひます。かういふ風に一つの單位組織を決めるについて、住宅地域によつて決めるとしましても、或は上流住宅地域、或は中流住宅地域、或は下層住宅地域といふことになつて參りますと、自ら問題が複雜になつて來ますので、それらの問題につきましては又改めてお伺ひしたいふ思ひます。たゞ今日は兒童遊園を中心とした一つの社會的組織問題、これを討議問題として考へて見たいといふことで提案しました次第であります。

## (二)　戸田博士主報告「本邦都市下水及汚物處分と魚介衞生私見」に就て

名古屋市保健部長　金原庄治郎君

先刻我々の尊敬する戸田博士が下水問題につきまして御講演になりましたにつきまして、御講演を拜聽中

に一二考へました事についての所感を申上げてみたいと思ふのであります。時間の關係で僅か十一、二分の時間をお許し願ひたいと思ふのであります。博士は先刻來下水處理に關して一部の衞生學者は勿論、又一般保健衞生の衝に當つてをります者に對しても、いはゞ爆彈的な宣言とでもいふやうな、まあ隨分言葉がひどすぎまするが、言へば言へるやうな御講演を承つたのであります。實は普通の行政の方々の御講演と違つて、最も我々の信賴する學術並に實驗といふやうな方面に多年の經驗を積ませられた學者の御講演に對して、一部の者では驚異の眼を見張つたとでも言へるかと思ひます。私も實はその一人であつたのであります。が併しつら〳〵考へまするのに、博士の御講演に對しては一見極めて奇異には感じ得られたけれども、よくよくこれを吟味して見まするといふと、私共は全く博士の意見に贊意を表するものであります。と申しまするのは、極く短い經驗ではありまするが、我が名古屋市におきまして下水處分施設を去る大正三年以來逐年施設を致しまして、今や殆ど完成したと言うてもよいやうな實情に相成つてをるのであります。併しながらその下水施設の實情を見まするのに、下水といふものについては總ての汚水悉くを淨化してをるわけではないのであります。我々の最も注意をしなければならない、最も危險視すべきところの、外界の氣溫の高い夏季とか、或は梅雨季といふやうな、いはゆる傳染病豫防の上に少なからざる脅威を感ずる時期においては、多く名古屋地方の常として大雨があります。その大雨に際しては汚水は總て下水淨化裝置を通過しないのであります。總て下水管から放流するのであります。それ故に最も危險である時期において多く見るところの雨水の多い場合においては、全く下水淨化裝置といふものは使用することは出來得ない。萬一このかういふやうな特別な時期に際しても尙且つこれを全く淨化するのには、到底その經費によつて都市を極端に言へば破産せしめなければならないといふやうな實情にありまして、殆んど現在の都市の財政においては或は不可能ではないかと思ふのであります。さういふやうな都合で結局現在における我が名古屋市における下水處理場――恐らく將來他の都市においても大して變化はないかと思ふのでありまするが、とにかく下水處理場の機能から、又は設備から判斷しまして、或時期においては相當量のものを淨化しないで河川に放流しなければならないといふことは免れ難いことであらうと思ふのであります。のみならず下水のスラッヂについてはこれを改造して一定量汎く利用して相當な成績をあげてをります。が併しこのスラッヂを悉くさういふやうに利用するといふことは、これ又實際におきましては不可能でないかと思ふのであります。天候の關係もありまするし、敷地の關係、設備の關係等において、これ又到底悉くを利用するといふことは至難であります。それ故に已むを得ず或時期において或量といふものは結局河川に放流するといふことに相成るのであります。それ故に下水淨化裝置が完成したいとはいへ、尙且つ相當な下水並に汚物に對しましては河川に放流しなければならないと實情にある以上は、而もその施設に莫大な費用を投じ、尙それを維持する上において相當多額の經費を要するといふことに相成るとしましたなれば、いつそのこと博士の所論の如く、これを直接河川、河海に放流するといふことが寧ろ徹底してをりはせんか、たゞ問題は博士の所論の如く魚介に對する衞生上の問題、或は海水浴その他沿岸における色々な問題が加味しては參りまするが、併しこれらの問題等につきまして、並にこの施設に要する費用、維持費に要する費用といふものを考へて果してどのやうな實情に相成るか、要は經費の上について都市が利益になるなれば結局淨化裝置といふやうな施設は必ずしも必要でないといふことが寧ろ實際問題として穩當でないか。私共淺學な者で學術上において果して博士の意見

が適中してをるかどうかは存じませぬが、私共行政の衝に當つてをる者として考へまする時に、博士の學術的に根據のある意見と私共の實際の意見といふものが全く一致してをるやうに考へまするので、この機會に私の所感をたゞ附加へました次第であります。

## (ホ) 都市生活と保健問題

京都市立衛生試驗所長
醫學博士　吉田房雄君

現代人の都市生活といふものは段々自然と離れ、自然に遠ざかつて參りました。都會の美は自然の美と離れて自然を忘れて來たやうな感じが致して參つたのであります。即ち近代文明の缺陷は、自然を征服せんとしてまだ征服することが出來ない、即ち却つてこの人工によつて人間本來の要求するところの生活に不自然な環境を造り出してをるのではないかと思ふ。ベーコンは自然は服從することによつてのみこれを征服することが出來ると言つてをりますが、都市の新生命といふものもやはり自然に服從して行く、自然に順應して行つて、初めて自然を征服し、自然と調和を圖ることでなければならないと思ふ。暇さへあれば自然に親み、自然に接する機會をつくることが必要であります。現代の都市生活をしてをる者で一日の中二時間以上外氣に接することの出來る者は非常に幸福な人であると言はなければならないやうな今日は狀態であります。それで都市と郊外といふものは互に連絡をして、さうして協調し統制されて行かねばならぬと思ひます。で都



### I 映畫館

| 測定地點 | 時間 | 乾球温度 ℃ | 濕球温度 ℃ | 比濕 % | カ却乾球冷タ率 | カ却濕球冷タ率 | 風速 m/s | 等感温度 ℃ | 細菌數 | 炭酸ガス ‰ | 塵埃數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中央部 | 前 10.40 | 24.4 | 21.3 | 75 | 3.7 | 12.0 | 0.07 | 22.9 | 164 | 0.46 | 35,400 |
| 中央部 | 〃 11.55 | 25.0 | 22.2 | 77 | 3.1 | 11.7 | 0.02 | 23.5 | 68 | 0.76 | 42,600 |
| 後階 | 〃 0.— | 25.0 | 21.9 | 75 | 3.4 | 10.8 | 0.05 | 23.5 | — | 0.82 | 26,400 |
| 前階 | 〃 0.15 | 25.8 | 22.7 | 76 | 3.0 | 10.2 | 0.03 | 24.3 | 65 | 0.72 | 26,200 |
| 階 | | 25.0 | 22.0 | 76 | 3.3 | 11.1 | 0.04 | 23.5 | 99 | 0.69 | 32,600 |
| 階 | 後 5.— | 31.5 | 26.8 | 68 | — | — | 0.22 | 27.1 | 180 | 0.53 | 18,200 |
| 階 | 後 11.— | 20.5 | 20.0 | 95 | 22.0 | 38.8 | 5.2 | 14.3 | — | 0.43 | — |
| 屋 | 前 10.50 | 23.6 | 20.8 | 77 | — | — | 2.7 | 18.3 | 26 | 0.40 | — |
| 外 | 〃 10.40 | 24.5 | 21.3 | 74 | 3.7 | 12.0 | 0.07 | 22.9 | 164 | 0.46 | 24,500 |
| 氣 | 〃 11.40 | 24.4 | 21.3 | 75 | 3.8 | 14.8 | 0.10 | 22.8 | 265 | 0.59 | — |
| ダクト | 〃 後 0.55 | 26.9 | 23.0 | 70 | 3.3 | 9.5 | 0.16 | 24.7 | 67 | 1.11 | — |
| 孔 | 〃 〃 1.55 | 25.0 | 19.7 | 59 | 3.4 | 12.4 | 0.05 | 22.7 | 23 | 1.67 | 19,600 |
| 回 | 〃 〃 2.55 | 24.6 | 19.4 | 59 | 3.7 | 13.5 | 0.10 | 22.1 | 67 | 1.56 | 16,400 |
| 回 | 〃 〃 3.55 | 23.3 | 18.3 | 59 | 4.8 | 15.8 | 0.19 | 20.8 | 22 | 1.33 | 17,600 |
| 回 | 〃 〃 7.— | 23.6 | 18.6 | 59 | 3.8 | 12.8 | 0.05 | 21.1 | 192 | 1.47 | — |
| 均 | | 24.6 | 20.2 | 65 | 3.7 | 12.9 | 0.10 | 22.4 | 114 | 1.16 | 19,525 |

### II 劇場 A

| 測定地點 | 時間 | 乾球温度 ℃ | 濕球温度 ℃ | 比濕 % | カ却乾球冷タ率 | カ却濕球冷タ率 | 風速 m/s | 等感温度 ℃ | 細菌數 | 炭酸ガス ‰ | 塵埃數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 部央 | 後 4.40 | 25.2 | 19.4 | 56 | 4.0 | 14.9 | 0.14 | 22.5 | 373 | 0.74 | 22,000 |
| 前中 | 〃 5.— | 25.0 | 19.4 | 57 | 3.8 | 14.5 | 0.10 | 22.4 | 40 | 0.70 | 7,000 |
| 階 | 〃 7.— | 25.8 | 20.0 | 56 | 3.4 | 14.1 | 0.76 | 23.0 | 194 | 0.61 | 11,000 |
| 同 | 〃 10.25 | 26.0 | 23.3 | 79 | 2.8 | 11.2 | 0.00 | 24.6 | 214 | 0.53 | — |
| 中央部 | 〃 6.— | 28.2 | 24.8 | 74 | 2.6 | 11.2 | 0.07 | 26.3 | 78 | 0.58 | 24,000 |
| 同 | 〃 8.30 | 27.2 | 23.0 | 68 | 2.7 | 12.6 | 0.05 | 25.0 | 34 | 0.72 | 25,600 |
| 前階 | 〃 6.10 | 28.8 | 24.4 | 68 | 1.9 | 10.1 | 0.00 | 26.3 | 60 | 1.35 | 26,000 |
| 同 | 〃 9.— | 28.8 | 24.4 | 68 | 2.1 | 9.4 | 0.00 | 26.3 | 112 | 0.76 | 24,000 |
| 後階 | 〃 6.15 | 29.4 | 25.0 | 68 | 1.6 | 7.2 | 0.00 | 27.0 | 23 | 1.60 | 20,000 |
| 同 | 〃 9.10 | 27.7 | 24.4 | 75 | 2.2 | 10.2 | 0.00 | 25.9 | 85 | 1.10 | 22,000 |
| 均 | | 27.2 | 22.3 | 63 | 2.7 | 11.5 | 0.04 | 24.9 | 121 | 0.86 | 20,100 |
| 階 | | 25.5 | 20.5 | 62 | 3.5 | 13.6 | 0.08 | 23.1 | 205 | 0.64 | 13,300 |
| 階 | | 27.7 | 23.9 | 71 | 2.6 | 11.9 | 0.06 | 25.6 | 56 | 0.65 | 24,800 |
| 階 | | 28.6 | 24.5 | 69 | 1.9 | 9.2 | 0.00 | 26.3 | 70 | 1.20 | 22,000 |
| 外 | 〃 8.03 | 24.9 | 23.0 | 87 | 4.3 | 16.2 | 0.22 | 23.4 | 47 | 0.42 | 21,900 |
| ダクト | 後 5.30 | 12.5 | 10.5 | 77 | 30.7 | 64.4 | 5.9 | — | — | 0.38 | 30,000 |

### III 劇場 B

| 測定地點 | 時間 | 乾球温度 ℃ | 濕球温度 ℃ | 比濕 % | カ却乾球冷タ率 | カ却濕球冷タ率 | 風速 m/s | 等感温度 ℃ | 細菌數 | 炭酸ガス ‰ | 塵埃數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 央央部 | 後 0.40 | 25.5 | 21.0 | 66 | 4.5 | 15.3 | 0.31 | 22.9 | 26 | 0.60 | 5,400 |
| 中中 | | 25.8 | 20.2 | 60 | 3.8 | 13.3 | 0.18 | 23.0 | 8 | 0.44 | 4,400 |
| 階前 | | 25.5 | 21.6 | 69 | 3.8 | 12.4 | 0.14 | 25.5 | 18 | 0.51 | 4,600 |
| 同 | 後 4.20 | 26.0 | 21.0 | 63 | 4.1 | 13.7 | 0.29 | 23.2 | 75 | 1.00 | 4,400 |
| オーケストラボックス | | 25.6 | 20.9 | 64 | 4.0 | 13.4 | 0.23 | 23.6 | 31 | 0.63 | 4,700 |
| 平均 | | 30.2 | 25.0 | 65 | 3.8 | 16.9 | 1.0 | 26.2 | 132 | 0.37 | 7,000 |
| 屋外 | | 23.0 | — | — | — | — | 1.1 | — | — | 0.68 | 9,000 |
| 一孔 | | 24.4 | 20.0 | 64 | — | — | 3.1 | 18.6 | — | 0.82 | 9,800 |
| 一回 | 後 0.40 | 25.5 | 21.0 | 66 | 4.5 | 15.3 | 6.31 | 22.9 | 26 | 0.61 | 5,400 |
| 同回 | 〃 1.40 | 25.5 | 21.3 | 67 | 4.6 | 15.0 | 0.33 | 23.0 | 16 | 0.72 | 6,400 |
| 同回 | 〃 2.40 | 25.0 | 21.0 | 69 | 4.3 | 12.6 | 0.22 | 22.8 | 180 | 0.98 | 7,800 |
| 同回 | 〃 3.40 | 26.6 | 21.6 | 64 | 4.2 | 15.5 | 0.32 | 23.8 | 28 | 0.84 | 5,400 |
| 同回 | 〃 4.40 | 25.5 | 21.0 | 66 | 3.8 | 12.8 | 0.15 | 23.2 | 60 | 0.98 | 9,400 |
| 同回 | 〃 5.40 | 25.5 | 21.0 | 66 | 4.4 | 12.7 | 0.27 | 23.0 | 51 | 0.98 | 6,000 |
| 平均 | | 25.6 | 21.1 | 66 | 4.3 | 13.9 | 0.25 | 23.1 | 60 | 0.85 | 6,700 |

### IV　百　貨　店　A

| 測定地點 | 時間 | 乾球温度 ℃ | 濕球温度 ℃ | 比濕 % | 乾球冷却率 | 濕球冷却率 | 風速 m/s | 等感温度 ℃ | 細菌数 | 炭酸ガス ‰ | 塵埃數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地一階 | 後 3.30 | 23.8 | 19.0 | 63 | 4.4 | 14.2 | 0.17 | 21.3 | 29 | 1.13 | |
| 一階 | 〃 3.45 | 23.5 | 17.2 | 52 | 4.3 | 13.1 | 0.12 | 20.7 | 34 | 0.95 | |
| 三階 | 〃 3.59 | 25.0 | 19.4 | 59 | 5.3 | 17.0 | 0.48 | 21.9 | 19 | 1.05 | |
| 六階 | 〃 4.20 | 25.7 | 20.1 | 59 | 3.5 | 12.5 | 0.12 | 23.0 | 56 | 1.25 | |
| 平均 | 〃 | 24.5 | 18.9 | 58 | 4.3 | 14.04 | 0.23 | 21.7 | 34 | 1.09 | |
| 屋上 | 〃 4.30 | 25.8 | 23.8 | 81 | 3.6 | 12.4 | 0.17 | 24.7 | 8 | 0.41 | |
| 客 | 12674 | | 從 1600 | | | | | | | | |
| 地一階 | 後 4.— | 24.4 | 20.5 | 68 | 4.0 | | 0.13 | 22.7 | 63 | 0.74 | 12,000 |
| 一階 | 〃 4.40 | 25.0 | 21.1 | 68 | 4.1 | | 0.19 | 23.0 | 44 | 0.59 | 13,000 |
| 二階 | 〃 4.30 | 24.6 | 20.4 | 67 | 4.5 | | 0.24 | 22.3 | 13 | 0.58 | 12,000 |
| 三階 | 〃 4.10 | 26.4 | 21.7 | 65 | 3.1 | — | 0.09 | 23.9 | 30 | 0.70 | 15,000 |
| 四階 | 〃 5.10 | 26.6 | 21.6 | 64 | 3.0 | — | 0.09 | 24.1 | 29 | 0.64 | 11,000 |
| 五階 | 〃 5.20 | 26.9 | 21.9 | 64 | 2.9 | — | 0.10 | 24.3 | 5 | 0.66 | 15,000 |
| 六階 | 〃 5.30 | 26.0 | 21.6 | 66 | 2.9 | — | 0.09 | 23.8 | 46 | 0.80 | 23,000 |
| 平均 | 〃 | 25.7 | 21.2 | 66 | 3.5 | — | 0.13 | 23.4 | 32 | 0.67 | 14,400 |
| 屋上 | 〃 6.05 | 31.0 | 25.0 | 61 | — | — | — | 27.5 | — | — | — |
| 屋上孔 | 〃 5.45 | 31.0 | 24.6 | 59 | 2.4 | — | 0.45 | 26.8 | 33 | 0.42 | 12,000 |
| 三階排氣孔 | 〃 4.— | 26.0 | — | — | 5.7 | — | 0.82 | | | 0.67 | — |
| 同導氣孔 | 〃 4.20 | 15.0 | — | — | — | — | 2.9 | | | 0.54 | |
| 客 | 12,503 (40% return) | | | | 從 1,600 | | 0.57 | | | | |

### V　百　貨　店　B

| 測定地點 | 時間 | 乾球温度 ℃ | 濕球温度 ℃ | 比濕 % | 乾球冷却率 | 濕球冷却率 | 風速 m/s | 等感温度 ℃ | 細菌数 | 炭酸ガス ‰ | 塵埃數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地一階 | 後 3.50 | 23.0 | 19.1 | 67 | 4.4 | 13.3 | 0.11 | 21.1 | 285 | 0.68 | 17,000 |
| 一階 | | 24.4 | 20.0 | 66 | 3.4 | 12.3 | 0.04 | 22.5 | 495 | 0.48 | 31,000 |
| 二階 | | 24.6 | 20.0 | 65 | 3.8 | 12.2 | 0.10 | 22.4 | 35 | 0.53 | 23,000 |
| 三階 | | 23.3 | 18.6 | 65 | 3.8 | 12.6 | 0.06 | 21.0 | 45 | 0.50 | 20,000 |
| 四階 | | 25.0 | 20.2 | 62 | 3.8 | 12.7 | 0.12 | 22.7 | 46 | 0.48 | 26,000 |
| 五階 | | 25.5 | 21.3 | 66 | 3.4 | 12.1 | 0.08 | 23.4 | 47 | 0.56 | 21,000 |
| 平均 | | 24.3 | 20.2 | 65 | 3.8 | 12.5 | 0.09 | 22.4 | 158 | 0.53 | 23,000 |
| 六階 | | 31.0 | 25.5 | 63 | 1.9 | 8.5 | 0.17 | 27.8 | 75 | 0.44 | 26,000 |
| 屋上 | | 31.0 | 25.0 | 61 | 3.3 | 17.1 | 1.06 | 26.5 | 226 | 0.34 | 30,000 |
| 屋上孔 | | 30.2 | 25.5 | 68 | — | — | — | 27.5 | — | — | — |
| 地階導氣孔 | | 12.0 | — | — | — | — | 5.8 | — | — | 0.35 | — |
| 三階舊階 | | 12.0 | — | — | — | — | 4.5 | — | — | 0.39 | — |

### VI　會　館

| 測定地點 | 時間 | 乾球温度 ℃ | 濕球温度 ℃ | 比濕 % | 乾球冷却率 | 濕球冷却率 | 風速 m/s | 等感温度 ℃ | 細菌数 | 炭酸ガス ‰ | 塵埃數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地階 | 後 3.— | 23.7 | 20.0 | 70 | 4.3 | 13.2 | 0.13 | 21.8 | 33 | 0.91 | 14,000 |
| 一階喫茶室排氣孔 | | 25.5 | 20.5 | 66 | 4.3 | 16.0 | 0.25 | 22.8 | 31 | 0.70 | 27,000 |
| 一階寶場 | | 25.0 | 19.7 | 61 | 4.2 | 14.1 | 0.22 | 22.4 | 12 | 0.65 | 23,000 |
| 二階會室 | | 24.8 | 20.0 | 65 | 4.3 | 14.2 | 0.19 | 22.4 | — | — | — |
| 集會場 | 後 5.— | 24.0 | 19.1 | 60 | 3.1 | 13.5 | 0.00 | 21.9 | 11 | — | 12,000 |
| 平均 | | 24.3 | 19.7 | 63 | 3.9 | 13.7 | 0.13 | 22.1 | 18 | 0.78 | 16,333 |
| 公會演二階後部 | | 25.5 | 21.0 | 66 | 3.3 | 15.6 | 0.07 | 23.3 | 23 | 1.16 | 55,000 |
| 同一階後部 | | 24.7 | 19.4 | 58 | 4.4 | 13.8 | 0.22 | 22.2 | 19 | 1.05 | |
| 同平均 | | 24.7 | 20.0 | 64 | 5.4 | 15.8 | 0.43 | 22.0 | 29 | 1.13 | 50,000 |
| 平均 | | 24.9 | 20.1 | 62 | 4.3 | 15.0 | 0.24 | 22.5 | 23 | 1.11 | 52,500 |
| 機械室送風機 | | 14.0 | — | — | — | — | 8.0 | — | — | — | — |
| 機械室送風機 | | 16.0 | — | — | — | — | 9.4 | — | 34 | 0.67 | — |
| 電氣室排氣孔 | | — | — | — | — | — | 1.9 | — | — | — | — |
| 二階排氣孔外 | | 25.0 | 20.0 | 61 | — | — | 3.0 | — | — | 0.90 | — |
| 厨裏屋 | | 28.3 | 25.5 | 77 | — | — | 0.1 | 26.5 | 44 | 0.40 | |

1) (但シ一階喫茶室排氣孔ヲ除ク)

市といふものは殊に過群密居の生活をしてをりまして、保健衛生上の統制といふやうなものが更にない。いはゆる保健衛生難と言ふか、保健衛生々活難と言つてもよいやうな狀態だらうと思ひます。親しくこの都市生活をしてをる者の狀態をこゝに例を擧げて劇場と百貨店を調べて見ました。これはこの夏冷房裝置を當市におきまして初めて致しました所について調べたものでありますが、冷房裝置については暫らくお話しすることを止めまして、唯その中の空氣が化學的及び細菌學的にどういふ風になつてをるかといふことだけを申上げたいと思ひます。最初は當市における代表的映畫館について調べたものであつて、乾球温度、濕温球度、比濕度、乾カタ寒暖計、濕カタ寒暖計、風速、等感温度、塵埃數、細菌數、炭酸瓦斯等の狀態を調べたものでありますが、温度は外氣が三十一度五もあるのに劇場内は二十四度六乃至二十五度ぐらゐになつてをります、等感温度は二十三度前後でありまして、冷房裝置をやつてをるためにまあ非常な快感帶となつてをります。ところが空氣中の炭酸瓦斯の量を見ますると、午前十時四十分に始めて一時間毎に測つたのでありますが、最初は〇・四六から〇・五九、それが次第に增加して參りまして、午後一時には一・一一、それから二時頃には一・六七、これから後はあまり殖えない。これはまあ冷房裝置による換氣がよく行はれてをるところのものでありますが、それにしても炭酸瓦斯の量は一・〇〇を超過してをる。尤もかゝる炭酸瓦斯が我々の雰圍氣中にあるといふことは我々の自體に直接有害であると言ふのではありませぬが、たゞこの炭酸瓦斯が多量に存在するといふことはその空氣が既に汚染されてゐるといふことを物語るものである。炭酸瓦斯が一パーセント以上の所に何時も生活してゐる者は、結核の如き疾患に罹らぬとは斷言出來ないのであります。極く僅かな刺戟でも何時もその狀態に置かれるといふことになると、時間を掛けることゝなりまし

て、その影響は大きなものとなる、衞生の問題はこの點が非常に大事なことであります。それから次は代表的劇場について調べたのでありまするが、此處は換氣回數が十回ぐらゐになつてゐる。で一階は非常によろしいが、二階三階となると惡くなる。殊にこの劇場は排氣孔がありませぬ。たゞ送風だけでやつてをりますので、三階はポケットになつてをつて此處に非常に炭酸瓦斯が溜つてをりました。併しこれは開窓しましたところ、煙突のやうになつてをりましたので非常にそれが減つたのであります。それから次は今度新に出來ました某劇場であります。此處は冷房裝置を水だけでやつてをりまして、溫度を餘り冷やさないで送風量を多くしてをりますから、冷房効果もよくして空氣の清淨も非常によい。一パーセントに達してをりませんでした、たゞオーケストラ・ピットの所が一番惡く、此處だけが一パーセントになつてをつたのであります。それから次は某百貨店の狀態でありますが、此處は丁度冷房裝置を設置したところでして、試驗的に行ひ、ダンパーを全開して換氣を十分にしてをりましたので、非常に成績が良かつたのであります。それから次は某會館、此處も階下の公演場になりまするとと千人以上の人が這入つてをりますので、大體今まで申上げたのと同じやうな狀態になつてをります。

とにかく近代人は狹苦しい所に大勢の人間が集つてゐるのに、室氣の汚染といふことにあまり無關心でをるのではないか。一體に我國の人間は換氣の必要なことを知らない人間でありますが、健康增進は換氣の勵行から先づ始まるのではないか。かういふ風に冷房裝置或は又これから寒くなりますると煖房裝置をするといふことは洵に喜ばしい傾向ではありまするが、一歩その衞生學的見地を誤りまするとと、とんだ禍にならないとも限らない。丁度榮養衞生學の知識を缺いた給食によつて中毒を起すやうなものであります。更に工場の中を覗いて見まするとと、此處においても亦色々な事が現れる。我國の機械産業といふものは明治の中頃から以後において非常に急激な勢で進歩して來てをりまず。そこで機械の利用と生産の增加といふことばかりに捉はれて、中に働く從業員の健康といふものが犧牲になつてをる。我國ほど由來人間の勞力と勞働とを贅澤に使つてをる國はありませぬ。工場に勤めてをつて一人前となつた時には、もう既に結核に罹かつてをるといふことは屢〻聞くところであります。これでは却つて從業者だけでなく、工場經營者にとつても經濟的に不利な結果となるのではないか。これは單に産業界だけでなく、社會の如何なる方面におきましても、この從業員の保健問題といふものを度外視して成立する社會は一つもないだらうと思ふのであります。一體我國におきましては世界の文明國に比べて優れてをる點が澤山あるかも知れませぬけれども、衞生文化といふ點においては最も遲れてをります。これは衞生文化が一般文化に平行して發達して來なかつたがためであります。明治初年以來百般の文物が急速の進歩發達を遂げて來たにも拘らず……政治に、交通に、産業に驚くべき發達をして來たのでありまするが、たゞ衞生文化の點だけがこれに伴はなかつた。昨日衞生局長からも色々其點についてお話がありました。衞生費が非常に他の豫算に比べて少い。殊に其衞生費の中でも豫防醫學の方面の費用が三パーセントにしか達してゐないといふお話がありましたが、要はこの衞生と經濟との關係について考へて見まするとと、人間、殊に一人前になつた成人といふものは、これは國家社會の大きな富である、國民は國家の財寶である。活動しなければならない働き盛りの生産階級の人間、昨日は勤勞適齡者といふ言葉をお使ひになつて居りましたが、働くことの出來る十六歳前後から六十五歳位までの人間が病氣に罹つて斃れるといふことは、人道上から言つても、國家經濟の上から言つても非常な損失だらうと思ひます。我國の人口が、昭和十年の國勢調査によりまする

と九千七百七十萬人で、内生産階級者は五千萬人となつてをります。この中で一ケ年の疾病數を約四割と見て二千萬人と假定しますれば、全體では一ケ年に四億萬病日――これは平均一罹患につき二十日として計算した數字でありまして、多くの統計學者の一致してをるところのものであります――さうして一人一日の疾病治療費を二圓と致しますならば、一ケ年全體で疾病治療費が八億圓となります。今もしこれだけの人間が逆に仕事をするとしましたならば、一人一日の勞銀を平均二圓としても、反對に八億圓の勞銀を得るわけでありますから、プラス、マイナス病氣のために十六億圓の損失となるわけであります。又僅かに衞生の點に注意をされて假にその一割を減じたとすれば一億六千萬圓、二割を減じたとすれば三億二千萬圓國家全體として利益になるわけであります。かやうな次第でありますので、病に罹るほど不經濟なことはない。而して病氣に犯された時はもう遲いのであります。病氣に罹らぬ一歩前においてこれを未然に防がなければならない、これが即ち豫防醫學の問題であります。一體我國では今日まで治療醫學にばかり專念して豫防醫學の方面はこれを語る者さへなかつた。併しながら幾らか傳染病院を澤山拵へたところで傳染病がなくなるといふわけではない。又サナトリゥームの設備を幾らよくしても結核を撲滅するといふ所以にはならないのであります。といつてもそれが惡いといふのではない。益々その點大いに發展してやつて頂かなければならない。その熱望して止まないのでありますが、それよりもまだ大事な事がある。即ち都市における豫防機關があまりにまだ貧弱である。故に今後の都市保健施設としては豫防醫學の方面に進出されなければならないと思ふ。都市保健施設といふものを完成するがためには勿論巨額な費用を投じなければならない。多くの費用を要するわけでありまするが、一たびこれが出來ましたならば、それによる利益といふものは非常に莫大なものであります。それに要した費用ぐらゐは忽にして償はれるものであると私は信じてをるのであります。

## (ヘ)　都市保健と精神衞生との關係に就て

濱松市參事會員
醫學博士　園田繁草君

都市保健なる頗る廣汎なる問題に就て昨日來各先輩諸學者が蘊蓄ある御經驗と精細なる御研究とによりて微に入り、細に亘りて發表され、敢て補遺を加ふるの要なきも、近時我が濱松に於ては都市國防保健協會の設立を企圖しまして其の目的事項の一に精神衞生と都市保健との關係が揭げてあります。これに付て簡單に述べさして頂きます。

申すまでもなく都市保健衞生としては衞生行政の刷新、社會事業施設問題、都市計畫問題、結核療養所、醫療問題、學校衞生、體育問題、榮養問題、母性乳幼兒保護問題、工場衞生、其他公園綠地等都市特有の保健問題等多數の目的事項を揭げて居りますが、本協會が特に强調せんとするものは近頃最も重要視せらるゝ精神衞生問題であります。

凡そ衞生には積極的衞生（能動的衞生）と消極的衞生(受働的衞生)とがありまして、昨日挾間局長の御說明になりし取締的衞生が後者に屬し、指導的衞生が前者に屬するものではないかと思ひます。私は後者を對稱的衞生と云ひ前者を自主的衞生と區別するものであります。

然り而して、私が茲に述べんとする精神衛生なるものは前者即ち指導衛生又は自主的衛生である積極的衛生に屬するものであります。其他治療醫學又は豫防醫學の區別よりするならば勿論豫防醫學に屬するものであります。

御承知の通り都市の複雜なる生活環境に最も多くの影響を蒙るものは都市民の精神作用であります。都市の利益的社會機構、生存の競爭、生活の不安、種々なる不衞生的條件、環境の過度の刺戟等、之等は一として市民の精神を惱まさぬものはありません。此の精神的惱みが健康を害ふことは言を俟たずして明かであります。茲に於てか精神の衞生が都市保健に向つて重大なる役目を演ずることゝなります。

世人は衞生と云へば直に身體の健康を考へる。又一度疾病に犯されんか、直に醫療と醫藥とを念頭に持ち來す。勿論斯かる觀念によりて疾病を治癒し、身體をより健康にし、體力を增進せしむることは衞生上に於て



も誠に大切なる事であつて、此點に於て日新の科學に對しては深甚の感謝を表するものであります。然し乍ら百尺竿頭一步を進めて考ふる時は、之等物質的衞生法とか、科學的治療法とかは決して健康の全體ではない、保健の全體ではないのである。

勿論現代の物質科學は日進月步にして新法又新法、新藥又新藥と、レントゲン、ラヂウム、紫外線、赤外線、超短波電氣治療に次いで「イオン」療法オゾン療法に新進科學の眞髓を發揮してゐるのであります。……而かも、其にも拘らず他方に於ては如何なる新療法にも如何なる新藥にも、何等の治癒的反應を表はさない幾多の疾病が殘されてあります。之れ近代治療科學の惱みとする所であります。前にも述べました樣に都市生活者は、凡ゆる複雜なる環境にありまして、さなきだに、精神を惱まされつゝあるに茲に更に疾病に於ける治療の惱みが加重するに於ては愈々以て精神、神經の衰弱を來さざるを得ないのであります。此結果として

最も多く表はるゝものは自暴自棄と迷信とであります。社會の癌は多くは其源を茲に發するのであります。茲に於てか局長閣下の所謂指導衞生即ち私等が强調する精神衞生が必要となつて來ます。實に斯かる悲慘なる現象を是正するには指導的衞生精神を措いては他に見出すべき術がないのであります、又之によりて物質科學的治療の屆かない或種の疾病が忽然として消解することも否し難い事實であります。

若し之を放任したる時は如何なる結果に到達するでありませうか。……自暴自棄による行動は茲に說くことを止めますが、結果の他の一である迷信が都市の保健を害することは實に重大であります。即ち民衆の此の弱味に乘ずるのが彼の近頃屢々社會問題となる似而非なる宗教、所謂淫祠邪教の徒の跋扈であります。彼等は凡ゆる宗教を背景として罪過轉禍を敷滿しては災難除の祈禱をなして民心を弄絡するが、其の最も得意とする所は疾病の弱味を摑むことにあります、即ち心





靈治療とかを「ふりかへ」とか、鎭魂法とか、種々なる名稱を以て非醫師的療術行爲をほしいまゝにして益々民心を醜弄する。而して疾病が一朝にして自己暗示等による心理的治癒を營むことあらんか、彼等は之を直に神靈を加護として吹聽する。斯の如くして迷信的行爲は破竹の勢を以て市井に瀰滿し數年ならずして十萬百萬の味方を獲得することは如何に彼等が巧妙なる手段と熱とを以て宣傳しつゝあるかを窺ふに足るものがある。而も恐る可きは知識階級への迷信の浸潤であります。社會的に地位と名譽を有する家庭が之れを信奉し、宣傳助成するに於ては社會の受くる影響は蓋し甚大なるものであつて、而も之等が皆一種の精神病者となつて精神病院に收容さるゝが如きを見ては之を社會教育上より見ても實に由々しき問題である。昨日の講演に一にも二にも三にも衞生は教育なりとの御話を聞きまして全く衞生教育は正に茲にありと感ずる次第であります。

然らば「精神の衞生」は何であるかと具體的說明を求められますならば、それは眞の宗教的信仰と眞の精神の修養的鍛鍊による衞生教育であると答ふるに躊躇しないのであります。

御承知の如く現代に於ける既成宗教は社會的には餘りに活力を持たぬのであります。生活の疲勞を慰すべき熱と力とを持ちません。約言すれば寺院を守り靈を弔ふと云ふ尊き仕事の外に信仰と健康とを說くことが甚だ缺乏してゐるのであります。

又一方に於て都市生活者は餘りに知的教育に堪はれたる結果、精神の興作に關心を持たぬ、而して精神生活を無視する、精神の鍛鍊とか、坐禪法とか、其他身心相關の理論などは古き人々の戲事として之を輕視する。……其にも拘らず肉體と精神とに多くの弱點を暴露する。斯かる結果は遂に前述の迷信を惹起して自暴自棄に走らされば健康を失ひ精神異常者となる誠に國家保健の爲めに遺憾とする所である。

都市保健の大なる障害が實に此の精神衞生の缺乏にあるを思ふ時吾人は此等の淫祠邪教を一日も早く社會の外に放逐して民衆の迷信を救ふに眞の宗教と適正なる精神教養とを以てし、其が具體的指導を確立せんことを望んで止まざるものである。

而かも此の問題は決して專門家にのみ委すべき問題ではない。由來政治に關與する多くの政治家は精神的教養に頗る冷淡であるとの批判がある。若し此の批判が聊かでも眞でありとすれば今後市政にたづさはる當路者は深甚の考慮を拂はざれば都市の完璧なる保健は百年清河を待つも得て望む可からざることゝ思ふのであります。

最後に私は精神衞生の一要素たる有閑生活者の善導を叫ぶものであります。

都市特有の生産物とも云ふべき有閑生活が民衆の保健に如何に不良の影響を及ぼすかは敢て說明するまでもない。彼等がマーヂャン其他の勝負遊戲に夜を徹して耽溺するのは彼等自身の不健康は勿論其の非衞生的生活が家族子弟に及び、進んでは社會の裏面に淫浸して衞生的に又は操行的に奈落のどん底に溺落せしむることは現今の最も國民の緊張を要する非常時に際して誠に國家健康の癌であるのであります。

昨日局長閣下は家庭衞生を强調されまして一家の主婦の衞生的思想の啓發は正に國民健康の基でありますと申されました。然るに玆に申します有閑生活は此の家庭衞生、即ち一家の主婦の生活と大なる關係を持つものであります。勿論一家の有閑生活は必しも主婦のみに限つたものではありませんが主婦が此の責任から免がるゝことは決して出來ません。之等に向つても之を善導して其の有閑の時間を以て一般衞生及精神衞生に傾注せしめ而して延いては彼等をして社會に遊戲に代ふるに健康を叫びかけしむることを得ば都市の保健は禍を轉じて幸福となすことではないかと思ふのであります。

近く各地に施設せられんとする「ヘルスセンター」なども必しも歐米に追隨せずして大和民族固有の自主的健康に即して或は競技的に流れ過ぎたる體育を改善し、消極的に傾ける衞生觀念を是正し積極的精神衞生思想を啓發することは日本的「ヘルスセンター」の重大なる役目ではないかと信ずるものである。

甚だ簡單に纏まらない精神衞生の概念丈を述べまして御靜聽を煩はしましたことを御詫び申します。

## (ト)　保健問題と社會階級

東京市監査局統計課　豊浦淺吉君

私の報告したい事柄は會議の文献の中に既に印刷されてゐる事柄であります。印刷されてゐる事柄を又この席上で申上げるといふことは、時間の點から申しましても不經濟であらうと存じまして、實は口頭で御報告しないつもりでございましたけれども、私がこの都市保健問題につきまして、この問題をこの報告の中でどういふ態度でもつて取扱つて行つたかといふことゝそれからもう一つは、この問題の解決がどういふところに求められなければならないかといふ、この二つの點につきまして簡單に説明を申上げたいと思ふのであります。

第一番の問題の、都市における保健問題は如何なる態度でもつて取扱ふかといふことはその問題自體の本質から出て來るものではなからうかと考へるのであります。それは二つの方面から考へることが出來ると思ふのであります。その第一番は、現代の社會におきまする經濟機構であります。その第二番目の問題は、都市そのものの社會的構成であります。都市住民の社會的構成であります。かやうな二つの方面からこの都市における保健問題を考へて行からとしたのであります。申すまでもなく現代の社會機構は個人の責任を基調と致してをります。それでありまするが故に現代におきまする……これは都市のみでなく、社會全般の問題と致しまして、自己の保健を維持して行くこと、健康を增進すること、それらのことも悉く個人的な責任の埒内にあるのであります。ところがこれが社會の責任として原則的に考慮されてゐないのではないかと考へるのであります。で我々の醫療に對する要求がいかに切實な要求でありましても、今日の經濟原則から申しまするならば、購買力を伴はないところの醫療に對する需要に對しましては、何らの供給も喚起し得ないといふこの事實、かういふ事實が現在の社會を支配してゐるのではないかと考へるのであります。

もう一つ都市そのものゝ方面から申しまするならば都市は御承知の通り非常に異質的な分子の結合してゐる社會であります。農村と全く違つたところの色々な特殊な社會分子の集合してゐるところの集團でありまず。ところで現代の資本主義經濟は、特に都市において社會階級間の對立を激化させてゐるといふことは、既に私から申上げるまでもなく皆さん方の御承知のところでございます。かやうな觀點から致しまして、都市における保健問題を取扱つて行くと致しましても、この都市保健問題を單純に一般的に取扱ふだけでは不十分でないかと考へるのであります。都市の保健狀態が非常に悪い、劣悪であるといふ事實を、たゞ單に一般的に指摘するのでは、問題の核心に觸れることは出來ないのではないかと考へるのであります。勿論都市の自然的並に社會的環境の齎すところの保健上に非常に不利な……不良な點のあることは否定し得ないことでありますけれども、併しながら現代の如き經濟機構と、現代の都市におけるが如き階級分化の著しい社會關係の下におきましては、特異な社會階級がその特異な生活環境に則して保健問題を取扱つて行かなければならないのではないかと考へるのであります。で私はかやうな意味合におきまして都市における保健問題を取上げて行つたのであります。

それから今一つ都市保健問題をもう一つ大きな立場から見て行かうといふ考でほかの方面から見て行つたのであります。それは御承知の通り、現在の都市は主として生産都市であると申してもよろしいかと思ひます。現在都市におきましては工業が急激に勃興して参つてをりまするし、この勢は目下の狀況から致しますれば更に今後も繼續するものと考へなければならないと思ふのであります。ところが現在の工業におきまする工業勞働者の就業年齢を調べて見まするといふと非常に低い、案外に低いといふことが立證されるのであります。現代都市において非常に大きな部分を占めてゐるところの勞働者が、工業において……工場においてさう高い年齢でないのにも拘らず、一種のいはゞ廢疾化されて街頭に投げ出されて行つてゐるこの事實、かやうな事實からどういふことを考へるかと申しまするとこれを國力の問題に結び附けて考へて行きたいのであります。國全體の活力は生産階級の活力の總計にほかならないと思ふのであります。工業的生産に從事致してをります者の多くの者が、年々工場から廢疾化されて街頭に流れて行くといふことは、これは國の活力の問題、國力の問題として重要なる問題ではなからうかと考へるのであります。そこでかやうな考へ方から私は東京市におきまするところの細民の保健狀態を調査致しました。それからなほその他の階級の保健狀態も調べたのであります。この資料は極めて乏しい資料でありますけれども、階級間の保健狀態の特質性を十分に明かにし得るものであると考へてをるのであります。

左樣な資料から私が得たところの結論はどういふことであるかと申しまするとと、要するに都市の保健狀態が劣惡であるといふその大きなモメントをなしてをるものは、則ち細民の保健狀態が非常に不良である。勞働者階級における保健狀態が不良であるといふ事に大きな原因があるのではないかと考へるのであります。

でさうした細民勞働者階級の保健狀態の不良な原因は何處にあるかと申しますならば、それは彼等の無智と貧困であるといふことに私の手にした資料から推論し得るのであります。併しながら多くの無智は貧困から出發致します。結局において細民或は勞働者階級の衞生狀態が不良であるといふことは、彼等の貧困の結果であると私は推論して行くのであります。で勿論さうした下層階級の生活環境の具體的な日常の生活環境といふものは非常に悪い、不良住宅と細民とは不可分離の關係にあるやうであります。さういふ日常の生活環境の悪いといふことが大きな原因であると考へられるのでありまするが、左樣な不良な環境に彼等が落込むところのものは、則ちこれはやはり現代社會の關係ではないかと考へてゐるのであります。かやうな結論から致しまして、私は保健對策と致しまして勿論保健對策上解決しなければならない個々の問題が澤山あると思ひます。併しながらその背後に横たはるその根柢となるべきプリンシプルがなければならないと考へるのであります。そのプリンシプルは何かと申しまするならば、即ちこれは廣汎にして強力なる社會政策によらなければならないと考へるのであります。社會政策によりまして現在の細民、無産市民の生活を安定せしめ、更にその生活水準を向上させるといふことが、保健問題を解決させる根本問題であらうと考へるのであります。今日政府におきましては國民生活の安定問題が國策の重要なる問題として取上げられてゐることは非常に心強いわけであります。併しながらこれを他の一面から考へて見まするならば、現在の時局は國民生活を不安に陷れるところの諸々の要因が全面的に働きかけてゐる。安定化を要求して止まないところの不安定なる色々な問題が山のやうにある。さういつた證據ではないかと考へられるのであります。私は先ほど來申しましたやうな意味合から致しまして、保健問題の根本對策としてこの國民生活の安定、更にその生活水準

の向上といふことが最も中心をなす根本的な對策でなければならないといふことを申上げまして、この報告の概要を終りたいと思ふのであります。

## (チ)　都市保健問題に關し都市計畫の反省及び此の結果としての地方行政の更改に就て

都市計畫東京地方委員會技師　石川榮耀君

都市問題會議も既に五回を重ねました。私第一回以來皆勤してをります。益々隆昌の形を拜見致しまして欣快に堪へない次第であります。第五回になりました結果でございませうか、討議その他の御議論が一々軌道に乘られたやうでありまして、劃切なる御研究を發表される傾がございます。その點洵に慶祝に堪へないのであります。たゞ第一回以來何時の都市問題會議でも何かかう野蠻な議論が時々出たものであります。厄介な討議が出たやうなことがあるのでありまして、カラーセクションの一つぐらゐあるべきものと考へてをります。その意味合で私が出たのであります。私の申上げたい事は、第一に挾間局長のお話から暗示を受けた事であります。都市保健問題に關する都市計畫の反省及びこの結果としての地方行政機構の更改私案といふこと、それから少し時間を拜借しまして、照明學會の報告をやはり私がやることになつてをりますので、併せてそれをやらせて頂きたいと思ひます。この二つであります。それで只今豐浦さんから大變……私は今まで會議に出さして頂きましてあれくらゐ熱のある御議論を拜聽したことがない。そこで挾間さんの御意見等から少し申上げさして頂きたいと思ふのであります。

挾間さんの御意見の中で、私達非常にこれはと思はれましたのは、都市が人口十萬になりますれば——十萬以上になりますると色々な弊害が出て來るといふことは、特に人口十萬といふことは、我々から申すならばこれはテキストでございます。我々が仕事をやつてをります時にはいつもそんな觀念を頭に有つてをるのであります。全然都市計畫に門外漢であると申しましたら失禮かも知れませぬが、まあその當局にをられない方が人口十萬といふことを御發言になつたといふことは我々に對しては非常な暗示でございまして、嬉しいことだと思ふのでございます。結局さうなりますればこれはいはゆる都市計畫のバイブルでありますところの田園都市の問題、田園都市論者のテーマーに觸れて參るのでありまして、彼等は既に三十年前に人口十萬以上の都市を造るべからずといふやうな意見から、色の發展した議論を出してをるのであります。私はこの際此處で又繰返し我々都市計畫に關與して十何年になつて、何故に田園都市の問題に手を觸れないかといふ風な問題を反省させられるのであります。併し結局田園都市問題といつても、總てを解決すべき最後の問題ではないと思ふ。結局今ドイツあたりで行はれてをりますところの國土計畫——國土全體の一つの計畫を立てゝ、さうして大都市の人口を分散して其處に收容するやうにしなければ解決の附かない問題であるといふことが言へると思ひます。この都市問題會議には國土計畫が曾て地方計畫の一つとして出ましてそれ限りになつてをるのでありますが、結局都市保健問題と雖も、挾間さんのお話、或は今の豐浦さんのお話等を參

考にしますれば、國土計畫まで行かなければならないといふことについて益々言へると思ふのであります。現在の都市又は農村は一つの企業體であると私は考へる。即ち東京市の理事者は絶えず東京市を繁榮せしめることのみ考へてをる。農村の理事者は農村を繁榮せしめることのみを考へてをります。お互に一つの企業體である。併しながらこの一つの企業體をして、勝手に自由に競爭せしめて置いて、さうしてお互に身體を健康にしろ、保健に努めよと言つたところで、どうしてそれが解決するだらうかと思ふのであります。一切を一つの統制下に置いて、農村、都市といふ風に分けないで日本全土を一つの計畫の下に出發せしめなければ解決の附かない問題であります。但しそれについて私此處に色々申上げてをるのではないのであります。國土計畫に行くその道程として、都市計畫の技術者として何か反省することがないかといふことであります。都市計畫はこの前富山の都市計畫事務打合でありまして、ちよつと出たさうでありましたが、何も纏まらないで終つたさうであります。私はこれがなぜ内閣調査局の問題にならないか不思議で堪らない。先刻來色々國策問題といつたやうなことのお話がありましたが、皆さんとしても何故にこれを取上げないのか不思議で堪らない。それは我々都市計畫技術者の見方だと仰しやるでございませうが、例へば私は自分自身を反省して見ませう。我々都市計畫技師といふものは、果してこの都市農村問題を解決するやうな識見なり手腕を有つてゐるだらうか。私は疑問に堪へませぬ。一介の土木屋ではないか。一介の建築技術者ではないか。自分の庭園さへよくしたらよいと考へてをる人間ではないか。さういふ連中がいかに集まつたところで、何が出來るであらうかと私は思つてをります。ドイツの國土計畫をつぶさに拜見致しますると、色々技術上の計畫もございます。併しそれは最後の問題であります。結局においてドイツの國土計畫の根本問題は工業の分散であります。これに對しては尨大な法律が後に控へてをる。工業を一ケ所に纏めることは出來ないといふので、地域制によるなり、或は補助金によるなり、色々とこの尨大な法律によつて工業が分散されてをります。或は又大都市——例へばベルリンのやうな所へは人間が移住して行くことが出來ないといふことになつてをります。かういつたやうなことは土木技術でも建築技術でもない。いはゆる我々の資格においては出來る問題ではない。國家の力によつてやつてこそ、私はドイツの國土計畫が世界に炳として輝いてをるのではないかと思ふ。これは都市計畫技術者のよくなし得る事でないといふことだけを、私此處で明快に何と申しますか、識者に愬へるといふよりも白狀して置きませう。私は都市保健問題といひ、何といひ、結局は都市の分散である。工業の分散であると思ふ、さうしまするといはゆる内閣の問題でなくしては決して片附く問題でない。敢えてなぜ他を言ふのか、やれ保健であるとか、やれどうのかうのと、こゝに私は反省しなければならない點があるのではないかといふ事を言ふのであります。たゞ併しこの際において都市計畫技師として御列席の皆さんに申上げたい事は、皆さんが田園都市であるとか或は國土計畫であるとかと技術者が言ふまでになぜさういふ仕事をなさらないかその一つはです、そんなことを言ひながら、六大都市はあれだけの尨大な工業地域を握つてをります中へまだ工場誘致をしようとしてゐる、六大都市が左樣にして工業地域を擴張しようとしてゐる限り、遺憾ながら我國には本當の工場分散、田園都市計畫といふものは實施出來ないと私は思ふ、なぜ六大都市の工業地域を整理しないか、それが出來もしないでどこに國土計畫がある私の都市計畫技術者の反省といふことは自ら反省するといふことになるのでありまするが、本當はこれは總ての人が反省すべき問題だと思ふのであります。勿論東京委員會においては少々この點に氣附いた

と見えて吉村技師あたりが商業地域に轉換するやうに研究してゐる。非常に結構なことであります。又名古屋では工業地域を住宅地域に轉換すべく中村技師がやつてをられる。これも非常によいことであります。が私がもう一歩進んで申上げたいことは、人口十萬以上の都市においては工業地域を認めるな、少くとも現在の工場だけに止むべし、そこまでやれることをなぜやらないか。と、かく私は自ら都市計畫技術者の反省をこゝに求むるのであります。諸君は意見を有たない單なる機械ならばよい。けれども機械でなくして一つの意見を有たうとするならば、私はどうか人口十萬以上の都市においては工業の地域を認めるなと、かういふ意見を有つて貰ひたいと思ふのであります。尤もさうすれば必ずそこに起るところの反動がある。それはそれらの都市に企業體として生活してゐる人達の明日のパンに對する心配であります。工場固執論者の特に考へる問題でありまするが、それは仕方がない。併しそれは仕方がないと言ひながら、さうして行くよりほかに方法がないのであります。それで私はこゝに一つの提案をしたい。それは特別市制を人口十萬の都市にまで認めよといふことであります。私がこのことを主張するのは、現在の府縣廳といふものは一體何を致してをるかと申しまするると、結局これは大都市の府縣廳であります。東京府といふものは東京市のことより考へてゐない。愛知縣といふものは名古屋市のことより考へてゐない。といふことは府縣廳が總て各大都市にある所以であります。又それを支配する者も都市に多い。そこで私は本當の國土計畫、或は保健問題といふものを全國的の問題から考へるならば、人口十萬以上の都市を府縣から切離せと言ふのであります。さうして各府縣廳といふものには何の役を持たしめるかといふと、これを農村のための府縣廳たらしめよと言ふのであります。さうしてその府縣廳の所在地を農村の中へ持つて行けと言ふのであります。それは出來ないことではない。即ち私が地方行政の更改といふえらさうな題目を掲げた所以がそこにあるのであります。府縣廳が大都市の眞中にあるといふことは決して地方行政といふ點より見て農村のためにならないのであります。話が少しえらさうになりましたが、これは何れも私出來るやうに思ふので此處に申上げたのであります。要するに、保健問題は國土計畫まで行かなければ決して解決しない。火事が燃えてをる時にその火元にだけ水を掛けてをつて本當の消火作用になるだらうか。この點に對して都市計畫技術者はなぜ反省しない。更に又地方行政は結局都市偏重になるやうな仕組になつてをるが、これならば反省出來るじやないかとかう私は言ふのであります。これが私の第一に申上げたい事であります。それで國土計畫に對しましては、丁度我々が出て參ります時に吉村技師がちよつとした案を持つて參りましたので、それを後で皆さんに御覽に入れたいと思ふのであります。

## (リ)　照明を中心とする都市保健問題

都市計畫東京地方委員會技師
照明學會都市照明委員會委員　石川榮耀君

それから照明の問題であります。私は照明學會の委員をしてをりますので、照明問題について、一言申上げたいと思ふのであります。この事についてはお手許の方へ印刷物[1]を差上げてをります。それで私この報告

1) 當日第二部會場にて配布の、都市照明委員會「照明を中心とする都市保健問題」又は本總會文獻3「都市の保健施設(下)」四三七頁以下參照。

を全部申上げるつもりではございませぬ。たゞちよつと分り難くなつてをるかと思ひますので、圖面の見方だけを少し申上げたいと思ふのであります。照明問題につきましては昨日東京市の公園課長井下さんからちよつとこのエッセーに對する御議論がございました。これは御議論そのものはまあ申さば八百長みたいな所が拜察されたのでありまするが、議論そのものゝ内容よりも、ともかく照明問題といつたやうなことに多少なりとも我々照明に携はる者以外から議論の出ましたことは非常に我々として喜ばしいことであります。又その他にもこの照明問題に觸れられる方がございまして、これに對するデスカッションが多少なりとも殖えて參りますといふことは、私共照明學會として有難くお禮を申上げます。これを都市問題會議に採り上げて下さいまして結構だと思つてをるのであります。昨日私が照明問題に携はつてをるといふことを申しまするとと、結局君は何か電燈會社に買はれたのかといふお話がございましたが、然らば衞生問題を語れば寺の坊主に買はれたのかと言ふつもりか、とかう私は言ひたいくらゐであります。まあ併しかやうな議論はともかくとして、昨日井下さんから現代の市民の本當の生活は夜だけではないか、この夜だけ我々が本當の生活をしてゐるとしたならば、晝間の公園といふものは結局子守が婆さんしか使はないのぢやないかとかういふお話がございました。この一句だけを私は皆さんに差上げたいさうして御自分で御反省願ひたいのであります。たゞ井下さんのお言葉の中で少しこれはどうかと思ふのは、割に公園における夜の犯罪が少いといふ御意見がございましたが、あれは井下さんにもう一遍符箋を附けてお返しゝたいのであります。公園における犯罪統計といふものは、井下さんはどれをお使ひになつたか知りませぬが、あれは刑事諸君が必要なる時だけお計りになりました犯罪數でありまして、事實は刑事諸君がもう少し細かくやればもつと多く、倍にも三倍にもなるのであります。さうしますると私はいかにも公園における犯罪が殖えることを喜んでをるやうでありまするが、ともかくも少しあの統計は違つてをるといふ風に考へるのであります。以上の前置の下にお手許に差上げましたパンフレットを一つお開き下さいましてこれをあつさり御玩味願ひたいと思ひます。

それで結局このパンフレットの第一段としましては公園施設を夜使へるやうにしようではないか、晝間だけしか使へないといふことでは現代の市民生活に則したものではないと、かういふことを皆さんに愬へたい。第二の問題としましては、都市において太陽の光線を受けないで生活してゐるデパートの賣子、或は地下鐵從業員といつたやうな人達、かういふ人達は明るい光線の下にゐるんだからあれでよいだらうと、かうしたところの御議論が昨日でしたかありましたが、あの光線の中には菫外線といふものが足らない。これはです概念的に申せば、太陽は黒くてもよい、菫外線さへ太陽が吳れゝば黒い太陽が存在してをつても差支ないのであります。このやうに菫外線といふものが我々にとつて非常に必要なものである。然るにこの菫外線の足らない光線の下で働いてをる人達に對して、たゞ明るいからあれでよいといふやうな御意見は御撤回願ひたい。そこでその意味において太陽光線の効果といふことを最後に申したいのでありますが、これはもう吉田博士の御意見の中にありましたので私は申上げませぬ。それでこれに一、二、三、四頁とずつとエッセーを述べてありますが、十頁の六までが一つのテーマであります。夜の施設に對する公園照明といふものが殆ど十分でない。それがために公園といふものが犯罪視されてをる。公園に夜行くことがなんだか恥かしい。何か悪いことをしに行くのではないかと思はれはしないか。公園を夜散歩してゐると絶へず後から監視を受けてゐるやうな氣がする。さういふことが夜の公園の利用を非常に阻害してゐるので、この公園照明に

ついて色々な點から東京の各公園について實際に調べた結果をこれに述べてをるのであります。それでもうこれは極く簡單に申上げます。さうして序に京都の圓山公園の御批評を最後にちよつと申上げたいと思つてをります。それで第二頁の第一表を御覽願ひたい。これは公園内のどんな所でどんな犯罪が行はれるかといふことを示したものであります。この表で右の方にある犯罪及事故その中に不審といふのがありますが、この不審といふのもやはり結局は性犯罪でありまして、公園にはよくかう何か行ひさうな擧動不審なやつがをる。之は犯罪を行ひさうなやつであります。それから身邊追從といひまするのは、犯罪が行はれてゐることを傍で觀賞してをるやつであります。さうしてこれは最後には恐喝に移行して行くその道程が身邊追從であります。それから風紀といふのは明らかにその事を行つてゐるもの、まあ不審、身邊追從、風紀を合せまして結局風紀であります。その統計を出してみるといふと左側にあるやうな色々な數字が出て參るのであります。これは一々について詳しく申してをると時間を取りますからこれくらゐで止めて置きますが、とにかくこんな風になるのであります。さうしてこれを實際場所によつて見まするとどうなるかといふと、三頁を御覽願ひたい。三頁はこれは上野公園の平面圖でありますが、黒く塗つてある場所は照明設備の全然ない所であります。ところがこゝで考へなければならないことは、照明設備の全然ない所においてのみ風紀犯罪が行はれるかといふと、それはつまり一種の素人考でありまして、さういふ所では風紀犯罪が行はれない。そんならどういふ所で多く行はれてをるかといふと、この圖の中に附してある番號によつて二頁の表と照合して下さい。大體かういふやうな結論になつて來るのであります。それでこれも一々申上げてをりますと面倒ですから次に四頁、五頁、六頁に移りますがこれも二頁、三頁と同じ統計でありますから說明は省略致します。

それで結局と致しましてはかういふことになるのであります。公園において性犯罪の行はれますのは——性以外の犯罪は存じませぬ。尤も恐喝は多少あるやうでございます。純粹の恐喝が——それは調査員が恐喝されまして一種のこの業務に倒れたのであります、まあ倒れるまでに逃げましたが、恐喝されてをります。で恐喝は多少あるやうですが、それはまあ別と致しまして、この風紀犯罪の行はれますのは、今日の公園照明といふものは通路だけが明るい。つまり通路照明になつてをる。明るい所をお通りなさいといふ風になつてをるがこれが公園で性犯罪の行はれる根本原因となつてをるやうであります。それは例へて申しますとかういふことになる。綠の所が暗いと、まあ全體的に暗いのならよいけれども、道路が明るくて綠の所が暗いといふと、そこに明暗のコントラストが起りまして綠地の中で行はれてをる事が街路からは眩しくて見えない、それで綠の所が暗くて通路が明るいこと、これがまあ第一の大きな原因でありまして、主にさういふ所で行はれてをります。それから街路照明があまりにキラキラしてをりますと、その下に行はれるのであります、洵に變な話でありますが、皆さん一度夜の公園に出で何か行はれてないかとお探りなさい。左樣なグリームの强い所において案外獲物があります。といふのは、さういふ所では暗い所が寧ろ實行者の方から申せば危險でありまして、皆さんの方からすれば御發見なされ易い。やはりコントラストの關係で——そこでどうか皆さんも公園照明をなさる場合におきましては、出來るだけグリームをお省き願ひたいのであります。それから第三番目には、樹木の繁みが後ろにありまして、誰も後ろから來る心配がない、さうしてそれは相當厚さのある繁みである。又前の方に明りがあつて、相當後ろの勾配の大きな所、即ち日比谷公園においてはテニスコートの附近、心字池の前といつたやうな所、上野公園においては存外竹之臺といふやうな所が多く行

はれますのは、前にグリームのコントラストが強く後ろに繁みがあるからであります。それでいくらコントラストが大きくても、グリームが大きくても、後ろに繁みがなければ犯罪は行はれません。かういふことになつてをるのであります。それで京都の圓山公園を昨夜ちよつて調べて見たのでありますが、可なりコントラストの大きい所が多いのであります、ところがうまい工合に繁みが出來てゐないので犯罪の行はれる場所がない、同時に此處では料理屋さんが附近にありまして、いかにもこの監督するが如くに配置されてゐるといふことが、圓山公園の犯罪數を少くしてをりはせんかと思つてをるのであります。洵に愚論でございましたが、結局において東京におきましても隅田公園といつたやうな所、或は濱町公園といふ所は犯罪が少いのであります。これはまあ照度が高いのでありまして、五十ルクス以上あるのですが、併し結局は照度が高いといふからも、グリームが少い、コントラストが少いといふこと同時に繁みが少いといふことが犯罪數を少くしてゐる原因ではないかと考へてをります。そこで今後におきまする都市公園といふものは、晝間使はないといふところから考へますると、あまり繁みを使はないやうにして頂きたいといふこと、グリームのコントラストを是非省いて頂きたいといふこと、照度の如きはまあ第三の問題であると、かういふことが照明學會の報告として出たわけであります。後で一つ報告を御覽願ひたい、それから洵に長い時間頂きましたがちよつと十分ばかり頂きまして吉村技師より圖面の說明をして貰ふことに致します。甚だ長いこと失禮致しました。

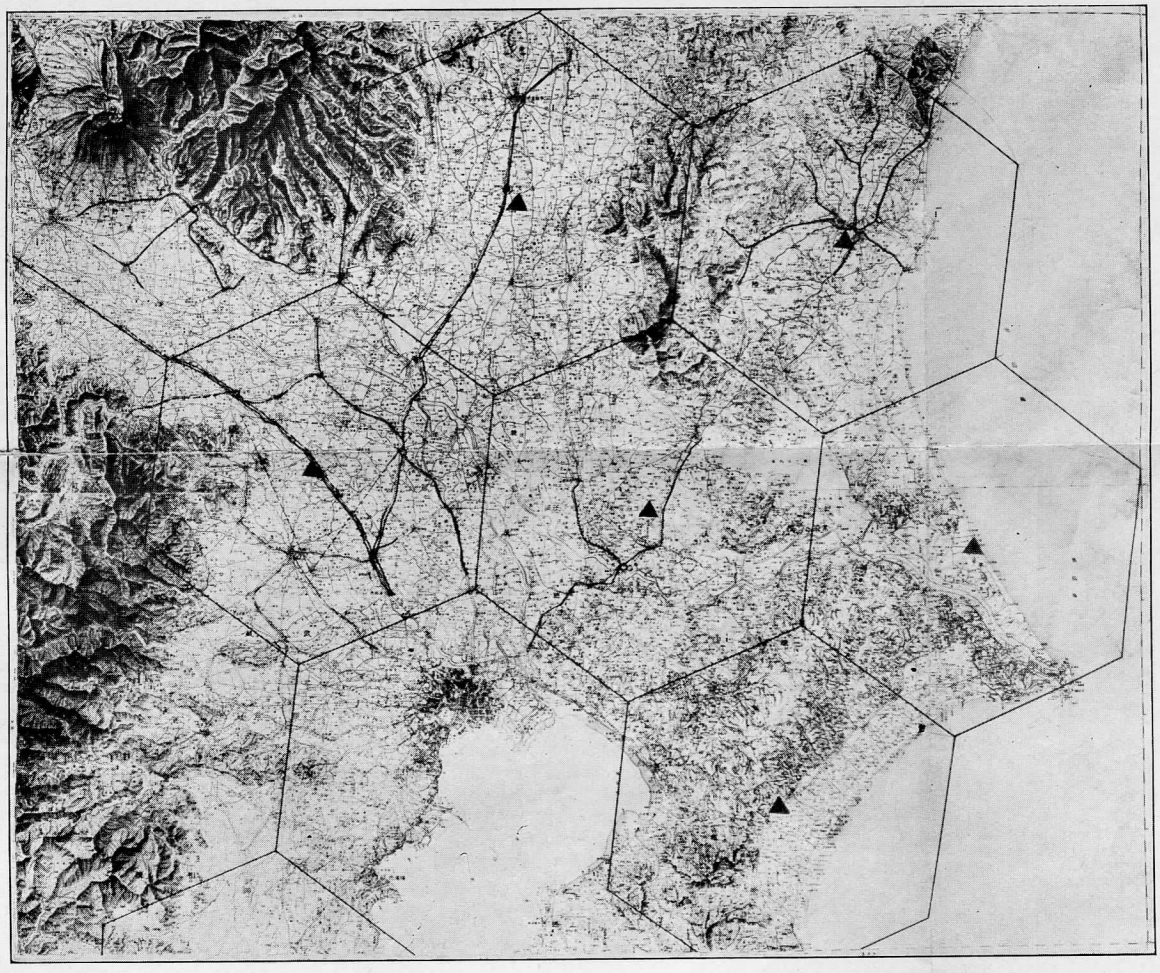

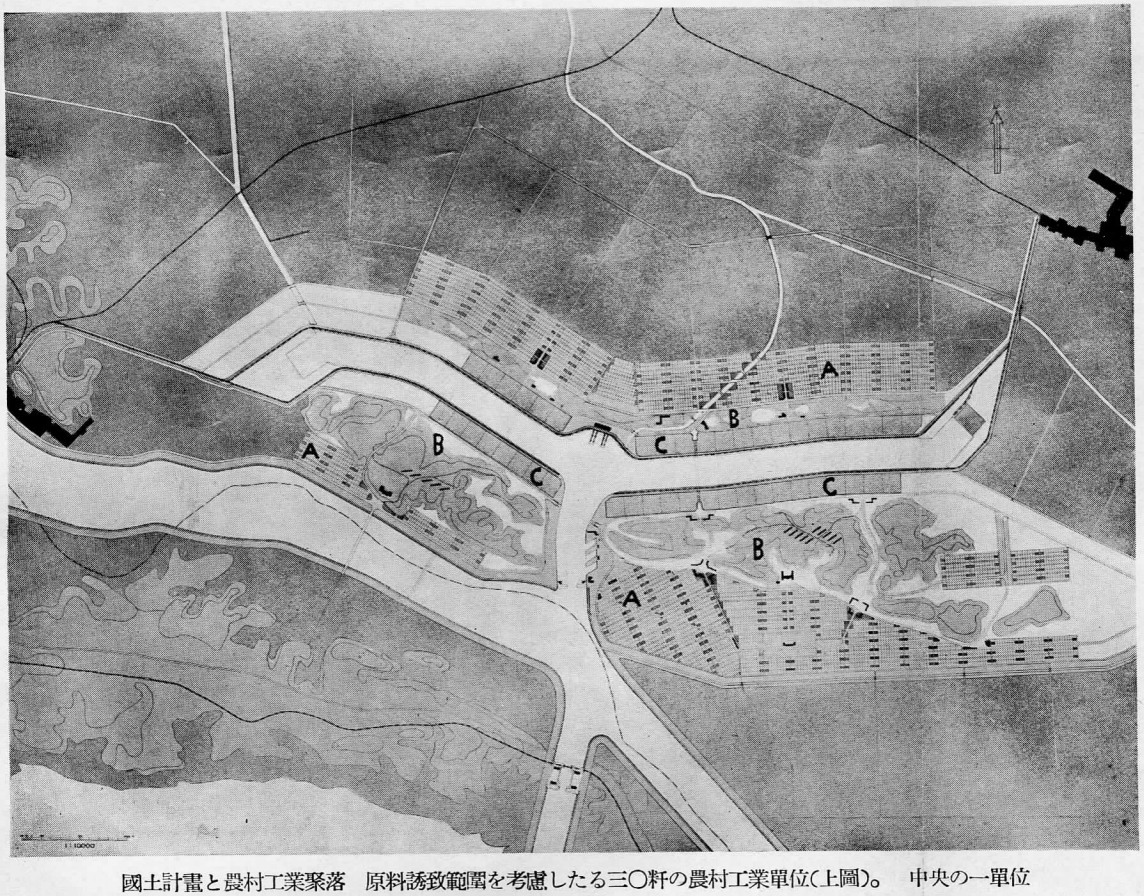


國土計畫と農村工業聚落　原料誘致範圍を考慮したる三〇粁の農村工業單位(上圖)。　中央の一單位農村工業聚落計畫(下圖)。A——菜園住宅地帶。B——公園綠地。C——工場敷地。

國土計畫と農村工業聚落　原料誘致範圍を考慮
農村工業聚落計畫（下圖）。A——菜園住宅地帶

## (又) 國土計畫と農村工業聚落

都市計畫東京地方委員會
技師　吉村辰夫君

只今私の先輩であり且つ同僚である石川技師から、都市計畫の將來は國土計畫にまで進まなければならないといふことの話がございました。我々都市計畫東京地方委員會にをる職員の都市計畫に關する考は、皆一致してさういふ考を有つてをるのであります。たゞ併し只今も申されました如くに、非常に我々自身におきましても反省すべき色々多くのものを有つてをる。國土計畫にまで發展しなければならないと言ひましても、果してそれが我々の貧弱な頭で出來るかどうか分らない。出來る自信もなし、又出來得べきでないのが當り前ではないかといふことを考へてをる。併しながら我々としましては出來るだけさういふ風な事について先づ考だけを進める必要があるのではないか。實際はかういふ風な問題は內閣調査局、內閣資源局あたりの問題にならなければならぬと思ひます。

非常に貴重な時間を頂いてをりますので、圖面だけを簡單に御說明申上げます。先づ農村工業計畫の單位として、一つの農村工業に要するところの資源調査から始めなければならない。それは結局天然資源の調査が先決問題であると考へまして、一通りかういふ資源調査を致しました。それからそれによつて果してどういふ所にどういふ範圍において農村工業を興したらよ

いか、これをたゞ端的に申しますると、農村に工業を興すには先づその範圍といふものを決めなければならない。これはソヴエット・ロシヤの農産加工工業、それの原料誘致範圍は大體三一・五粁内閣調査局の資料によりますると、大體三〇粁について一つの農村工業の單位が出來るのではないか、これは加工々業ばかりでなしに、原料誘致距離からも取つた數字であります。さうしてその一つの單位としましてあの利根川の沿岸にかういふ風な計畫を立てたのでございます。これはこの沿岸は非常に洪水の危害があると同時に低濕であるので、住宅改良と同時に工業を誘致する目的でもつて一つのかういふ計畫を立てたのでございます。それでこの計畫は大體十ケ町村を一つの中に纏めまして、いはゆる農村工業に最も必要であるところの工業の集約といふことゝ、それから水利、耕地、宅地の改良といふことを目的として一つの集團的なユニットをつくつたのであります。時間がございませぬので簡單でございますがこれだけにして置きまして、又何れ何かの機會において詳しく發表致したいと思ひます。

## (ル)　上水道施設の安全

東京市水道局給水課長　岩崎富久君

上水道施設の安全といふ事柄につきましては別に報告を提出致しましたですが、昨日頂戴致しました研究報告を拜見致しますると、その問題に觸れてをる御報告が幾つもございまして、中には私の意見と多少對立的になつてをる分も見出されるやうでございますので、暫らく自分の意見を申上げることをお許し願ひたいと思ひます。その御報告の一つには井戸はなるだけ使はずに水道を使へといふ御意見が出てをりました。これは勿論不良な井戸を使ふなといふことでございませうが、この井戸の不良といふことはどういふ點によつて不良と言つてをられるのでありませうか。例へば深い井戸になりますとどうしてもアンモニヤなどを含んでをるものでありますが、これらは細菌學的に考へまするとあまり問題でないやうな場合が隨分ございます。井戸が不良だと言ふことは言ふ方に多少無理な點があるのではないか。現在の水質試驗におけるその規格があまり井戸については喧しすぎるのでなからうか。別に私井戸屋に賴まれたわけではありませぬが、自分の管理してをります水道設備が絶對にどんな事があつても大丈夫なものであるといふことについての確信がないのでありまして、やはり水道の安全といふことを考へる上からは、井戸の保存といふやうなことも十分考へなければならない。それには現在井戸水に對する規格に喧しすぎるやうなところがあるならば、それを改良して頂きたいと思つてをります。非常の場合には恐らく井戸をどういふ方が勝手に使つても文句言ふ人はないと思ひます。そこで私は非常の場合に備へるため、ふだんでも何處に井戸があるかといふやうな調査をして、出來ればこの水道のやうに自治團體で管理を十分して行くやうにしたらよいではなからうかと思ひます。井戸は多く個人有になつてをるのですが、この個人の所有權をあまり侵さない程度に於て、それを處分する場合には屆けさせるとか、或はそれを使用する場合には公共團體が使用するならば勝手に使用させるとか、いはゆる井戸の民有公營といふやうなことをやるならばどうかと考へてをります。又井戸を有つ

てをられる人は相當な地積を自分の宅地内に有つてをるのでありまして、それがために隨分一面から言へば御迷惑な所がありはしないかと思ひます。それ故に場合によりましては井戸を維持して行くために或程度の助成金を公共團體が出してやつてもよいではないかと考へてをります。これに對して水道の水は良いから是非引けと言こと、井戸はちよつと井戸浚へをするにしても相當費用がかゝるものでありますから、安い便利な水道を引いて一面井戸を潰して行かうといふ風な傾向の多々あることを、洵に私は殘念に考へてをります。

それから今一つ御意見として出てをりました事は、これは所によつて必ずしも已むを得ない所もありますが、私は在來の用水路をなるだけ保存して行きたいと考へてをるのであります。在來の用水路は多く水源でございまして、さうして昔水道のない時分にはやはり水道の代りになつてをつたものでありますが、これに紙屑を棄てたり、或は下水を流込んだりして、次第にさういふ在來の清流が下水になつてしまつてをるのが多々ございます。先日も私の知人が下水へ落ちて怪我をしたといふ話を聞きまして段々調べて見たところが、それは下水でなくて、市が管理してをります用水路であつたといふやうなことがございました。實際この用水を管理してをります場合に、これに色々な物を棄てられて困つてをります。これは用水を綺麗にするといふことによりまして、多く用水は水源から水が出てをりますので、もし水が足らなければ水道に用水を入れてもよいかと考へて居ります。で用水の清流は出來るだけ保存して行きたいと考へてをります。東京の小金井附近には良い水路がありまして、櫻の花の咲く時分には實際東京の人の非常に慰安になる所でありますが、これなどももしこのまゝに放置して行くならば、次第に下水になつて行くのではなからうか、杞憂かも知りませぬがさういふ感を私は懐くのであります

それから又東京市の山手方面にも多々用水路がございます。これは東京市のみとは限りませぬ。他都市におきましても水道以前の用水路があつたとしましたならば、出來るだけそれを保存するやうにして頂きたいと思ふのであります。それには汚水の這入ることを防ぐのも一つの方法と思ひまするが、下水處理には分流法と申しまして雨水と汚水を別に處理する方法がある筈でございますからして、どうかこの用水には大便、小便の混つた水を入れられないやうに、汚水を入れられないやうに一つ御工夫願ひたいと考へてをります。

それからこれは東京だけの話でございますが、東京市では從來市内に消防用の水が多々あつたのでありますけれども、これが最近みんな埋められてしまつて已むを得ず水道の水を使つてをるのであります。消防に水道の水を使つてをります。ところでこれは實際火事の時には默つて使はせますけれども、ふだん演習に使ひます時には若干の料金を取つてをるのであります。

それで料金の出し場がないから、警視廳の方から水道の方へ賴んで來て、水道無料で演習に使はしてくれといふことを申込んで來てをりますが、これなども消防の方で少しこの非常用水といふことを考へられたならば恐らくこの水路が現在のやうな狀態にまで惡化しては來なかつたゞらうと考へてをります。最近又それでは消防用に下水の水を使はうぢやないかといふやうな話も出てをります。それは火事を起した人は惡いから仕方がないとしましても、隣近所もあることでありますから、下水の水までぶつ掛けて火を消すといふやうなことになつたなれば、どうも大都市も悲慘なものだと私は考へてをります。今一つ池もやはり井戸と同じやうに保護すべきもの、一つであると考へてをります。井戸とか、水路とか、又はこの池の維持といふことを私共は考へてをるのであります。さうして水道は絶對永遠にこの保健施設を確保して行く上においてどうしても必要なものかと私は考へてをるのであります。

## (ヲ) 朝鮮家屋の衛生的考察

京城府會議員　菅　總　治君

先ほど熱と力に富み、而も圓轉滑脫、恰も學術的漫談のカクテルを聽くやうな石川さんのお話を伺ひました後で私が出るので、何だか氣遲れがして勢も萎縮してしまつたやうであります。揭げられました朝鮮家屋の、衞生的考察、特に朝鮮家屋内オンドル　採暖保溫價値と衞生學的考察といふことについて申上げたいと思ひます。つきましては皆樣の殆ど多くはまだ朝鮮といふ〻とを御承知ございませんでせうし、尙更に朝鮮家屋といふこともどんなものであるかといふことを御承知なからうと存じますので、今朝ほど入口で差上げました總督府の印刷物の中に「朝鮮の習俗」といふ本がございますから、それの四十一頁をお開け願ひたいのであります。

朝鮮の家屋は内地の家屋に比しまして非常に小さうございまして、その構造は鍵の手式か並列式かの木造平屋建でございます。大きさは約十坪内外のものでありまして、棟の高さは約十尺ぐらゐ、全く低い建物でございます。朝鮮家屋の見取圖を描いて見ますと大體かういふ風になつてをります。

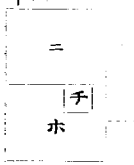


(イ)は玄關でありまして、(ロ)、(ハ)は板の間で(ハ)は食事道具とか又は色んな日常使ふ道具の置場になつてをります。(ロ)は日常坐して仕事をしたりするのに使はれてをります。(ニ)は四疊半ぐらゐな部屋でありまして、此處にオンドルが造られてをります。(チ)はオンドルの焚口でありまして、(リ)は煙出しであります。(ホ)は土間でありまして、此處で炊事をやるのであります。(ヘ)は内房と申しまして女の人のゐる部屋に使はれ、(ト)は外房といつて男の人のゐる部屋に使はれてをります。先づ大體かういふやうな構造になつてをります。次にオンドルでございます。オンドルといふのは内地の疊の代りに床のところに採暖設備をしてあるその採暖設備のことでございます。その構造は石と土とで以て堤防のやうなものを幾筋も造り、その上に板石を並べて床とする。さうしてその床の上を土で塗つて平たくし、更にその上に幾重にも油紙を張つて絶對に煙の漏れるのを防いであります。丁度この堤防のやうに造つたその間はほら穴のやうになつてをるのでありまして、焚口で焚いた煙ははその穴を通つて煙出しの方へ出て行くやうになつてをるのであります。それでこのオンドルの衞生學的考察を詳しく申上げようとしますれば相當時間がかゝりますので、私は單にその結論だけを申上げて皆さんの御參考に供したいと思ふのであります。

先づその結論と致しましては、オンドル内の室氣の濕度及び溫度の分布は至極緩慢で急激な變化を示さないといふこと、それから暖められた氣溫の分布狀態は他の煖房に比べて比較的良好であるといふこと、それからオンドル室内の室氣の溫濕度の理學的組合せは理論上寒冷を感ずべき狀態にある如き場合においても居室者はオンドル床面よりの傳導及び輻射熱によつて非常な暖かさを感ずるといふこと、それから室内の室氣はオンドル焚附後二時間乃至三時間にして最高溫を示し、それより極めてゆるやかに下降して約十二時間乃至十五時間で元の程度に冷えるといふこと、それから

新しきオンドル又は上手に築造されたオンドルにては床面溫度は比較的良好であつて、焚口の床上の溫度と他の床上の溫度と平均して差が三十度以上ある時は造り方が拙劣であるといふこと、それからオンドル居室内の換氣回數は普通一回換へずして最大〇・七といふこと、大體かういふ風になつてをります。尙實驗の結果私達の考へましたところによつてこれを長所と短所とに分けて見たいと存じます。長所としましては、採暖燃燒が全然居室と隔離されてをります。床下で行はれますので、床面その他が破損しない限り室内には燃燒によつて有害瓦斯が發生しない、且つ塵等も少い、これは普通火鉢又はストーヴその他の採暖設備でございますと、部屋の中が相當汚れるのでございますが、オンドルは全然部屋から離れた床下でもつて暖めるために部屋の中は少しも汚れないで非常に衞生的でございます、それから溫度の上昇及び下降が頗る緩慢で、急激な變化が少く、室内における溫度の分布が比較的良好でありますため、一度暖めたら中々冷えないといふ特長を有してをります。それから室氣自體の溫度又は濕度が理論上や寒冷な狀態にありましても、床面溫度が高い故に居室者としては十分採暖の目的を達することが出來る、それで一般東洋人の如く常に坐し又は臥床する習慣を有する人々にとりましては、頗るその目的に副うてゐる採暖法のやうに思はれるのであります。それから床面が平滑であるため塵埃又は細菌等の存することが少く非常に衞生的であります。それから一度燃燒して置きさへすれば十數時間も保ちますので非常に手數が省けるのであります。かういふやうな長所があるのでありますが、一面又短所もあるのであります。その短所としましては、急激に採暖を必要とする時にはその目的に應じ難い、さうして又逆に熱い場合これを適度に下げることが出來ない、即ち溫度の調節を圖る能力に缺けてをるといふこと、それから下の石材や土を暖めて床面を暖め、然る後に間接に室内を暖めるので、直接室内の空氣を暖める方法よりはカロリーの損失が相當大であるといふこと、それからオンドル内とかその他床下の掃除が頗る困難と言ふよりは殆ど不可能である故、數年毎に根本的にやり變へなければならないといふこと、それから床面が疊と違ひ土の上に僅かに紙を張つてあるやうな堅い床面でございますので、その上に坐つてをるやうな感じが致しますで内地人のやうにその上に長く坐つてゐられないといふこと、それから一般に朝鮮家屋の通弊として換氣及び採光が十分でない、これは先ほど圖を描きましたやうに、部屋の三方が壁によつて包まれてをりまして、僅かに入口の所だけが縱四尺橫幅一尺五寸ぐらゐな開きになつてをりますので、採光通風といふ點においては非常に缺陷があるやうに思はれるのであります。これらの點がまあその短所とするところであります。詳細に申上げればよいのでありますが、時間がございませぬので極く簡單に朝鮮オンドルの採暖法はどういふ風になつてをるかといふ點について申上げ、皆さんの御參考に供した次第であります。

## (ワ)　工場廢水放流と其弊毒及對策

社團法人水道協會　三川秀夫君

私の研究を要約御說明申上げますに當りまして、昨日の主報告者戸田博士が蘊蓄を傾けて報告されました

「本邦都市の下水及汚物處分と魚介衛生私見」、及び次に報告されます御當市の中條下水課長が報告されました「炭酸瓦斯に依る處理場流入下水の水素イオン濃度の調整に就て」といふ極めて有益且つ權威あるこの兩研究報告は、是非とも御併讀を希望して已みません。尙大阪市衛生試驗所御提出の「河川の淨化に就て」の中にも、工場廢水問題に關係ある部分がございますので、これ又併せて御參照の上私の報告について嚴正なる御批判を願ひたいと存ずるのであります。

さて本研究報告の内容を申上げたいのでありますが、前に申しました研究報告と趣を異にしてゐる點を申上げますならば、本研究報告は衛生工學上もしくは都市衛生化學上の專門的立場からの自然科學的なものではなく、即ち「如何に處理するか」ではなく、「如何に弊毒を流すか」を先づ分析して、次に現行工場法（特に第十三條）、市街地建築物法（特に第十二條、第十四條及び第十七條）、鑛業法、砂鑛法、下水道法、汚物掃除法、都市計畫法及び河川法等の特別法は何故に改正を要するか、及び行政上如何に運用さるべきかの問題を主題としたところの、謂はゞ社會科學的な内容なのであります。それ故諸大家の科學的研究報告は私の所論を根據づけ、理論に科學性を賦與さるゝものとして重要視してゐる次第でありまして、私は如何に處理し、如何に施設するかの技術的專門家ではなく、その方面では全くの素人なのでありますから、皆樣の御指導を切に希望する次第であります。

御當市の中條下水課長の御報告によりますると、京都市吉祥院下水處理場における流入下水量は毎秒一一六・七リットルでありまして、その中工場廢水は九〇・五リットルに及び、全下水量の五割四分强に當つてゐるさうであります。これは洵に恐るべき數字であると存じます。私が引用してゐます實例は大阪市水道部調査のものでありまして、琵琶湖水質試驗表は聊か古い憾みはありますが、宇治電用水において工場廢水は

| | | | |
|---|---|---|---|
| 濁　度 | 一・五 | 色　度 | 五・〇 |
| 遊離アンモン | 〇・一八〇 | 蛋白性アンモン | 〇・〇四 |
| アルカリー度 | 二八・六 | 硫　酸　微 | |
| クロール | 七・五 | カメレン消費量 | 三・四七六 |

といふ成績を示してをりまして、水道協會刊行上水道統計第二十五號（昭和九年度中）の成績によるも、京都市の原水は硫酸の痕跡があり、大阪市の原水は硫酸及び硝酸共に極微、アンモニアが痕跡といふ成績であります。かくの如く水質を惡化せしめる工場廢水は琵琶湖や加茂川筋及び淀川や近海を汚染し、大阪市水道の如きはために水源地を脅かされ、下水道施設においては本夏同市此花區大開町附近に發生した如く、下水道幹支線を腐蝕して損傷を與へ、處理場を初め下水道諸施設の耐久年限を減縮し、大阪灣魚族に影響して、現狀のまゝ放置さるゝならば近海漁業及び食糧品工業を危殆に頻せしめないとも測り知れぬ狀態であります。又他方工場廢水の放流によつて汚濁した河川表流水を灌漑もしくは工業用水に使用致しましたならばこれ又該當産業の運命に關る被害を與へないものとも測り難いのであります。工業用水だからどんな水質でもよいなどゝいふ考へ方は非常識も甚だしいものでありまして、人絹工場、製藥工場、清涼飲料水製造工場もしくは染色工場等の如きは、水質と品質とは密接不可離の關係に置かれてゐるのであります。

只今申述べましたやうな次第で、かゝる現象は決して當近畿地方特有の現象ではなく、時には北九州地方にも關東地方にも（特に京濱一帶）遠くは北海道、朝鮮、滿洲においてさへ見らるゝ共通現象ではなからうかと考へるのであります。苟くも河川、池湖、近海の沿岸一帶に人絹工場、染色工場、製藥工場、紡績工場、製紙工場、青酸加里を使用する鑄物工場、病院、搾乳場、銅山の精鍊所等が存在し、劇毒藥を常時使用してゐる工場がありますならば、共通の現象を呈するであらうことは容易に豫想し得るところではなからうかと

存じます。

飜つて對策について考へます場合、次の諸點が留意さるべきではなからうと存じます。即ち

A　成分の多様性と有毒藥物含有の確認、保健衞生的科學知識の大衆化、社會化

B　行政上の缺陷改善

C　工場廢水淨化の科學的解決への努力

そこでAは謂はゞ科學教育の問題でありますが、これは刊行物で御了知願ひたいと存じます。次にBについてゞありますが、最近北九州、關東地方の京濱一帶、朝鮮清津府等に工業用水專門水道の計畫が勃興してをりまして、かくて厖大な水量の工場用水が使用されることゝなれば、當然厖大な量の工場廢水が排泄されることも亦必然の數ではなからうかと考へるのであります。然るに北九州における都市計畫事業を一瞥致しますのに、工場廢水處理事業もしくは下水道事業については何等提起されてをらず、北九州地方における河川近海の汚濁が憂慮される次第であります。こゝに今から對策を要する根據があるのであります。それといふのも現行工場法第十三條の規定の如きは極めて抽象的であり、市街地建築物法第十二條、第十四條及び第十七條の規定は極めて非具體的でありまして、何ら據るべき基準が示されてゐないのみならず、地方長官の回答を檢討致しますると、今日の行政官廳もしくは行政官各位は近代的新現實に對して聊か認識不足の憾みがある様に思はれ、行政官の裁量に期待し、法令の善用を要望することは洵に心細い次第と稱せざるを得ない實情と考へるのであります。それ故に行政官をして行政——就中保健衞生行政をして時代の進運に順應せしめ、福利行政作用の目的を達成するため關係法令の改正を行ひ、都市計畫法に基く都市計畫事業の起業の場合、工業用水計畫を起工せんとする申請に對しては工場廢水處理設備を條件として工場主に對し豫備處理設備をなす様命令し得ることゝし、工場法や市街地建築物法においても工場廢水豫備處理設備をなすを條件として、不完全な設備を有する工場に對して作業中止、設備の增改築を命ずることが出來るやうに規定し、同時に施行規則においてその基準を示すことに致しましたならば、よほど變つて來るであらうと考へるのであります。それと共に水道協會が內務大臣に建議致しました下水道法改正案の如く工場廢水放流による施設の損傷に對しては須らく工場主をして補償せしめる様改正されたならば社會公益上洵に結構なことだと信ずるのであります。殊に酸性工場廢水を恣に放流せしむる如き現狀は一日も默過し得ない事象ではなからうかと考へるのであります。

以上私が本研究報告の如き貧弱極まる內容を提出致しまして皆様を相煩はすことになつたのは實に右のやうな諸點に關心を有してゐるからで、柄にも似合はぬ題目ではありまするが、その點は何卒御諒察を願ひまして皆様の御指導を深く希望致す次第であります。

## (カ)　多量なる工場廢水を混有する下水處理に就て

京都市水道局
下水課長　中條都一郎君

今日家庭下水の處理については活性汚泥法により何らの懼れなく完全に淨化處理をすることが出來るのであります。たゞ維持の點より見まして最も動力費を要する曝氣方法について種々の研究が進められつゝある

狀態であります。即ちエヤーブローによるか、或は又機械攪拌のみによるか、これら兩者を混合して用ふるか、何れが曝氣上の動力費を節約なし得るかの點に注意が注がれてゐる次第であります、併しながらその何れに致しましても下水の淨化が出來る出來ぬの問題ではないのであります。下水が家庭排水のみなる時は極く簡單に處理が出來るのであります。

然るに實際に臨み都市の下水淨化處理をなす場合におきましては、家庭下水のみに非ずして、工場廢水その他各種の汚水が混入するのであります。殊に工場廢水は今後諸工業の發達するに連れて益々增加するの可能性を有するのであります。この爲に著しく下水處理を困難ならしむるに到るのであります。

今日活性汚泥法による下水の淨化の難易は下水の强度即ち下水が濃いか薄いか、換言すれば浮游物質の多少によつて定まるものでなく、寧ろその水質によるものなることは明らかであります。然らば下水の處理より見て如何なる水質が良きか惡きかは水素イオン濃度即ちPH價によつて定まるものと、私は信ずるものであります。PH價はその水質の酸性或はアルカリ性なるかを知る方法でありまして、下水は中性であればよいといふことになるのであります。即ち酸度が高くても亦アルカリ度が高くても活性汚泥が出來難い、下水の處理が困難だといふことになるのであります。一番處理し易いPH七程度が最もよいといふことになるのであります。

然らばPH價が適當でない場合において、藥品なり或は又他の方法によりPH價を調整して、下水を中和性のものとなし、その上でこれを處理すればどうかといふことになるのであります。これについては參考圖を御覽になれば分りますが、吉祥院の流入下水はPH價八以上のことが多いのであります。これは下水量毎秒一六六・七立平均に對し工場廢水が九〇・五立であつて、全下水量の五割四分强となるのであります。而もこの工場の大部分は染



色關係工場なのであります。即ち處理區域内に工場が百二十六あるのでありますが、これを内譯して見ますと、捺染工場六十七、友禪工場三十六、艶出工場三、其他二十と、かういふ割合になつてをるのであります。故に他の工場よりも染料關係によつて甚だしく水質が惡くなるのであります。右の事情でありますから、下水の水質中和を圖つて淨化成績を良好ならしむるべく種々研究を致したのであります。

その方法としましては、先づ硫酸、硫酸礬土、鹽化鐵等を用ひてPH價を調整しましてその處理成績を調べましたところが、そのまゝの下水、即ちPH價の高いものよりも成績が非常によかつたのであります。故にPH價の調整は必要なことが明かになりました。けれどもこれには相當多數の藥品を要するので、維持費の點が問題となつて來るのであります。そこでその原因たる工場において適當の設備をなさしむることも考へられますが、吉祥院の如く家庭工業的な小工場が多數ある場合においきましては、その監理が困難となりますので、どうしても處理場自體において金のかゝらない調整方法を考へねばならぬ必要に迫られたのであります。その結果汚泥腐化槽より生ずるメタン瓦斯の利用を考へたのであります。メタン瓦斯を分析するところによりますると

昭和十年六月八日分析　メタン瓦斯　六五・〇%　炭酸瓦斯　二九・四%

昭和十一年三月二十六日分析　メタン瓦斯　六一・〇%　炭酸瓦斯　三七・四%

昭和一年七月二十二日分析　メタン瓦斯　六一・〇%　炭酸瓦斯　三四・四%

かういふ成績になつてをりまして、即ち發生瓦斯の三〇%以上の炭酸瓦斯を含有することを知つたのであります。そこでこの炭酸瓦斯利用を考へるために、先づ炭酸瓦斯によるPH價調整を試みたのであります。これによりますと下水一立に對して炭酸瓦斯（九五%含有）七十五立方糎にて充分なりといふ事を知り得たのであります。さうしまするとと發生瓦斯の炭酸瓦斯含有量を三十五%とすればその割合で發生瓦斯を增加すれ

ばよいのであります。でこれまでは確信を得るに至つたのでありまするが、この發生メタン瓦斯は汚泥腐化槽の加熱用に使用してゐるので、之をPH調整に使用するとせば別に汚泥腐化槽加熱の燃料を要することゝなり、この燃料費が相當多額に必要となるのであります。そこで最後に考へましたことは、燃燒して廢棄さるべきエキゾースト瓦斯を利用することであります。エキゾースト瓦斯を分析しますと一〇%以上の炭酸瓦斯を含有することを知りましたので、これによつて種々實驗の結果、十分にPH價調整の可能なることの確信を得ました。そこで吉祥院におきましては今後この方法による設備の設計を進めたいと考へてをるのであります。最後に汚泥よりの發生瓦斯量でありますが、先づ下水中の浮游物質一瓲に對して七百立前後のメタン瓦斯發生は普通に信ぜられてをるところでありますから、我國都市の下水中の浮游物質一五〇—二五〇 P.P.M.としますれば十分であります。時間が參りましたからこれだけ申上げまして報告を終ることゝ致します。

## (ヨ)　戸田博士の主報告「本邦都市下水及汚物處分と魚介衞生私見」に對する討議

**京都市水道局下水課長　中條都一郎君**

昨日戸田博士が主報告におきまして、下水處理はしなくてもよろしいぢやないか、さうしてそれをそのまま河川に放流する、その放流された下水が河海に流入する、その河海の中に棲息する魚類の捕獲を制限さへすれば傳染の惧れはないぢやないかとかういふ御議論のやうに承知したのであります。私等も頗るその御議論には贊成ではありまするが、この厄介なる下水處理といふことを免れまして、屎尿をそのまゝ附近の河川に流しても差支ない、下水なり工場廢水も處理せんでよいとかういふことになれば頗る結構でありますけれども、その御議論の論據が、現在下水處理が完全に行はれてをらない、又下水處理が完全に出來ないものであるからさうしなければならない、又さうしてもよろしいと、かういふ論據であるとしますれば我々は一言なかるべからずであります。そこで我々の意見のあるところだけを申上げてみたいと思ふのでありますが、その前に歐米各國ではどういふ風になつてをるか、下水處理をどういふ風にして取扱つてをるかといふことを申上げてみたいと思ふのであります。

米國の例を簡單に申上げまするとと、米國におきましてはサニタリ・エンジニーヤといふものが政府の試驗の結果認可證を貰ふ、さうして丁度電氣事業法における電氣技術者のやうに試驗を受けまして、一等の免狀を得た者は人口何百萬の都市の下水處理場を擔當する資格がある。二等の免狀を得た者は人口何十萬の都市の下水處理場を擔當する資格があると、かういふ證明書を取るやうになつてをるのであります。從つてその試驗にパスするためには種々な學問をしなければならない、醫化學も勉强しなければならない、さうして又他面においては機械或は電氣の知識も必要になつて來る、かういふ風に色々な勉强をして、こゝにサニタリ・エンジニーヤといふものが出來上るのであります。さうしてこのサニタリ・エンジニーヤが下水處理場を管理すると、かうなつてをるのであります。然るに我國におきましてはそれに該當した技術者がない、たゞ土木技師等が大學或は專門學校の講義の際において一部衞生工學といふものを敎はる、それを根據として衞生施設の勉强をすると、かういふ風になつてをるのであります。從つて下水處理場の築造におきましてもコントラクションが主である。さういふ關係から現在におきましてはシビル・エンジニーヤが處理場の設計をし、

管理をし、操作をするといふ風になつてをるのであります。從つて極く淺い化學上の學問しかないのでありまするから、この處理された結果は結局醫化學者の分析によつてこれは衞生上有害であるとかないとかの結論を與へられる立場になつてをるのであります。從つて出來上つた品物、處理された淨水が良いか惡いかといふことはお醫者さんの方で決定して貰ふ。我々はただこの程度ならば衞生上無害であるといふことをお醫者さんの立場から知らして頂いて、極力それだけの成績を擧げるべく努めてをるのであります。それで醫者の立場から申しますれば頗る責任がない、これ〳〵にしなければ淨化水の成績は宜しくないと言はれゝば、はいさうですかと言ふより仕方がない立場であります。我々は我々の研究の結果我々の見識によつてそれを論駁する力がない。シビル・エンジニーヤでありますから遺憾ながらそれまで進んでをらない。從つてどうもこの保健部の方と土木局の方ととかく對立する傾向がある。保健部の方においては保健部の立場から屎尿處理場として汚泥促進法によります處理場を設けてやれば、土木局の方では下水の立場から下水處理として又同じやうな處理場を設ける。お互に對立するやうな傾向があるのであります。京都市におきましても同じく保健部においても屎尿處理場を有つてをる。我々の方においても下水處理場を有つてをる。從つて處理水の結果に對してはいつも保健部の方でそれが良いとか惡いとかの御論議を聞くのであります。それで我々が今まで處理をして來た淨化水の成績、或は歐米各國においても處理されてをる淨化水の成績といふものは、お醫者さんがこれならば宜しいとかういふ御斷定を下さつて、その斷定に副ふべく處理をしてをる、從つて先づその程度の成績——これは各都市ともさうでありまして、東京におきましても、名古屋におきましても、大阪におきましても、皆その程度の成績を擧げてをる。それにも拘らず、一方において處理場の成績は十分に擧がつてない、不可能であると、それで寧ろ河川にそのまゝ流してもよいぢやないかといふことをお醫者さんから申されると、我々のやつてをる仕事に對して市民は非常に危惧の念を懷く、餘分な事をやつてをるやうに考へられるのであります。これは單なる御議論ならば差支ありませぬが、公衆の面前で、あまり正確な結果が得られない先にたゞ無責任に發表された場合には、非常にこの困難な下水道事業の遂行を益々困難にならしむる。既に今朝の大阪毎日新聞の二面にも戸田博士の御私見が載つてをりましたが、あゝいふことが一般の人に讀まれた場合には非常に下水道處理事業或は下水道作業に對して疑問を懷くやうになるではないかと思ふのであります。この點に對してどういふ風にお考へになつてをられますか、戸田先生の御意見を拜聽し、更に御賛成なさいました名古屋の保健部長、或は各都市の同じやうな考を有つておいでになるだらうと思ひます。保健部長の方々の御意見を承たりいと思ふのであります。



**名古屋市保健部長　金原庄治郎君**

只今の京都市下水課長さん中條さんのお話の中に、私が昨日申述べました事柄について觸れてをるところがありますから此處に一應私からも辯明をして置きたいと思ひます。

只今のお説は大分何か誤解ではないかと思ふのであります。只今のお説でみるといふと、現在日本で採用してをる活性汚泥法なるものが都市の汚水淨化機關として適當であらずといふやうに私共が信じてをるといふやうな風にもお取りになつてをるやに伺はれるのでありまするが、私共現在我が名古屋市におきまして實施致してをりますこの活性汚泥法については、本工事をするに先立ちまして數年間試驗的裝置をつくりまして、これならば名古屋の下水處理として適當なりと固く信じたるが故に、相當多額の經費を投じて下水處理場を建設したのであります。この點につきましてはそ

の當時の成績と今日の成績とにおいて何らの相違はないのであります。それ故に下水處理場が現在の方法においては不適當だといふことは信じないのであります。併し現在の實情に則して今一歩進歩したる方法はないかといふことを私共常に研究してをるのであります。それは現在の下水處分法といふものが私共の考へるところでは全く歐米の模倣である。氣候、風土、人情において異つてをるヨーロッパ乃至アメリカの本當の模倣的な施設である。模倣的施設であるが故に、實際今日においてこれを實施して見るといふと、實情に則しないところが多々ある。これを如何に改良するかといふことが問題だと思ふのであります。その一例として昨日もちよつと申上げたのは、日本の如き雨量の多い、而も外氣溫が相當高い時に限つて雨量が多いといふやうな問題につきましては、これは將來大いに研究の餘地がある。何か適當な處分法でもないかといふことを常に考慮してをるところであります。ところが幸ひ昨日戸田博士から非常なる卓越した御意見を承つて私共非常に賛意を表した次第であります。勿論この下水施設方法につきましては相當改良の餘地があるといふことについては、前申上げましたやうな次第で、現在の方法そのまゝをこれを日本の下水處理施設として將來においても引續き採用するといふことについては尚幾多改良すべき點があるといふ意味合から、その戸田教授の述べられた如き一つの方法が理想的であるとすればこれに越したことはないといふ意味で、極めて私は賛意を表したわけであります。要は幸ひ本日は衛生主事關係の方も澤山お集まりであらうと思ひますから私共の要求するところは、お願ひするところは、日本の現狀に則したる本當の日本式下水處理場といふものを建設して頂きたいといふのが私共の希望であります。それには從來のものを改良して相當なものが出來ればこの上ないことであるが、併しそれがもし不可能だとすれば、何とか新しい方法がないかといふことを大いに考慮しなければならない。それについて戸田教授の述べられたやうな方法が最も適當であるかのやうに私考へましたので申上げたのであります。只今承つてをりますると、何かかう醫學的方面の者と工事方面の者とが意見の衝突をしてゐるとかなんとかいふやうなお話があり、尚責任云々――責任のないものを云々といふやうな、ちよつと穩當を缺くやうなお言葉がありましたので、私これは全く何から誤解ではないかと思ひますので一言私としてこの際御辯明申上げます次第であります。



**主報告者　戸田正三君**

私は中條さんからの御催促でありますから辯明致します。私はそのさういふ醫者であるとか、下水工事者であるとかいふ、そんなことは固より私の頭の中に微塵もある筈はない。これを豫めお答へ致します。

次に放流の問題でございますが、この放流の事を昨日私がお話し致します前に前提論として繰返へし三つの條項を擧げて置きました。その前提の下に私の私見を述べたのであります。その前提と致しましては、我國の過去及び現在の我國における都市の汚物、殊に屎尿は、田畑小川に灌流せられて或程度の自然淨化を經て河港に放流せられるこの河港放流式時代であつた。次に爾來十年か二十年においてそれがやゝ變り、今我國の諸都市において設計せられてをるところの下水法並に下水處分、而してこの家から總ての屎尿が放流せられたる場合においてのそれに對する下水處分の方法なるものは、不完全處理的港灣放流時代となるとかう申したのであります。中條さんは何かその、例へば京都市の下水――下水ぢやない、下水溝をそのまゝ加茂川に放流してもよいといふやうにお取りになつたかも知れませぬが、それならばとんでもないお間違ひであります。訂正を願ひます。どうも新聞社と雖もさういふことを掲げてをらない。私も新聞を讀んでをりまず。かくの如きでありまして、中條さんは先ほど京都

市の下水設計をもつて我々は完全と思ふとさう言つてをられるが、その完全とお考へになるところの根柢に對して私がプリンシプルとして之れを美觀問題と生物學的汚染の問題とにわけて申上げたのです。その中の美觀問題即ち第一には下水の放流せられた河水中の酸素量及び稀釋度に關することを述べ、今各都市が設計中の下水處分の程度ならば下水の放流による河港の美觀問題の方は大して心配がないが、心配のあるのは生物學的方面のことであるから、その生物學的に危險であると思はれるところの範圍内は、これを府縣もしくは都市において禁漁區として貰ふたならば、此不安は一掃せられる。またそれによつて我國の都市經濟が益々困難を極める際、必ずしも完全處理を望まなくともよい。又私は完全處理のその例と致しましてシカゴのミシガン湖の例を擧げたのでありますが、中條さんは十分あの例は御存知であらうと思ひます。あゝいふ風な完全處理は到底不可能でないかと私共考へるから、完全處理の一助として一番容易いところの港灣河川内の魚介捕獲の制限をしたらよくはないかと思ふといふ風に結論したのであります。どうか誤解のないやうに願ひます。

**中條君**

只今戸田先生乃至金原保健部長から色々懇切丁寧なお話を承りまして有難くお禮を申上げます。たゞ短時間のことでありますから私の申上げたい事を十分申上げる時間がなかつた關係上、或は誤解を受けたかも知りませぬが、それはお詫びして置きます。尚後日機會がありましたら色々意見を申上げて御指導を願ひたいと思ひます。一應御挨拶申上げます。

**大阪市保健部長　藤原九十郎君**

尚中條さんの問題、八番の報告については私は技術の問題に關して彼此今申しませぬが、色々お言葉の中に、醫學關係の者と土木關係の者とどうかう、保健部が無責任な事をどうかうといふやうなお話がありましたから、まあ尤も京都の話ですから我々關係はありませぬけれども、一言保健部關係者として申上げて置かなければならないと思ふのは、今日この保健問題の議題として下水といふことがこの中に含まれてをります通り、下水處理といふことは私はこれは保健事業であると思ふのであります。少くも屎尿、塵芥、下水といふものは一種の排泄物でありまして、これを處理するといふ事はこれ保健部の仕事ではないとしても保健事業であるのであります。從つてそれについて保健衞生の關係者が關心を有つといふことはこれは當然であります。決して無責任な立場ではないと思ふのであります。これについて多少我々は現在遺憾に考へてをることは、先づこの下水處理とか水道淨化設備とかいふことの設計に當りまして、都市の衞生當局者が全然關係がない、これはほかの都市はどうか知りませぬが、關係がないやうに私は考へてをります。ところがこの上水、下水、汚物處理の設計を許可し監督するものは何處かといふと衞生局であります。衞生局保健課の中の我々の同僚がその方の事を見てをるのであります。我々衞生關係者としてはやはりさういふやうな事業の性質上、保健關係者と協議してやるといふことにして貰ひたいと、これは此處で私個人の意見として申上げるのでありまするが、とにかくさういふやうに思つてをります。さういふわけでありまして、決して無責任な立場ではないといふことを申上げて置きます。

報告の第七である三川氏の「工場廢水放流と其の弊毒及對策」につきまして一言申述べたいと思ひます。この工場廢水處理といふことにつきまして取締方法がない。これは甚で遺憾であつて、何とかしなければならないといふことは、これは我々非常に大賛成であります。現在大阪市においてもこれがために非常に惱んでをりまして、これについて近く色々な對策を今やりつゝあるわけであります。たゞお話の中に、大阪市及び京都市の水道原水の中に僅かな硫酸があるといふお

ものは御承知の通り酸性アルカリを含んでをります。併しこれは工場で相當の設備を現在してをりまして、中和をすれば殆ど中性のものとなるのであります。して又假に酸性そのまゝであつても、あれだけの瀬田川の稀釋度によりまして、もう排水口からずつと十尺乃至二十尺も下れば殆ど變らないやうになつてゐるのであります。從つてお話の如く原水の中に硫酸があるといふことはあれは遊離硫酸ではない、硫酸鹽類であるといふことを一言申上げて置きます。

言葉があつたやうに伺つたのであります。それにつきましてちよつと一般に誤解があつてはならぬと思ひますので申上げて置きますが、水質試驗であの硫酸といふのはあれは硫酸鹽でありまして、如何なる水にも多少の硫酸鹽はあるのであります。從つて原水にありまするところのものは遊離硫酸ではないのであります。我々大阪の方でもこの瀬田川沿岸の工場廢水については常に關心を有つてをりまして、殆ど毎月一回乃至二回檢査をしてをりますが、あの人絹工場の廢水といふ

## (タ)　神戸市に於ける外人墓地に就て

神戸市土木部
都市計畫課長　奥中喜代一君

時間がありませぬので三分間皆さんのお耳を拜借致します。外人墓地といふ極めて特殊な問題でありますが、その沿革について我々教へられる點が一、二ありまするので、私その點を强調したいと思ふのであります。外人墓地が初めて出來るやうになりましたのは慶應三年十一月七日のことであります。故にこの七日の日を記念する爲に神戸では十一月七日にみなと祭をやつてをります。それはその時通商並居留條約といふものが出來たのでありますが、その條約の條文中に墓地のことを認めてをるのであります。神戸市においては居留地を施設し、それと同時に墓地を拵へろ、さうして周圍の柵は日本政府においてこれをなし維持修繕は外人これをなすべしといふ、かういふ條文があるのでありますが、この點であります。居住するといふことと墓とを同時に決めたのであります。でその翌々年の明治二年に墓が出來まして、さうして居留地工事と申しますか、今で申しまするとと土地區劃整理でありますが、立派な土地區劃整理が明治四年か五年に完成したのであります。墓が明治二年に出來て現實に人の住む居住地が四年、五年の二、三年後に出來てをるのであります。即ち永遠に安住する墓を造つて置いて、現實に住むところのものを後から造つた。これはこの植民地をあつちこつちに造りました英國の非常に經驗を積んだエンヂニーヤが來てやつたのでありまするが、英國人が世界的に發展した基礎がかういふところにあるんだらうとかう信ずる次第であります。その墓地が明治三十二年まで使はれましたが、三十二年に土地訴訟問題がありまして官有地といふことが確定し、それと同時に市においてその墓を管理すると、それから別に居留地より離れた山羊の方に新しく四千坪の墓地を造つて市で管理して經營する、かういふ風にして今日に來つたのであります。ところがその墓がもう餘地が少くなりましたので、今度又ずつと離れた山奥の、高燥な而も景色の良い所へ立派な墓を造らうと、かういふことになりましてその工事に着手すべく準備を致してをるのであります。東京、横濱におきましては近來非常に立派な墓地を造られたやうであります。從來の陰鬱な凄慘な墓地の狀態から離れたところの、明るくて

親しみ易い立派な墓地を造られたやうでありまするがこの墓地は單に墓地だけの問題でなく、祖先崇拜とか何とか、國民思想全體の上に大きな影響を與へる重大問題でありますので、こゝに外人墓地の——いはゆる英國人のやつた外人墓地の極く概略を申上げまして、皆さん方の何かの御參考に供したいと存ずる次第であります。

## (レ)　日本赤十字社施設の保健衞生事業

日本赤十字社
京都支部主事　西原光太郎君

赤十字社の創設は戰時救護の必要から起つたものでありまして、その關係から、陸海軍兩大臣の監督になつてをりますけれども、社會の必要から災害救護に手を延ばし、最近は更に平時の保健衞生事業に力を盡して、定款に健康の增進、疾病の豫防、苦痛の輕減の三項目を加へ、益々事業を擴張することになりました。

かやうな次第で事業は多岐に亘つてをりまするが、今その保健方面の數字の概要を申上げまするとと、病院三十二、診療所五十九、結核療養所十、産院四を所有致してをりまして、その他巡回診療四十二班を派遣し、これらによつて取扱つた患者數は昭和十年において約延一千萬人を超過致してをります。その中若干農山漁村の分も含まれてをりますけれども、その大部分は都市の衞生事業であります。右のほか每年夏季海、山、溫泉等に兒童保養所を設け、客年は四十六ケ所、收容人員五千八百四名、兒童健康相談所二十二ケ所、妊産婦保護所八ケ所を設け、巡回産婆百二名、學校看護婦百六十四名、社會看護婦八十三名、救急箱六百七十を配置し、昭和十年において結核豫防、路上救護、水上救護等の講習會を開催したことが九百三十九回、講習人員一萬五千名に達してをります。健康週間、結核豫防デー、乳幼兒愛護デー、視力保存デー、赤ん坊審査等には常に參加し、協力を致してやつてをります。結核豫防のために開催した講話が五百三十回、展覽會二十四回、活動寫眞九十五回、印刷物の配布百七十一萬部であります。東京本部には衞生博物館を常置し、時宜に適した展覽會を併設してをります。又絕えず講話、映畫の會を催し、陳列の材料は地方の要求に應じて貸出してをります。

以上病院療養所費が千百四萬七百五十圓、其他の保健費が百二十萬二千四百四十四圓であります。この外に大いに公衆の歡喜を促し社會の絕讚を得たいと思つてをりますことは、夙に人類の最大幸福は健康、人生は健康第一義であることを看破致しまして、十數年來少年赤十字を設置し、その綱領の冒頭に、健康增進を掲げ、その促進に精進してゐることであります。申すまでもなく保健衞生の第一義は都市住民の衞生思想でありまする。都市住民の衞生思想が發達しなくては、善美整頓の施設もその効力は微弱でありませう。而して都市住民の保健衞生思想はその幼少時代の養成にあります。我が日本赤十字社は、この幼少時代の保健思想養成を少年赤十字において擔當致してをるのであります。目下團數は八千五十三、團員は二百六十三萬人に達してをりますが、明日の御視察に少年赤十字の加はつてゐないことを遺憾に存じます。

次に赤十字社が事業を行ふ誠意を申上げて正當なる認識を得たいと思ふのであります。赤十字社は元來國家の事業を援助するといふ趣旨から創設せられたもの

でありますから、國家及び地方公共團體の施設で十分であり、不足ない事には、妄に手を出さぬことに致してをります。況んや妨害になるやうなことは決して致さぬ考であります。それ故に豫算關係、又は行政上の驅引等で急速に實行出來ぬことで必要に迫られてゐるやうな事がありましたならば、御遠慮なくお示しをお願ひ致します。かやうな事に力を傾注するのが赤十字社の本領であります。これから若干私見を申上げますが、どうも保健衞生がとかく消極に流れて面白くないかと思ひます。施設やゝ完備して、市民の體力に彈力なく、身體に抵抗力が缺乏して來るのではないか、これには施設の整頓と同時に精神の養成が必要であると思ひます。病氣何ものぞ、結核と雖も身體强健なれば敢へて恐るゝに足らぬといふ思想を、深く强く意識させることも必要だと思ひます。

次には施設の普及であります。假に保養所の例を擧げて見ましても、我が京都支部は年々二個所の保養所を設置して五百名以上の兒童を收容してをります。その外にも各種の團體で施設せられてをりますが、これを市内十數萬の學童に比例して見まするとと、實に僅少のものであります。さればといつてこれを擴張するには多額の經費を要します。何分赤十字社は主として寄附金と社員の年據金で賄つてをりまして、大都市のお豪所とは異り、極めて貧弱なものでありますから、大した事は出來ないのであります。それで十分に經濟的に施行するといふことが大切な問題でありますが、一方には唯單に博愛慈善の一點張でなく、貰へる所からは貰つて施す所には施すといふやり方がよいではないか、もとより決して營利的ではないが、救濟も程度の問題で、社會事業の發達に伴ふて却つて惰民を養成するの事例も乏しくないから、その調節を巧みにやらねばならぬと考へてをります。その次は迷信であります。衞生思想の發達を妨害するものは第一に迷信であると信じます。迷信に二つありまして、眞に迷信のものと、又已むを得ずして迷信に走るものとあります。現在の如き教育の進歩した時代には、第二の已むを得ずして迷信に走るものが多くて、これが大本教や、人の道教會などの繁昌した原因でないかと考へます。已むを得ずして迷信に走るとは如何なることかと申しますると、醫療費が高價で醫者の手にかゝれないから、已むを得ず加治祈禱等に心を寄せ、精神上の懊惱、身體上の苦痛を胡魔化してゐるのではないか。これを救ふには治療の費用を低廉にし、又治療に要する時間を短縮して、速に治癒するやうにしてやれば、迷信が霧の如く消えて、衞生思想がより以上に發達するのではないか。一昨年第十五回赤十字國際會議に英國のクローデルといふ貴婦人が代表で參りまして、診療時間の短縮といふことが英國では社會問題になつてをると申してをりましたが、よい處へ着眼してゐると考へたのであります。最後に重ねて申します。赤十字社は微力ではあるが國家社會に貢獻したい誠意は十分に有つてをりますす。そして主動的の團體ではない、戰時救護は陸海軍大臣の指揮、災害救護は地方長官の委囑、保健衞生事業は國家及び地方公共團體の要求によつて活動するのが本體であります。事業の緩急前後を達觀せられるのは爲政者の任務であります。何卒十分に御利用をお願ひ致します。同時に格別の御援助をお願ひ致して置く次第であります。

# 第四　兩部會に於ける報告討議の經過報告

## 一　序　說

前篇第二の五に記述せる如く、總會第二日の午後、第一日午後及び第二日午前に於ける第一、第二兩部會の報告討議の經過を、各其の部會議長より報告ありたるが、其の内容左の如し。

## 二　第一部會に於ける報告討議經過報告

第一部會議長
京都市助役　加賀谷朝藏君

これから第一部會の經過の概要を御報告申上げます。

第一部會は十四日、十五日の兩日に亘りまして開催されましたが、第一日目は午後三時四十分に開會、同五時二十分に閉會、第二日目は午前九時十分に開會、午後零時半閉會致しました。參會者は第一日目は約二百名、第二日目は約百五十名でありました。

部會に於ける討議竝に報告の傾向を分類致しますと大體公益企業の一般に關するもの、各個の事業經營上に關するものとなります。先づ和歌山高等商業學校教授大畑文七氏は「公益事業公營に關する若干の問題」と題しまして、公益事業の本質上何等かの統制を必要とすることは、何人も之を疑ふ餘地がない、しかも之が統制手段として、私營に委ねて法律の制定だけで統制し得るとなすか、或は公共團體が自ら進んでその所有乃至經營に携はり又はその絶對支配權を有つ必要があるとするかの二主義に分れるとなし、進んで公私營の優劣に對して、從來の一般的抽象論を排し、より嚴密なる吟味を主張し、公益事業公營に對する現代の行き詰りに對して、その組織形態を改善せしめる必要なきかと述べられました。

次に大阪商科大學助教授竹中龍雄氏は「公企業の運營に於ける官僚主義、商業主義、公共主義」と題しまして、現在公企業の運營に於て支配的なものは、官僚主義のやうに考へらるゝが、之には弊害もあるので、これが矯正の爲め反動的に商業主義が唱へられた。併ながら商業主義は私企業の經營原則であり、その儘公企業には適用し得ないから、結局、公企業の運營に於ける嚮導原理として採るべきは公共主義なること、但し「公共」なる概念は、實質的、積極的に把握せねばならぬとせられました。

次に東京市主事橋中一郎氏は「公企業の統制について」と題しまして、東京市軌道事業の經營難を檢討し、之を基礎として一般的な公企業の統制は如何にすべきかを考へ、結局、新經濟秩序に依據すべき、企業の國有民營主義を强調せられました。

次に東京市電氣局庶務課調査掛長山口喜一氏は「都市交通事業統制の範圍」と題しまして、交通事業の經濟力の綜合平均を目標とすべき交通統制の範圍は地域的に、若くは企業の内容を平面的に、例へば交通事業のみに限定すべきではないと述べられ、東京市監査局都市計畫課技師小田川利喜氏は「東京市に於ける公益企業の動向」と題し、東京市内外に於ける各種交通機關の交通量の增加と併せて電鐵や自動車發達の趨勢に對し、圖表を以て詳細なる御報告がありました。

又大阪市電氣局運輸部長岸本熊太郎氏は「經營者の

立場より見たる市内交通機關の運營問題の一考察」と題し、運營組織交通統制等につき實際家としての所懷を述べられました。

次に大阪府交通警察部囑託柴谷善次郎氏は「交通に關する希望」と題して、兩日に亘り公益企業としての交通企業に鑑み、之が施設經營の連絡統制等につき、種々有益なる御意見を開陳せられました。

京都市電氣局電車課技師西田德次郎氏は「市營バスとガソリン問題」と題して、最近に於けるガソリン價格の昂騰に依りバス事業者特に市營バスの經營に及ぼす影響の甚大なることを強調せられ、之が對策について種々御意見を述べられました。

鐵道省監督局事務官菱谷惣太郎氏は「外國大都市に於ける交通統制について」と題し、ロンドン、ベルリン、パリ、ニューヨーク各市の交通統制狀態を述べ、以て我國都市交通統制に對する參考資料を提供されました。

大阪府都市計畫委員會技師鳥井信氏は「新動機に基く公益企業、工業港計畫の一例」と題され、工業適地を安價に提供し以て工業の發展を期することこそ都市計畫及び工業政策の一大根本眼目である。工業港の設置の如きは最も適切の一方法と考へると述べられました。

最後に大阪府警察部建築課の村井進氏は「都市に於ける公益企業としての住宅經營と題しまして、現在の借家の質の劣惡は借家經營の小規模にして無統制な建設にあるので、この爲めに借家經營を統制して住宅事業を合理化する必要上住宅事業法の制定の必要を提唱されました。

以上簡單に御報告申上げました。何れも御熱心に討議報告下さいまして、會議の目的を遂行することが出來ましたことは、御同慶の至りであります。之を以て私の御報告を終ります。

## 三　第二部會に於ける報告討議經過報告

第二部會議長
京都市助役　石川芳太郎君

私は第二部會の議長を勤めました關係上部會に於ける報告討議の經過を簡單に御報告申上げます。

第二部會は十四日、十五日の兩日に亘り開會致しました。第一日は午後三時四十五分より開會しまして、參會者は約百八十名、報告討議申込者は三名でありました。

第一に神戸市衞生課長岩田穣氏が「都市塵芥處理及結核問題に就て」の題下に報告されましたが、時間の都合上結核問題は之を省略し、塵芥處理に就て御意見を述べられました。其の大要は汚物掃除法が、燒却處分を規定した事に就ての疑義に關し、歐米各國のそれに比し、多量の水分を含み、且つ不燃燒物の甚だ多く混合せる我國の塵芥は、果して全部燒却すべきものなりや、又之を悉く燒却する場合には、煤煙防止問題の解決と矛盾を來す點もあり、種々の角度より見て尙ほ此の規定に就ては吟味すべき多くの問題が殘されてゐると言ふことを力說され、更に神戸市に於ける塵芥蒐集團作業に就ての御報告がありました。

次に東京市公園課長井下清氏が公園の照明問題に就て御報告されました。その御論旨は日本人の勞働時間が不規則な爲め外國に比し休養時間を夜間に求めざるを得ない。從つて夜間の公園の利用價値も大であり、其の照明問題が重要性を以つて來る。公園の夜間照明の條件は、逍遙散策に適すること、運動遊戲の可能なること、人工的に美觀を作ること、及び保安上犯罪の防止等種々擧げられ、尙ほ之に關聯して夜間の公

園には犯罪が多いと云ふ説は、事實に反し、晝間の屋内屋外に比し却つて靜いことを述べられ、公園の夜間照明は以上の如き條件を滿たす必要があるが、夜間休養の本質上又經濟上相當の限度を必要とすると云ふのでありました。

次に慶應義塾大學教授奥井復太郎氏は「兒童遊園の位置に就て」と題し、都市社會學的に之を考察され、兒童遊園は三町乃至三町半の周域を以つて一單位とし、之を一つの社會的、行政的集團とすることが出來ることを强調されました。

以上で第一日の報告は終りましたが、之に引續き總會席上に於ける戸田博士の御報告に對する討議が行はれまして、名古屋市保健部長金原庄治郎氏は、御自身の行政上の御經驗に基き、博士の御意見に贊意を表せられました。

第二日は、前日に引續き午前九時十分より開會致しました。本日は十餘名の討議報告申込がありまして、第一に京都市衛生試驗所長吉田房雄氏が「都市生活と保健問題」と題し、現在都市住民は自然と離れ密住生活を營み、不健康な狀態にある、之を劇場、百貨店に於ける空氣汚染の實地調査に依つて實證され、尙ほ豫防醫學の未發達を指摘し、豫防衛生施設擴充の必要を說かれました。

次に濱松市參事會員園田繁章氏が、都市保健上精神衛生の重要なることを力說され、精神衛生の發達に依つて、迷信邪教を驅逐すべきであると述べられました。

次に東京市統計課豐浦淺吉氏は「保健問題と社會階級」と題し、現代の社會機構特に都市民の社會的構成を述べ、今日の保健衛生が結局個人の責任に係ることを指摘し、且つ各住民の特異な生活狀態に即して保健問題を取扱はねばならないとし、細民の不衛生狀態も改善するには貧困の問題に關係し社會政策的に取扱が必要なることを强調せられました。

次に都市計畫東京地方委員會技師石川榮耀氏は、都市の保健問題は結局國土計畫にまで發展せねばならないが、都市計畫技術家は此の國土計畫に對して如何なることを爲すべきかと考慮を促し、且つ此の計畫を實現するに就ては、先づ人口十萬以上の都市に特別市制を布く等、地方行政組織の改善を要すると力說されました。尙ほ同氏は照明學會を代表され、豫め配付せるパンフレットに就て公園の夜間照明に關し詳細の說明を爲され、且つ同委員會の吉村辰夫氏が之を補足されました。

次に東京市水道局給水課長岩崎富久氏が、上水道施設の安全性に關聯して、井戸、用水路、池の保存の甚だ必要なる所以を述べられ、之等は非常時等を考慮して補助金の下附其の他の方法に依つて淸潔に保存せられねばならないと主張せられました。

次に京城府會議員菅總治氏は、朝鮮家屋の構造を說明し、特に衛生的見地よりする煖房設備としてのオンドルの長所短所を報告されました。

次に水道協會三川秀夫氏は、工場用水に比べて工場廢水の衛生的處理に關する行政法規及び手段が甚だしく不備なることを遺憾とされ、之が充實完備の要を說かれました。

次に京都市下水課長中條都一郎氏は、前日總會に於ける戸田博士の講演に關する意見を述べ且つ吉祥院下水處理場の機構に就て說明されました。之に對し金原名古屋、藤原大阪兩保健部長氏より意見の開陳がありました。亦戸田博士より自說の說明がありました。

次に神戸市都市計畫課長奥中喜代一氏は、神戸市居留地に於て外人が住宅に先立ち墓地を建設せる事實を述べ、是は英國人の世界的發展に對する覺悟の一端を表はすことを述べられました。

最後に日本赤十字社京都支部主事西原光太郎氏は、同社施設の諸保健衛生事業に就ての概要及び抱負を述べられました。

尙ほ二、三報告討議の御通告をなさいました方もありますが、時間がありませんでしたので、遺憾ながら後日に讓つて頂くことゝ致しました。極めて簡單であります。

# 附記　第五回全國都市問題會議總會に關する文獻類

第五回全國都市問題會議總會に關して、其の準備文書及び總會開催竝に會議狀況を報道し、又は其の批判を試みたる圖書類を列記し、後日の參考に資せんとす。但會議事務局たる東京市政調査會資料室備付のものゝみに據れる關係上、取材の範圍自ら廣汎ならざるを遺憾とす。

## 一　總會の開催計畫に關するもの及び總會用文書

第五回全國都市問題會議總會文獻1　研究報告「都市の公益企業」

同　2　研究報告「都市の保健施設」（上）

同　3　研究報告「都市の保健施設」（下）

同　4　研究報告「都市の公益企業　都市の保健施設」追補篇

同　5　參考資料「公益企業經營に關する若干事例」

同　6　議事要錄

公益企業法案

全國都市問題會議會報第六號　第五回總會議題

全國都市問題會議會報第七號　公益企業現狀概觀、同文獻目錄

同　第八號　都市保健現狀概觀、同文獻目錄

同　第九號　第五回總會決定諸事項の豫報

## 二　總會の開催竝に總會狀況報告及び其批判等に關するもの

京都に開催せられたる第五回全國都市問題會議總會——雜誌「都市問題」第二十三卷第五號

全國都市問題會議第五回總會記念號——「都市問題」第二十三卷第四號

第五回全國都市問題會議總會の議題——雜誌「都市問題」第二十二卷第三號

全國都市問題會議——雜誌「大大阪」第十二卷第十一號

第五回全國都市問題會議總會の記（奥井復太郎氏）——雜誌「三田評論」第四七二號

## 三　總會前後に於ける諸新聞の記事

新聞名稱出以後略稱を用ふ（地）は地方版の略

十月二日

大阪毎日新聞（地）　京洛にひらく都市經營の大論陣　公益企業と保健施設に就て　全國都市問題會議近づく。

日出新聞　全國都市問題會議　秋深き京に眞劍な討議　市の準備は整ふ。

十月三日

大阪朝日新聞（地）　現代都市行政に最高指針を示す　第五回全國都市問題會議　十四日から京大で。

十月八日

大　朝（地）　全國都市會議　市議八名出席。

十月十一日

東　日　都市問題會議　十四日から京大で

讀賣新聞　第五回都市問題會議。

十月十三日

京都日日新聞　滿鮮、南洋からも參加　あす京都で開く六百都市・七百餘名の盛況　第五回全國都市問題會議。

十月十四日

大　朝　全國都市問題會議　けふから京都で總會　日本全市の主腦者を一堂に集め盡して　第五回全國都市問題會議けふから京大法經講堂で。

京華日報　全國都市問題會議　都市公益企業と保健施設を主題に。

十月十五日

大　朝（地）　「公益企業」と「保健施設」と討究。

大　毎　全國都市問題會議　京都で開かる。
大　毎　下水で汚染した港灣内の漁獲を禁ぜよ　京大戸田博士の提言。
大　毎(地)　全國都市問題會議第一日　重要産業は公營に保健施設費は増額を。
京　日　斯界の權威を集め都市研究發表　第五回全國都市問題會議總會けふ京大に開催（第一日）
京　日　都市下水溝の完成と港灣の汚染問題　全國都市問題會議總會第一日　京大戸田博士の興味ある報告。
京　華　市村市長總會議長　都市政策の權威七百名一堂に會す。
東　朝　全國都市問題總會。
日　出　都市問題會議總會開く　公益と保健を振張し更に輝しき建設へ驀進。
日　出　迸る名論卓說　けふ更に討議續行。

十月十六日

大　朝(地)　傾聽すべき報告　全國都市問題會議第二日
大　毎　壯丁の體格は年々低下　學生は六割近くも劣惡　殊に大阪と東京は著しい。
毎(地)　特殊衞生施設で壯丁の體力を向上　小泉陸軍々醫總監が强調　けふ市内の實地視察
京　日　公益企業問題と保健施設報告　全國都市問題會議第二日けふ引續き京大で。
日　出　壯丁の體力低下は教育方面に缺陷　小泉醫務局長の報告。
京　日　次回理事決定す　總會閉會式擧行
京　華　全國都市問題會議　熱意滿堂に溢る研究報告と討議　盛會裡に幕を閉づ　あすは施設を視察に。
新愛知新聞　都市問題會議總會終了す　けふは秋の京洛視察。
日　出　都市問題會議第二日　公益保健二部制で討議。
日　出　熱論討議幕閉づ　都市問題會議終る。

十月十七日

大　朝(地)　全國都市問題會議終る。
大　毎(地)　神苑の秋色をめで　三權威の公開演說を最後に全國都市問題會議終る。

# 第五回總會掛員事務分擔表

（太字は各掛主任）

| 係名 | 分擔事項 | 係員 京都市側 | 係員 事務局側 |
|---|---|---|---|
| 總務掛 | 一、掛間の連絡、整備<br>一、其の他の庶務 | 國島、光明、久松、中根、祐森、三田村 | 岡野(理事)、新名、鬼頭、田邊、龜卦川、菅原、小古間 |
| 總務掛（二十四日） | 三井寺下―疏水下リ―平安神宮 | 佃、黒田、寺島、井出、谷本、今村(久)、島崎、三宅(要) | 石川、土本 |
| 園遊會掛（十六日）　總務係 | | **光明**、國島、久松、中根、富山、古川 | |
| 園遊會掛（十六日）　受付係 | | **香田**、祐森、宮崎、石田、千原、山口(一)、八島、本田 | |
| 園遊會掛（十六日）　接待係 | | **山口(清)**、西川(應)、永森、内田、吉川、田中、江藤、若林、安達(幸)、安達(喜)、中村、楢村、三宅(範)、八木 | |
| 園遊會掛（十六日）　餘興係 | | **川畑**、生樋、近藤、夏原 | |
| 園遊會掛（十六日）　設備係 | | **河合**、河村 | |
| 園遊會掛（十六日）　救護係 | | **今村**、西川(秀)、島崎、三宅(要) | |
| 拜觀掛（十七日）　御所班 | | **清水**、祐森、尾形、石田、福井、田室、大久保、江藤、中村、吉川、西村、石川 | |
| 拜觀掛（十七日）　二條離宮班 | | **山口**、清瀧、丹羽、松島、千原、大島、寺島、安達(喜)、松村、倉橋、藪、三輪 | 猪間、齋藤、平野 |

# 第五回總會掛員事務分擔表

（太字は各掛主任）

| 係名 | 分擔事項 | 係員 京都市側 | 係員 事務局側 |
|---|---|---|---|
| 總務掛 | 一、掛間の連絡、整備<br>一、其の他の庶務 | 國島、光明、久松、中根、祐森、三田村 | 岡野（理事）、新名、鬼頭、田邊、龜卦川、菅原、小古間 |
| 會員及庶務掛 | 一、受付、會費收納、物品交付<br>一、諸用の處辨、斡旋<br>一、手荷物の保管<br>一、調度 | 今村、井上、河津、田室、西川（秀）、福井、松村、安達、江藤、中村、倉橋、河瀬、（兼）石川、（兼）奥野、富山、天知、菊山 | **村上、佐久**、河村、關口、齋藤、小古間 |
| 接伴掛 | 一、報告者、役員の送迎接伴<br>一、招待、挨拶廻<br>一、自動車 | 高垣、尾形、清瀧、丹羽、松島、藪、河村、永森 | **鬼頭**、平野、龜卦川、田邊 |
| 新聞掛 | 一、記事及記者接伴 | **橘本（數）**、西川（應）、（兼）上田 | 鬼頭、平野 |
| 會場掛 | 一、會場設備<br>一、會場整理<br>一、會員辨當 | **清水**、上田、大島、生橋、河合、川畑、橘川、三輪、奥野、（兼）今村、（兼）河村、 | 平野、菅原、佐久、河村（**大學側**）<br>井尻、西村、田邊、加藤、加美谷 |
| 議事掛 | 一、報告者、議長、部會長連絡<br>一、議事進行及整理<br>一、速記<br>一、寫眞撮影 | 香田、吉川、千原、寺島、西村、石田、篠原 | **鬼頭、龜卦川**（總會）、**菅原**（速記及寫眞）、猪間、**岡野**（文）（第一部會）、**藤田**（第二部會）、倉辻、小古間 |
| 救護掛 | 一、應急救護 | **今村（久）**、島崎、三宅（要） | |
| 觀光案內掛 | 一、觀光案內 | **大久保**、日町 | |
| 驛前案內掛 | 一、驛前案內 | **原田**、宮本、田畑 | 猪間、平野 |

## 視察掛（十六日）

| 班 | 分擔事項 | 係員 |
|---|---|---|
| 總務 | | |
| 第一班 | 蹴上　松竹―天龍寺―嵐山―平安神宮 | **大角**、清瀧、丹羽、**土井原**、松島、田室、原田、西村、間島、三輪 |
| 第二班 | 二條離宮―兒童院―日活―宇多野―高雄―平安神宮 | **橘本（喜）**、小寺、今村、三田村、河津、福井、櫻井、河瀬、三吉、國松 |
| 第三班 | 東本願寺―枳殼邸―下水處理場―塵芥燒却場―平等院―平安神宮 | **奥村**、平井、宮本、松村、藪、菅河、奥野、平松、富村、大橋 |
| 第四班 | A班　出町柳―叡山越へ<br>B班　三井寺下―疏水下り―平安神宮 | **清水、三宅**、橘本、上田、井上、篠原、尾形、高垣、大島、大久保、寺島、倉橋、吉村、石川、黒田、井出、谷島、今村（久）、島崎、三宅（要） |

## 園遊會掛（十六日）

| 係 | 分擔事項 | 係員 |
|---|---|---|
| 總務係 | | **光明**、國島、久松、中根、富山、古川 |
| 受付係 | | **番田**、祐森、宮崎、石田、千原、山口（一）、八島、本田 |
| 接待係 | | **山口（清）**、西川（應）、永森、内田、吉川、田中、江藤、若林、安達（幸）、安達（喜）、中村、植村、三宅（範）、八木 |
| 餘興係 | | **川畑**、生橋、近藤、夏原 |
| 設備係 | | **河合**、河村 |
| 救護係 | | **今村**、西川（秀）、島崎、三宅（要） |

## 拜觀掛（十七日）

| 班 | 分擔事項 | 係員 |
|---|---|---|
| 御所班 | | **清水**、祐森、尾形、石田、福井、田室、大久保、江藤、中村、吉川、西村、石川 |
| 二條離宮班 | | **山口、清瀧**、丹羽、松島、千原、大島、寺島、安達（喜）、松村、倉橋、藪、三輪 |

京日　市村市長の都市代表招待園遊會　平安神宮にて。

京華　全國都市問題會議和氣靄々裡に解散　次回の開催地は神戸か京城が候補。

日出　京洛の佳景を探勝　都市問題會議全く終る

日出　熱辯を揮ふ　昨夜の講演會。

福岡日日新聞　憂ふべき都市青年の體格の劣弱化　徴兵檢査に現はれた壯丁の成績、都市問題會議席上小泉軍醫總監發表。

帝國大學新聞　七百の權威集つて都市問題會議　十四日から三日間京大で。

十月二十日

大毎(地)　都市問題會議と市議。

京都帝國大學新聞　全國都市問題會議報告から　公益企業と都市財政―汐見三郎教授講演要旨。我國都市下水及び汚物處分と魚介衞生　戸田正三教授講演要旨。

十一月五日

東朝(地)　教室の空氣（東京市衞生試驗所有本邦太郎博士の研究報告「小學校建築に關する私見」より）

尙十月一日午後七時よりのAKラヂオ・ニュースに於て第五回總會の豫告ありたり。

# 第五回全國都市問題會議總會參加者名簿（準參加を含む）

（府縣等の順位は普通の用例に依るも、其の區分内に於ける順序は全く任意にして不同なり）

## 本省

| | |
|---|---|
| 内務省衛生局長 | 挾間茂 |
| 同　社會局技師 | 西野陸夫 |
| 同　地方局事務官 | 木戸喜佐登 |
| 陸軍省醫務局長軍醫總監 | 小泉親彦 |
| 鐵道省監督局長 | 前田穰 |

## 警視廳

| | |
|---|---|
| 警視廳技師建築監督官 | 伊東五郎 |

## 北海道

| | |
|---|---|
| 都市計畫北海道地方委員會技師 | 田中彦敏 |
| 函館市長 | 坂本森一 |

## 東京府

| | |
|---|---|
| 東京府屬 | 竹林敬介 |
| 都市計畫東京地方委員會事務官 | 西村輝一 |
| 同　技師 | 石川榮耀 |
| 同　同 | 横山信二 |
| 同　同 | 吉村辰夫 |
| 東京市助役 | 近新三郎 |
| 同　市監査局庶務課庶務掛長 | 橋中一郎 |
| 同　局監察課書記 | 金子吉衛 |
| 同　局區政課長 | 谷川昇 |
| 同　局統計課書記 | 永島忠夫 |
| 同　同 | 豐浦淺吉 |
| 同　局都市計畫課技師 | 小田川利喜 |
| 同　書記 | 長谷川金兵衛 |
| 同　市財務局主計課調査掛長 | 常盤隼馬 |
| 同　局主稅課書記 | 畑市次郎 |
| 同　市教育局庶務課長 | 片岡文太郎 |



| | |
|---|---|
| 東京市社會局福利課食堂掛長 | 山岡元 |
| 同　市保健局公園課長 | 井下清 |
| 同　課靈園掛長 | 井上安元 |
| 同　市土木局技術長 | 高橋甚也 |
| 同　局庶務課長 | 林清 |
| 同　局道路管理課第二修繕掛長 | 永井忠兵衛 |
| 同　市電氣局庶務課調査掛長 | 山口喜一 |
| 同　局勞働課書記 | 花形弘三郎 |
| 同　市水道局給水課長 | 岩崎富久 |
| 同　局下水課技師 | 久保讓 |
| 同　市文書課書記 | 久田實 |
| 同　市會事務局 | |
| 同　市目黒區主事 | 生田繁 |
| 同　市蒲田區長 | 加藤守道 |
| 同　市豐島區長 | 石森勳夫 |
| 同　區會副議長 | 奥村晶司 |
| 同　市小石川區會議員 | 藤木義幸 |
| 同　同 | 小林英夫 |
| 同　同 | 鹽野光彦 |
| 同　同 | 鈴木忠平 |
| 同　同 | 守田豐太郎 |
| 東京市小石川區會議員 | 鈴木增太郎 |
| 同　同 | 石田寅雄 |
| 同　同 | 沖田瀧次郎 |
| 同　市本鄉區會議員 | 福田傳吉 |
| 同　區會議員待遇者 | 稻見富治 |
| 同　同 | 津谷宇之助 |
| 同　市杉並區長 | 增田穆 |
| 同　區會議長 | 內藤貞雄 |
| 同　市王子區會副議長 | 片野眞猛 |
| 東京帝國大學教授 | 蠟山政道 |
| 慶應義塾大學教授 | 奥井復太郎 |
| 財團法人勤勞者教育中央會理事長 | 池田宏 |
| 同　囑託 | 豐浦興七 |
| 財團法人同　潤會 | |
| 帝國鐵道協會書記長 | 大田峰尾 |
| 社團法人水道協會書記 | 三川秀夫 |
| 都市照明委員會幹事 | 伊藤大二 |
| 同　同 | 谷鹿光治 |
| 日本大學都市學會々員 | 永水權作 |
| 都市美協會常務理事 | 石原憲治 |
| 東京府農工銀行 | 杉本正幸 |

| | | |
|---|---|---|
| 東京建物株式會社書記 | 蒔苗唯儀 | |
| ジャパン・ツーリスト・ビュロー調査宣傳部長 | 山中忠雄 | |
| 日本鋪道株式會社社長 | 淺利三朗 | |
| 同　社顧問 | 細野芳彦 | |
| 東京横濱電鐵株式會社工務課長 | 鈴木幸七 | |
| 東京市會議員待遇者信用組合第一金庫組合長 | 高木謙 | |
| 貴族院議員 | 伯爵 川村鐵太郎 | |
| 財團法人東京市政調査會專務理事 | 竹內至 | |
| 同　理事 | 岡野昇 | |
| 同　顧問 | 前田多門 | |
| 同　參事兼研究員 | 新名直和 | |
| 同　參事兼研究員兼司書 | 田邊定義 | |
| 同　研究員 | 鬼頭忠一 | |
| 同　同 | 龜卦川浩 | |
| 同　研究員兼司書 | 猪間驥一 | |
| 同　研究員 | 平野眞三 | |
| 同　同 | 岡野文之助 | |
| 同　同 | 藤田武夫 | |
| 同　同 | 幸島禮吉 | |

| | | |
|---|---|---|
| 財團法人東京市政調査會研究員補 | 倉辻平次 | |
| 同　司書 | 菅原忠治郎 | |
| 同　同 | 齋藤昇一 | |
| 同　同 | 關口松雄 | |
| 同　書記 | 佐久良親 | |
| 同　同 | 村上太郎 | |
| 同　同 | 河村茂 | |
| 全國都市問題會議事務局 | 小古間隆藏 | |

**京都府**

| | |
|---|---|
| 都市計畫京都地方委員會長 | 鈴木敬一 |
| 京都府總務部長 | 中村恒三郎 |
| 同　警察部長 | 薄田美朝 |
| 同　土木部長 | 岩崎雄治 |
| 同　都市計畫課長 | 佐伯敏男 |
| 同　地方技師 | 和田甲一 |
| 同　同 | 岩澤周一 |
| 同　建築工場課長 | 上山顯 |
| 同　保安課長 | 齋藤敏雄 |
| 同　地方技師 | 矢盛聰三郎 |
| 同　衞生課長 | 藤田茂尙 |



| | | |
|---|---|---|
| 京都府地方警察技師 | 大谷豐 | |
| 同　衞生技師 | 加藤三郎 | |
| 都市計畫京都地方委員會委員 | 田邊朔郎 | |
| 京都市長 | 市村慶三 | |
| 同　市助役 | 加賀谷朝藏 | |
| 同　同 | 石川芳太郎 | |
| 同　市收入役 | 五嶋藤一 | |
| 同　市土木局長 | 高田景 | |
| 同　市電氣局長 | 祝島男 | |
| 同　市水道局長 | 杉山元之助 | |
| 同　市電氣局技師長 | 大島居信光 | |
| 同　市財務部長 | 有本健三郎 | |
| 同　市教育部長 | 瀨谷薰 | |
| 同　市產業部長 | 小泉孫 | |
| 同　市保健部長 | 飯野斐 | |
| 同　市祕書課長 | 芳賀新助 | |
| 同　市職員課長 | 鹽津眞二 | |
| 同　市庶務課長 | 國島高一 | |
| 同　市社會課長 | 漆葉見龍 | |
| 同　市財務課長 | 夏秋義太郎 | |
| 同　市稅務課長 | 坂林清市 | |
| 同　市衞生課長 | 川崎榮喜田 | |

| | | |
|---|---|---|
| 京都市清掃課長 | 山田久次郎 | |
| 同　市觀光課長 | 西田利八 | |
| 同　市水道局庶務課長 | 田村省七 | |
| 同　市水道局上水課長 | 有光壬辰 | |
| 同　局下水課長 | 中條都一郎 | |
| 同　市土木局庶務課長 | 光明正道 | |
| 同　局土木課長 | 木村喬 | |
| 同　局地理課長 | 藤井市郎 | |
| 同　局都市計畫課長 | 岩井芳通 | |
| 同　局區劃整理課長 | 吉澤覺次郎 | |
| 同　局營繕課長 | 三橋國太郎 | |
| 同　市電氣局庶務課長 | 久松炳 | |
| 同　局電燈電力課長 | 山村忠行 | |
| 同　局電車課長 | 山田民藏 | |
| 同　局電氣課長 | 松村正作 | |
| 同　局自動車課長 | 福本幸三郎 | |
| 同　局工務課長 | 成瀨喬 | |
| 同　市庶務課 | 中根武夫 | |
| 同　市財務課 | 今川退三 | |
| 同　市電氣局庶務課 | 清水瑞一郎 | |
| 同　局電車課 | 西田德次郎 | |
| 同　局電氣課 | 神先藤五郎 | |

京都市水道局上水課　山本與一郎
同　局下水課　川島喜一郎
同　市土木局都市計畫課　堀川精一郎
同　課　川口廣一
同　局區劃整理課　香田久次郎
同　課　關目季靜
同　市會議長　石田吉左衛門
同　市會副議長　生谷龜之助
同　市會議員　坪田光藏
同　同　田中一男
同　同　中村庄太郎
同　市會事務局　長谷川安之助
同　京都病院長　桐山治一
同　宇多野療養所長　伊澤爲吉
同　京都市衞生試驗所長　三戶時雄
同　兒童院長　吉田房雄
同　囑託　福島滿帆
同　舞鶴町長　園原太郎
同　宇治町長代理助役　川北正太郎
京都市計畫大阪地方委員會委員　西川庄三郎
都市計畫京都地方委員會委員　寺川福三郎
京都市計畫京都地方委員會委員　北村丑之助
福知山町長　高木半兵衞
同　委員　三井長右衞門
宮津町　委員長　前川善吉
同　委員　前尾庄一
同宮津町名譽助役、同町會議員　上中健吉
同宮津町會議員　田中博
同宮津町會議員　田中三郎
同宮津町會議員　松井元興
京都商工會議所會頭　汐見三郎
同　交通部長　戶田正三
京都帝國大學總長　藤井厚二
同　教授　關口鐵太郎
同　同　常岡良三
建築學會代表・京都帝國大學教授　赤野六郎
京都帝國大學教授　難波紋吉
京都府立醫科大學教授　福島昌豐
同　助教授　淺山富之助
同志社大學法學部教授　京都市衞生組合聯合會長
京都市醫師會理事　京都市公同組合聯合會長
京都市醫師會理事・京都市衞生社主幹　川本元三郎
京都市醫師會理事

京都市公同組合聯合會副會長　吉村禎三
京都市都市問題研究會　吉田哲治
京都市政研究會常任幹事　川上清
日本赤十字社京都支部主事　西原光太部
京都瓦斯株式會社庶務課長　庄田貞治
鞍馬自動車株式會社專務取締役　千葉彌助
株式會社高島屋京都店支配人　由良一郎
奈良電氣鐵道株式會社專務取締役　戶田直溫
同　支配人　宇佐美丈夫
同　運輸課長　佐藤治
法隆寺國寶保存工事事務所長　武田五一
京都市有功者　久保田庄左衞門
　　增田即定

## 大阪府

大阪府警察部建築課長　中澤誠一郎
都市計畫大阪地方委員會技師　大木外次郎
同　島井信
同　森一雄
同　書記　向井利一
同　技手　田中清志

大阪府交通警察部囑託　柴谷善次郎
大阪市助役　中井光次
同　三宅正三
同　森下政一
同　市電氣局長　木津谷榮三郎
同　局運輸部長　岸本熊太郎
同　市水道部長　島崎孝彥
同　市土木部長　福留並喜
同　市港灣部長　內山新之助
同　市電氣局高速鐵道建設部長　橋本敬之
同　市保健部長　藤原九十郎
同　市電氣局電燈部長　川內槌藏
同　市財務部長　秋元保一
同　市監查部長　大塚辰治
同　市電氣局主計部長　高木貞治
同　局庶務課長　芳松茂
同　市土木部公園課長　椎原兵市
同　市水道部書記　藤本元次郎
同　市保健部淸掃課長　山崎豐
同　市衞生試驗所技師　荻野秀壽
同　市經理部調度課　柴田一光
堺市衞生課長　西尾濱太郎

○小阪町長　鈴木義仲
日本建築協會
都市計畫委員會委員　龜井幸次郎
同　村井進
同　大阪商科大學長　紙谷文次
同　大阪商科大學教授　藤田弘直
同　同助教授　河田嗣郎
同　高等商業部教授　金谷重義
同　土木學會關西支部長　竹中龍雄
合資會社清水組常務理事　藤谷謙二
○大阪朝日新聞論說委員　清水澈
大阪都市協會　小笹德藏
大阪瓦斯株式會社庶務部書記　藤田進一郎
京阪電氣鐵道株式會社電氣部長　木村浩
同　社　平川豐隆
同　同　喜多市松
阪和電氣鐵道株式會社總務課庶務係主任　森茂雄
堺商工會議所會頭　平井俊吉
柳原豐三郎　東佐平治

## 神奈川縣

○都市計畫神奈川地方委員會技師　野坂相如
神奈川縣警務技手　黑子貞治
橫濱市助役　梅津芳三
同　市文書課長　紙谷文次
同　市水道局長　藤田弘直
同　局書記　星野秀雄
橫須賀市土木課長　君塚秀雄
川崎市都市計畫課長　山田敬助
小田原町役場　原信一
都市計畫神奈川地方委員會技師　莊
神戶市土木部庶務課長　山田實
同　部都市計畫課長　奧中喜代一
同　市水道部長　村山喜一郎
同　市社會課長　赤堀郁太郎
同　市衛生課長　岩田穰
同　市書記　神崎紀郎
同　同　高橋富久雄
明石市助役　西田唯市
同　市土木課長　荒川敦二
同　市衛生戶籍課長　田村英藏
西宮市助役　松尾園治
同　市土木課長技師　中山千秋
同　市書記　三宅增藏
同　同　本岡才一郎
同　市技手　濱田義郎
尼崎市長　有吉實
同　市土木課長　小川英次郎
同　市衛生課長　高寄一市
飾磨町長　岡上彥三
小濱村長　中野半次朗
山陽瓦斯株式會社營業係主任　小林治之助
同　會計係主任　安積勇夫

## 兵庫縣

兵庫縣土木部長　吉岡計之助
同　都市計畫課長　齋藤武雄
同　地方技師　宮本長治
同　同　長澤忠郎
同　同　岡本茂樹
同　同　井本政信
同　同　高林泰一郎
同　同　田村雄次
同　屬　大上安治
同　同　友田光男
神戶市文書課長　門前嘉久一
神戶瓦斯株式會社庶務課長　西川元次郎
尼崎瓦斯株式會社囑託　中島邦利
兵庫縣都市研究會主事　木村良德
同　書記　上原正雄

## 長崎縣

都市計畫長崎地方委員會技師　谷口成之

## 新潟縣

都市計畫新潟地方委員會事務管　西芳雄
高田市長　江坂德藏
同　市會議員　丸山庄五郎
新潟市役所　本城鎭太郎

## 埼玉縣

都市計畫埼玉地方委員會技師　森幸太郎

## 群馬縣

都市計畫群馬地方委員會書記　川崎謙治
高崎市書記　石橋榮太郎
伊香保町長　岸權三郎

## 千葉縣

都市計畫千葉地方委員會技師　鹽原三郎
地方技師　中山泰明
市川市福利課長　後藤仁助
同　市會議長　大須賀巖
（千葉市）

**茨城縣**

都市計畫茨城地方委員會幹事　橫山喬
地方技師

**栃木縣**

都市計畫栃木地方委員會技師　峯村國吉
同　書記　松崎三次

**奈良縣**

奈良縣書記　松村音次郎
奈良市長　石原善三郎
同　市助役　平城慈門
同　市工務課長兼水道課長　吉田登

**三重縣**

都市計畫三重地方委員會事務官　栃本輝義
同　技師　兼岩傳一
松阪市長　小出三郎

津市長　堀川美哉
同市助役　高橋信藏
同市會副議長　金子憲三
桑名町主事　川村喜雄
鳥羽町長　辻本甚助

**愛知縣**

都市計畫愛知地方委員會事務官兼地方事務官　眞坂忠藏
同　技師兼地方技師　赤司貫一
同　同　石神甲子郎
同　同　西海芳郎
同　書記兼愛知縣屬　松尾粂之進
名古屋市長　大岩勇夫
同　市助役　藤岡兵一
同　同　神田純一
同　市電氣局長　池田篤三郎
同　市水道局長　中原順平
同　市庶務部長　花井又太郎
同　市土木部長　坂本暢
同　市教育部長　金原庄治郎
同　市保健部長

名古屋市產業部長　田中藏六
同　市社會部長　松橋基彥
同　市調查課長　奧村國雄
同　市醫事課長　山口靜夫
同　市電氣局電車課長　鷲尾重一
同　市土木部工營課　木村茂
同　市會議長　今堀辰三郎
同　市會副議長　富田彥吉
同　市會書記長　宮永顯二
同　市東區長　肥田竹次郎
同　市西區長　成田市太郎
同　市南區長　吉田勝正
一宮市役所　加藤德雄
岡崎市助役　小出釩三
守山町會議員都市計畫地方委員　田邊兼松
名古屋市則武耕地整理組合副組合長　小出惣三郎
名古屋市阿由知耕地整理組合副長　山田與會次郎
同　囑託　宮田新亮
同　書記　松本駒之助
東邦電力株式會社重役　山田平十郎

**靜岡縣**

都市計畫靜岡地方委員會技師兼地方技師　黑岩隆
同　同　伊東正一
同　書記兼靜岡縣屬　湯本實惠
靜岡市長　尾崎元次郎
同　市　梅村謂
濱松市助役　山崎正義
同　市收入役　坂本宗十郎
同　市書記　木下源一
同　市會議長　井上剛一
同　市會議員　北脇享太郎
同　同　園田繁
同　同　石野憲太郎
沼津市長　內藤吉
同　市庶務課長　佐久間源之助
同　市會議長　森田泰次郎
清水市助役　山本廣

**滋賀縣**

滋賀縣總務部長　中村茂
同　地方課長　安達正久

滋賀縣屬　野村治夫
都市計畫滋賀地方委員會技師　兒玉實
大津市助役　早川清三
同　市技師　原田長三郎
彦根町長　平塚分四郎

**岐阜縣**

都市計畫岐阜地方委員會　安藤坦
同　山田芳雄
岐阜市庶務課長兼保健課長　高木子之助
同　市立病院長兼療養所長　大橋員惠
同　市技師　寺本千太郎
同　市會議長　中尾義正
大垣市土木課長　中島一男
岐阜縣土地區劃整理協會　石谷顯

**長野縣**

都市計畫長野地方委員會事務官　鹽崎一
同　技師　小林茂
長野市長　藤井伊右衛門
飯田町長　小西吉太郎

**宮城縣**

都市計畫宮城地方委員會技師　國分浩
仙臺市長　澁谷德三郎
同　市都市計畫課　兒玉吉治

**福島縣**

福島市長　佐藤澤
同　市庶務課長　久保喜亮

**岩手縣**

釜石町長　小野寺有一

**青森縣**

八戸市長　神田重雄
同　市主事　齋藤悟郎

**秋田縣**

都市計畫秋田地方委員會技師　清水武夫

**福井縣**

都市計畫福井地方委員會技師　田中秀彌
福井市技師　清野啓三
同　市技手　多田治郎助

**石川縣**

都市計畫石川地方委員會技師　加藤彌太郎
同　書記　京村政尾
小松町助役　柳田岩松

**富山縣**

都市計畫富山地方委員會事務官　佐々木厚義
同　技師　石田昌平
富山市長　山崎定義
同　市書記　齋藤良部

**鳥取縣**

米子市長　西尾常彥

**島根縣**

都市計畫島根地方委員會　石倉俊寬
松江市長

**岡山縣**

岡山縣土木課長　飯島馨之助
都市計畫岡山地方委員會技師　岡田實
岡山市長　石原市三郎
同　市都市計畫課長　小西隆
倉敷市長　平松俊太郎

**廣島縣**

都市計畫廣島地方委員會技師　引野通夫
廣島市長　橫山金太郎
同　市助役　岡太學
同　市文書課長　谷山源睦
同　市庶務課長　佐々木忠夫
同　市經理課長　瀧澤捨雄
同　市書記　灘光博
同　同　清原正明
同　同　木村恒正
同　同　柳田彌三郎
同　市會議長　松坂義正
同　市會議員　角森好藏
同　佐野賢作
吳市土木課長　大谷榮助
同市書記　山本忠雄
福山市役所　福山市役所

**山口縣**

下關市役所　藤島隼人
同　石川國康
宇部市長　紀藤閑之助

麻里布町長　八原昌照

## 和歌山縣

都市計畫和歌山地方委員會技師兼地方技師　川口楠雄
同　書記兼和歌山縣屬　太田周助
和歌山市土木課長　人見信之助
同　課書記　山田利二
勝浦町長　鈴木味尺
和歌山高等商業學校教授　大畑文七

## 德島縣

都市計畫德島地方委員會技師　濱垣明
同　技手　吉野俊策
德島市規畫課長　村上武
同　市會議員　濱尾清太郎
同　大和甚太郎
同　片岡善吉
同　石田保
同　池光喜五郎
同　岩佐紀貞
同　勢井種藏
同　牛田善幸

都市計畫德島地方委員會委員　立木眞一
德島縣會　委員　西村德男
同　德島市會議　委員　平井義男
同　德島市會　委員　伊七郎
同　撫養町　委員長　谷伊七郎
同　小松島町　委員　庄野祐吉
橘町助役　上繁雄

## 香川縣

都市計畫香川地方委員會書記兼香川縣屬　長谷貞一
高松市助役　川口丙三郎
琴平町長　大利政彥
屋島町長　木村林七

## 愛媛縣

松山市長　井上久吉
同　市庶務課長　玉井助四郎
三津濱町長　高橋惣太郎

## 高知縣

高知縣道路書記　川澤美秋
高知市土木課長　清水眞澄

## 福岡縣

都市計畫福岡地方委員會技師　木村尙文
同　書記兼縣屬　簑原金次
同　雇　石場醇夫
福岡市長　久世庸夫
同　書記　岡正家
門司市長　後藤多喜藏
同　市主事補　河本吉郎
同　市書記　原田幸四郎
同　市會議長　中野眞吾
同　市會議員　黑岩鹿藏
小倉市助役　富安寬
同　市土木課長　守田道隆
八幡市土木課長　同
同　市會議員　上田吉次
若松市長代理助役　木本新一

## 大分縣

都市計畫大分地方委員會書記　岡崎春吉
佐伯町助役　小野東雄

## 佐賀縣

都市計畫佐賀地方委員會技手　原田勇
唐津市長　西山茂

## 熊本縣

都市計畫熊本地方委員會書記　西江清次

## 宮崎縣

都市計畫宮崎地方委員會技師　三浦鶴彥

## 沖繩縣

那覇市助役　當間重剛

## 朝鮮

朝鮮總督府內務局技師　岩宮登
同　屬　蜷木大
同　同　庭瀨信行
京城府衛生課長　荻野正俊
同　府水道技師　桃田喜一
同　府土木課庶務係長　家入傳
同　府會議員　杉市郎平
同　韓萬熙
同　韓相喆

京城府會議員　朴城勝
同　加藤好晴
同　菅總治
同　大梅健治
同　關根金作
同　古城龜之助
同　加納一米
釜山府書記　松尾孝平

**臺灣**

臺灣總督府屬　須江英雄

**關東州**

關東局警部　小林貞一
同　局屬　塚本茂
同　局技手　栗田秀次郎
南滿洲鐵道株式會社地方部地方課長　多田晃
同　部地方課員　中山進
同　部工事課　鴨打秀利
同　課　今三郎
同　奉天地方事務所地方係長　白井卓

**南洋**

南洋廳屬　光安國男
同　長野吉藏

**滿洲國**

新京特別市公署總務科長　平野博
哈爾濱特別市公署都市建設局總務科長　鈴木健次郎
錦州省錦縣公署參事官　解良武夫

'37. 2. 20

昭和十二年二月九日印刷
昭和十二年二月十二日發行

第五回總會文獻6
第五回總會要錄

非賣品

編輯兼發行者　東京市日比谷公園二番地　財團法人　東京市政調査會內　全國都市問題會議

印刷者　東京市京橋區築地四丁目四番地　鈴木茂

發行所　東京市日比谷公園二番地　財團法人東京市政調査會內　全國都市問題會議事務局　振替口座東京六〇八二四番

中屋三間印刷株式會社印刷